CZ-4-3
*1200404246256*

# 第七回国会制定法

参議院法制局

# 第七回国会制定法

参議院法制局

315

220.9 Sa C94 v.2
C243

# 目次

件名の下に（衆法）・（参法）とあるのは、衆議院提出又は参議院提出のものであることを示し、その他はすべて内閣提出のものである。


**昭和二十四年公布**

○法律第二七七号　薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二四・一二・二〇公布）……一

○法律第二八二号　国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律（昭二四・一二・二四公布）……一

**昭和二十五年公布**

○法律第　二　号　地方税法の一部を改正する法律（昭二五・二・二八公布）（衆法）……二

○法律第　三　号　臨時通貨法の一部を改正する法律（昭二五・三・二公布）……三

○法律第　四　号　日本学術会議法の一部を改正する法律（昭二五・三・七公布）……三

○法律第　五　号　連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律（昭二五・三・七公布）……四

○法律第　六　号　昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律（昭和二五・三・七公布）……四

○法律第　七　号　国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（昭和二五・三・七公布）……四

○法律第　八　号　一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所属替又は所管換の無償整理に関する法律（昭二五・三・七公布）……五

○法律第　九　号　失業保険特別会計法の一部を改正する法律（昭二五・三・一三公布）……五

○法律第一〇号　物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律を廃止する法律（昭二五・三・一三公布）……五

○法律第一一号　船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律（昭二五・三・一六公布）……五

○法律第一二号　家畜保健衛生所法（昭二五・三・一八公布）……六

○法律第一三号　在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律（昭二五・三・二二公布）（衆法）……六

○法律第一四号　国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律（昭二五・三・二二公布）……七




国立国会
25. 9. 11
図書館
K 342

○法律第一五号　水先法の一部を改正する法律（昭二五・三・二二公布）……八
○法律第一六号　文部省設置法の一部を改正する法律（昭二五・三・二七公布）……八
○法律第一七号　営養士法の一部を改正する法律（昭二五・三・二七公布）……九
○法律第一八号　麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律（昭二五・三・二七公布）……一〇
○法律第一九号　大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二五・三・二七公布）……一〇
○法律第二〇号　開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二五・三・二七公布）……一一
○法律第二一号　国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二五・三・二七公布）……一一
○法律第二二号　郵政省設置法の一部を改正する法律（昭二五・三・二七公布）……一一
○法律第二三号　簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭二五・三・二七公布）……一一
○法律第二四号　郵便年金法の一部を改正する法律（昭二五・三・二七公布）……一二
○法律第二五号　副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・三・二八公布）……一二
○法律第二六号　性病予病法等の一部を改正する法律（昭二五・三・二九公布）……一五
○法律第二七号　公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・三・二九公布）……一六
○法律第二八号　食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二五・三・二九公布）……一六
○法律第二九号　農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二五・三・二九公布）……一六
○法律第三〇号　アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律（昭二五・三・二九公布）……一七
○法律第三一号　証券取引法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……二二
○法律第三二号　総理府設置法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……二二
○法律第三三号　法務府設置法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……二三
○法律第三四号　審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……二三
○法律第三五号　厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……二五
○法律第三六号　開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……二五
○法律第三七号　新炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律（昭二五・三・三一公布）……二六







○法律第三八号　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……一七
○法律第三九号　夏時刻法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……一八
○法律第四〇号　銀行等の債権発行等に関する法律（昭二五・三・三一公布）……一八
○法律第四一号　日本勧業銀行法等を廃止する法律（昭二五・三・三一公布）……一八
○法律第四二号　郵便為替法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……三三
○法律第四三号　郵便貯金法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……三四
○法律第四四号　郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……三四
○法律第四五号　国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……三五
○法律第四六号　特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……三六
○法律第四七号　社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律（昭二五・三・三一公布）……三八
○法律第四八号　運輸省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……四三
○法律第四九号　国家公務員法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）（衆法）……四四
○法律第五〇号　地方税法の一部を改正する等の法律（昭二五・三・三一公布）……四四
○法律第五一号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……四五
○法律第五二号　外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……四五
○法律第五三号　松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律（昭二五・三・三一公布）……四八
○法律第五四号　食糧管理法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……四八
○法律第五五号　臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……五一
○法律第五六号　新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……五一
○法律第五七号　中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……五二
○法律第五八号　肥料配給公団令の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……五二
○法律第五九号　油糧配給公団法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……五二
○法律第六〇号　財政法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……五一
○法律第六一号　国庫出納金等端数計算法（昭二五・三・三一公布）……五三
○法律第六二号　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律

○法律第八七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭二五・四・一公布）……一八六
○法律第八八号　農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律（昭二五・四・一公布）……一八六
○法律第八九号　農産種苗法の一部を改正する法律（昭二五・四・一公布）……一八六
○法律第九〇号　不正競争防止法の一部を改正する法律（昭二五・四・一公布）……一八七
○法律第九一号　帝国石油株式会社法を廃止する法律（昭二五・四・一公布）……一八八
○法律第九二号　産業復興公団法の一部を改正する法律（昭二五・四・一公布）……一八八
○法律第九三号　海外移住組合法の廃止に関する法律（昭二五・四・一公布）……一八九
○法律第九四号　公認会計士法の一部を改正する法律（昭二五・四・一公布）……一八九
○法律第九五号　一般職の職員の給與に関する法律（昭二五・四・七公布）（衆法）……一九四
○法律第九六号　裁判所等の一部を改正する法律（昭二五・四・一四公布）……二〇〇
○法律第九七号　裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・四・一四公布）……二〇二
○法律第九八号　少年法の一部を改正する法律（昭二五・四・一五公布）……二〇二
○法律第九九号　少年院法の一部を改正する法律（昭二五・四・一五公布）……二〇三
○法律第一〇〇号　公職選挙法（昭二五・四・一五公布）（衆法）……二〇四
○法律第一〇一号　公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭二五・四・一五公布）（衆法）……二〇三
○法律第一〇二号　水路業務法（昭二五・四・一七公布）……二七七
○法律第一〇三号　学校教育法の一部を改正する法律（昭二五・四・一九公布）……二七九
○法律第一〇四号　保険業法等の一部を改正する法律（昭二五・四・一九公布）……二八一
○法律第一〇五号　日本政府在外事務所設置法（昭二五・四・一九公布）……二八二
○法律第一〇六号　倉庫業法の一部を改正する法律（昭二五・四・二〇公布）……二八三
○法律第一〇七号　電信電話料金法の一部を改正する法律（昭二五・四・二一公布）……二八四
○法律第一〇八号　通商産業省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・四・二四公布）……二八五
○法律第一〇九号　都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・四・二五公布）（参法）……二八八
○法律第一一〇号　資産再評価法（昭二五・四・二五公布）……二八八
○法律第一一一号　臨時設置法の一部を改正する法律（昭二五・四・二七公布）……三三
○法律第一一二号　賠償庁
○法律第一一三号　連合国軍人等住宅公社法（昭二五・四・一公布）……一八三
○法律第一一四号　公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律（昭二五・四・一公布）……一八二
○法律第一一五号　外務省設置法の一部を改正する法律（昭二五・四・一公布）……一八〇
○法律第一一六号　所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二五・四・一公布）……一八〇
○法律第一一七号　国税の延滞金等の特例に関する法律（昭二五・三・三一公布）……一七九
○法律第一一八号　国税犯則取締法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……一七九
○法律第一一九号　通行税法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……一七八
○法律第一二〇号　有価証券移転税法を廃止する法律（昭二五・三・三一公布）……一七八
○法律第一二一号　酒税法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……一七七
○法律第一二二号　相続税法（昭二五・三・三一公布）……一七〇
○法律第一二三号　法人税法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……一四四
○法律第一二四号　所得税法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……一二六
○法律第一二五号　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……七五
○法律第一二六号　国税徴収法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……六〇
○法律第一二七号　輸出信用保険特別会計法（昭二五・三・三一公布）……六八
○法律第一二八号　輸出信用保険法（昭二五・三・三一公布）……六六
○法律第一二九号　解散団体財産収入金特別会計法（昭二五・三・三一公布）……六五
○法律第一三〇号　米国対日援助物資等処理特別会計法（昭二五・三・三一公布）……六三
○法律第一三一号　米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……六一
○法律第一三二号　造幣庁特別会計法（昭二五・三・三一公布）……六〇
○法律第一三三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一公布）……五六

○法律第一一二号 地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法（昭二五・四・一公布）……三三三
○法律第一一三号 農林省設置法の一部を改正する法律（昭二五・四・一八公布）……三三四
○法律第一一四号 国家公務員等の旅費に関する法律（昭二五・四・三〇公布）……三三四
○法律第一一五号 飲食営業臨時規制緊急法の一部を改正する法律（昭二五・四・三〇公布）……三三八
○法律第一一六号 昭和二十五年分所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律（昭二五・四・三〇公布）……三三二
○法律第一一七号 関税定率法の一部を改正する法律（昭二五・四・三〇公布）……三三四
○法律第一一八号 図書館法（昭二五・四・三〇公布）……三三五
○法律第一一九号 社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三三八
○法律第一二〇号 労働省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三三八
○法律第一二一号 建設省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三三九
○法律第一二二号 医療法の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三四〇
○法律第一二三号 精神衛生法（昭二五・五・一公布）（参法）……三四二
○法律第一二四号 健康保険法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三四二
○法律第一二五号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三四二
○法律第一二六号 北海道開発法（昭二五・五・一公布）……三四二
○法律第一二七号 肥料取締法（昭二五・五・一公布）……三四二
○法律第一二八号 貴金属鉱管理法（昭二五・五・一公布）……三四二
○法律第一二九号 造船法（昭二五・五・一公布）……三四二
○法律第一三〇号 国会閉会中委員会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）（衆法）……三四二
○法律第一三一号 電波法（昭二五・五・二公布）……三四二
○法律第一三二号 放送法（昭二五・五・二公布）……三四二
○法律第一三三号 電波管理委員会設置法（昭二五・五・二公布）……三四二
○法律第一三四号 電気通信省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）……三四二
○法律第一三五号 国家公務員法組合法の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）……三四二
○法律第一三六号 租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）……三四二
○法律第一三七号 日本国有鉄道法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二五・五・八公布）……三四二
○法律第一三八号 最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律（昭二五・五・八公布）（衆法）……三四二
○法律第一三九号 国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四三
○法律第一四〇号 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四三
○法律第一四一号 大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四三
○法律第一四二号 国家公務員等の退職手当の臨時措置に関する法律（昭二五・五・四公布）……三四三
○法律第一四三号 地方自治法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四四
○法律第一四四号 生活保護法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四四
○法律第一四五号 電気事業者の社債の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律（昭二五・五・四公布）……三四四
○法律第一四六号 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（昭二五・五・四公布）……三四六
（衆法）……三四六
○法律第一四七号 国籍法（昭二五・五・四公布）……三四六
○法律第一四八号 国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四六
○法律第一四九号 火薬類取締法（昭二五・五・四公布）……三四六
○法律第一五〇号 造林臨時措置法（昭二五・五・四公布）……三四六
○法律第一五一号 植物防疫法（昭二五・五・四公布）……三四八
○法律第一五二号 鳳凰麒麟狩猟取締法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四八
○法律第一五三号 海上運送法等の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四八
○法律第一五四号 水産庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・六公布）……三四八
○法律第一五五号 船員職業安定法の一部を改正する法律（昭二五・五・六公布）……三四九
○法律第一五六号 住宅金融公庫法（昭二五・五・六公布）……三四九
○法律第一五七号 農業協同組合法の一部を改正する法律（昭二五・五・六公布）……三四九
○法律第一五八号 鉱業法（昭二五・五・八公布）……三四九
○法律第一五九号 運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五〇
○法律第一六〇号 日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五〇
○法律第一六一号 漁港法（昭二五・五・一〇公布）（衆法）……三五一
○法律第一六二号 最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）（衆法）……三五一
○法律第一六三号 国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五一
○法律第一六四号 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五一
○法律第一六五号 大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五二
○法律第一六六号 国家公務員法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五二
○法律第一六七号 昭和二十五年分所得税の予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五二
○法律第一六八号 関税定率法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五二
○法律第一六九号 図書館法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五四
○法律第一七〇号 社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三五八
○法律第一七一号 労働省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三五八
○法律第一七二号 建設省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三五九
○法律第一七三号 医療法の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三六〇
○法律第一七四号 精神衛生法（昭二五・五・一公布）（参法）……三六二
○法律第一七五号 健康保険法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三七〇
○法律第一七六号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三七一
○法律第一七七号 北海道開発法（昭二五・五・一公布）……三七一
○法律第一七八号 肥料取締法（昭二五・五・一公布）……三七一
○法律第一七九号 貴金属鉱管理法（昭二五・五・一公布）……三七一
○法律第一八〇号 造船法（昭二五・五・一公布）……三七一
○法律第一八一号 国会閉会中委員会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）（衆法）……三七九
○法律第一八二号 電波法（昭二五・五・二公布）……三八〇
○法律第一八三号 放送法（昭二五・五・二公布）……三八〇
○法律第一八四号 電波管理委員会設置法（昭二五・五・二公布）……三八一
○法律第一八五号 電気通信省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）……三八一
○法律第一八六号 国家公務員法組合法の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）……三八一
○法律第一八七号 租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）……三八一







○法律第一一二号 地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法（昭二五・四・一七公布）……三三三
○法律第一一三号 農林省設置法の一部を改正する法律（昭二五・四・一八公布）……三三四
○法律第一一四号 国家公務員等の旅費に関する法律（昭二五・四・三〇公布）……三三四
○法律第一一五号 飲食営業臨時規制緊急法の一部を改正する法律（昭二五・四・三〇公布）……三三八
○法律第一一六号 昭和二十五年分所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律（昭二五・四・三〇公布）……三三二
○法律第一一七号 関税定率法の一部を改正する法律（昭二五・四・三〇公布）……三三四
○法律第一一八号 図書館法（昭二五・四・三〇公布）……三三五
○法律第一一九号 社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三三八
○法律第一二〇号 労働省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三三八
○法律第一二一号 建設省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三三九
○法律第一二二号 医療法の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三四〇
○法律第一二三号 精神衛生法（昭二五・五・一公布）（参法）……三四二
○法律第一二四号 健康保険法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三四二
○法律第一二五号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三四二
○法律第一二六号 北海道開発法（昭二五・五・一公布）……三四二
○法律第一二七号 肥料取締法（昭二五・五・一公布）……三四二
○法律第一二八号 貴金属鉱管理法（昭二五・五・一公布）……三四二
○法律第一二九号 造船法（昭二五・五・一公布）……三四二
○法律第一三〇号 国会閉会中委員会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）（衆法）……三四二
○法律第一三一号 電波法（昭二五・五・二公布）……三四二
○法律第一三二号 放送法（昭二五・五・二公布）……三四二
○法律第一三三号 電波管理委員会設置法（昭二五・五・二公布）……三四二
○法律第一三四号 電気通信省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）……三四二
○法律第一三五号 国家公務員法組合法の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）……三四二
○法律第一三六号 租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）……三四二
○法律第一三七号 日本国有鉄道法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二五・五・八公布）……三四二
○法律第一三八号 最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律（昭二五・五・八公布）（衆法）……三四二
○法律第一三九号 国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四三
○法律第一四〇号 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四三
○法律第一四一号 大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四三
○法律第一四二号 国家公務員等の退職手当の臨時措置に関する法律（昭二五・五・四公布）……三四三
○法律第一四三号 地方自治法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四四
○法律第一四四号 生活保護法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四四
○法律第一四五号 電気事業者の社債の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律（昭二五・五・四公布）……三四四
○法律第一四六号 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（昭二五・五・四公布）……三四六
（衆法）……三四六
○法律第一四七号 国籍法（昭二五・五・四公布）……三四六
○法律第一四八号 国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四六
○法律第一四九号 火薬類取締法（昭二五・五・四公布）……三四六
○法律第一五〇号 造林臨時措置法（昭二五・五・四公布）……三四六
○法律第一五一号 植物防疫法（昭二五・五・四公布）……三四八
○法律第一五二号 鳳凰麒麟狩猟取締法の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四八
○法律第一五三号 海上運送法等の一部を改正する法律（昭二五・五・四公布）……三四八
○法律第一五四号 水産庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・六公布）……三四八
○法律第一五五号 船員職業安定法の一部を改正する法律（昭二五・五・六公布）……三四九
○法律第一五六号 住宅金融公庫法（昭二五・五・六公布）……三四九
○法律第一五七号 農業協同組合法の一部を改正する法律（昭二五・五・六公布）……三四九
○法律第一五八号 鉱業法（昭二五・五・八公布）……三四九
○法律第一五九号 運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五〇
○法律第一六〇号 日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五〇
○法律第一六一号 漁港法（昭二五・五・一〇公布）（衆法）……三五一
○法律第一六二号 最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）（衆法）……三五一
○法律第一六三号 国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五一
○法律第一六四号 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五一
○法律第一六五号 大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五二
○法律第一六六号 国家公務員法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五二
○法律第一六七号 昭和二十五年分所得税の予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五二
○法律第一六八号 関税定率法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……三五二
○法律第一六九号 図書館法（昭二五・五・一〇公布）……三五四
○法律第一七〇号 社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三五八
○法律第一七一号 労働省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三五八
○法律第一七二号 建設省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三五九
○法律第一七三号 医療法の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三六〇
○法律第一七四号 精神衛生法（昭二五・五・一公布）（参法）……三六二
○法律第一七五号 健康保険法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三七〇
○法律第一七六号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一公布）……三七一
○法律第一七七号 北海道開発法（昭二五・五・一公布）……三七一
○法律第一七八号 肥料取締法（昭二五・五・一公布）……三七一
○法律第一七九号 貴金属鉱管理法（昭二五・五・一公布）……三七一
○法律第一八〇号 造船法（昭二五・五・一公布）……三七一
○法律第一八一号 国会閉会中委員会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）（衆法）……三七九
○法律第一八二号 電波法（昭二五・五・二公布）……三八〇
○法律第一八三号 放送法（昭二五・五・二公布）……三八〇
○法律第一八四号 電波管理委員会設置法（昭二五・五・二公布）……三八一
○法律第一八五号 電気通信省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）……三八一
○法律第一八六号 国家公務員法組合法の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）……三八一
○法律第一八七号 租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭二五・五・二公布）……三八一

○法律第一六一号　経済安定本部設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……五〇五
○法律第一六二号　経済調査庁法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……五〇八
○法律第一六三号　外資に関する法律（昭二五・五・一〇公布）……五一〇
○法律第一六四号　外資委員会設置法（昭二五・五・一〇公布）……五一五
○法律第一六五号　会計検査院法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……五一七
○法律第一六六号　米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律（昭二五・五・一〇公布）……五一八
○法律第一六七号　商法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……五三二
○法律第一六八号　教育委員会法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……五三五
○法律第一六九号　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭二五・五・一〇公布）……五三八
○法律第一七〇号　水産業協同組合法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……五四〇
○法律第一七一号　水産資源枯渇防止法（昭二五・五・一〇公布）……五四一
○法律第一七二号　予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五・五・一一公布）……五四五
○法律第一七三号　配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律（昭二五・五・一一公布）……五四六
○法律第一七四号　富裕税法（昭二五・五・一一公布）……五五九
○法律第一七五号　農林物資規格法（昭二五・五・一一公布）……五六二
○法律第一七六号　特別鉱害復旧臨時措置法（昭二五・五・一一公布）……五六九
○法律第一七七号　船主相互保険組合法（昭二五・五・一一公布）……五八〇
○法律第一七八号　漁船法（昭二五・五・一三公布）（衆法）……五八六
○法律第一七九号　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五・五・一五公布）……五九五
○法律第一八〇号　国家公務員の職階制に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二五・五・一五公布）……五九八
○法律第一八一号　一般職の職員の給与に関する法律（昭二五・五・一五公布）（参法）……六〇〇
○法律第一八二号　社会福祉主事の設置に関する法律（昭二五・五・一五公布）（参法）……六〇〇
○法律第一八三号　引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一六公布）（衆法）……六〇〇
○法律第一八四号　恩給法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一七公布）（参法）……六〇八
○法律第一八五号　特別未帰還者給与法の一部を改正する法律（昭二五・五・一七公布）（参法）……六〇八
○法律第一八六号　消防法の一部を改正する法律（昭二五・五・一七公布）（衆法）……六〇八
○法律第一八七号　公衆浴場法の一部を改正する法律（昭二五・五・一七公布）（衆法）……六一一
○法律第一八八号　弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律（昭二五・五・一八公布）（衆法）……六一一
○法律第一八九号　昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五・五・一八公布）（衆法）……六一一
○法律第一九〇号　政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭二五・五・二〇公布）（衆法）……六一二
○法律第一九一号　相続税法の一部を改正する法律（昭二五・五・二〇公布）（衆法）……六一三
○法律第一九二号　つむぎ等の輸入税を免除する法律（昭二五・五・二〇公布）（衆法）……六一三
○法律第一九三号　臨時石炭鉱業管理法の廃止に関する法律（昭二五・五・二〇公布）（衆法）……六一四
○法律第一九四号　牧野法（昭二五・五・二〇公布）……六一五
○法律第一九五号　判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・二二公布）（参法）……六一九
○法律第一九六号　裁判官弾劾法の一部を改正する法律（昭二五・五・二二公布）（衆法）……六一九
○法律第一九七号　司法書士法（昭二五・五・二二公布）（衆法）……六二〇
○法律第一九八号　海上保安庁法の一部を改正する法律（昭二五・五・二三公布）……六二二
○法律第一九九号　教育職員免許法の一部を改正する法律（昭二五・五・二三公布）……六二五
○法律第二〇〇号　教育職員免許法施行法の一部を改正する法律（昭二五・五・二三公布）……六二六
○法律第二〇一号　建築基準法（昭二五・五・二四公布）（衆法）……六二八
○法律第二〇二号　建築士法（昭二五・五・二四公布）（衆法）……六五〇
○法律第二〇三号　更生緊急保護法（昭二五・五・二五公布）……六五五
○法律第二〇四号　保護司法（昭二五・五・二五公布）……六五九
○法律第二〇五号　国土総合開発法（昭二五・五・二六公布）……六六一
○法律第二〇六号　滅失鉱業原簿調製等臨時措置法（昭二五・五・二六公布）……六六三
○法律第二〇七号　クリーニング業法（昭二五・五・二七公布）（衆法）……六六八
○法律第二〇八号　小型自動車競走法（昭二五・五・二七公布）（衆法）……六七〇
○法律第二〇九号　家畜改良増殖法（昭二五・五・二七公布）……六七二







○法律第一六一号　経済安定本部設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……五〇五
○法律第一六二号　経済調査庁法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……五〇八
○法律第一六三号　外資に関する法律（昭二五・五・一〇公布）……五一〇
○法律第一六四号　外資委員会設置法（昭二五・五・一〇公布）……五一五
○法律第一六五号　会計検査院法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……五一七
○法律第一六六号　米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律（昭二五・五・一〇公布）……五一八
○法律第一六七号　商法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……五三二
○法律第一六八号　教育委員会法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……五三五
○法律第一六九号　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭二五・五・一〇公布）……五三八
○法律第一七〇号　水産業協同組合法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇公布）……五四〇
○法律第一七一号　水産資源枯渇防止法（昭二五・五・一〇公布）……五四一
○法律第一七二号　予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五・五・一一公布）……五四五
○法律第一七三号　配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律（昭二五・五・一一公布）……五四六
○法律第一七四号　富裕税法（昭二五・五・一一公布）……五五九
○法律第一七五号　農林物資規格法（昭二五・五・一一公布）……五六二
○法律第一七六号　特別鉱害復旧臨時措置法（昭二五・五・一一公布）……五六九
○法律第一七七号　船主相互保険組合法（昭二五・五・一一公布）……五八〇
○法律第一七八号　漁船法（昭二五・五・一三公布）（衆法）……五八六
○法律第一七九号　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五・五・一五公布）……五九五
○法律第一八〇号　国家公務員の職階制に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二五・五・一五公布）……五九八
○法律第一八一号　一般職の職員の給与に関する法律（昭二五・五・一五公布）（参法）……六〇〇
○法律第一八二号　社会福祉主事の設置に関する法律（昭二五・五・一五公布）（参法）……六〇〇
○法律第一八三号　引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一六公布）（衆法）……六〇〇
○法律第一八四号　恩給法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一七公布）（参法）……六〇八
○法律第一八五号　特別未帰還者給与法の一部を改正する法律（昭二五・五・一七公布）（参法）……六〇八
○法律第一八六号　消防法の一部を改正する法律（昭二五・五・一七公布）（衆法）……六〇八
○法律第一八七号　公衆浴場法の一部を改正する法律（昭二五・五・一七公布）（衆法）……六一一
○法律第一八八号　弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律（昭二五・五・一八公布）（衆法）……六一一
○法律第一八九号　昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五・五・一八公布）（衆法）……六一一
○法律第一九〇号　政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭二五・五・二〇公布）（衆法）……六一二
○法律第一九一号　相続税法の一部を改正する法律（昭二五・五・二〇公布）（衆法）……六一三
○法律第一九二号　つむぎ等の輸入税を免除する法律（昭二五・五・二〇公布）（衆法）……六一三
○法律第一九三号　臨時石炭鉱業管理法の廃止に関する法律（昭二五・五・二〇公布）（衆法）……六一四
○法律第一九四号　牧野法（昭二五・五・二〇公布）……六一五
○法律第一九五号　判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・二二公布）（参法）……六一九
○法律第一九六号　裁判官弾劾法の一部を改正する法律（昭二五・五・二二公布）（衆法）……六一九
○法律第一九七号　司法書士法（昭二五・五・二二公布）（衆法）……六二〇
○法律第一九八号　海上保安庁法の一部を改正する法律（昭二五・五・二三公布）……六二二
○法律第一九九号　教育職員免許法の一部を改正する法律（昭二五・五・二三公布）……六二五
○法律第二〇〇号　教育職員免許法施行法の一部を改正する法律（昭二五・五・二三公布）……六二六
○法律第二〇一号　建築基準法（昭二五・五・二四公布）（衆法）……六二八
○法律第二〇二号　建築士法（昭二五・五・二四公布）（衆法）……六五〇
○法律第二〇三号　更生緊急保護法（昭二五・五・二五公布）……六五五
○法律第二〇四号　保護司法（昭二五・五・二五公布）……六五九
○法律第二〇五号　国土総合開発法（昭二五・五・二六公布）……六六一
○法律第二〇六号　滅失鉱業原簿調製等臨時措置法（昭二五・五・二六公布）……六六三
○法律第二〇七号　クリーニング業法（昭二五・五・二七公布）（衆法）……六六八
○法律第二〇八号　小型自動車競走法（昭二五・五・二七公布）（衆法）……六七〇
○法律第二〇九号　家畜改良増殖法（昭二五・五・二七公布）……六七二

○法律第二一〇号　地方財政委員会設置法（昭二五・五・三〇公布）……六七八
○法律第二一一号　地方財政平衡交付金法（昭二五・五・三〇公布）……六八三
○法律第二一二号　予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律（昭二五・五・三〇公布）……六八九
○法律第二一三号　児童福祉法の一部を改正する法律（昭二五・五・三〇公布）……六九〇
○法律第二一四号　文化財保護法（昭二五・五・三〇公布）（参法）……六九一
○法律第二一五号　商工会議所法（昭二五・五・三一公布）（衆法）……七一二
○法律第二一六号　競馬法の一部を改正する法律（昭和二五・五・三一公布）（衆法）……七一三
○法律第二一七号　狩猟法の一部を改正する法律（昭二五・五・三一公布）（参法）……七一四
○法律第二一八号　港湾法（昭二五・五・三一公布）……七一七
○法律第二一九号　首都建設法（昭二五・六・二八公布）……七二六
○法律第二二〇号　旧軍港市転換法（昭二五・六・二八公布）（参法）……七二七
○法律第　号　別府国際観光温泉文化都市建設法……七二九
○法律第　号　伊東国際観光温泉文化都市建設法……七三〇
○法律第　号　熱海国際観光温泉文化都市建設法……七三一

# 件名索引（五十音順）

（註）○印は、第七回国会を通過した法律を示す。
△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。
例えば、△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭二五―法八二）とあるのは、昭和二五年法律八二号（連合国軍人等住宅公社法）において、印紙税法（明三二―法五四）の一部が改正されていることを示す。

## （あ）


○アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律（昭二五・三・二九・法三〇）……二六
○熱海国際観光温泉文化都市建設法（昭二五・　・法　）……七三
△アルコール専売法（昭一二―法三二）の一部改正（昭二五―法七九）……一七
△あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法（昭二二―法二二七）の一部改正（昭二五―法二六）……一五


## （い）


○伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭二五・　・法　）……七三〇
○医療法の一部を改正する法律（昭二五・四・一・法八三）……一八三
○医療法の一部を改正する法律（昭二五・五・一・法一二二）……二〇五
△医療法（昭二三―法二〇）の一部改正（昭二五―法二六）……二五
△医療法（昭二三―法二〇五）の一部改正（昭二五―法三四）……二五
○一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所属替又は所管換の無償整理に関する法律（昭二五・三・七・法八）……五
○一般職の職員の給与に関する法律（昭二五・四・三・法九五）……一九四
○一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二五・五・一・法一八一）……五九八
△医師法（昭二三―法二〇一）の一部改正（昭二五―法三四）……二四
△遺失物法（明三二―法八七）の一部改正（昭二五―法二四）……七二
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭二五―法八二）……一八三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭二五―法一五六）……四八
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭二五―法一七六）……五九


## （う）


○運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇・法一五九）……五〇五
○運輸省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法四八）……四三


## （え）


○栄養士法の一部を改正する法律（昭二五・三・二七・法一七）……九


## （お）


○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・四・法一四一）……四三七
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭二五・五・一五・法一五六）……四七
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭二五―法一六一）……五〇八
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭二五―法二一〇）……七九

○大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二五・三・三一・法二九）……一〇

○恩給法等の一部を改正する法律（昭二五・六・一・法一八四）……六〇

△恩給法の一部を改正する法律（昭八一法五〇）の一部改正（昭二五・一法一八四）……六四

△恩給法の一部を改正する法律（昭二三一法七七）の一部改正（昭二五・一法一八四）……六四

△恩給法の一部を改正する法律（昭二三一法一八五）の一部改正（昭二五・一法一八四）……六四

△恩給法の一部を改正する法律（昭二三一法一八四）……六四

△恩給法の一部を改正する法律（昭二三一法一八四）……六四

△恩給法の一部を改正する法律（昭二三一法一八四）……六四

△恩給法臨時特例（昭二三一法一九〇）の一部改正（昭二五一法一八四）……六四

△温泉法（昭二三一法一二五）の一部改正（昭二五一法一三四）……六四

△沖縄県農工銀行補助に関する法律（明四四一法三六）廃止（昭二五一法四一）……六五

△屋外広告物法（昭二四一法一八九）の一部改正（昭二五一法一四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一四一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一四二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一四三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一四四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一四五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一四六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一四七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一四八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一四九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一五〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一五一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一五二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一五三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一五四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一五五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一五六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一五七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一五八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一五九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一六〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一六一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一六二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一六三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一六四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一六五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一六六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一六七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一六八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一六九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一七〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一七一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一七二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一七三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一七四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一七五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一七六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一七七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一七八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一七九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一八〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一八一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一八二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一八三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一八四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一八五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一八六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一八七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一八八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一八九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一九〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一九一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一九二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一九三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一九四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一九五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一九六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一九七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一九八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法一九九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二〇〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二〇一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二〇二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二〇三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二〇四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二〇五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二〇六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二〇七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二〇八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二〇九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二一〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二一一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二一二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二一三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二一四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二一五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二一六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二一七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二一八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二一九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二二〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二二一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二二二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二二三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二二四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二二五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二二六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二二七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二二八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二二九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二三〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二三一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二三二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二三三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二三四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二三五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二三六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二三七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二三八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二三九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二四〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二四一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二四二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二四三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二四四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二四五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二四六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二四七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二四八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二四九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二五〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二五一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二五二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二五三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二五四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二五五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二五六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二五七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二五八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二五九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二六〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二六一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二六二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二六三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二六四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二六五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二六六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二六七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二六八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二六九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二七〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二七一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二七二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二七三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二七四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二七五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二七六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二七七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二七八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二七九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二八〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二八一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二八二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二八三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二八四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二八五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二八六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二八七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二八八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二八九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二九〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二九一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二九二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二九三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二九四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二九五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二九六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二九七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二九八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法二九九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三〇〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三〇一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三〇二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三〇三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三〇四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三〇五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三〇六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三〇七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三〇八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三〇九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三一〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三一一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三一二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三一三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三一四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三一五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三一六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三一七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三一八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三一九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三二〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三二一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三二二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三二三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三二四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三二五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三二六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三二七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三二八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三二九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三三〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三三一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三三二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三三三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三三四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三三五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三三六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三三七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三三八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三三九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三四〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三四一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三四二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三四三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三四四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三四五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三四六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三四七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三四八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三四九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三五〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三五一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三五二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三五三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三五四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三五五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三五六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三五七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三五八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三五九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三六〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三六一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三六二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三六三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三六四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三六五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三六六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三六七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三六八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三六九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三七〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三七一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三七二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三七三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三七四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三七五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三七六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三七七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三七八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三七九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三八〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三八一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三八二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三八三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三八四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三八五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三八六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三八七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三八八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三八九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三九〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三九一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三九二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三九三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三九四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三九五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三九六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三九七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三九八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法三九九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四〇〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四〇一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四〇二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四〇三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四〇四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四〇五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四〇六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四〇七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四〇八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四〇九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四一〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四一一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四一二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四一三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四一四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四一五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四一六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四一七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四一八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四一九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四二〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四二一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四二二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四二三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四二四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四二五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四二六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四二七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四二八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四二九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四三〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四三一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四三二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四三三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四三四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四三五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四三六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四三七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四三八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四三九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四四〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四四一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四四二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四四三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四四四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四四五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四四六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四四七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四四八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四四九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四五〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四五一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四五二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四五三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四五四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四五五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四五六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四五七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四五八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四五九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四六〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四六一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四六二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四六三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四六四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四六五）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四六六）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四六七）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四六八）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四六九）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四七〇）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四七一）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四七二）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四七三）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四七四）……六五

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四一法一七〇）の一部改正（昭二五一法四七五）

△経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭二五―法九一）……六〇

（ニ）

○小型自動車競走法（昭二五・五・二七・法二）……六〇
○公衆浴場法の一部を改正する法律（昭二五・五・一七・法一八七）……六一
△公衆浴場法（昭二三―法一三九）の一部改正（昭二五―法一三六）……六二
○公職選挙法（昭二五・四・一五・法一〇〇）……六三
△検察庁法（昭二一―法六一）の一部改正（昭二五―法九六）……六三
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一部改正（昭二五―法九六）……六四
△検察官の俸給等に関する法律（昭二三―法七六）の一部改正（昭二五―法二八）……六五
△警察法（昭二二―法一九三）の一部改正（昭二五―法一八四）……六五
△警察庁法（昭二二―法一九三）の一部改正（昭二五―法二一〇）……六六
△警察官等の処理に関する法律（昭二四―法二六六）の一部改正（昭二五―法二一〇）……六六
△経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭二五―法九一）……六七
△行政機関職員定員法施行に伴い退職する職員に対して支給される退職手当に関する政令（昭二四―政三六三）廃止（昭二五―法一四二）……六八
△金、銀又は白金等の取引等に関する勅令（昭二〇―勅五七七）廃止（昭二五―法二二八）……六九
△金、銀又は白金等の取引等に関する勅令の施行に関する省令（昭二〇―蔵令八七）廃止（昭二五―法二二八）……六九

（ク）

○国が有償で譲渡した物件が盗取された場合の措置に関する法律（昭二五・三・三一・法一四）……七
○クリーニングの実施に関する法律（昭二五・五・二七・法二〇七）……七
○経済安定本部設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇・法一六）……七
△経済安定本部設置法（昭二四―法一六）の一部改正（昭二五―法一六四）……七
△経済安定本部設置法（昭二四―法一六）の一部改正（昭二五―法一七二）……七
△経済安定本部設置法（昭二四―法一六）の一部改正（昭二五―法一八二）……七
△刑事訴訟法施行法（昭二三―法一四九）の一部改正（昭二五―法一〇一）……七
△経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭二五―法九一）の一部改正（昭二五―法一法四）……七
○経済調査庁法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇・法一六二）……七
○競馬法の一部を改正する法律（昭二五・三・法一六）……七
△競馬法（昭二三―法一五八）の一部改正（昭二五―法一〇一）……七
○建設省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一・法一二）……七
△建設省設置法（昭二三―法一二三）の一部改正（昭二五―法一五六）……七
△建設省設置法（昭二三―法一二三）の一部改正（昭二五―法一〇二）……七
△建設省設置法（昭二三―法一二三）の一部改正（昭二五―法二〇二）……七
○建築基準法（昭二五・五・二四・法二〇一）……七
○建築士法（昭二五・五・二四・法二〇二）……七
○建康保険法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一・法一二四）……七
△健康保険法（大一一―法七〇）の一部改正（昭二五―法四七）……七
△健康保険法（大一一―法七〇）の一部改正（昭二五―法七九）……七
△厚生年金保険法（昭一六―法六〇）の一部改正（昭二五―法四七）……七
○公衆浴場法の一部を改正する法律（昭二五・五・一七・法一八七）……七
△公衆浴場法（昭二三―法一三九）の一部改正（昭二五―法二一六）……七
○公職選挙法（昭二五・四・一五・法一〇〇）……七







○公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理に関する法律（昭二五・四・一五・法一〇一）……七
△公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭二五―法一〇一）の一部改正（昭二五―法一四三）……七
○公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・三・二九・法一七）……七
△公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭二四―法一七）の一部改正（昭二五―法六二）……七
○公認会計士法の一部を改正する法律（昭二五・四・一・法九四）……七
△公認会計士法（昭二三―法一〇三）の一部改正（昭二五―法一四二）……七
○公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律（昭二五・四・一・法八二）……七
○更生緊急保護法（昭二五・五・二五・法一〇三）……七
○厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法三五）……七
△厚生年金保険法（昭一六―法六〇）の一部改正（昭二五―法四七）……七
△厚生年金保険法（昭一六―法六〇）の一部改正（昭二五―法六〇）……七
○港湾法（昭二五・五・三一・法二八）……七
○国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二五・五・四・法二九）……七
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二五―法四八）……七
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二五―法五九）……七
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二五―法一〇八）……七
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二五―法一二六）……七
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二五―法一三三）……七
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二五―法一四二）……七
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二五―法一〇〇）……七
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二五―法一四二）……七
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二五―法一九）……七
○国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一三五）……七
△国家公務員共済組合法（昭二三―法六九）の一部改正（昭二五―法七九）……七







○国家公務員等の旅費に関する法律（昭二五・四・三〇・法一一四）……七
○国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭二五・五・四・法一四二）……七
○国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律（昭二四・一二・四・法一三六）……八
○国家公務員の職階制に関する法律（昭二五・五・一五・法一八〇）……八
△国家公務員の職階制に関する法律（昭二五―法一八〇）の一部改正（昭二五―法一八一）……八
○国家公務員法の一部を改正する法律（昭二五・三一・法四九）……八
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一部改正（昭二五―法九五）……八
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五・五・一五・法一七九）……八
○国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一三〇）……八
○国庫出納金等端数計算法（昭二五・三・三一・法六一）……八
○国税法（昭二五・五四・法一四七）……八
○国税法の施行に伴う自治法の一部を改正する法律（昭二五・五・四・法一四八）……八

△興業銀行法（昭二一法一三七）の一部改正（昭二五一法三六）……四
△国営競馬特別会計法（昭二四一法四二）の一部改正（昭二五一法三七）……六
△国有財産法（昭二三一法七三）の一部改正（昭二五一法四二）……四
△国民健康保険法（昭二三一法六〇）の一部改正（昭二五一法四七）……四
△国立公園法（昭六一法三六）の一部改正（昭二五一法三四）……四
△国立学校設置法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五二）……四
○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（昭二五・三・七・法七）……四
○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法四五）……五
○国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法四九）……五
△国民金融公庫法（昭二四一法四九）の一部改正（昭二五一法七九）……五
○国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五一）……六
○国土総合開発法（昭二五・五・二六・法二〇）……六
○国税犯則取締法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法七七）……五
○国税の延滞金等の特例に関する法律（昭二五・三・三一・法七八）……五
○国税徴収法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法六九）……六
△公益質屋法（昭二一法三五）の一部改正（昭二五一法一五八）……四
△工業標準化法（昭二四一法一八五）の一部改正（昭二五一法一七五）……五
△工業技術庁設置法（昭二三一法一〇七）の一部改正（昭二五一法一〇八）……六
△工業所有権戦時特例法（昭一七法一四）廃止（昭二五一法一四八）……四
△鉱業法（昭二五法二四）の一部改正（昭二五一法一四九）……四
△鉱山保安法（昭二四一法七〇）の一部改正（昭二五一法一九三）……六
△興業債券の発行限度の特例に関する法律（昭二四一法七九）廃止（昭二五一法四一）……五
△厚生省設置法（昭二四一法一五二）の一部改正（昭二五一法一八）……10
△厚生省設置法（昭二四一法一五二）の二部改正（昭二五一法三四）……三
△厚生省設置法（昭二四一法一五二）の二部改正（昭二五一法一三五）……三
△航路標識法（昭二四一法九九）の一部改正（昭二五一法一九八）……六
△港則法（昭二三一法一七四）の一部改正（昭二五一法一九八）……六
△公共企業体労働関係法（昭二三一法二五七）の一部改正（昭二五一法二三九）……四
△公立学校職員等臨時設置制（昭二三一）改正（昭二五一法八一）……六
△公立図書館司書検定試験規程（昭二一）廃止（昭二五一法二一八）……七
△公立図書館職員令（昭八一勅一七六）廃止（昭二五一法二一八）……七
△厚生省設置法（昭二四一法一五二）の二部改正（昭二五一法一二六）……七
△参議院議員選挙法（昭二二一法一二）廃止（昭二五一法一〇二）……三
△参議院議員選挙法施行規則（昭二二一勅一）廃止（昭二五一法一〇二）……三
△参議院議員選挙法施行令（昭二二一勅一）廃止（昭二五一法一〇二）……三
△産金法（昭一二一法五九）廃止（昭二五一法二一八）……三
△産金法施行令（昭一二一勅四五）廃止（昭二五一法二一八）……三
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二一法一二）の一部改正（昭二五一法一三六）……一
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二一法一二）の一部改正（昭二五一法一三三）……一
△司法書士法（昭二五・五・二二・法一九七）……三
○資産再評価法（昭二五・四・二五・法一一〇）……三
○児童福祉法の一部を改正する法律（昭二五・五・三〇・法二一三）……一
○災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法七〇）……三
○最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律（昭二五・五・四・法一三八）……四
○裁判官弾劾法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一九六）……六
○裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・四・一四・法九七）……三
○裁判所法等の一部を改正する法律（昭二五・四・一四・法九六）……三
○在外公館等借入金整理準備審査会の一部を改正する法律（昭二五・三・二二・法二三）……六
○財政法の一部を改正する法律（昭二五・三・一・法六〇）……三
△財政法（昭二二一法三四）の一部改正（昭二五一法一四二）……四
○産業復興公団法の一部を改正する法律（昭二五・四・一・法九二）……六
△産業復興公団法（昭二二一法五七）の一部改正（昭二五一法七九）……五
△蚕糸業法（昭二〇一法五七）の一部改正（昭二五一法七九）……七
△参議院議員選挙法（昭二二一法一二）廃止（昭二五一法一〇二）……三
△参議院議員選挙法施行規則（昭二二一）廃止（昭二五一法一〇二）……三
△参議院議員選挙法施行令（昭二二一勅一）廃止（昭二五一法一〇二）……三
△財産法（昭二一一法五九）廃止（昭二五一法二一八）……三
△財産法施行令（昭二一一勅四五）廃止（昭二五一法二一八）……三
△裁判官の報酬等に関する法律（昭二三一法七五）の一部改正（昭二五一法一〇二）……七
△財産税法（昭二一一法五二）の一部改正（昭二五一法一四二）……四
△蚕糸業法（昭二〇一法五七）の一部改正（昭二五一法七九）……七
△参議院議員選挙法（昭二二一法一二）廃止（昭二五一法一〇二）……三
内令一八廃止（昭二五一法一〇二）……三
△参議院議員選挙法施行令（昭二二一勅一）廃止（昭二五一法一〇二）……三
△産金法（昭一二一法五九）廃止（昭二五一法二一八）……三
△産金法施行令（昭一二一勅四五）廃止（昭二五一法二一八）……三
△興業銀行法（昭二三一法一三七）の一部改正（昭二五一法三二六）……四
△国営競馬特別会計法（昭二四一法四二）の一部改正（昭二五一法三七）……六
△国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭二四一法一〇〇）の一部改正（昭二五一法一八一）……六
△国庫出納金端数計算法（大五一法三二）廃止（昭二五一法六二）……五
△国籍法（明三二一法六六）廃止（昭二五一法一四七）……四
△国宝保存会官制（昭四一勅二二）廃止（昭二五一法二一四）……七
△国宝保存法（昭四一法一七）廃止（昭二五一法二一四）……七
△国宝保存法施行令（昭四一勅二二〇）廃止（昭二五一法二一四）……七
△国民健康保険法（昭二三一法六〇）の一部改正（昭二五一法四七）……四
△国有財産法（昭二三一法七三）の一部改正（昭二五一法四二）……四
△国有財産法（昭二三一法七三）の二部改正（昭二五一法七三）……七
△国立公園法（昭六一法三六）の一部改正（昭二五一法三四）……四
△公益質屋法（昭二一法三五）の一部改正（昭二五一法一五八）……四
△工業標準化法（昭二四一法一八五）の一部改正（昭二五一法一七五）……五
△工業技術庁設置法（昭二三一法一〇七）の一部改正（昭二五一法一〇八）……六
△工業所有権戦時特例法（昭一七法一四）廃止（昭二五一法一四八）……四
△鉱業法（昭二五法二四）の一部改正（昭二五一法一四九）……四
△鉱山保安法（昭二四一法七〇）の一部改正（昭二五一法一九三）……六
△興業債券の発行限度の特例に関する法律（昭二四一法七九）廃止（昭二五一法四一）……五
四一）……三
△公共企業体労働関係法（昭二三一法二五七）の一部改正（昭二五一法二三九）……四
△公立学校職員等臨時設置制（昭二三一）改正（昭二五一法八一）……六
△公立図書館司書検定試験規程（昭二一）廃止（昭二五一法二一八）……七
△公立図書館職員令（昭八一勅一七六）廃止（昭二五一法二一八）……七
△厚生省設置法（昭二四一法一五二）の二改正（昭二五一法一二六）……七
止（昭二五一法二一八）……七
△厚生省設置法（昭二四一法一五二）の一部改正（昭二五一法一八）……10
△厚生省設置法（昭二四一法一五二）の二部改正（昭二五一法三四）……三
△厚生省設置法（昭二四一法一五二）の二部改正（昭二五一法一三五）……三
△航路標識法（昭二四一法九九）の一部改正（昭二五一法一九八）……六
△港則法（昭二三一法一七四）の一部改正（昭二五一法一九八）……六
△鉱業法（明三八一法四五）の一部改正（昭二五一法一九八）……六
△鉱山保安法（昭二四一法七〇）の一部改正（昭二五一法一九三）……六
△興業債券の発行限度の特例に関する法律（昭二四一法七九）廃止（昭二五一法四一）……五
△公共企業体労働関係法（昭二三一法二五七）の一部改正（昭二五一法二三九）……四
△公立学校職員等臨時設置制（昭二三一）改正（昭二五一法八一）……六
改三二六）廃止（昭二五一法八一）……六
△公立図書館司書検定試験規程（昭二一）廃止（昭二五一法二一八）……七
一交令一八廃止（昭二五一法二一八）……七
△公立図書館職員令（昭八一勅一七六）廃止（昭二五一法二一八）……七
止（昭二五一法二一八）……七
△厚生省設置法（昭二四一法一五二）の二改正（昭二五一法一二六）……七
△厚生省設置法（昭二四一法一五二）の一部改正（昭二五一法一八）……10
△厚生省設置法（昭二四一法一五二）の二部改正（昭二五一法三四）……三
△厚生省設置法（昭二四一法一五二）の二部改正（昭二五一法一三五）……三
△航路標識法（昭二四一法九九）の一部改正（昭二五一法一九八）……六
△港則法（昭二三一法一七四）の一部改正（昭二五一法一九八）……六
△鉱業法（明三八一法四五）の一部改正（昭二五一法一九八）……六
△鉱山保安法（昭二四一法七〇）の一部改正（昭二五一法一九三）……六
△興業債券の発行限度の特例に関する法律（昭二四一法七九）廃止（昭二五一法四一）……五
四一）……三





△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二一法一二）の一部改正（昭二五一法一三六）……一
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二一法一二）の一部改正（昭二五一法一三三）……一
△自編法（昭二二一法二四）の一部改正（昭二五一法一四八）……六
△工業技術庁設置法（昭二三一法一〇七）の一部改正（昭二五一法一〇八）……六
△工業標準化法（昭二四一法一八五）の一部改正（昭二五一法一七五）……五
△公益質屋法（昭二一法三五）の一部改正（昭二五一法一五八）……四
△国立公園法（昭六一法三六）の一部改正（昭二五一法三四）……四
△国立学校設置法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五二）……四
○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（昭二五・三・七・法七）……四
○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法四五）……五
○国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法四九）……五
△国民金融公庫法（昭二四一法四九）の一部改正（昭二五一法七九）……五
○国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五一）……六
○国土総合開発法（昭二五・五・二六・法二〇）……六
○国税犯則取締法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法七七）……五
○国税の延滞金等の特例に関する法律（昭二五・三・三一・法七八）……五
○国税徴収法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法六九）……六
△公益質屋法（昭二一法三五）の一部改正（昭二五一法一五八）……四
△工業標準化法（昭二四一法一八五）の一部改正（昭二五一法一七五）……五
△工業技術庁設置法（昭二三一法一〇七）の一部改正（昭二五一法一〇八）……六
△工業所有権戦時特例法（昭一七法一四）廃止（昭二五一法一四八）……四
△鉱業法（昭二五法二四）の一部改正（昭二五一法一四九）……四
△鉱山保安法（昭二四一法七〇）の一部改正（昭二五一法一九三）……六
△興業債券の発行限度の特例に関する法律（昭二四一法七九）廃止（昭二五一法四一）……五
四一）……三





（ヲ）

○裁判官弾劾法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一九六）……六
○裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・四・一四・法九七）……三
○裁判所法等の一部を改正する法律（昭二五・四・一四・法九六）……三
○在外公館等借入金整理準備審査会の一部を改正する法律（昭二五・三・二二・法二三）……六
○財政法の一部を改正する法律（昭二五・三・一・法六〇）……三
△財政法（昭二二一法三四）の一部改正（昭二五一法一四二）……四
○産業復興公団法の一部を改正する法律（昭二五・四・一・法九二）……六
△産業復興公団法（昭二二一法五七）の一部改正（昭二五一法七九）……五
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二一法一二）の一部改正（昭二五一法一三六）……一
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二一法一二）の一部改正（昭二五一法一三三）……一
△自編法（昭二二一法二四）の一部改正（昭二五一法一四八）……六
△工業技術庁設置法（昭二三一法一〇七）の一部改正（昭二五一法一〇八）……六
△工業標準化法（昭二四一法一八五）の一部改正（昭二五一法一七五）……五
△公益質屋法（昭二一法三五）の一部改正（昭二五一法一五八）……四
△国立公園法（昭六一法三六）の一部改正（昭二五一法三四）……四
△国立学校設置法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五二）……四
○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（昭二五・三・七・法七）……四
○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法四五）……五
○国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法四九）……五
△国民金融公庫法（昭二四一法四九）の一部改正（昭二五一法七九）……五
○国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五一）……六
○国土総合開発法（昭二五・五・二六・法二〇）……六
○国税犯則取締法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法七七）……五
○国税の延滞金等の特例に関する法律（昭二五・三・三一・法七八）……五
○国税徴収法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法六九）……六

△所得稅法（昭二二―法二七）の一部改正（昭二五―法一四二）……四三
△所得稅法（昭二二―法二七）の一部改正（昭二五―法一五六）……四七
○所得稅法等の改正に伴う關係法令の整理に關する法律（昭二五・三・三一・法七九）……一九
○少年院法の一部を改正する法律（昭二五・四・一五・法九九）……二五
○少年法の一部を改正する法律（昭二五・四・一五・法九八）……二五
△少年法（昭二三―法一六八）の一部改正（昭二五―法九六）……二五
△少年法（昭二三―法一六八）の一部改正（昭二五十法二〇四）……二六
○昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に關する法律（昭二五・三・七・法六）……四
○昭和二十五年度における災害復旧事業費國庫負担の特例に關する法律（昭二五・五・一九・法一八九）……六一
○昭和二十五年の所得稅の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律（昭二五・四・三〇・法一六）……一三五
○消防法の一部を改正する法律（昭二五・五・一七・法一八六）……一六
△消防法（昭二三―法一八六）の一部改正（昭二五十法二〇四）……一六
△質屋取締法細則（明二六―内令九）廢止（昭二五―法一五八）……一四
△質屋取締法（明二六―法一四）廢止（昭二五―法一五八）……一四
正（昭二五―法七七）……一五
△猛獣売法（昭二四―法二二）の一部改正（昭二五―法一七七）……一五
△著作權法（昭二一―法三九）の一部改正（昭二五―法九四）……一六
△著作權者団体法（昭二三―法二九）の一部改正（昭二五―法二〇九）……一七
△著作權者団体法（昭二三―法二九）の一部改正（昭二五―法一七七）……一七
△著作權者団体法（昭二三―法二九）の一部改正（昭二五―法二〇九）……一八
△著作權者団体法（昭二三―法二九）の一部改正（昭二五―法三一）……一八
△自転車競技法（昭二三―法二〇九）の一部改正（昭二五―法一〇〇）……一九
△自作農創設特別措置特別会計法（昭二一―法四四）の一部改正（昭二五―法六）……二〇
△歯科医師法（昭二三―法二〇二）の一部改正（昭二五十法三四）……二〇
△指定農林物資検査法（昭二三―法二）廢止（昭二五―法一七五）……二五
△私立学校法（昭二四―法二七〇）の一部改正（昭二五―法七九）……二五
△私立学校法（昭二四―法二七〇）の一部改正（昭二五―法一〇三）……二六
△私立学校法（昭二四―法二七〇）の一部改正（昭二五―法一〇五）……二六
△史跡名勝天然紀念物法（大八―法四四）の一部改正（昭二五―法一六八）……二七
△史跡名勝天然紀念物法（大八―法四四）廢止（昭二五―法二四）……二七
△史跡名勝天然紀念物法施行令（大八―勅四九）廢止（昭二五―法二四）……二七
△司法保護事業法（昭一四―法四二）のう部改正（昭二五―法三三）……三
△司法保護事業法（昭一四―法四二）廢止（昭二五―法二〇三）……三
△市街地建築物法（大八―法三七）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△市街地建築物法施行規則（大八―内令三七）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△市街地建築物法施行令（大九―勅四三）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△市街地建築物法第十四條の規定による特殊建築物耐火構造規則（大二―内令一五）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△市街地建築物法の適用に關する法律（昭二一―法二八）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△史跡名勝天然紀念物調査会令（昭二四―政二五二）廢止（昭二五―法二一）……三
△重要美術品等調査審議会令（昭二四―政二五二）廢止（昭二五―法二一四）……三
△重要美術品等の保存に關する法律（昭八―法四三）廢止（昭二五―法二一四）……三
△銃砲火薬類取締法（明四三―法五三）廢止（昭二五―法二四九）……三
△ジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に關する政令（昭二五―政三〇五）……三
△出入国管理連絡協議会令（昭二四―政三二六）廢止（昭二五―法八〇）……三
△社会教育法（昭二四―法二〇七）の一部改正（昭二五―法一六六）……三
△社会保險診療報酬算定協議会令（昭二四―政三六七）廢止（昭二五―法四七）……三
△社会保險診療報酬支拂基金法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭二五―法七九）……三
△種苗法（昭二三―法一五五）廢止（昭二五―法一四四）……三
△宗教法人令（昭二一―勅七一九）の一部改正（昭二五―法七九）……三
△衆議院議員選挙法（大一四―法四七）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△衆議院議員選挙法施行規則（大一五―内令四）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△衆議院議員選挙法施行令（大一五―勅四三）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△衆議院議員選挙法第十二條の特例等に關する法律（昭二一―法二）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△衆議院議員選挙法第百二條ノ三及第百四條ノ四ノ規定ノ適用ニ關スル件（昭二一―勅九六）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△住宅組合法（大一〇―法六二）の一部改正（昭二五―法七九）……三
△出入国の管理に關する政令（昭二四―政三一九）の一部改正（昭二五―法六〇）……三
△出入国の管理に關する政令（昭二四―政三一九）廢止（昭二五―法一〇一）……三
△証券取引法の一部を改正する法律（昭二三―法一六七）……三
△証券取引法（昭二三―法二五）の一部改正（昭二五―法一四二）……三
○少年法の一部を改正する法律（昭二五・四・一五・法九八）……三
○少年院法の一部を改正する法律（昭二五・四・一五・法九九）……三
○所得稅法等の改正に伴う關係法令の整理に關する法律（昭二五・三・三一・法七九）……三
△所得稅法（昭二二―法二七）の一部改正（昭二五―法一四二）……三
△所得稅法（昭二二―法二七）の一部改正（昭二五―法一五六）……三
△消防法（昭二三―法一八六）の一部改正（昭二五・五・一七・法一八六）……三
○昭和二十五年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に關する法律（昭二五・三・七・法六）……四
○昭和二十五年度における災害復旧事業費國庫負担の特例に關する法律（昭二五・五・一九・法一八九）……六一
○昭和二十五年の所得稅の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律（昭二五・四・三〇・法一六）……一三五
○消防法の一部を改正する法律（昭二五・五・一七・法一八六）……一三六
△消防法（昭二三―法一八六）の一部改正（昭二五十法二〇四）……一三六
○薪炭需給調節特別会計法の廢止等に關する法律（昭二五・三・三一・法七七）……一
○薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律（昭二四・一二・二〇・法三七）……一
○薪炭需給調節特別会計法の廢止等に關する法律の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五六）……三五
○新聞出版用紙の割当に關する法律の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五三四）……三五
○審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五四）……三五
○植物防疫法（昭二五・五・四・法一五一）……四三
△食糧管理法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五四）……四五
△食糧管理法（昭一七―法四〇）の一部改正（昭二五―法七九）……四五
○食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律（昭二五・三・三一・法八八）……四六
○証券取引法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法八九）……四七
△証券取引法（昭二三―法二五）の一部改正（昭二五―法一四二）……四七
○食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律（昭二五・三・三一・法八八）……四六
○植物防疫法（昭二五・五・四・法一五一）……四三
△食糧管理法（昭一七―法四〇）の一部改正（昭二五―法七九）……四五
△食糧管理法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五四）……四五
○審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五四）……三五
○新聞出版用紙の割当に關する法律の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五三四）……三五
○薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律（昭二四・一二・二〇・法三七）……一
○薪炭需給調節特別会計法の廢止等に關する法律（昭二五・三・三一・法三七）……三
△司法保護事業法（昭一四―法四二）廢止（昭二五―法二〇三）……三
△司法保護事業法（昭一四―法四二）のう部改正（昭二五―法三三）……三
△市街地建築物法（大八―法三七）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△市街地建築物法施行規則（大八―内令三七）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△市街地建築物法施行令（大九―勅四三）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△市街地建築物法第十四條の規定による特殊建築物耐火構造規則（大二―内令一五）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△市街地建築物法の適用に關する法律（昭二一―法二八）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△史跡名勝天然紀念物調査会令（昭二四―政二五二）廢止（昭二五―法二一）……三
△重要美術品等調査審議会令（昭二四―政二五二）廢止（昭二五―法二一四）……三
△重要美術品等の保存に關する法律（昭八―法四三）廢止（昭二五―法二一四）……三
△銃砲火薬類取締法（明四三―法五三）廢止（昭二五―法二四九）……三
△ジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に關する政令（昭二五―政三〇五）……三
△出入国管理連絡協議会令（昭二四―政三一九）廢止（昭二五―法八〇）……三
△社会教育法（昭二四―法二〇七）の一部改正（昭二五―法一六六）……三
△社会保險診療報酬算定協議会令（昭二四―政三六七）廢止（昭二五―法四七）……三
△社会保險診療報酬支拂基金法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭二五―法七九）……三
△種苗法（昭二三―法一五五）廢止（昭二五―法一四四）……三
△宗教法人令（昭二一―勅七一九）の一部改正（昭二五―法七九）……三
△衆議院議員選挙法（大一四―法四七）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△衆議院議員選挙法施行規則（大一五―内令四）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△衆議院議員選挙法施行令（大一五―勅四三）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△衆議院議員選挙法第十二條の特例等に關する法律（昭二一―法二）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△衆議院議員選挙法第百二條ノ三及第百四條ノ四ノ規定ノ適用ニ關スル件（昭二一―勅九六）廢止（昭二五―法二〇一）……三
△住宅組合法（大一〇―法六二）の一部改正（昭二五―法七九）……三
△出入国の管理に關する政令（昭二四―政三一九）の一部改正（昭二五―法六〇）……三
△出入国の管理に關する政令（昭二四―政三一九）廢止（昭二五―法一〇一）……三
△証券取引法の一部を改正する法律（昭二三―法一六七）……三
△証券取引法（昭二三―法二五）の一部改正（昭二五―法一四二）……三
△史蹟保護法（昭二一―法一四六）の一部改正（昭二五―法二一五）……三
△私立学校法（昭二四―法二七〇）の一部改正（昭二五―法七九）……三
△私立学校法（昭二四―法二七〇）の一部改正（昭二五―法一〇三）……三
△指定農林物資検査法（昭二三―法二）廢止（昭二五―法一七五）……三
△歯科医師法（昭二三―法二〇二）の一部改正（昭二五―法三四）……三
△自作農創設特別措置特別会計法（昭二一―法四四）の一部改正（昭二五―法六）……三
△自転車競技法（昭二三―法二〇九）の一部改正（昭二五―法一〇〇）……三
△質屋取締法（明二六―法一四）廢止（昭二五―法一五八）……三
△質屋取締法細則（明二六―内令九）廢止（昭二五―法一五八）……三
正（昭二五―法七七）……三
△猛獣売法（昭二四―法二二）の一部改正（昭二五―法一七七）……三
△著作權者団体法（昭二三―法二九）の一部改正（昭二五―法九四）……三
△著作權者団体法（昭二三―法二九）の一部改正（昭二五―法二〇九）……三
△著作權者団体法（昭二三―法二九）の一部改正（昭二五―法三一）……三
△著作權者団体法（昭二三―法二九）の一部改正（昭二五―法一七七）……三
△著作權者団体法（昭二三―法二九）の一部改正（昭二五―法二〇九）……三
△著作權者団体法（昭二三―法二九）の一部改正（昭二五―法一〇〇）……三
△自転車競技法（昭二三―法二〇九）の一部改正（昭二五―法一〇〇）……三
△自作農創設特別措置特別会計法（昭二一―法四四）の一部改正（昭二五―法六）……三
△歯科医師法（昭二三―法二〇二）の一部改正（昭二五―法三四）……三
△指定農林物資検査法（昭二三―法二）廢止（昭二五―法一七五）……三
△私立学校法（昭二四―法二七〇）の一部改正（昭二五―法七九）……三
△私立学校法（昭二四―法二七〇）の一部改正（昭二五―法一〇三）……三
△私立学校法（昭二四―法二七〇）の一部改正（昭二五―法一〇五）……三

△船員保險法（昭一四―法七三）の一部改正（昭一五―法一八）……一〇
△大麻取締法（昭二三―法一二四）の一部改正（昭二五―法一七）……一〇
△大日本育英会法（昭一九―法三〇）の一部改正（昭二五―法七七）……一〇
△たばこ專売法（昭二四―法一一一）の一部改正（昭二五―法七七）……一〇
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五・三・三一・法六二）……一〇
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭二五―法一四三）……一〇
△たばこ專売法（昭二四―法一一一）の一部改正（昭二五―法七七）……一〇
△大日本育英会法（昭一九―法三〇）の一部改正（昭二五―法七七）……一〇
△大麻取締法（昭二三―法一二四）の一部改正（昭二五―法一八）……一〇
△造幣庁特別会計法（大四―法九）廃止（昭二五―法六三）……一〇
△増加所得税法（昭二一―法六三）の一部改正（昭二五―法一四二）……一〇
△損害保険料率算出団体に関する法律（昭二三―法一九三）の一部改正（昭二五―法七九）……一〇
△損害保険料率算出団体に関する法律（昭二三―法一九三）の一部改正（昭二五―法一〇四）……一〇
○船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律（昭二五・三・一六・法二一）……一〇
○船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律（昭二五・三・一六・法二一）……一〇
○船舶法（明三二―法四六）の一部改正（昭二五―法一〇一）……一〇
○船舶安全法（昭八―法二一）の一部改正（昭二五―法一三一）……一〇
○船舶安全法の一部を改正する法律（昭二五・五・一・法一三一）……一〇
○船舶職員法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭二五―法一四一）……一〇
○船舶職員法の一部を改正する法律（昭二五・五・六・法一五五）……一〇
○船舶共済組合法（昭二五・五・一・法一七七）……一〇
○船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律（昭二五・三・一六・法二一）……一〇
○船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・四・法一五五）……一〇
○精神衛生法（昭二五・五・一・法一二三）……一〇
○船員職業安定法の一部を改正する法律（昭二五・五・六・法一五五）……一〇
○船舶共済組合法（昭二五・五・一・法一七七）……一〇
○船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律（昭二五・三・一六・法二一）……一〇
○船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・四・法一五五）……一〇
○精神衛生法（昭二五・五・一・法一二三）……一〇
○船員職業安定法の一部を改正する法律（昭二五・五・六・法一五五）……一〇
○船舶共済組合法（昭二五・五・一・法一七七）……一〇
○船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律（昭二五・三・一六・法二一）……一〇
○船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・四・法一五五）……一〇
○精神衛生法（昭二五・五・一・法一二三）……一〇
○船員職業安定法の一部を改正する法律（昭二五・五・六・法一五五）……一〇
○船舶共済組合法（昭二五・五・一・法一七七）……一〇
○船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律（昭二五・三・一六・法二一）……一〇
○船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・四・法一五五）……一〇


（た）


○退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五・三・三一・法六二）……一〇
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭二五―法一四三）……一〇
△たばこ專売法（昭二四―法一一一）の一部改正（昭二五―法七七）……一〇
△大日本育英会法（昭一九―法三〇）の一部改正（昭二五―法七七）……一〇
△大麻取締法（昭二三―法一二四）の一部改正（昭二五―法一八）……一〇
△造幣庁特別会計法（大四―法九）廃止（昭二五―法六三）……一〇
△増加所得税法（昭二一―法六三）の一部改正（昭二五―法一四二）……一〇
△損害保険料率算出団体に関する法律（昭二三―法一九三）の一部改正（昭二五―法七九）……一〇
△損害保険料率算出団体に関する法律（昭二三―法一九三）の一部改正（昭二五―法一〇四）……一〇
△生活保護法（昭二一―法一七）廃止（昭二五―法一四四）……一〇
△政治資金規正法（昭二三―法一九四）の一部改正（昭二五―法一〇二）……一〇
△政府債務付金処理に関する法律（昭二五）の一部改正（昭二五―法一四二）……一〇
△精神病院法（大八―法二五）廃止（昭二五―法一二三）……一〇
△石炭鉱業権等臨時措置法（昭二三―法一九四）の一部改正（昭二五―法一二三）……一〇
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭二五―法七七）……一〇


（す）


○水産業協同組合法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇・法一七一）……一〇
○水産資源保護法（昭二五・五・一〇・法一七〇）……一〇
○水産庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二〇・法一九〇）……一〇
○製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭二五・五・六・法一五四）……一〇
△水路業務法（昭二五・四・一七・法一〇二）……一〇
△水産庁設置法（昭二三―法七八）の一部改正（昭二五―法一三七）……一〇
△水産庁設置法（昭二三―法七八）の一部改正（昭二五―法一三七）……一〇
△水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理に関する法律（昭二三―法二四三）の一部改正（昭二五―法七九）……一〇
△水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭二三―法二四三）の一部改正（昭二五―法一七）……一〇
○（）……一〇
△水路測量標條例（昭二三―法三八）廃止（昭二五―法一〇二）……一〇


（せ）


○生活保護法（昭二五・五・四・法一四四）……一〇
△生活保護法（昭二五―法一四四）の一部改正（昭二五―法一八二）……一〇
○性病予防法等の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法二六）……一〇
○政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律（昭二五・五・二〇・法一九〇）……一〇
○製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭二五・五・六・法一五四）……一〇
△水産庁設置法（昭二三―法七八）の一部改正（昭二五―法一三七）……一〇
△水産庁設置法（昭二三―法七八）の一部改正（昭二五―法一三七）……一〇
○水路業務法（昭二五・四・一七・法一〇二）……一〇


（そ）


○租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一三六）……一〇
○相続税法（昭二五・三・三一・法七三）……一〇
△相続税法（昭二五―法七三）の一部改正（昭二五―法七八）……一〇
○相続税法の一部を改正する法律（昭二五・五・一九・法一〇）……一〇
○倉庫業法の一部を改正する法律（昭二五・四・二〇・法一〇六）……一〇
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法三二）……一〇
△総理府設置法（昭二四―法二二七）の一部改正（昭二五―法一二六）……一〇
△総理府設置法（昭二四―法二二七）の一部改正（昭二五―法一三三）……一〇
△総理府設置法（昭二四―法二二七）の一部改正（昭二五―法一〇五）……一〇
△総理府設置法（昭二四―法二二七）の一部改正（昭二五―法一一九）……一〇
○造船法（昭二五・五・二・法一二九）……一〇
○造幣庁特別会計法（昭二五・三・三一・法六三）……一〇
○造林臨時措置法（昭二五・五・四・法一五一）……一〇

（こ）

○つむぎ等の繭入税を免除する法律（昭二・五・五・二〇・法二九二）……六三
○通行税法の一部を改正する法律（昭二・三・三一・法七六）……六二
△通行税法の一部を改正する法律（昭二五一法七六）の一部改正（昭二五一法七八）……六一
○通商産業省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・四・二四・法二〇八）……六〇
△通商産業省設置法（昭二四一法二〇二）の一部改正（昭二五一法六七）……六〇
△通商産業省設置法（昭二四一法二〇二）の一部改正（昭二五一法二四九）……五九
△通商産業省設置法（昭二四一法二〇二）の一部改正（昭二五一法一九三）……五八
△通商産業省設置法（昭二四一法二〇二）の一部改正（昭二五一法二〇八）……五七
△特殊建築物に関する東京都令、警視庁令、北海道庁令及び府県令の効力に関する命令（昭二三一総令二）廃止（昭二五一法二〇二）……五六
△特定財産管理令（昭二一一勅六六）の一部改正（昭二五一法一四二）……五五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四一法二五二）の一部改正（昭二五一法二五八）……五四
△特別調達庁設置法（昭二四一法二一九）の一部改正（昭二五一法二三二）……五三
△著作権法（明三二一法三九）の一部改正（昭二五一法二三二）……五二
七九）……五一

（か）

○帝国石油株式会社法を廃止する法律（昭二五・四・一・法九二）……五〇
○電気事業会社の米国対日救済資金等処理に関する法律（昭二五・五・一・法一八五）……四九
○電波法（昭二五・五・二・法一三二）……四九
○電波監理委員会設置法（昭二五・五・二・法一三三）……四八
○電信電話料金法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一三四）……四八
○電気通信省設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一三五）……四七
五・四・法一四五）……四七
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一三六）……四六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二五・五・二・法一三七）……四五
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一三八）……四五
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一三九）……四四
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一四〇）……四四
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一四一）……四三
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一四二）……四三
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一四三）……四二
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一四四）……四二
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一四五）……四一
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一四六）……四一
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一四七）……四〇
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一四八）……四〇
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一四九）……三九
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一五〇）……三九
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一五一）……三八
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一五二）……三八
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一五三）……三七
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一五四）……三七
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一五五）……三六
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一五六）……三六
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一五七）……三五
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一五八）……三五
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一五九）……三四
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一六〇）……三四
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一六一）……三三
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一六二）……三三
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一六三）……三二
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一六四）……三二
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一六五）……三一
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一六六）……三一
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一六七）……三〇
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一六八）……三〇
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一六九）……二九
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一七〇）……二九
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一七一）……二八
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一七二）……二八
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一七三）……二七
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一七四）……二七
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一七五）……二六
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一七六）……二六
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一七七）……二五
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一七八）……二五
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一七九）……二四
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一八〇）……二四
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一八一）……二三
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一八二）……二三
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一八三）……二二
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一八四）……二二
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一八五）……二一
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一八六）……二一
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一八七）……二〇
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一八八）……二〇
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一八九）……一九
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一九〇）……一九
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一九一）……一八
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一九二）……一八
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一九三）……一七
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一九四）……一七
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一九五）……一六
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一九六）……一六
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一九七）……一五
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一九八）……一五
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法一九九）……一四
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二〇〇）……一四
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二〇一）……一三
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二〇二）……一三
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二〇三）……一二
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二〇四）……一二
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二〇五）……一一
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二〇六）……一一
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二〇七）……一〇
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二〇八）……一〇
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二〇九）……九
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二一〇）……九
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二一一）……八
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二一二）……八
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二一三）……七
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二一四）……七
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二一五）……六
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二一六）……六
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二一七）……五
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二一八）……五
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二一九）……四
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二二〇）……四
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二二一）……三
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二二二）……三
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二二三）……二
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二二四）……二
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二二五）……一
△特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・二・法二二六）……一

（き）

○地方財政委員会設置法（昭二五・五・三〇・法二一〇）……六〇
○地方財政平衡交付金一部概算交付等特例法（昭二五・四・二七・法二一二）……五九
○地方財政平衡交付金法（昭二五・五・三〇・法二一三）……五九
○地方税法の一部を改正する法律（昭二五・二・二八・法二）……五
○地方税法の一部を改正する等の法律（昭二五・三・三一・法五〇）……四
△地方税法（昭二三一法二一〇の一部改正（昭二五一法二三二）……四三
△地方税法（昭二三一法二一〇の一部改正（昭二五一法二七六）……四二
△地方税法（昭二三一法二一〇の一部改正（昭二五一法二〇三）……四一
○地方自治法の一部を改正する法律（昭二五・五・四・法二四三）……四〇
△地方自治法（昭二二一法六七の一部改正（昭二五一法二〇二）……三九
△地方自治法（昭二二一法六七の一部改正（昭二五一法二三三）……三八
△地方自治法の一部を改正する法律（昭二五・五・四・法二四四）……三八
△地方公共団体の選挙の選挙運動取締規則（昭二三一総令六四）廃止（昭二五一法二〇二）……三七
△地方財政法（昭二三一法二〇九の一部改正（昭二五一法二〇二）……三六
△地方財政法（昭二三一法二〇九の一部改正（昭二五一法二一〇）……三六
△地方自治法の一部を改正する法律（昭二五・五・四・法二四五）……三五
△地方自治法の一部を改正する法律（昭二五・五・四・法二四六）……三五
○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五七）……三四
△中小企業等協同組合法施行法（昭二四一法一八二）の一部改正（昭二五一法二三一法一七九）の一部改正（昭二五一法二三一法一七九）の一部改正（昭二五一法二三一法一七九

法三一）……三一
△特別職の職員の給與に関する法律（昭二四―法二五一）の一部改正（昭二五―法一三三）……四八
△特別職の職員の給與に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二五―法二一〇）……六三
△特別職の職員の給與に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二五―法二一四）……七二
△特別職の職員の給與に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二五―法二一九）……七七
△特別職の職員の給與に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二五―法二二〇）……七九

（な）

○夏時刻法の一部を改正する法律（昭二五・三一・法三九）……二八
△内国旅費規則（昭一八―勅六八四）廃止（昭二五―法一一四）……三四八
△南洋群島関東州満洲旅費規則（大一〇―勅四〇二）廃止（昭二五―法一一四）……三四八

（に）

○日本勧業銀行法等を廃止する法律（昭二五・三一・法四一）……三三
○日本学術会議法の一部を改正する法律（昭二五・三・七・法四）……三
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二五・五・一〇・法一六〇）……五五
△日本国有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二五―法七九）……一七
△日本国有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭二五―法一五九）……一八
○日本政府在外事務所設置法（昭二五・四・一・法一〇五）……二八
△日本勧業銀行及び農工銀行の合併に関する法律（大一〇―法八〇）廃止（昭二五―法四一）……三三
△日本興業銀行法（明三三―法七〇）廃止（昭二五―法四一）……二八
△日本国有鉄道法施行法（昭二四―法一〇四）の一部改正（昭二五―法六〇）……四
△日本専売公社法（昭二三―法二五五）の一部改正（昭二五―法七九）……二
△日本発送電株式会社法（昭一三―法七七）の一部改正（昭二五―法七九）……一八



（の）

○農業改良助長法の一部を改正する法律（昭二五・四・一・法八八）……二五
○農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二五・三・二九・法二九）……一六
○農業協同組合法の一部を改正する法律（昭二五・五・六・法一五七）……九八
○農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律（昭二五・四・一・法八八）……一八
○農業災害補償法の一部を改正する法律（昭二五・四・一・法八七）……一八
△農業災害補償法（昭二二―法一八五）の一部改正（昭二五―法七九）……一七
△農業災害補償法（昭二二―法一八五）の一部改正（昭二五―法一五一）……四七
○農産種苗法の一部を改正する法律（昭二五・四・一・法八九）……一八
△農産種苗法（昭二二―法一一五）の一部改正（昭二五―法一一三）……三七
○農林省設置法の一部を改正する法律（昭二五・四・二八・法一一三）……三四
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭二五―法一二七）……三七
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭二五―法一五一）……一八



部改正（昭二五―法一五一）……六八
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭二五―法一七五）……五二
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭二五・五・一）
○法一六九）……五五
○農林物資規格法（昭二五・五・一一・法一七五）……五九
△農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律（昭二四―法二〇二）の一部改正（昭二五―法七九）……一九
△農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律（昭二三―法六二）の一部改正（昭二五―法七九）……一九
△農業倉庫業法（大六―法一五）の一部改正（昭二五―法七九）……一八
△農工銀行法（明二九―法八三）廃止（昭二五―法四一）……三三
△農村負債整理組合法（昭八―法二一）の一部改正（昭二五―法七九）……一八
△農地調整法（昭二三―法六七）の一部改正（昭二五―法一〇一）……六八
△農薬取締法（昭二三―法八二）の一部改正（昭二五―法一一三）……三七
△農林中央金庫法（大一二―法四二）の一部改正（昭二五―法一九四）……一九
△犯罪者予防更生法（昭二四―法一四二）の一部改正（昭二五―法二〇四）……六八

（ひ）

○肥料取締法（昭二五・五・一・法一二七）……三七
○肥料配給公団令の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五八）……六三
△肥料配給公団令（昭二二―勅一七一）の一部改正（昭二五―法七九）……一八
△物価統制令（昭二一―勅一一八）の一部改正（昭二五―法一六一）……五八
△物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律（昭二二―法二九）の一部改正（昭二五―法一五一）……四八

（ふ）

○不正競争防止法の一部を改正する法律（昭二五・四・一・法九〇）……一八
○富裕税法（昭二五・五・一一・法一七四）……五四
△富裕税法（昭二五―法六九）の一部改正（昭二五―法一七四）……三
△富裕税法（昭二五―法一七四）の一部改正（昭二五・四・二七・法一一一）……七三
△賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律（昭二五・五・一一・法一一三）……一三
○賠償庁臨時設置法（昭二三―法三三）の一部改正（昭二五―法一四一）……一三
○判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・五・二二・法一九五）……五
○文化財保護法（昭二五・五・三〇・法二一四）……六八

（へ）

△不正保有物資等特別措置特別会計法（昭二三―法三六）の一部改正（昭二五―法六五）……六三
△復興金融金庫法（昭二二―法三四）の一部改正（昭二五―法七九）……一七
△物価統制令（昭二一―勅一一八）の一部改正（昭二五―法一六一）……五八
△物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律（昭二二―法二九）の一部改正（昭二五―法一五一）……四八

法四八の一部改正（昭二五一法二六）……一四
△北海道拓殖銀行法（明三三一法七六）廃止（昭二五一法四二）……一五
△牧畜法（昭六一法三七）廃止（昭二五一法四九）……一六
△貿易公団法（昭二二一法五八の一部改正（昭二五一法七九）……一七
△貿易特別会計法（昭二四一法四二の一部改正（昭二五一法六五）……一八

（ま）

○麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法一八）……一〇
○松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律（昭二五・三・三一・法五三）……一四

（み）

○水先法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法一五）……八
△水先法（昭二四一法二二の一部改正（昭二五一法一九八）……一四

△民事訴訟費用法（明三三一法六四の一部改正（昭二五一法一九七）……一三
△民法（明二九一法八九の一部改正（昭二五一法二三）……一三

（む）

△無線電信法（大四一法三六）廃止（昭二五一法一三）……一五

（も）

○文部省設置法の一部を改正する法律（昭二五・三・二七・法一六）……八
△文部省設置法（昭二四一法一四六の一部改正（昭二五一法一八）……一二
△文部省設置法（昭二四一法一四六の一部改正（昭二五一法二一四）……一一

△特殊会社監理委員会令（昭二二一勅一三三の一部改正（昭二五一法七九）……一九
△文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭二四一法一四九）の一部改正（昭二五一法一六）……九

（ゆ）

○油糧配給公団法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法五九）……一三
△油糧配給公団法（昭二二一法二〇三の一部改正（昭二五一法七九）……一九
○輸出信用保険特別会計法（昭二五・三・三一・法六八）……六

（よ）

○予算執行職員等の責任に関する法律（昭二二・五・一一・法一七三）……一四
○輸出信用保険法（昭二五・三・三一・法六七）……六
○有価証券移転税法を廃止する法律（昭二五・三・三一・法七五）……一三
○郵政省設置法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法七三）……一一
△郵政省設置法（昭二三一法一四四）の一部改正（昭二五一法一三三）……一三
○郵便為替法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法四二）……一〇
○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法四三）……一〇
△郵便貯金法（昭二二一法一四四）の一部改正（昭二五一法二）……一〇
○郵便年金法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法四四）……一一
○郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭二五・三・三一・法四五）……一〇
△輸出入植物検疫法（昭二三一法六六）廃止（昭二五一法二二）……一四
△郵政事業特別会計法（昭二四一法一〇九の一部改正（昭二五一法六〇）……一〇
△郵政事業特別会計法（昭二四一法一〇九の一部改正（昭二五一法一三三）……一三

（ら）

○臨戸防疫注射法等による国庫負担の特例等に関する法律（昭二五・五・三〇・法一一二）……六

△硫酸アンモニア増産及配給統制法（昭一三―法七〇）の一部改正（昭二五―法七九）……一六

△底艙業法（昭二三―法一三八）の一部改正（昭二五―法二六）……一四

△臨時建築制限規則（昭二四―建令九）廃止（昭二五―法二〇二）……一六

△臨時船舶管理法（昭二一―法九三）の一部改正（昭二五―法二五三）……一六

△臨時宅地建物価格修正法（昭二四―法八五）の一部改正（昭二五―法二四二）……一四

△臨時防火建築規則（昭一三―建令六）廃止（昭二五―法二〇二）……一六

（れ）

○連合国軍人等住宅公社法（昭二五・四・一・法八二）……一六

○連合国軍人の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支弁すべき給料その他の給与の支弁事務の処理の特例に関する法律（昭二五・三・七・法五）……一四

△連合国財産である株式の回復に関する政令（昭二四―政三二〇）の一部改正（昭二五―法七九）……一六〇

（ろ）

○労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一・法二二五）……一五一

○労働省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・五・一・法二二〇）……一五六

○労働組合法の一部を改正する法律（昭二五・四・一・法八四）……一六四

△労働組合法（昭二四―法一七四）の一部改正（昭二五―法七九）……一五七

△労働組合法（昭二四―法一七四）の一部改正（昭二五―法一三九）……一五四

△労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭二二―法一六七）の一部改正（昭二五―法一四）……一五二

△労働者年金保険法中改正法律（昭一九―法二二〇）の一部改正（昭二五―法三五）……一五

法律第二百七十七号（二四、一二、二〇）

## ◎薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

政府は、薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため、昭和二十四年度において、一般会計から五十四億七千万円を限り、この会計に繰入金をすることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十二号（二四、一二、二四）

## ◎国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律

（臨時年末手当の支給）

第一條　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二條に規定する一般職に属する職員（検事総長、次長検事及び検事長を除く。）及び左に掲げる特別職に属する職員であつて、この法律施行の際現に在職し、且つ、常時勤務に服する者に対しては、昭和二十四年度に限り、臨時年末手当を支給する。

一　裁判官（最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官を除く。）

二　侍従

三　国家公務員法第二條第三項第八号及び第十二号に掲げる秘書官

四　食糧配給公団の職員

五　連合国軍の需要に応じ、連合国軍のために労務に服する者

（臨時年末手当の額）

第二條　臨時年末手当の額は、給與月額の三分の一に相当する額に七百円を加えた額に、勤務期間に応じ左の各号に掲げる割合を乗じてえた額とする。但し、その額は、五千円をこえることができない。

一　勤務期間が六月以上の場合　十分の十

二　勤務期間が三月以上六月未満の場合　十分の六

三　勤務期間が三月未満の場合　十分の三

2　前項の給與月額は、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号。）（第二十九條及び第三十四條を除く。）の適用を受ける職員については、同法の規定する俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の前條に規定する職員については、内閣総理大臣が定める。

（支給の細目）

第三條　前條第二項に規定するものの外、勤務期間の計算方法その他臨時年末手当の支給に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

## 法律第二号

（二五、二、二八）

### ◎地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「（物件の取得に対するものを除く。）」を削る。

第十三條中「地方税（鉱産税、入場税、酒消費税、電気ガス税、木材引取税及び遊興飲食税並びにこれらの附加税を除く。）」を「地方税（鉱産税、酒消費税、電気ガス税、木材引取税、遊興飲食税及びこれらの附加税並びに入場税を除く。）」に改め、第二十号から第二十四号までを次のように改める。

二十から二十三まで　削除

二十四　住宅組合の事業

第三十六條第一項第二号及び第四十四條第一項第一号中「入場税附加税」を削る。

第四十六條第一項第十六号を次のように改める。

十六　削除

第七十六條を次のように改める。

（入場税の賦課率）

**第七十六條**　入場税は、賦課率百分の百によりこれを課さなければならない。但し、博覧会場、展覧会場、遊園地その他これらに類する場所に入場する者、もつぱら交響楽、器楽、声楽等の純音楽を研究発表する会場に鑑賞のため入場する者又は運動競技で学生、生徒若しくはその競技をなすことを業としない者の行うものについて、観覧のため競技場に入場する者から料金を徴収する場合においては、賦課率は、百分の四十とする。

第八十三條第一項中「又はその取得」及び「又はその取得者」を削る。

第八十四條中「又はその取得」及び「又は取得者」を削る。

第八十六條第一項中「又はその加入」及び「又はその加入者」を削り、同條第二項中「、加入者とは、新たに加入者となつた者を」を削る。

第八十八條及び**第八十九條**　削除

第九十二條中「又はその取得」及び「又はその取得者」を削る。

第九十九條第六号を次のように改める。

六　削除

同條第十五号を次のように改める。

十五　削除

第百一條第一項中「、入場税附加税の賦課率は、これを本税の百分の二百とに」を削る。

同條第二項中「及び不動産取得税附加税」及び「、不動産取得税附加税にあつては不動産の価格の百分の二十」を削る。

第百二條第一項中「又はその取得」及び「又は取得者」を削る。

第百九條中「又はその取得」及び「又は取得者」を削る。

第百十條中「又はその取得」及び「又は取得者」を削る。

第百十一條中「又はその取得」及び「又は取得者」を削る。

第百十六條中「入場税にあつては三倍、」を削り、同條中「その他の税」の下に「（入場税を除く。）」を加える。

第百二十二條第一項第七号を削る。

第百二十六條の二第六項中「入湯税、酒消費税、木材引取税、遊興飲食税及び入湯税並びにこれらの附加税」を「酒消費税、木材引取税、遊興飲食税、入湯税及びこれらの附加税並びに入場税」に改める。

第百二十七條第一項中「入湯税にあつては三倍、」を削り、同項中「その他の税」の下に「（入場税を除く。）」を加える。

第百三十四條の二を削る。

**附　則**

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年三月一日から適用する。

2　昭和二十五年二月二十八日までの入場税、船舶の取得に対する船舶税、自動車の取得に対する自動車税、電話の加入に対する電話税、不動産取得税、漁業権の取得に対する漁業権税及びこれらの附加税並びに舟の取得に対する舟税、自転車の取得に対する自転車税、荷車の取得に対する荷車税及び金庫の取得に対する金庫税については、なお従前の例による。

3　昭和二十五年三月一日以後の地方税法第七十五條第一項に規定する場所への入場又は場所の設備の利用に対する入場税及び入場税附加税を昭和二十五年二月二十八日以前に徴収した特別徴収義務者は、当該入場税及び入場税附加税を、この法律の改正規定にかかわらず、なお、従前の規定による税額により條例で定める期日までに当該都道府県に納入しなければならない。

4　前項に規定する入場税及び入場税附加税を特別徴収義務者に拂い込んだ者は、その拂い込んだ入場税及び入場税附加税の合計額と改正後の規定による入場税額との差額に相当する金額の還付を、條例の定めるところにより当該都道府県に請求することができる。

5　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「及び地方税法（昭和二十三年法律第百十号）による不動産取得税」を削る。

7　当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三條中「及び地方税法による不動産取得税」を削る。

（内閣総理・大蔵大臣署名）



## 法律第三号

（二五、三、一）

### ◎臨時通貨法の一部を改正する法律

臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二條中「五円、一円、五十銭、十銭、五銭及一銭ノ六種」を「十円、五円、一円、五十銭、十銭、五銭及一銭ノ七種」に改める。

第三條中「五円ノ臨時補助貨幣ハ二百円迄、一円ノ臨時補助貨幣ハ百円迄」を「十円ノ臨時補助貨幣ハ百円迄、五円ノ臨時補助貨幣ハ百円迄」に改める。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

## 法律第四号

（二五、三、七）

### ◎日本学術会議法の一部を改正する法律

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

## 法律第五号　（二五、三、七）

### ◎連合国軍の需要に應じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律

1　政府は、連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者及び公共事業費又は米国対日援助見返資金による公共事業に使用される労務者に支拂うべき給料その他の給與（以下「給與金」という。）の支拂について特に必要があるときは、その事務の一部を銀行（日本銀行を除く。以下同じ。）に委託して取り扱わせることができる。

2　前項の規定による給與金の支拂の事務の一部を銀行に委託する場合の手続及び給與金の支拂に関し必要な手続は、大蔵大臣が定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁　署名）

## 法律第六号　（二五、三、七）

### ◎昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律

政府は、昭和二十一年度一般会計終戦処理費の財源に充てるための借入金に関する法律（昭和二十二年法律第十号）及び帝国鉄道会計又は通信事業特別会計における昭和二十一年度の経費支弁のための借入金等に関する法律（昭和二十一年法律第五十五号）の規定に基いて借り入れた借入金については、これらの法律の規定にかかわらず、その償還期限を昭和二十七年度まで延期する契約をすることができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　日本国有鉄道法施行法（昭和二十四年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九條第五項中「一般会計に帰属した公債及び借入金の」の下に「償還期限を延期し、又は」を加える。

（大蔵・運輸・郵政・電気通信・内閣総理大臣署名）

## 法律第七号　（二五、三、七）

### ◎国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「、林業に関する試験、研究及び調査並びにこれらの」を「及びその」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　この会計に属する資産のうち、現に林業試験場の用に供しているものは、この会計が有償で取得した財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條に規定する財産をいう。以下同じ。）を除き、無償で一般会計に所属を移すことができるものとし、この会計が有償で取得した財産で現に林業試験場の用に供しているものは、当分の間、一般会計に無償で使用させることができる。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）





## 法律第八号　（二五、三、七）

### ◎一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所属替又は所管換の無償整理に関する法律

医療施設の用に供するため取得した国有財産又はこの法律施行の際医療施設の用に供せられている国有財産を、医療施設の用に供するため、一般会計と国立病院特別会計との間において、所属替又は所管換をしようとするときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十五條の規定にかかわらず、昭和二十五年度に限り、当該会計間において無償として整理することができる。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

## 法律第九号　（二五、三、一三）

### ◎失業保険特別会計法の一部を改正する法律

失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三條中「一般会計及び郵政事業特別会計」を「一般会計、郵政事業特別会計及び積立金」に改める。

第十三條の二を第十三條の三とし、第十三條の次に次の一條を加える。

**第十三條の二**　この会計の積立金は、失業保険給付の財源に充てるため必要がある場合には、予算の定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（大蔵・労働・内閣総理大臣署名）

## 法律第十号　（二五、三、一三）

### ◎物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律を廃止する法律

物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律（昭和二十三年法律第百五十二号）は、廃止する。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁　署名）

## 法律第十一号　（二五、三、一六）

### ◎船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基く命令の規定により昭和二十四年度以前の分として物資の割当を受けた者が当該物資を譲り受けた場合及び昭和二十五年度分として物資の割当を受けた者が当該物資をこの法律施行前に譲り受けた場合における当該物資に係る割当料の徴収、消印義務、割当料の納付義務若しくは消印義務に違反した行為に対する罰則の適用及び割当公文書の効力については、この法律施行後でも、物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律は、なおその効力を有する。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁　署名）

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律（昭和二十四年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十六年三月三十一日」に改め、「昭和二十四年度」を削る。

別表中「退職した日において当該船員が乗船中に受けるべき一箇月当りの給與総額から雑手当を控除した額」を「退職した日における俸給月額の百分の百七十に相当する額」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

## 法律第十二号　（二五、三、一八）

## ◎家畜保健衛生所法

（設置）

**第一條**　家畜保健衛生所は、地方における家畜衛生の向上を図り、もつて畜産の振興に資するため、都道府県が設置する。

2　家畜保健衛生所の位置、名称及び管轄区域は、條例で定める。

3　家畜保健衛生所には、その名称中に「家畜保健衛生所」という文字を用いなければならない。

**第二條**　都道府県は、家畜保健衛生所を設置しようとするときは、農林大臣の承認を得なければならない。

（事務の範囲）

**第三條**　家畜保健衛生所は、第一條第一項に規定する目的を達成するため、左に掲げる事務を行う。

一　家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務

二　家畜の伝染病の予防に関する事務

三　家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務

四　家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務

五　寄生虫病、骨軟症その他農林大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事務

六　地方的特殊疾病の調査に関する事務

七　その他地方における家畜衛生の向上に関する事務

（家畜保健衛生所の利用）

**第四條**　都道府県知事は、條例の定めるところにより、獣医師に家畜保健衛生所の試験及び検査に関する施設を利用させることができる。

（農林大臣の権限）

**第五條**　農林大臣は、地方における家畜衛生の向上を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、家畜保健衛生所の運営に関して必要な事項を命じ、及び必要な報告を求めることができる。

（名称の制限）

**第六條**　この法律による家畜保健衛生所でないものは、その名称中に「家畜保健衛生所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

（国からの補助）

**第七條**　国は、家畜保健衛生所に要する経費に対し、毎年予算の範囲内で、都道府県に、創設費及びこれに伴う初度調弁費並びに職員に要する経費の二分の一以内の補助金を交付することができる。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第六條の規定は、昭和二十五年七月一日から施行する。

（内閣総理・農林大臣署名）

## 法律第十三号　（二五、三、二二）

## ◎在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律

在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「九十日以内」を「百五十日以内」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

## 法律第十四号　（二五、三、二二）

## ◎国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律

（この法律の目的）

**第一條**　国が有償で譲渡した物件（以下「拂下物件」という。）が、略奪品として没収された場合の措置に関しては、この法律の定めるところによる。

（定義）

**第二條**　この法律において「略奪品」とは、略奪品の没収及び報告に関する件（昭和二十一年内務省令第二十五号）第一條に規定する物をいう。

（収納代金相当額の金銭の支拂）

**第三條**　政府は、拂下物件を略奪品として没収した場合においては、当該物件を国から取得し、且つ、没収された者に対して、国が当該物件の対価として収納した代金（以下「収納代金」という。）に相当する額の金銭を支拂うものとする。

2　拂下物件が略奪品として没収された場合において、没収された者がその没収に係る物件を国から取得した者でないときは、政府は、その者が当該物件が拂下物件であることの証拠を提示したときに限り、その者に対して収納代金に相当する額の金銭を支拂うことができる。

3　没収された者が地方公共団体、法令による公団その他これらに類する者で賠償庁長官の指定するもの又は解散団体である場合においては、前二項の規定は、適用しない。

（申請の手続）

**第四條**　前條の規定により収納代金に相当する額の金銭の支拂を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、左に掲げる事項を記載した賠償庁長官宛の申請書をこれらの事項を証する書類とともに、当該物件の没収があつた日から六十日（この法律施行前の没収に係る場合にあつては、この法律施行の日から百二十日）以内に当該物件を没収した都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該物件の譲渡の当事者となつた国の機関の名称、譲渡の時期、当該物件の品名、形状、数量及び価格並びにその譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

二　前号の譲渡の時以後における当該物件の譲渡の時期、数量及び価格並びにその当事者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

三　当該物件の譲渡の直接の根拠となつた法令

四　申請者が当該物件を略奪品として没収されたこと。

2　前項の申請書の様式は、賠償庁長官が定める。

（都道府県知事の調査）

**第五條**　都道府県知事は、前條の規定による申請があつた場合においては、申請書に記載された事項が事実に合致しているかどうかを調査した後、当該申請書を調査の結果とともに賠償庁長官に送付しなければならない。

（賠償庁長官の審査確認）

**第六條**　賠償庁長官は、前條の規定による送付を受けた場合において、当該申請に係る事実を審査し、審査の結果に基いて申請書に記載された事項が事実に合致していることを確認したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事を経由して申請者に通知しなければならない。

2　賠償庁長官は、前條の場合において、申請書に記載された事項を確認するに足る充分な証拠がないと認めたときは、その理由を付して申請書を当該都道府県知事を経由して申請者に返還しなければならない。

（申請書の再提出）

**第十條**　前條第二項の規定により申請書の返還を受けた申請者は、当該申請に係る事実を証明するに足る新たな証拠を発見した場合においては、監獄庁長官が申請書を返還した日から百八十日以内に、その証拠を添えて第四條の規定（申請書の提出期限に関する部分を除く。）に準じて申請書を再提出することができる。

2　第五條及び第六條の規定は、前項の場合に準用する。

（支拂の請求）

**第八條**　第六條第一項の規定により監獄庁長官の確認の通知を受けた申請者は、その確認の通知書を提示して、当該都道府県知事に対し当該物件の收納代金に相当する額の金銭の支拂を請求することができる。

（出訴）

**第九條**　この法律の規定に基く監獄庁長官又は都道府県知事の処分に違法又は錯誤があると認める者は、裁判所に出訴することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣總理・大藏大臣署名）

## 法律第十五号（二五、三、二二）

### ◎水先法の一部を改正する法律

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一号を次のように改める。

一　二年以上船長として總トン数千トン以上の船舶（平水区域を航行区域とする船舶を除く。）に乗り組んでいたこと。

第四條第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　省令で定める一定期間以上水先人になろうとする水先区において水先修業生として実務を修習したこと。

第四條に次の一項を加える。

2　海上保安庁長官は、水先区に水先人がいない場合又は前項第二号の要件を具備する水先修業生がいない水先区について急遽に水先人を置く必要がある場合においては、同項第一号及び第三号の要件を具備し、且つ、省令で定める一定回数以上当該水先区において航海に従事したことがある者に対し、その者が同項第二号の要件を具備しないでも、免許を與えることができる。

第八條の次に次の一條を加える。

（以前に水先人であつた者に対する免許）

**第八條の二**　前條第二項の規定は、海上保安庁長官が、以前に水先人であつた者に対し水先の免許を與えようとする場合に準用する。

別表中舞鶴水先区の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 下津水先区 | 和歌山県日高郡由良町大字由良字阿戸鼻から同郡日高川河口まで引いた線、吉見鼻から海面に引いた線、加太鼻から友ヶ島の燈台ノ岬を経て友ヶ島燈台に至る線及び陸岸により囲まれた水域 |

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣總理大臣署名）

## 法律第十六号（二五、三、二七）

### ◎文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中第三節　地方支分部局（第二十五條―第二十八條）」を削り、「第三章　職員（第二十九條・第三十條）」を「第三章　職員（第二十五條・第二十六條）」に改める。





第二章第三節を削る。

第二十九條を第二十五條とし、第三十條を第二十六條とする。

附則第十五項から第十九項までを削る。

附　則

1　この法律は昭和二十五年四月一日から施行する。

2　文部省著作教科書の出版權等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第四項中「教科用図書檢定調査審議会」を「教科用図書檢定調査審議会」に改める。

（文部・内閣總理大臣署名）

## 法律第十七号（二五、三、二七）

### ◎栄養士法の一部を改正する法律

栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号、同條第三項及び第十二條第二項中「二年以上」を「二年以上」に改める。

第二條の次に次の一條を加える。

**第二條の二**　栄養士試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に栄養士試験審査委員会（以下審査会と


| | |
|---|---|
| 第二十四條第一項の表中 | |
| 「教育刷新審議会」 | 「教育刷新審議会」 |
| 「教育課程審議会」 | 「教育課程審議会」 |
| 「教育職員養成審議会」 | 「教育職員養成審議会」 |
| 「教育職員免許等審議会」 | 「教育職員免許等審議会」 |
| 「社会教育審議会」 | 「社会教育審議会」 |
| 「青少年教育審議会」 | 「青少年教育審議会」 |
| 「労働者教育審議会」 | 「労働者教育審議会」 |
| 「国語審議会」 | 「国語審議会」 |
| 「教科用図書檢定調査審議会」 | 「教科用図書檢定調査審議会」 |
| 「教科書出版適格審査会」 | 「教科書出版適格審査会」 |


に改める。

## 法律第十八号　（二五、三、二七）

## ◎麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律

**第一條**　麻薬取締法（昭和二十三年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條及び第四十一條中「業務所所在地を管轄する都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第四十八條第二項、第四十九條及び第五十二條第一項中「又は都道府県知事」を削る。

第五十二條及び第五十九條第一項第七号中「又は吏員」を削る。

第五十二條の二を次のように改める。

**第五十二條の二**　厚生省に二百五十名以内の麻薬取締官を置き、各都道府県にこれを駐在させる。

2　麻薬取締官の駐在する位置及び都道府県ごとの員数は、厚生大臣がこれを定める。

3　麻薬取締官は、厚生大臣の指揮監督を受けて、この法律及び大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）にもとづく立入、検査、收去その他これらの法律の実施に関する事項を掌り、且つ、麻薬若しくは大麻に関する罪及び刑法（明治四十年法律第四十五号）第十四章に定める罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行うものとする。

4　麻薬取締官は、その駐在する都道府県の区域外においても、その職務を行うことができる。

5　麻薬取締官は、職務の執行にあたり、小型武器を携帯することができる。

第五十三條中「麻薬取締員」を「麻薬取締官」に改める。

**第二條**　大麻取締法の一部を次のように改正する。

第十九條及び第二十一條第一項中「又は都道府県知事」を削る。

第二十一條中「又は吏員」を削る。

**附　則**

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第四十九号中「麻薬取締官」を「麻薬取締員」に改める。

（内閣総理・厚生大臣署名）

## 法律第十九号　（二五、三、二七）

## ◎大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、大蔵省預金部特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年度において、一般会計から大蔵省預金部特別会計に繰入金をすることができる。但し、その金額は、三億二千三百二十六万七千円をもつて限度とする。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日大蔵省預金部特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）





## 法律第二十号　（二五、三、二七）

## ◎開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第一條の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十五年度において、一般会計から十一億八千九百八十万円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

**附　則**

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

## 法律第二十一号　（二五、三、二七）

## ◎国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「十八億円」を「三十億円」に改める。

**附　則**

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（内閣総理大臣・法務総裁・大蔵・厚生大臣署名）

## 法律第二十二号　（二五、三、二七）

## ◎郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項の表の郵政審議会の部中「（簡易生命保険郵便年金事業審議会の部を削り、同表の簡易生命保険郵便年金事業審議会の部を削る。

## 法律第二十三号　（二五、三、二七）

## ◎簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　簡易生命保険郵便年金事業審議会（第六十九條）／第五章　被保険者の保健施設（第七十條）／第六章　積立金の運用（第七十一條）／（第六十八條）」を「第四章　被保険者の保健施設（第六十九條）／第五章　積立金の運用（第七十條）／（第六十八條）」に改める。

第六條第二項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

第三十二條中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第三十九條中「保険契約の解除」の下に「（第二十一條第一項の規定による解除を除く。）」を加える。

第四十三條中「第二十一條」を「第二十條」に改める。

第四十四條中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第四十五條を次のように改める。

**第四十五條**　削除

第四章を削り、第五章を第四章とし、第六十九條を第六十八條とする。

第六章を第五章とする。

第七十條第一項中「審議会」を「郵政審議会」に改め、同條を第六十九條とする。

附則第三項中「第三十二條から第三十三條まで」を「第三十二條、第三十三條」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、第三十一條の規定は、昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約については、適用しない。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約については、改正前の第四十五條の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

## 法律第二十五号　（二五、三、二八）

### ◎副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

副検事の任命資格の特例に関する法律（昭和二十二年法律第百一号）第一條の規定を次のように改正する。

第一條　副検事の任命については、検事の任命資格の特例に関する法律（昭和二十二年法律第六十一号）第一條の規定にかかわらず、同法第二條第一項第一号に該当する者のほか、司法官試補の職にあつた者で、司法官試補の職にあつた期間を通算して一年以上になるものを副検事に任命することができる。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

## 法律第二十四号　（二五、三、二七）

### ◎郵便年金法の一部を改正する法律

郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

第十四條第二項中「六千円」を「三千円」に改める。

第四十二條第二項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

## 法律第二十六号　（二五、三、二八）

### ◎性病予防法等の一部を改正する法律

目次

第一條　性病予防法の一部改正
第二條　癩予防法の一部改正
第三條　「トラホーム」予防法の一部改正
第四條　寄生虫病予防法の一部改正
第五條　伝染病予防法の一部改正
第六條　監獄業法の一部改正
第七條　興行場法の一部改正
第八條　公衆浴場法の一部改正
第九條　理容師法の一部改正
第十條　墓地、埋葬等に関する法律の一部改正
第十一條　食品衛生法の一部改正
第十二條　屠場法の一部改正
第十三條　へい獣処理場等に関する法律の一部改正
第十四條　医療法の一部改正
第十五條　あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法の一部改正
附則
第一條　性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。
第八章中第三十二條の次に次の一條を加える。

**第三十二條の二**　第六條、第七條第一項、第十條、第十四條第一項及び第二十二條中「都道府県知事」とあるのは、保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條の規定に基く政令で定める市にあつては、「市長」と読み替えるものとする。

2　第十五條第一項中「都道府県知事」とあるのは、前項の市にあつては、「市長」と読み替えるものとする。但し、第十一條又は第十二條の規定により、都道府県知事が、医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせた患者については、この限りでない。

3　第十五條第三項中「都道府県知事」とあるのは、第一項の市にあつては、「市長」と読み替えるものとする。但し、前項の規定により読み替えられる第十五條第一項の規定により、市長が、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命じた場合に限る。

4　第一項の市にあつては、第十七條中「都道府県」とあるのは「市」と、第二十一條第一項及び第二十五條中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。但し、第一項の規定により読み替えられる第十條又は第二項の規定により読み替えられる第十五條第一項の規定により、市長が、医師の健康診断を受くべきこと、又は医師の治療を受け、若しくは受けさせるべきことを命じた場合に限る。

**第二條**　癩予防法（明治四十年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第一條、第二條ノ二、第三條、第七條第二項第一号、第九條及び第十條中「行政官庁」を「都道府県知事」に改める。

第四條第一項、第七條第一項第四号及び第八條中「道府県」を「都道府県」に改める。

第六條及び第七條第二項中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に改める。

第七條第二項中「関係地方長官」を「関係都道府県知事」に改める。

第十二條の次に次の一條を加える。

**第十三條**　第一條、第二條ノ二及第十條中「都道府県知事」トアルハ保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定ムル市ニ在リテハ「市長」ト読替フルモノトス

第六條及第七條中「都道府県」トアルハ前項ノ市ニ在リテハ「市」ト読替フルモノトス但同項ノ規定ニヨリ読替ヘラルル第二條ノ二ノ規定ニヨリ市長ニ於テ同條各号ノ事項ヲ行ヒタル場合ニ限ル

第六條中「都道府県」トアルハ第一項ノ市ニ在リテハ「市」ト読替フルモノトス





年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

「二年以内」を「三年以内」に、「副検事選考審査会」を「副検事選考委員会」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）



**第四條**　寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方長官」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條ノ規定ニ基ク政令ノ定ムル市ニ在リテハ市長トス）」に、同條第二項中「地方長官」を「都道府県知事」に、「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県（保健所法第一條ノ規定ニ基ク政令ノ定ムル市ニ在リテハ市トス第七條ニ於テ之ニ同ジ）」に改める。

第四條第一項中「行政官庁」を「都道府県知事」に、同條第二項中「地方長官」を「都道府県知事」に、「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県（保健所法第一條ノ規定ニ基ク政令ノ定ムル市ニ在リテハ市トス第七條ニ於テ之ニ同ジ）」に改める。

第五條中「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第六條中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に、「実ノ費用」を「実ノ費用（第四條第一項第一号ノ検診ニ要スル費用ヲ除ク）」に改める。

第七條中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に、「支出額」を「支出額（第三條第一項ノ治療又ハ第五條ノ施設ニ要スル費用ヲ除ク）」に改める。

第十條中「行政官庁」を「都道府県知事」に改める。

**第三條**　「トラホーム」予防法（大正八年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「行政官庁」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條ノ規定ニ基ク政令ノ定ムル市ニ在リテハ市長トス第四條及第十條ニ於テ之ニ同ジ）」に改める。

第四條第一項中「行政官庁」を「都道府県知事」に、同條第二項中「地方長官」を「都道府県知事」に、「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県（保健所法第一條ノ規定ニ基ク政令ノ定ムル市ニ在リテハ市トス第七條ニ於テ之ニ同ジ）」に改める。

第五條中「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第六條中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に、「実ノ費用」を「実ノ費用（第四條第一項第一号ノ検診ニ要スル費用ヲ除ク）」に改める。

第七條中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に、「支出額」を「支出額（第三條第一項ノ治療又ハ第五條ノ施設ニ要スル費用ヲ除ク）」に改める。

第十條中「行政官庁」を「都道府県知事」に改める。

**第四條**　寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方長官」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條ノ規定ニ基ク政令ノ定ムル市ニ在リテハ市長トス）」に、同條

第二項中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に、保健所法第一條ノ規定ニ基ク政令ノ定ムル市ニ在リテハ市トス第七條ニ於テ之ニ同ジ」に改める。

第三條、第四條、第六條及ビ第八條中「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第五條から第七條までの各條中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に改める。

第五條中「其ノ費用」を「其ノ費用ノ一部」に、「健診又ハ簡便検査ノ費用ヲ除ク」に改める。

**第六條**　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事」に改める。

第十九條に次の一項を加える。

保健所法（昭和二十二年法律第百一号）ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定ムル市ニ在リテハ前項第一号第四号第五号第六号（汽車又ハ船舶ニ係ルモノヲ除ク）第七号（上水又ハ下水ノ新設改築変更又ハ廃止ニ係ルモノヲ除ク）及第九号ノ事項ハ市長ニ於テ之ヲ施行スルモノトス

第二十四條中「支弁」を「支弁（第十九條第二項ニ関スル諸費ヲ除ク）」に改める。

第二十五條第一項中「支出」の下に「並ニ第十九條第二項ニ関スル市ノ支弁」を加える。

**第八條**　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事」に改める。

**第九條**　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中第十七條の次に次の一條を加える。

**第十七條の二**　第十條（理容師の免許を取り消す場合を除く。）、第十一條、第十三條第一項及び第十四條中「都道府県知事」とあるのは、保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條の規定に基く政令で定める市にあつては、「市長」と読み替えるものとする。

**第十條**　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

本則中第二十二條の次に次の一條を加える。

（保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條の規定に基く政令で定める市にあつては、「市長」に改める。

**第七條**　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條の規定に基く政令で定める市にあつては、「市長」に改める。

**第八條**　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條の規定に基く政令で定める市にあつては、「市長

を「前條第一項の規定による通知を受けたときは、」に改める。

第十條の次に次の二條を加える。

**第十條の二**　公団等は、第四條の二第一項の規定による通知を受けた予算に基いて、その支拂の原因となる契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）に因る所要額及び支拂の所要額について、大蔵大臣の定めるところにより、支出負担行為又は支拂の計画に関する書類を作製し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その承認を経なければならない。

2　大蔵大臣は、前項の支出負担行為又は支拂の計画について承認したときは、公団等及び会計検査院に通知しなければならない。

3　公団等は、第四條の二第一項の規定により通知を受けた予算に基いて支出負担行為及び支拂をするには、第一項の規定により承認された支出負担行為及び支拂の計画に定める金額をこえてはならない。

**第十條の三**　前三條に規定するものの外、公団等の予算の執行について必要な手続その他細目については、大蔵大臣が、主務大臣にはかつて定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、公団等の昭和二十五年度分の予算から適用する。

（大蔵・農林・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

## 法律第二十八号　（二五、三、二九）

### ◎食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

政府は、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年度において、一般会計から、九億一千五百二十万六千円を限り、この会計に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日農業共済再保険特別会計農業勘定から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

## 法律第二十九号　（二五、三、二九）

### ◎農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、農業共済再保険特別会計農業勘定の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年度において、一般会計から、九億一千五百二十万六千円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日農業共済再保険特別会計農業勘定から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

## 法律第三十号　（二五、三、二九）

### ◎アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律

1　アルコール専売事業特別会計において、昭和二十五年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額が、昭和二十四年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額より減少したときは、その減少額に相当する金額は、昭和二十五年度において、この会計から一般会計に納付しなければならない。

2　前項の規定により一般会計の歳入に納付したときは、その納付した金額に相当するこの会計の固有資本の額を減少するものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

## 法律第三十一号　（二五、三、二九）

### ◎証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第十項但書を削る。

第四條第二項但書中「五百万円」を「千万円」に改める。

第五條第一項第三号を次のように改める。

三　当該会社及びその事業の沿革、生産、販売その他営業の状況、資産及び負債の状況、收支の状況その他事業の内容に関し重要な事項

少額に相当する金額は、昭和二十五年度において、この会計から一般会計の歳入に納付しなければならない。

2　前項の規定により一般会計の歳入に納付したときは、その納付した金額に相当するこの会計の固有資本の額を減少するものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

## 法律第三十一号　（二五、三、二九）

### ◎証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第十項但書を削る。

第四條第二項但書中「五百万円」を「千万円」に改める。

第五條第一項第三号を次のように改める。

三　当該会社及びその事業の沿革、生産、販売その他営業の状況、資産及び負債の状況、收支の状況その他事業の内容に関し重要な事項

同項第九号中「募集又は募集の委託」を「募集、売出又は募集若しくは売出の委託」に改め、同項第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

同條第三項に次の一号を加える。

七　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める書類

第十三條第六項を次のように改める。

前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出の価格若しくは募集若しくは売出しの取扱をする者の名称、募集若しくは売出しの取扱をする場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

第十五條第三項中「左に掲げる場合」を「左の各号の一に該当する場合」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　証券業者又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合で、当該有価証券に関し第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年（第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）を経過した日以後においてなす場合但し、有価証券の募集又は売出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合を除く。

第二十五條第三項中「命令」を「大蔵省令」に改める。

第二十八條第三項第一号中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十條第一項に規定する証明書（以下戸籍証明書という。）」に、「第二号及び第三号の二乃至第四号」を「第二号及び第三号の二乃至第五号」に改め、同項第二号中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第二号、第四号及び第五号」を「第二号及び第三号の二乃至第五号」に改める。

第三十條第二項中「命令」を「政令」に改める。

第三十一條第三号の次に次の二号を加える。

三の二　証券業者である会社がこの法律の規定により登録を取り消された場合において、当該処分のあつた日以前三十日内に当該会社の取締役又は業務執行社員であつた者で当該会社がその取消処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

三の三　第五十九條の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

同條第七号中「同一の商号」の下に「又は他の証券業者の営業と誤認される虞のある商号」を加え、「当該証券業者の許諾を得ないで」を削り、同條同号の次に次の一号を加える。

八　商号のうちに証券という文字を使用しない者

第三十二條第三項中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸

籍証明書」に、「第三十一條」を「前條」に、「第二号及び第四号」を「第二号及び第三号の二乃至第四号」に改める。

第三十三條第一項中「通知を受けた日から三十日以内に、」の下に「政令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、」を加える。

第三十四條を次のように改める。

**第三十四條**　証券業者の営業用純資本額は、五十万円（証券業者のみを相手方として取引をする者については、二十万円）を下つてはならない。

証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて二十倍の限度内において証券取引委員会規則で定める率をこえてはならない。

前二項に規定する営業用純資本額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、前項に規定する負債総額は、負債の合計金額とする。

前項の資産の合計金額及び負債の合計金額は、証券取引委員会規則で定めるところにより、これを計算しなければならない。

第三十五條中「証券取引委員会は、」の下に「登録申請者の営業用純資本額が前條第一項に規定する金額に満たない場合、又は」を加え、「前條第一項」を「同條第二項」に改める。

第三十九條第一項中「第四号乃至第七号」を「第三号の二乃至第八号」に改める。

第四十條第一項中「証券取引委員会は、」の下に「証券業者の営業用純資本額が第三十四條第一項に規定する金額を下ることとなつたとき、又は」を加え、「第三十四條第一項」を「同條第二項」に改める。

第四十一條の次に次の一條を加える。

**第四十一條の二**　証券業者は、その商号のうちに証券業者でない者は、その商号のうちに証券という文字を用いなければならない。

証券業者でない者は、その商号のうちに証券業者であると誤認される虞のある文字を用いてはならない。

第五十二條中「四月から九月まで及び十月から翌年三月まで」を「十月から翌年九月まで」に改める。

第五十四條第一項第五号中「第四号乃至第六号」を「第三号の二乃至第六号」に改め、同項第六号中「第三十四條第二項」を「第三十四條第一項」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　営業用純資本額が第三十四條第一項に規定する金額を下つたとき

第五十五條中「証券業者に対しその営業」を「証券業者若しくはこれと取引をなす者に対し当該証券業者の営業」に改める。

同條の次に次の一條を加える。

**第五十五條の二**　証券取引委員会は、証券業者が営業又は財産経理の状況に照らし、過当な数量の売買取引、不健全な方法による売買若しくは借入をなし、又は不良と認められる資産を有する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し、登録を拒否し、又は一年以内の期間を定めて当該証券業者の営業の全部若しくは一部を停止することを命ずることができる。

前項の規定による登録の抹消は、同項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合において証券取引委員会が当該各号に規定する日から三十日に満たない期間を定めて当該証券業者に通知したときは、その期間を経過するまでは、これをしないことができる。

一　前項第二号に掲げる場合においては、当該届出を受理した日

二　前項第三号に掲げる場合においては、証券取引委員会が当該事実を確認した日

第六十四條第一項及び第二項中「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改める。

第六十九條第一項中「登録申請書」の下に「若しくはその添付書類」を加える。

第八十二條第二項第二号中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第二号、第四号及び第五号」を「第二号及び第三号の二乃至第五号」に改める。

第八十四條第二項中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第二号、第四号及び第五号」を「第二号及び第三号の二乃至第五号」に改める。

第八十五條第一項中「登録申請書」の下に「若しくはその添付書類」を加え、同條同項に次の一号を加える。

四　当該証券取引所の設立される地方における証券業者の数、有価証券の取引の状況、その地方に本店、支店その他の事務所又は事業所を有する会社でその発行する有価証券が当該証券取引所における上場を予定される会社の数その他その地方における経済の状況に照らし当該証券取引所の設立が必要でないとき

第九十一條第五項中「第三十四條第二項及び第三項」を「第三十四條第三項及び第四項」に改める。

第百十二條第二項中「届け出た有価証券については、」の下に「第四項の規定による処分を受けた場合を除くの外、」を加え、同條に次の一項を加える。

証券取引委員会は、第一項の規定による届出を受理した場合において、当該有価証券を当該証券取引所に上場することが公益又は投資者保護のため必要且つ適当でないと認めるときは、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し、登録を拒否すべき旨を命ずることができる。

**第百六十六條**　証券取引委員会は、委員長及び委員二人を以て、これを組織する。

委員長及び委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が、これを任命する。

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第百六十七條第一項本文中「委員」を「委員長及び委員」に、同項但書中「委員」を「委員長又は委員」に、同條第二項中「委員」を「委員長及び委員」に改める。

第百六十八條及び第百六十九條中「委員」を「委員長又は委員」に改める。

第百七十條第一項を削る。

第百七十二條中「委員」を「委員長及び委員」に改める。

第百七十五條、第百七十六條及び第百八十二條第四項中「委員」を「委員長、委員」に改める。

第百八十五條第一項中「第二十六條」の下に「（第二十七條において準用する場合を含む。）」を加える。

第百八十六條中「命令」を「大蔵省令」に改める。

第百八十八條第二項中「株式」を「当該会社の株式」に改め、同條第三項中「株式の数に異動があつた場合」の下に「（当該会社の発行した他の株式を新たに取得し、又は処分した場合を含む。）」を加える。

第百九十一條の次に次の一條を加える。

**第百九十一條の二**　何人も、有価証券の発行者、引受人又は証券業者から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券の発行者に関し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をしてなす旨の表示を併せてしなければならない。但し、広告料を受け、又は受けるべき約束をしている者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合については、この限りでない。

第百九十三條を次のように改める。

**第百九十三條**　この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、証券取引委員会が一般に公正妥当であると認められるところに従つて証券取引委員会規則で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

第百九十三條の次に次の一條を加える。

**第百九十三條の二**　証券取引所に上場されている株式の発行会社その他の者で証券取引委員会規則で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類には、その者と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を受けなければならない。

前項の特別の利害関係とは、公認会計士が前項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二十四條に規定する関係及び公認会計士がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の営業若しくは財産経理に関して有する関係で、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定めるものをいう。

第一項の公認会計士の監査証明は、証券取引委員会規則で定める基準及び手続によつて、これを行わなければならない。

公認会計士がこの法律の規定により証券取引委員会に提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第三十條に規定するものであるときその他不正なものであるときは、証券取引委員会は、当該公認会計士に通知して審問を行つた後、理由を示し、一年以内の期間を定めて、証券取引委員会に提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で当該公認会計士の監査証明に係るものは、これを受理しないことができる。この場合においては、証券取引委員会は、その旨を当該公認会計士に通知し、且つ、公表しなければならない。

第百九十四條中「株式」を「株式の発行会社の株式」に改める。

第百九十五條の次に次の一條を加える。

**第百九十五條の二**　この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用を排除し、又は同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解釈してはならない。

第二百五條第一号中「第三十條第四項(第三十一條の二第二項、」を加え、「第六十一條、第百二十九條第一項、第百三十三條、」を削り、同條第十号を次のように改める。

十　第五十六條第二項又は第三項の規定による届出について虚偽の届出をした者

同條第十一号を次のように改める。

十一　第百十一條の規定による申請書の写若しくは添附書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした申請書若しくはその写若しくは添附書類若しくはその写を提出した者

同條第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　第百九十一條の二の規定に違反した者

第二百八條第一号中「第四條第三項」の下に「、第四十九條第一項、第六十一條、第百二十九條第一項又は第百三十三條」を加え、同條第八号を次のように改める。

八　削除

## 附　則

**1**　この法律は、公布の日から施行する。但し、第百九十一條の二及び同條の規定に違反する行為に対する罰則の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**2**　証券取引法(以下「法」という。)第三十四條第一項の改正規定は、この法律施行の際現に証券業者である者については、この法律施行の日から二年を限り適用しない。

**3**　この法律施行の際現に証券業者である者に対する法第三十九條第一項の規定の適用については、なお従前の例による。但し、その者が左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　この法律施行後新たに法第三十一條第三号の二、第三号の三、第七号若しくは第八号の改正規定又は同條第六号の規定(但し、同條第三号の二及び第三号の三の改正規定に関連する部分に限る。以下本項において同じ。)に該当することとなつたとき。

二　この法律施行の際現に法第三十一條第三号の二、第三号の三の改正規定又は同條第六号の規定に該当する場合で、この法律施行の日から六月を経過したとき。但し、当該期間内において、法第三十一條第六号の規定に該当しないこととなつた場合を除く。

**4**　この法律施行の際現に証券業者である者に対する法第四十條の改正規定の適用については、この法律施行の日から二年を限り、なお従前の例による。

**5**　法第四十一條の二第一項の改正規定は、この法律施行の際現に証券業者である者については適用しない。但し、この法律施行の際現に使用する商号を変更しようとする場合は、この限りでない。

**6**　法第四十一條の二第二項の改正規定は、この法律施行の際現に証券業者である者であつて、その商号のうちに証券業者であると誤認される虞のある文字を用いているものについては、この法律施行の日から六月を限り適用しない。

**7**　法第五十二條の改正規定は、昭和二十四年十月に始まる営業年度から適用する。

**8**　この法律施行の際現に証券業者である者は、法第五十四條第一項の改正規定にかかわらず、法第三十四條第一項の改正規定に適合しない場合においては、この法律施行の日から二年を限り、その旨を届け出ないことができる。

**9**　この法律施行の際現に証券取引委員会の委員長及び委員の職にある者は、法第百六十六條第二項の改正規定による証券取引委員会の委員長及び委員の任命があるまでは、なおその地位を有するものとする。

**10**　この法律施行後最初に法第百六十六條第二項の改正規定により証券取引委員会の委員長及び委員に任命される者の任期は、法第百六十七條の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、その一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

**11**　法第百九十一條の二の改正規定は、この規定施行の際現に同條の規定に違反している行為については適用しない。

**12**　附則第十五項の規定は、法第百六十六條第二項の改正規定により最初に任命される証券取引委員会の委員長及び委員から適用する。

**13**　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**14**　事業者団体法(昭和二十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号イ中「証券取引所」の下に「及び証券業協会(証券業協会連合会を含む。)」を加える。

**15**　特別職の職員の給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　証券取引委員会の委員長及び委員

別表中

| | |
|---|---|
| 衆議院及び参議院の事務総長<br>地方行政調査委員会議長<br>外国為替管理委員会委員長<br>証券取引委員会委員長<br>統計委員会委員長 | 三〇、四〇〇円 |

を

| | |
|---|---|
| 衆議院及び参議院の事務総長<br>地方行政調査委員会議長<br>外国為替管理委員会委員長<br>証券取引委員会委員長<br>統計委員会委員長 | 三〇、四〇〇円 |

に、

| | |
|---|---|
| 外国為替管理委員会委員 | 二七、二〇〇円 |

を

| | |
|---|---|
| 外国為替管理委員会委員<br>証券取引委員会委員 | 二七、二〇〇円 |

に改める。

(法務総裁・大蔵・内閣総理大臣署名)

## 法律第三十二号　（二五、三、三一）

### ◎総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中交通事業調整審議会、地方制度調査会及び地方税審議会の項を削り、

| | |
|---|---|
| 新聞出版用紙割当審議会 | 新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）に基き、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を審議すること。 |

を

| | |
|---|---|
| 新聞出版用紙割当審議会 | 新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）に基き、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を審議すること。 |
| 中央青少年問題協議会 | 青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、及びその施策の適切な実施のため必要な連絡調整を図ること。 |

に

改める。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

## 法律第三十三号　（二五、三、三一）

### ◎法務府設置法の一部を改正する法律

法務府設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第十一号を削り、第八号を第九号とし、以下第十号まで順次一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　職員の定員及び職階に関する事項

同項第十二号を次のように改める。

十二　職員の研修に関する事項

第十条の次に次の一条を加える。

**第十条の二**　検察官に検察に関する学理及び技術の研究を行わせる機関として、法務総裁の管理に属する検察研究所を置く。

検察研究所は、これを東京都に置く。

検察研究所の内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三条の二第一項を次のように改める。

法務総裁の管理の下に、第八条第一項、第二項、第三項第二号及び第四号乃至第七号並びに同条第四項の事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。

第十七条中「九十人」を「百十五人」に改める。

別表二中司法保護事業審議会、法務連絡協議会及び弁護士審査会の項を削る。

別表三の管轄区域の欄中「第八条第一項、第二項及び第四項並びに」を削る。

別表四中笠松刑務所の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 福井刑務所 | 福井市 |

同表中北方刑務所の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 麓刑務所 | 佐賀県三養基郡麓村 |

同表中宮城刑務所の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 福島刑務所 | 福島市 |

同表中旭川刑務所の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 釧路刑務所 | 釧路市 |

附　則

1　この法律のうち、第十条の二、第十七条及び別表四の改正規定は昭和二十五年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

2　司法保護事業法（昭和十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「司法保護事業審議会ノ意見ヲ聴キ」及び同条第二項を削る。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）





## 法律第三十四号　（二五、三、三一）

### ◎審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律

**第一條**　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項の表を次のように改める。

| 種類 | 目的 |
|---|---|
| 厚生統計協議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、厚生統計に関する重要事項を調査審議すること。 |
| 国立公園審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、国立公園に関する重要事項を調査審議すること。 |
| 中央優生保護審査会 | 主として優生手術に関する適否の再審査を行い、その他優生保護上必要な事項を処理すること。 |
| 栄養士試験審査会 | 厚生大臣の諮問に応じて、栄養士試験に関する事務をつかさどること。 |
| 中央食品衛生調査会 | 厚生大臣の諮問に応じて、食品衛生及び食品衛生に関する行政に関し、調査審議すること。 |
| 医道審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、医師、歯科医師の免許の取消、再免許若しくは業務の停止の処分又は医道の向上に関する重要事項を調査審議すること。 |
| 医師試験審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、医師国家試験に関する重要事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。 |
| 歯科医師試験審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。 |
| 医師、歯科医師実地修練審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、医師法（昭和二十二年法律第二百二号）第十六條又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二十六号）第十一條の二に規定する重要事項を調査審議すること。 |
| 保健婦助産婦看護婦審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、保健婦国家試験、助産婦国家試験及び甲種看護婦国家試験並びに保健婦国家試験、助産婦国家試験及び甲種看護婦国家試験に関する事務をつかさどるほか、大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九條から第二十二條までの各第一号又は第二号の規定による学校又は養成所の指定に関する重要事項を調査審議すること。 |
| 医療審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、医療機関の整備及び診療報酬に関する重要事項を調査審議すること。 |
| あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業中央審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法（昭和二十二年法律第二百十七号）第二條第一項に規定する学校又は養成施設の認定及び試験に関する重要事項を調査審議すること。 |
| 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に関する事項を調査審議すること。 | 厚生大臣の諮問に応じて、死体解剖に関する事務をつかさどること。 |
| 日本医療団清算監理協議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、日本医療団の清算に関する重要事項を調査審議すること。 |
| 薬事審議会 | 公定書の改訂又は追補に関し、その原案を厚生大臣に提出し、薬剤師国家試験を執行し、新医薬品その他薬事に関し厚生大臣に建議し、及び免許若しくは登録の取消又は業務の停止に対する再審査を行うこと。 |
| 中央社会事業審議会 | 社会事業法（昭和十三年法律第五十九号）第七條及び第十三條の規定によりその権限に属する事項を調査審議する外、厚生大臣の諮問に応じて、社会事業に関する重要事項を調査審議すること。 |
| 中央身体障害者福祉審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、身体障害者の福祉に関する事項を審議すること。 |
| 中央兒童福祉審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、兒童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。 |
| 社会保険審議会 | 政府の管掌する健康保険事業並びに船員保険事業及び厚生年金保険事業の運営に関する事項を審議すること。 |
| 中央社会保険医療協議会 | 健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項を審議するとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬並びに厚生年金保険及び健康保険の適正な診療報酬の標準を審議すること。 |
| 社会保険審査会 | 健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決 |

定及び保険料その他の徴収金等についての処分に関する不服を審査すること。

**第二條** 国立公園法（昭和六年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「前三項ニ定ムルモノヲ除クノ外」を削り、同條第二項及び第三項を削る。

**第三條** 温泉法（昭和二十三年法律百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十條に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、前項の承認を與えようとするときは、あらかじめ関係都府県の利害関係者の意見を聞かなければならない。

第十四條中「施設」を「温泉利用施設」に改める。

第十九條を次のように改める。

**第十九條** 都道府県知事の諮問に応じ、温泉及びこれに関する行政に関し調査審議させるため、都道府県に温泉審議会を置く。

2 温泉審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、都道府県の條例で定める。

第二十條第一項を削り、同條第二項中「都道府県温泉審議会」を「温泉審議会」に改め、同項を第一項とする。

**第四條** 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

**第四條** 削除

**第五條** 医師法の一部を次のように改正する。

「**第五章** 審議会及び委員」を「**第五章** 審議会」に改める。

第二十六條から第二十九條までを次のように改める。

**第二十六條** 厚生大臣の諮問に応じて、医師国家試験に関する重要事項を調査審議させ、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する医師試験審議会を置く。

**第二十七條** 厚生大臣の諮問に応じて、第十一條又は歯科医師法第十一條の規定による実地修練に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医師、歯科医師実地修練審議会を置く。

**第二十八條及び第二十九條** 削除

第三十條中「医師国家試験委員、医師国家試験予備試験委員」を「医師試験審議会の委員」に改める。

**第六條** 歯科医師法の一部を次のように改正する。

「**第五章** 審議会及び委員」を「**第五章** 審議会」に改める。

第二十四條から第二十七條までを次のように改める。

**第二十四條** 厚生大臣の諮問に応じて、歯科医師国家試験に関する重要事項を調査審議させ、並びに歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する歯科医師試験審議会を置く。

**第二十七條** 厚生大臣の諮問に応じて、第十一條の規定による実地修練に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する歯科医師、歯科医師実地修練審議会を置く。

**第二十八條及び第二十九條** 削除

第三十條中「歯科医師国家試験委員、歯科医師国家試験予備試験委員」を「歯科医師試験審議会の委員」に改める。

**第七條** 保健婦助産婦看護婦法の一部を次のように改正する。

第二十三條及び第二十四條を次のように改める。

**第二十三條** 厚生大臣の諮問に応じて、保健婦国家試験、助産婦国家試験、甲種看護婦国家試験及び乙種看護婦試験に関する重要事項を調査審議させ、並びに保健婦国家試験、助産婦国家試験及び甲種看護婦国家試験の実施に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦看護婦審議会（以下審議会という。）を置く。

2 審議会は前項に規定する事項の外、文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、第十九條から前條までの各第一号又は第二号の規定による学校又は養成所の指定に関する重要事項を調査審議するものとする。

3 文部大臣又は厚生大臣は、審議会に、前項の学校又は養成所に関して必要な事項を調査させることができる。

**第二十四條** 削除

第二十五條中「乙種看護婦試験委員」の下に「（以下「試験委員」という。）」を加え、同條に次の一項を加える。

2 試験委員の組織、委員の任期その他試験委員に関し必要な事項は、都道府県の條例で定める。

第二十六條第一項及び第二十七條中「試験委員」を「審議会の委員」に、「乙種看護婦試験委員」を「試験委員」に改める。

**第八條** 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十二條を次のように改める。

**第三十二條** 厚生大臣の諮問に応じて、医療機関の整備及び診療報酬に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医療審議会を置く。

2 都道府県知事の諮問に応じて、医療機関の整備に関する重要事項を調査審議させるために、各都道府県に、都道府県知事の監督に属する医療機関整備審議会を置く。

3 構成、委員の任期、議決方法、その他医療機関整備審議会に関し必要な事項は、都道府県の條例で定める。

第三十四條第一項中「医療機関整備審議会」を「医療審議会」に改める。

第三十八條を次のように改める。

**第三十八條** 厚生大臣は、前條の規定による定をなすに当つては、あらかじめ医療審議会の意見を聞かなければならない。

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

（二五、三、三一）

## 法律第三十五号

### ◎厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

**第一條** 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條中「同條同項第三号の被保険者については、千分の三十」の下に、「同條同項第四号の被保険者については、千分の二十六」を加える。

**第二條** 労働者年金保険法中改正法律（昭和十九年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條第一項に次の但書を加える。

但シ昭和二十五年四月十日迄ニ退職積立金ノ支拂及退職手当ノ支給ヲ受ケザル者ハ其ノ翌日ニ於テ其ノ支拂及支給ヲ受クルモノトス

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

## 法律第三十六号

（二五、三、三一）

### ◎開拓者資金融通法の一部を改正する法律

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項を次のように改め、同條第三項中「各年の年賦金のうち元金に相当する部分の合計額が貸付金の額」を「各年に償還した年賦金の合計額が前條第一項本文の規定による年賦金の合計額」に、「相当する貸付金」を「相当する部分」に改め、同條第五項を削る。

前條の規定による年賦金の支拂時期において、経済情勢が第一條の規定による貸付をした時に比し変動したため、開拓者の支拂能力が一般的に著しく増減しているときは、政府は、命令の定めるところにより、その増減に応じて、その年に支拂うべき年賦金額を増額し、又は減額することができる。但し、各年に支拂うべき貸付金の年賦金額は、当初の貸付金の額を償還期間の年数で除した額を下ることがで

きない。

第六條第一項中「第二号から第四号まで」を「第三号若しくは第四号」に改め、同條第三項を削る。

第七條を削り、第八條を第七條とし、同條に次の一項を加える。

前二項に規定するものの外、都道府県開拓審議会に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第九條を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に開拓者資金融通法第一條の規定により貸し付けられている資金の償還については、改正後の同法の規定による。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

## 法律第三十七号　（二五、三、三一）

## ◎薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律

**第一條**　薪炭需給調節特別会計法（昭和二十二年法律第百四十七号）は、廃止する。

**第二條**　薪炭需給調節特別会計において、薪炭需給調節特別会計法第五條第二項の規定により借り換えた証券の償還財源に充てるため、一年内に償還すべき証券を発行することができる。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第二條の規定は、公布の日から施行する。

2　この会計の昭和二十四年度の歳入歳出決算については、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

3　この会計廃止の際この会計に属する資産及び負債は、一般会計に帰属せしめる。

4　国営競馬特別会計法（昭和二十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の一條を加える。

（歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書の作製及び送付）

**第七條の二**　農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

第十一條の次に次の一條を加える。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

**第十一條の二**　農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十三條を次のように改める。

（支出未済額の繰越）

**第十三條**　この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　前項の規定による繰越については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十三條の規定は、適用しない。

3　農林大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

4　第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

第十四條の次に次の一條を加える。

（一時借入金の利子相当額の繰入）

**第十四條の二**　この会計の投票券勘定又は業務勘定の負担に属する一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）





## 法律第三十八号　（二五、三、三一）

## ◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「飫肥簡易裁判所」を「日南簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「宮崎縣南那珂郡飫肥町」を「日南市」に、「北海道枝幸郡中頓別町」を「北海道枝幸郡中頓別町」に改める。

別表第五表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷塚町　草加町　新田村」並びに同表大宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「春日部町」及び「武里村」を削り、同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「日勝村」を「日勝村　須賀村」に、「栗橋町」を「栗橋町　靜村　豊田村」に改める。

同表越ヶ谷簡易裁判所の項を次のように改める。

| 越ヶ谷 | |
|---|---|
| 埼玉縣の内 | |
| 南埼玉郡の内 | |
| 越ヶ谷町 | 大澤町　蒲生村 |
| 櫻村 | 新方村　出羽村 |
| 増林村 | 大相模村 |
| 大袋村 | 潮止村 |
| 荻島村 | |
| 八幡村 | 八條村 |
| 春日部町 | 武里村　川柳村　百間村 |
| 北葛飾郡の内 | |
| 吉川町 | 三輪野江村 |
| 旭村 | 東和村　彦成村　早稲田村 |

同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「忍町」を削り、「熊谷市」を「熊谷市　行田市」に改め、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷原村　十和村」を削り、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「小田村」を「小田村　谷原村　十和村」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷田部町　新田村」を削り、同表牛久簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊浦村」を「豊浦村　新田村」に改める。

| | |
|---|---|
| 金杉村 | 杉戸町　田宮村　堤郷村 |
| 高野村 | 幸松村　豊野村　賓珠花 |
| 櫻井村 | 富多村　南櫻井村 |
| 八代村 | 豊岡村 |
| 川邊村 | |
| 北足立郡の内 | |
| 谷塚町 | 草加町　新田村 |

同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「忍町」を削り、「熊谷市」を「熊谷市　行田市」に改め、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷原村　十和村」を削り、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「小田村」を「小田村　谷原村　十和村」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷田部町　新田村」を削り、同表牛久簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊浦村」を「豊浦村　新田村」に改める。

| 前橋 | |
|---|---|
| 群馬縣の内 | |
| 前橋市 | |
| 勢多郡の内 | |
| 上川淵村 | 下川淵村　木瀬村 |
| 橋村 | 芳賀村　南橘村 |
| 大胡町 | 富士見村　桂萱村 |
| 宮城村 | 荒砥村　粕川村 |
| 北橘村 | |
| 横野村 | 藪島村 |
| 群馬郡の内 | |
| 總社町 | 元總社村　東村　國府村 |
| 北群馬郡の内 | |
| 澁川町 | 豊秋村　古巻村　駒寄村 |
| 明治村 | 桃井村　伊香保町　金島村 |
| 小野上村 | 長尾村　白郷井村 |

同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「池田村」を削り、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「上山田村」を「上山田町」に改め、同表京都簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛宕郡」及び右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「葛野郡」を削り、同表灘簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿知須町」を「阿知須町　小郡町」に、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「米川村」を「米川村　富田町　福川町」に、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「鉾立村」を「鉾立村　灘崎町」に改め、同表兒島簡易裁判所の管轄区域の欄中「灘崎町」を削り、同表林野簡易裁判所の管轄区域の欄中「湯郷村」を「湯郷町」に、同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「荒木村」を「荒木町」に、同表小城簡易裁判所の管轄区域の欄中「北多久村」を「北多久町」に、同表長崎瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「里瀬町」を「大島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛野村」を「愛野町」に、同表有川簡易裁判所の管轄区域の欄中「平村」を「平町」に改め、同表大分簡易裁判所、別府簡易裁判所、杵築簡易裁判所、三重簡

| 小松 | |
|---|---|
| 石川縣の内 | |
| 小松市 | 江沼郡　能美郡 |

同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「下川邊村」を削り、同表山口簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿知須町」を「阿知須町　小郡町」に、同表德山簡易裁判所の管轄区域の欄中「米川村」を「米川村　富田町　福川町」に、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「鉾立村」を「鉾立村　灘崎町」に改め、同表兒島簡易裁判所の管轄区域の欄中「灘崎町」を削り、同表林野簡易裁判所の管轄区域の欄中「湯郷村」を「湯郷町」に、同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「荒木村」を「荒木町」に、同表小城簡易裁判所の管轄区域の欄中「北多久村」を「北多久町」に、同表長崎瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「里瀬町」を「大島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛野村」を「愛野町」に、同表有川簡易裁判所の管轄区域の欄中「平村」を「平町」に改め、同表大分簡易裁判所、別府簡易裁判所、杵築簡易裁判所、三重簡

易裁判所及び佐伯簡易裁判所の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 杵築 | 大分県東速見郡の内 | 別府 | 大分県別府市の内 |
| 佐伯 | 大分県佐伯市の内 | 大分 | 大分県北大分郡の内 |
| | 南海部郡 | | 崎太海部分県在郡市の内 |
| 三重 | 大分県大野郡の内 | | 村郡　坂ノ内の大分郡 |
| | | | 市貢町 |
| | | | 一尺屋村 |
| | | | 神 |

同表富高簡易裁判所の管轄区域の欄中「西臼杵郡の諸塚村、椎葉村」を削り、「西郷村」を「西郷村、諸塚村、椎葉村」に改め、同表高千穂簡易裁判所の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 日南 | 宮崎県日南市の内 |
| | 南那珂郡 |

同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「枕崎町」を削り、「鹿児島県の内」を「鹿児島県枕崎市の内」に改め、同表飫肥簡易裁判所の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 佐伯 | 大分県佐伯市の内 |
| | 南海部郡 |

同表富高簡易裁判所の管轄区域の欄中「西臼杵郡の諸塚村、椎葉村」を「西臼杵郡の諸塚村、椎葉村」に改める。

同表高千穂簡易裁判所の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 杵築 | 大分県東速見郡の内 |
| | 奈良東郡の内 |
| | 江部の内 |
| 別府 | 大分県別府市の内 |
| 大分 | 大分県北大分郡の内 |
| | 崎太海部分在郡市の内 |
| | 村郡　坂ノ内の大分郡 |
| | 市貢町 |
| | 一尺屋村 |
| | 神 |

同表臼杵簡易裁判所の管轄区域の欄中「臼杵町」を「臼杵町　朝日村」に、同表北見簡易裁判所の管轄区域の欄中「上士別村」を「上士別村　朝日村」に、同表北見簡易裁判所の管轄区域の欄中「置戸村」を「置戸町」に改め、同表脇町簡易裁判所の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 脇町 | 徳島県麻美郡木屋部郡の内 |
| | 岩の内村 |

同表徳島地田簡易裁判所の管轄区域の欄中「美馬郡の内山村　東祖谷山村」を削り、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「新宇佐町」を「新居村　宇佐町」に、同表鴨川簡易裁判所の管轄区域の欄中「興津村」を「興津村」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

（法務総裁、内閣総理大臣署名）

同表名寄簡易裁判所の管轄区域の欄中「下川村」を「下川町」に、同表士別簡易裁判所の管轄区域の欄中「上士別村」を「上士別村　朝日村」に、同表北見簡易裁判所の管轄区域の欄中「置戸村」を「置戸町」に改め、同表脇町簡易裁判所の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 高千穂 | 宮崎県西臼杵郡の内 |



## 法律第三十九号　（二五、三、三一）

### ◎夏時刻法の一部を改正する法律

夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項中「四月」を「五月」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣・経済安定本部総務長官・法務総裁・各省大臣署名）

## 法律第四十号　（二五、三、三一）

### ◎銀行等の債券発行等に関する法律

（目的）

**第一條**　この法律は、銀行等に対し、債券の発行とあわせて米国対日援助見返資金の引受による優先株式の発行とをさせることにより、経済復興のため最も緊要とされる長期資金の円滑な供給を図ることを目的とする。

（定義）

**第二條**　この法律において「銀行」とは、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行並びに銀行法（昭和二年法律第二十一号）に基き営業の免許を受けている銀行をいう。

2　この法律において「自己資本」とは、資本金及び準備金（準備金、積立金、基金その他名称の如何を問わず利益のうちから積み立てられたものであつて、且つ、株主勘定に属するものをいう。）をいう。

（債券の発行）

**第三條**　銀行は、自己資本の金額の二十倍に相当する金額から預金の総額とその発行している債券（通常「金融債」と称されるものをいう。）の総額との合計金額を控除した残額に相当する金額を限り、債券を発行することができる。

2　前項の預金の総額は、銀行が同項の規定により債券を発行する月の前月末日以前一年間の毎日平均残高による。

3　第一項の債券の総額は、銀行が同項の規定により債券を発行する月の前月末日の債券の発行現在高による。

4　日本勧業銀行法（明治三十九年法律第八十二号）第三十四條第一項、北海道拓殖銀行法（明治三十二年法律第七十六号）第十二條第一項、日本興業銀行法（明治三十三年法律第七十号）第十二條及び第十二條ノ二並びに臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律（昭和二十三年法律第二十一号）第一項の規定は、銀行が第三條第一項又は前條第一項の規定により債券を発行する場合については適用しない。

（債券の借換発行の場合の特例）

**第四條**　銀行は、その発行した債券の借換のため一時前條第一項の規定によらないで債券を発行することができる。

2　前項の規定により債券を発行したときは、発行後一月以内に抽せんをもつてその発行券面額に相当する旧債券を償還しなければならない。

3　前條第一項の預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本の金額の二十倍に相当する金額をこえている場合においては、銀行が借換のため発行する債券の償還期限は、借り換えられる債券の償還期限をこえることができない。

（債券発行の届出）

**第五條**　銀行は、第三條第一項又は前條第一項の規定により債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び條件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

2　商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十六條（社債発行についての特別決議）及び第二百九十八條（既存の社債に未拂込のある場合の社債発行の制限）の規定は、銀行が第三條第一項又は前條第一項の規定により債券を発行する場合については適用しない。

（預金者と債券の権利者との平等の取扱）

**第六條**　銀行は、その発行する債券に担保を附することができない。

2　銀行の清算又は破産の場合において、債務の弁済については、預金者と債券の権利者とは、平等に取り扱わなければならない。

（債券の発行方法、登記等）

**第七條**　銀行が債券を発行する場合において、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。

2　銀行の発行する債券は、無記名とする。但し、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

3　銀行は、債券を発行する場合においては、売出の方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

4　前項の場合においては、社債申込証を作ることを要しない。

5　第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

一　銀行の商号
二　各債券の券面金額
三　債券の利率
四　債券償還の方法及び期限
五　債券の番号

6　商法第三百五條第一項（社債の登記）の期間は、債

類を添附すれば足りる。

一　債券の発行につき取締役の決議のあつたことを証する書面

二　債券の引受を証する書面又は売出期間内における売上総額を証する書面

三　社債申込証

四　各債券につき拂込のあつたことを証する書面

（債券の消滅時効）

**第八條**　銀行が発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

（通貨及証券模造取締法の準用）

**第九條**　通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）は、銀行が発行する債券の模造について準用する。

（銀行の利益の積立及び配当）

**第十條**　銀行は、毎営業年度末において、預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本の金額の二十倍に相当する金額をこえているときは、毎営業年度における利益から当該営業年度分として納付すべき法人税に相当する額を控除した残額のうち、資本金の額に当該営業年度の月数を乗じたものを十二分した額の百分の十に相当する金額と利益の百分の二十五に相当する金額とのいずれか低い方の金額に達するまでの金額を、準備金として積み立てなければならない。

2　前項の場合においてなお利益があるときは、株式に対し配当をすることができる。

3　第三條第二項及び第三項の規定は、第一項の預金の総額及び債券の総額の計算について準用する。この場合において、「銀行が同項の規定により債券を発行する月」とあるのは「毎営業年度末」と読み替えるものとする。

（優先株式の発行）

**第十一條**　銀行は、この法律による債券の発行に資するため、国が米国対日援助見返資金（以下「援助資金」という。）をもつて引き受ける場合に限り、この法律の定めるところにより、優先株式を発行することができる。

2　前項の優先株式は、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有し、且つ、議決権のない株式であつて銀行が利益又は資本の増加によつて得た資金をもつて消却することができるものでなければならない。

3　商法第二百四十二條第二項（無議決権株式の株金総額の制限）の規定は、第一項の優先株式（以下「優先株式」という。）の発行については適用しない。

4　優先株式を発行する銀行は、他の法令の規定にかかわらず、この法律により優先株式を発行する旨及び優先株式の数を定款に記載しなければならない。

5　銀行は、第一項の規定により優先株式を発行しようとするときは、優先株式の消却及び優先株式に対する配当に関する事項を記載した優先株式消却計画書を主務大臣に提出しなければならない。

6　銀行は、前項の優先株式消却計画書に記載した金



券の売出期間満了の日から起算する。

7　銀行は、売出の方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

一　売出期間

二　債券の総額

三　数回に分けて債券の拂込をさせるときは、その拂込の金額及び時期

四　債券発行の価額又はその最低価額

五　第五項第一号から第四号までに掲げる事項

8　銀行は、債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

9　銀行は、その発行した債券を償還する場合においては、その償還金額に割増金を附けることができる。この場合においては、その方法及び金額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならない。

10　銀行が発行する債券の登記については、その総額（総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下同じ。）を登記すれば足りる。

11　銀行が発行する債券については、変更の登記をすることを要しない。但し、その総額の償還があつたときはその登記をし、且つ、毎年三月末におけるその償還を終らない金額の合計金額を本店の所在地においては四週間以内、支店の所在地においては五週間以内に登記しなければならない。

12　第十項の登記の申請書には、左の各号に掲げる書



額の優先株式の消却をしなければならない。この場合において、その金額は、毎営業年度につき、利益の百分の十に相当する金額を下ることができないものとする。

7　銀行が優先株式消却計画書に記載した事項を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（優先株式の引受）

**第十二條**　国は、援助資金をもつて優先株式を引き受けることができる。

2　前項の場合を除いては、何人も優先株式を引き受け、又は譲り受けることができない。

3　法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第一條（政府の所有する株式又は出資の取扱）の規定は、国の所有する優先株式については適用しない。

（優先株式の消却及び優先株式に対する配当）

**第十三條**　優先株式を発行している銀行は、毎営業年度における利益のうちから、左の各号に定めるところにより優先株式の消却及び優先株式に対する配当をしなければならない。

一　利益から当該営業年度分として納付すべき法人税に相当する額を控除した残額のうち、優先株式消却計画書に定める金額の優先株式の消却への充当

二　前号の金額を控除してなお利益があるときは、優先株式に対して優先株式消却計画書に定める割



合（以下「優先配当割合」という。）に達するまでの金額の配当への充当

2　優先株式を発行している銀行は、前項各号の金額を控除してなお利益があるときは、これを優先株式以外の株式（以下「普通株式」という。）に対する配当及び優先株式の消却に充てることができる。

3　優先株式の消却は、額面金額による。

4　銀行は、利益をもつて優先株式を消却した場合においては、消却した優先株式の額面金額に相当する金額を準備金として積み立て、且つ、同額の資本を減少しなければならない。

5　銀行は、優先株式を資本の増加によつて得た資金をもつて消却し、資本を減少することができる。この場合においては、あらかじめ主務大臣の認可を受けなければならない。

6　商法第三百七十六條から第三百八十條まで（資本減少）の規定は、前二項の場合については適用しない。

7　第一項第二号の場合において、優先株式に対する配当金額が優先配当割合によつて計算した金額に達しなかつたときは、当該銀行は、その不足額に相当する金額を、政令で定めるところにより、優先株式の総数の消却を終つた営業年度以後の各営業年度における利益のうちから、優先株式の株主であつた者に対して支拂わなければならない。

8　銀行が前項の不足額の全部を支拂う前に解散した場合において残余財産があるときは、まだ支拂われない不足額は、残余財産の分配に先き立つて支拂わなければならない。

9　優先株式の株主に対する残余財産の分配については、普通株式に優先してその額面金額を支拂うものとする。

**第十四條**　優先株式を発行している銀行は、毎営業年度末において預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本の金額の二十倍に相当する金額をこえているときは、毎営業年度における利益から当該営業年度分として納付すべき法人税に相当する額を控除した残額のうち、資本金の額に当該営業年度の月数を乗じたものを十二分した額の百分の十に相当する金額と利益の百分の二十五に相当する金額とのいずれか低い方の金額に達するまでの金額を、準備金として積み立てなければならない。

一　利益から当該営業年度分として納付すべき法人税に相当する額を控除した残額のうち、優先株式消却計画書に定める金額に達するまでの金額の優先株式の消却への充当。この場合において、銀行は、資本金の額に当該営業年度の月数を乗じたものを十二分した額の百分の十に相当する金額と利益の百分の二十五に相当する金額とのいずれか低い方の金額を下らない金額を準備金として積み立てなければならないものとし、当該優先株式の消却への充当金額に相当する金額で準備金として積み立てられる金額は、この積立金額に含まれるものとする。

二　前号の消却への充当金額と積立金額とのいずれか多い方の金額を控除してなお利益があるとき

は、優先株式に対して優先配当割合に達するまでの金額の配当への充当。

2　前條第二項の規定は、前項各号の金額を控除してなお利益がある場合について準用する。

3　第三條第二項及び第三項の規定は、第一項の預金の總額及び債券の總額の計算について準用する。この場合において、「銀行が同項の規定により債券を発行する月」とあるのは「毎営業年度末」と読み替えるものとする。

4　前條第七項及び第八項の規定は、第一項第二号の場合において優先株式に対する配当金額が優先配当割合によつて計算した金額に達しなかつた場合について準用する。

（他の法律による準備金の積立の免除等）

**第十五條**　銀行が、第十條第一項、第十三條第四項又は前條第一項第一号後段の規定による準備金を積み立てたときは、その営業年度においては、他の法律により利益処分として積み立てるべき準備金の積立は、することを要しない。但し、その額が他の法律により利益処分として積み立てるべき準備金の額に達しない場合におけるその不足額については、この限りでない。

2　第十條第一項、第十三條第四項又は前條第一項第一号後段の規定により積み立てられた準備金は、他の準備金をもつて資本の欠損のてん補に充ててもなお不足する場合に、その不足額に相当する額を資本の欠損のてん補に充てる場合の外、使用することができない。

3　第十條の規定は、優先株式を発行している銀行には適用しない。

（農林中央金庫及び商工組合中央金庫についての準用）

**第十六條**　農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、自己資本（この場合において、第二條第二項中「株主勘定」とあるのは「出資者勘定」と読み替えるものとする。）の金額の二十倍に相当する金額から預金の總額とその発行している債券の總額との合計金額を控除した残額に相当する金額を限り、債券を発行することができる。

2　前項の場合において、農林中央金庫が発行する債券の発行限度については、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十七條第一項、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十一條及び臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律第三項の規定は、適用しない。

3　第三條第二項及び第三項、第四條、第五條第一項、第六條、第七條（第六項、第十項及び第十二項を除く。）、第八條及び第九條の規定は、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券について、第十條の規定は、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券についてそれぞれ準用する。この場合において、第十條中「利益」とあるのは「剰余金」と、「株式」とあるのは「出資」と読み替えるものとする。

4　第三條第二項及び第三項の規定は、第一項の預金の總額及び債券の總額の計算について準用する。この場合において、「銀行が同項の規定により債券を発行する月」とあるのは「毎営業年度末」と読み替えるものとする。

5　前條第七項及び第八項の規定は、第一項第二号の場合において優先株式に対する配当金額が優先配当割合によつて計算した金額に達しなかつた場合について準用する。

（他の法律による準備金の積立の免除等）

**第十五條**　銀行が、第十條第一項、第十三條第四項又は前條第一項第一号後段の規定による準備金を積み立てたときは、その営業年度においては、他の法律により利益処分として積み立てるべき準備金の積立は、することを要しない。但し、その額が他の法律により利益処分として積み立てるべき準備金の額に達しない場合におけるその不足額については、この限りでない。

2　第十條第一項、第十三條第四項又は前條第一項第一号後段の規定により積み立てられた準備金は、他の準備金をもつて資本の欠損のてん補に充ててもなお不足する場合に、その不足額に相当する額を資本の欠損のてん補に充てる場合の外、使用することができない。

3　第十條の規定は、優先株式を発行している銀行には適用しない。

（農林中央金庫及び商工組合中央金庫についての準用）

**第十六條**　農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、自己資本（この場合において、第二條第二項中「株主勘定」とあるのは「出資者勘定」と読み替えるものとする。）の金額の二十倍に相当する金額から預金の總額とその発行している債券の總額との合計金額を控除した残額に相当する金額を限り、債券を発行することができる。

2　前項の場合において、農林中央金庫が発行する債券の発行限度については、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十七條第一項、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十一條及び臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律第三項の規定は、適用しない。

3　第三條第二項及び第三項、第四條、第五條第一項、第六條、第七條（第六項、第十項及び第十二項を除く。）、第八條及び第九條の規定は、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券について、第十條の規定は、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券についてそれぞれ準用する。この場合において、第十條中「利益」とあるのは「剰余金」と、「株式」とあるのは「出資」と読み替えるものとする。

**第十七條**　農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、この法律による債券の発行に資するため、国が援助資金をもつて引き受ける場合に限り、優先出資をさせることができる。

2　第十二條第二項、第四項から第七項まで、第十三條第一項から第五項まで及び第七項から第九項まで、第十四條並びに第十五條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「株式」とあるのは「出資」と、「優先株式」とあるのは「優先出資」と、「普通株式」とあるのは「普通出資」と、「利益」とあるのは「剰余金」と読み替えるものとする。

3　前二項の場合において、農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法の規定にかかわらず、この法律に定めるところにより、出資の消却又は出資の減少をすることができる。この場合において、農林中央金庫については、農林中央金庫法第七條において準用する産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）第四十條及び第四十一條（出資の減少の手続）の規定は、適用しない。

（他の法律との関係）

**第十八條**　この法律の規定が、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫が発行する債券についての日本勧業銀行法、北海道拓殖銀行法、日本興業銀行法、農林中央





金庫法及び商工組合中央金庫法並びにこれらの法律に基く命令の規定と矛盾し、又はてい触する場合においては、この法律の規定が優先する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際現に債券を発行している銀行の債券の発行に関しては、昭和二十五年三月三十一日までは、なお従前の例による。

（大蔵・農林・通商産業・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第四十一号　（二五、三、三一）

## ◎日本勧業銀行法等を廃止する法律

左に掲げる法律は、廃止する。

日本勧業銀行法（明治二十九年法律第八十二号）
農工銀行法（明治二十九年法律第八十三号）
北海道拓殖銀行法（明治三十二年法律第七十六号）
日本興業銀行法（明治三十三年法律第七十号）
沖縄県農工銀行補助に関する法律（明治四十四年法律第三十六号）
日本勧業銀行及び農工銀行の合併に関する法律（大正十年法律第八十号）

興業債券の発行限度の特例に関する法律（昭和二十四年法律第七十九号）

附　則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　旧日本勧業銀行法に基き設立された日本勧業銀行、旧北海道拓殖銀行法に基き設立された北海道拓殖銀行及び旧日本興業銀行法に基き設立された日本興業銀行は、この法律施行後においては、それぞれ銀行法（昭和二年法律第二十一号）に基き営業の免許を受けた銀行とみなす。

3　日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後遅滞なく株主総会を招集し、この法律施行に伴い必要な定款の変更をしなければならない。

4　日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後前項の規定による定款の変更があるまでは、当該銀行の定款にかかわらず、銀行法第一條第一項に掲げる業務並びに担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保附社債に関する信託業及び銀行法第五條に規定する銀行業に附随する業務を営むことを目的とするものとみなす。

5　この法律施行前旧日本勧業銀行法第七條第一項又は第二項の規定により政府から命ぜられた日本勧業銀行、旧北海道拓殖銀行又は日本興業銀行の総裁、副総裁及び理事及び同行の監査役並びに旧日本勧業銀行法第七條第一項又は第二項の規定により政府から命ぜられた日本勧業銀行、旧北海道拓殖銀行又は日本興業銀行の総裁、副総裁及び理事及び同行の監査役並びに旧日本興業銀行法第七條第一項又は第二項の規定により政府から命ぜられた

規定に反して株式を所有することとなつた会社は、同項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年間は、その株式を所有することができる。

11　前項の会社は、この法律施行の日から三十日以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、私的独占禁止法第十一條第一項の規定に反して所有する株式について公正取引委員会に届け出なければならない。

12　第十項の会社は、私的独占禁止法第十一條第一項の規定に反して所有している株式を処分したときは、その都度、その処分の日から三十日以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

13　前二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出があつた場合においては、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五万円以下の罰金に処する。

14　法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に対しても同項の罰金刑を課する。

15　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

16　他の法令中「勧業債券」、「北海道拓殖債券」及び「興業債券」とあるのは、それぞれ「日本勧業銀行法の廃止前に発行された勧業債券」、「北海道拓殖銀行法の廃止前に発行された北海道拓殖債券」及び「日本興業銀行法の廃止前に発行された興業債券」と読み替えるものとする。

17　銀行等の債券発行等に関する法律（昭和二十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行、並びに」を削る。

第三條第四項を削る。

第十八條中「日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行及び」を「日本勧業銀行法、北海道拓殖銀行法、日本興業銀行法、」を削る。

（大蔵、内閣総理大臣署名）

## 法律第四十二号　（二五、三、三一）
## ◎郵便為替法の一部を改正する法律

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項を次のように改める。

差出人又は受取人が、その責に帰すべからざる事由に因り、前項の有効期間内に為替金の拂渡又は拂もどしの請求をすることができなかつたときは、その事由に因り請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。第十五條に規定する場合において為替金の拂渡又は拂もどしを延期した日数についても、同様とする。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

## 法律第四十三号　（二五、三、三一）
## ◎郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中第一号から第五号までを次のように改め、同條第二項中「第五号」を「第二号及び第五号」に改める。

一　国及び地方公共団体

二　土地改良区、土地改良区連合、水害予防組合、水害予防組合連合及びこれらに準ずる団体

三　国立、公立又は私立の学校及び宗教法人

四　労働組合及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十八條第二項の職員の組合その他の団体

五　育児院及びこれに準ずる慈善団体並びに健康保険組合及びこれに準ずる相互扶助団体で営利を目的としないもの

第三十八條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

預金者が、その責を帰すべからざる事由に因り、前項の有効期間内に拂もどし金の拂渡の請求をすることができなかつたときは、その事由に因り請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。第二十七條に規定する場合において拂もどし金の拂渡を延期した日数についても、同様とする。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

## 法律第四十四号　（二五、三、三一）
## ◎郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第四項中「第二項の用紙で拂込書の用紙以外のもの」を「第二項の用紙」に改める。

第四十八條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

加入者又は受取人が、その責に帰すべからざる事由に因り、前項の有効期間内に拂出金の拂渡又はもどし入れの請求をすることができなかつたときは、その事由に因り請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。第十六條に規定する場合において拂出金の拂渡を遅延したときについても、同様とする。

第五十一條第二項を次のように改める。

前項の規定による拂出の料金は、通常振替の料金と同額とし、簡易保険局において、これを納付する。

第五十三條中「恩給金庫」を「国民金融公庫」に改める。

第六十二條第一項中「二円」を「五円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第五十三條の改正規定は、昭和二十四年六月一日から適用する。

（大蔵・郵政大臣・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

## 法律第四十五号　（二五、三、三一）
## ◎国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三條中第一号及び第二号を次のように改める。

一　三等の賃率は、営業キロ一キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円四十五銭、百五十キロメートルをこえ五百キロメートルまでは一円五銭、五百キロメートルをこえ一千キロメートルまでは六十銭、一千キロメートルをこえる部分は四十銭とする。

二　二等の運賃は三等の二倍、一等の運賃は三等の四倍の額とする。但し、通行税が課せられている間は、二等の運賃は三等の百二十分の二百倍、一等の運賃は三等の百二十分の四百倍とする。

第四條に次の但書を加える。

但し、通行税が課せられている間は、一等の運賃及び二等の運賃は、それぞれ同表に掲げる一等の運賃及び二等の運賃の百二十分の百とする。

第六條に次の但書を加える。

但し、通行税が課せられている間は、一等料金及び二等料金は、それぞれ同表に掲げる一等料金及び二等料金の百二十分の百とする。

第九條中「賃率」を「運賃及び料金」に改める。

別表第一及び別表第二をそれぞれ次のように改める。

**別表第一**

第四條の規定による航路普通旅客運賃表

| 航路別 | 等賃一運 | 等賃二運 | 等賃三運 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |
| 青森函館間 | 1,040 | 320 | 160 |
| 宇野高松間 | | 60 | 30 |
| 仁方堀江間 | | 200 | 100 |
| 宮島口宮島間 | | | 10 |
| 大畠小松港間 | | | 15 |
| 下関門司港間 | | | 15 |

**別表第二**

第六條の規定による急行料金

| 種別 | 地帯別 | 等金三料 | 等金二料 | 等金一料 |
|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| 特別急行料金 | 600キロメートルまで | 400 | 800 | 1,200 |
| | 1200キロメートルまで | 600 | 1,200 | 1,800 |
| | 1201キロメートル以上 | 800 | 1,600 | 2,400 |
| 急行料金 | 300キロメートルまで | 120 | 240 | 360 |
| | 600キロメートルまで | 200 | 400 | 600 |
| | 1200キロメートルまで | 300 | 600 | 900 |
| | 1201キロメートル以上 | 400 | 800 | 1,200 |
| 準急行料金 | 150キロメートルまで | 40 | 80 | 120 |
| | 300キロメートルまで | 60 | 120 | 180 |
| | 600キロメートルまで | 100 | 200 | 300 |
| | 601キロメートル以上 | 150 | 300 | 450 |

## 法律第四十六号

### ◎特別調達庁設置法の一部を改正する法律

（二五、三、三一）

特別調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　地方支分部局（第十二條―第十二條の三）」を「第三章　附属機関（第十二條―第十二條の六）　地方支分部局（第十三條―第十七條）」に改める。

第五條を次のように改める。

**第五條**　特別調達庁に長官官房及び左の四部を置く。

財務部
契約部
技術監督部
労務管財部

第六條第七項を次のように改める。

7　各部に次長各一人を置く。

第七條第九号を次のように改める。

九　法令案の審査その他総合調整に関すること。

第八條から第十二條までを次のように改める。

（財務部）

**第八條**　財務部においては、庁費以外の終戦処理費及び解除物件処理費並びにこれらに伴う特別収入の経理に関することをつかさどる。

（契約部）

**第九條**　契約部においては、終戦処理事業費及び終戦処理業務費並びに解除物件処理費による契約に関することをつかさどる。但し、不動産及びこれに附属する動産の調達並びに不動産の返還に伴う契約に関することを除く。

（技術監督部）

**第十條**　技術監督部においては、左の事務をつかさどる。

一　工事、役務及び需品（不動産及びこれに附属する動産以外の物をいう。以下同じ。）の設計及び積算に関すること。

二　工事、役務及び需品に要する資材の需給に関すること。

三　工事の実施、役務の提供及び需品の納入の促進、監督及び考査に関すること。

**第十一條**　削除

（労務管財部）

**第十二條**　労務管財部においては、左の事務をつかさどる。

一　連合国の要求する労務者に関すること。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（大蔵・運輸大臣・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）





二　需品の管理、出納及び輸送に関すること。

三　終戦処理事業費による不動産及びこれに附属する動産の調達及びこれらの物の評価に関すること。

四　連合国の需要を解除された不動産及び需品の管理及び返還に関すること。

五　不動産の記録に関すること。

「第三章　地方支分部局」を「第四章　地方支分部局」に改め、第十二條の次に次の一章を加える。

## 第三章　附属機関

（附属機関）

**第十二條の二**　特別調達庁に、左の附属機関を置く。

調達役務審議会
中央調達不動産審議会
調達芸能審議会

（調達役務審議会）

**第十二條の三**　調達役務審議会（以下「役務審議会」という。）は、特別調達庁長官の諮問に応じ、設計、測量その他の技術的事項及び連合国の教育映画等の日本語版又は外国語版の編輯製作並びに調達されたホテル等の運営に関する調達役務について調査審議する機関とする。

2　役務審議会は、特別調達庁長官及び委員五十人以内で組織する。

3　特別調達庁長官は、役務審議会の会長として、会務を総理する。

4　特別の必要があるときは、役務審議会に、臨時委員を置くことができる。

5　委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び設計、測量その他の技術的事項、若しくは教育映画等の編輯製作又はホテル等運営に関し学識経験のある者のうちから、特別調達庁長官が任命する。

**第十二條の六**　前三條に定めるものを除く外、第十二條の二の審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他これらの審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五條中「仙台特別調達局市」を「仙台特別調達局東京特別」に改める。

第十六條第一項中「左の四部を置く。」を「局長官房及び左の五部を置く。」に、「促進監督部」を「促進監督部管財部」に改める。

本則中第十六條の次に次の一條を加える。

（附属機関）

**第十七條**　特別調達局に、附属機関として、地方調達不動産審議会（以下「地方不動産審議会」という。）を置く。

2　地方不動産審議会は、特別調達局長の諮問に応じ、当該特別調達局の管轄区域内にある調達不動産及びこれに附属する動産の評価について調査審議する機関とする。

3　地方不動産審議会は、委員三十人以内で組織する。

4　委員は、関係行政機関の職員並びに不動産及びこれに附属する動産に関し学識経験のある者のうちから、特別調達局長が任命する。

5　地方不動産審議会に、学識経験のあるもののうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

6　会長は、会務を総理する。

7　前六項に定めるものを除く外、地方不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他地方不動産審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

8　旧法による特別調達庁の役員又は参事若しくは主事（以下「旧職員」と総称する。）であつてこの法律施行の際附則第二項但書の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條第一項に規定する公務員となつたものに同法を適用する場合においては、その者の公務員としての在職年の計算については、その在職年月数に、旧職員となつた日の属する月から昭和二十四年五月までの旧職員としての在職年月数に相当する年月数を加えたものによる。但し、昭和二十五年四月三十日までに、特別調達庁長官に文書をもつて反対の意思を表示した者に対しては、この限りでない。

9　厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の適用については、前項本文の規定の適用を受ける者の旧職員としての在職年月数は、その者の厚生年金保険法による被保険者であつた期間に算入しない。

附則第七項中「特別調達庁又は特別調達局」を「特別調達局」に改め、同項を附則第八項とする。

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

## 法律第四十七号

## ◎社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律

（二五、三、三一）

目次

第一章　社会保険審議会（第一條―第十二條）
第二章　社会保険医療協議会（第十三條―第二十一條）
第三章　社会保険検査官及び社会保険審査官（第二十二條）
　第一節　社会保険審査会（第二十三條―第三十條）
　第二節　社会保険審議会
附則

### 第一章　社会保険審議会

（設置）

**第一條**　政府の管掌する健康保険事業並びに厚生年金保険事業の運営に関する重要事項を調査審議するため、厚生省に、社会保険審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

**第二條**　審議会は、政府の管掌する健康保険事業並びに船員保険事業及び厚生年金保険事業の運営に関する事項について、厚生大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申する外、自ら厚生大臣又は関係各大臣に、文書をもつて建議することができる。

（組織）

**第三條**　審議会は、左に掲げる委員二十七人をもつて組織する。

一　政府の管掌する健康保険並びに船員保険及び厚生年金保険の被保険者の利益を代表する委員　九人

二　政府の管掌する健康保険並びに船員保険及び厚生年金保険の被保険者を使用する事業主及び船舶所有者の利益を代表する委員　九人

三　公益を代表する委員　九人

2　前項第三号の委員中には、医療関係の経験者を含むものとする。

3　厚生大臣は、審議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、六人以内の専門委員を置くことができる。

4　委員及び専門委員は、厚生大臣が任命する。

5　委員及び専門委員は、非常勤とする。

**第四條**　委員の任期は、二年とし、一年ごとにその半数を任命する。

2　委員に欠員を生じたときあらたに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第五條**　審議会に、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

**第六條**　会長は、審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置く。部会長は、その部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4　部会長は、部会の事務を総理する。

5　部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうち会長の指名する委員がその職務を代行する。

6　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

（資料及び情報の提供）

**第七條**　厚生大臣は、審議会の要求があつたときは、健康保険事業、船員保険事業又は厚生年金保険事業に関する資料及び情報を提供しなければならない。

（会議）

**第八條**　審議会は、正当な理由がある場合を除いては、三月に一回以上開かなければならない。

**第九條**　審議会は、会長が招集する。

2　会長は、厚生大臣の諮問があつたとき、又は委員の三分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その請求の日から二週間以内に、審議会を招集しなければならない。但し、その諮問又は請求に係る事項を分掌する部会が置かれているときは、審議会の招集に替え、その部会の会長に、その部会を招集させることができる。

（厚生大臣への報告）

**第十條**　審議会は、毎会計年度における審議会の活動状況、審議の結果及び建議の大要を、文書をもつて厚生大臣に報告しなければならない。

（庶務）

**第十一條**　審議会の庶務は、厚生省保険局において処理する。

（雑則）

**第十二條**　この法律に定めるもの外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

### 第二章　社会保険医療協議会

（設置）

**第十三條**　健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師（以下「保険医及び保険薬剤師」という。）並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者（以下「療養担当者」という。）に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項を審議し、及び勧告するとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議し、及び勧告するため、厚生省に、中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

2　保険医及び保険薬剤師並びに療養担当者に対する適切な保険診療の指導に関する事項を審議し、及び勧告するため、各都道府県に、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

**第十四條**　中央協議会は、左に掲げる事項について、厚生大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申する外、自ら厚生大臣に、文書をもつて建議することができる。

一　保険医及び保険薬剤師の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師並びに療養担当者の保険診療に対する指導監督に関する事項

二　健康保険及び船員保険における適正な診療報酬額並びに国民健康保険における適正な診療報酬の標準額に関する事項

2　地方協議会は、前項第一号に掲げる事項について、都道府県知事の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申する外、自ら都道府県知事に、文書をもつて建議することができる。

（組織）

**第十五條**　中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、左に掲げる委員二十四人をもつて組織する。

一　健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者の利益を代表する委員　六人

二　健康保険、船員保険及び国民健康保険の被保険者、事業主及び船舶所有者の利益を代表する委

三　医師、歯科医師及び薬剤師の利益を代表する委員　六人

四　公益を代表する委員　六人

2　厚生大臣又は都道府県知事は、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各十人以内の専門委員を置くことができる。

3　委員及び専門委員は、中央協議会にあつては厚生大臣、地方協議会にあつては都道府県知事が、任命する。

4　第一項第一号から第三号までの委員の任命は、各関係団体の推薦によるものとする。

5　委員及び専門委員は、非常勤とする。

**第十六條**　委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。

2　委員に欠員を生じたときあらたに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第十七條**　中央協議会及び地方協議会に、それぞれ、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

2　会長は、会務を総理し、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を代表する。

3　会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

（会議）

**第十八條**　中央協議会及び地方協議会は、正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない。

**第十九條**　中央協議会及び地方協議会は、それぞれ、会長が招集する。

2　会長は、厚生大臣若しくは都道府県知事の諮問があつたとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から二週間以内に、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を招集しなければならない。

（庶務）

**第二十條**　中央協議会の庶務は、厚生省保険局において処理する。

2　地方協議会の庶務は、地方協議会の置かれている都の民政局又は道府県の民生部において処理する。

（雑則）

**第二十一條**　この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、中央協議会又は地方協議会が定める。

## 第三章　社会保険審査官及び社会保険審査会

### 第一節　社会保険審査官

（設置）

**第二十二條**　健康保険、船員保険又は厚生年金保険の保険給付に関する保険者の決定についての不服に関して審査するために、各都道府県に、社会保険審査官を置く。

2　社会保険審査官は、一級の地方事務官のうちから、厚生大臣が命ずる。

### 第二節　社会保険審査会

（設置）

**第二十三條**　社会保険審査官の保険給付に関する決定についての不服及び保険者の保険料その他健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は健康保険法第十一條ノ二、船員保険法第十二條ノ二若しくは厚生年金保険法第十一條ノ二の規定による処分についての不服に関して審査するために、厚生省に、社会保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

**第二十四條**　審査会は、左に掲げる委員十八人をもつて組織する。

一　健康保険、船員保険又は厚生年金保険の被保険者の利益を代表する委員　六人

二　健康保険、船員保険又は厚生年金保険の被保険者を使用する事業主及び船舶所有者の利益を代表する委員　六人

三　公益を代表する委員　六人

2　委員は、厚生大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

**第二十五條**　委員の任期は、三年とし、一年ごとに、委員の数の三分の一を任命する。

2　委員に欠員を生じたときあらたに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第二十六條**　審査会に、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

2　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3　会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

（定数）

**第二十七條**　審査会は、健康保険に関する事件を審査する場合は、健康保険の被保険者の利益を代表する委員、健康保険の被保険者を使用する事業主の利益を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ一人以上、船員保険に関する事件を審査する場合は、船員保険の被保険者の利益を代表する委員、船員保険の被保険者を使用する船舶所有者の利益を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ一人以上、厚生年金保険に関する事件を審査する場合は、厚生年金保険の被保険者の利益を代表する委員、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の利益を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ一人以上出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

（可否同数の場合の決定）

**第二十八條**　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

**第二十九條**　審査会の庶務は、厚生省保険局において処理する。

（雑則）

**第三十條**　この法律に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

## 附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（他の法令の改廃）

2　健康保険法の一部を次のように改正する。

**第二十四條ノ二**　厚生大臣ハ政府ノ管掌スル健康保険事業ノ運営ニ関スル事項ニシテ、企画、立法又ハ予算ノ大綱ニ関スルモノハ予メ社会保険審議会ニ諮問スルモノトス

第四十三條ノ四第二項中「中央社会保険医療協議会ノ意見ヲ聴クベシ」を「中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトスに改める。

第四十三條ノ五を次のように改める。

**第四十三條ノ五**　保険医及保険薬剤師ノ指定、指定ノ取消及保険診療ノ指導ニ関スル大綱ヲ定メントスルトキハ厚生大臣ハ中央社会保険医療協議会ニ、都道府県知事ハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第四十三條ノ六第三項中「社会保険診療報酬算定協議会ノ意見ヲ聴クベシ」を「中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトスに改める。

第四十三條ノ七を削る。

第七十一條ノ四第二項中「中央社会保険医療協議会」を「社会保険審議会」に改める。

第六章を削り、第七章を第六章とし、第八章を第七章とする。

第八十條第一項、第八十三條ノ七から第八十三條ノ十二まで、第八十六條第一項及び第八十六條ノ二中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「健康保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第八十一條中「健康保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第八十一條ノ二を削り、第八十二條から第八十三條ノ五までを次のように改める。

**第八十二條乃至第八十三條ノ五**　削除

第八十三條ノ六中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「所轄保険審査官」を「所轄社会保険審査官」に改める。

第八十四條ノ三及び第八十四條ノ四を削り、第八十五條を次のように改める。

**第八十五條**　削除

3　国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第八條ノ五を次のように改める。

**第八條ノ五**　保険者ハ療養ノ給付ヲ担当スル者トノ協議ノ上厚生大臣ノ定ムル標準額ヲ基準トシテ適正ナル診療報酬ノ額ヲ定メ都道府県知事ノ認可ヲ受ケ、厚生大臣が命ずる。

二十四年政令第三百六十八号）は、廃止する。

（経過規定）

7　この法律の施行後最初に任命される審議会の委員のうち、厚生大臣が任命の際に指名する者の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

8　この法律の施行後最初に任命される中央協議会又は都道府県知事の諮問機関の委員のうち、厚生大臣又は都道府県知事が任命の際に指名する者の任期は、第十六条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

9　この法律の施行の際、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十条第一項の規定による保険者、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十三条第一項の規定による保険者又は厚生年金保険法第百三十七条第一項の規定による保険者若しくは同法第百三十八条第一項の規定による保険者である健康保険組合、船員保険組合又は厚生年金保険者である健康保険組合、船員保険組合の理事長は、この法律の施行の際、それぞれ健康保険法第八十条第一項の規定による保険者、船員保険法第六十三条第一項の規定による保険者又は厚生年金保険法第百三十七条第一項の規定による保険者である健康保険組合、船員保険組合又は厚生年金保険者である健康保険組合、船員保険組合の理事長（この法律の施行の際現に健康保険法第八十条第一項の規定による保険者である健康保険組合の理事長又は船員保険法第六十三条第一項の規定による保険者である船員保険組合の理事長の職務を行なつている者を含む。）となるものとする。

10　第二十五条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行後最初に任命される審議会の委員のうち、三分の一の者は、この法律の施行の際現に健康保険法第八十条第一項の規定による保険者である健康保険組合の理事長又は船員保険法第六十三条第一項の規定による保険者である船員保険組合の理事長の職にある者とし、その任期は、一年とし、他の三分の一の者の任期は、二年とし、その委員は、厚生大臣が、任命の際に指名する。

11　この法律の施行前に保険審査官、健康保険審査官又は船員保険審査官であつた者は、この法律の施行の際、社会保険審査官となるものとする。

12　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

13　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

14　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

15　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

16　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

17　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

18　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

19　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

20　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

21　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

22　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

23　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

24　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

25　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

26　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

27　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

28　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

29　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

30　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

31　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

32　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

33　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

34　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

35　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

36　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

37　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

38　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

39　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

40　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

41　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

42　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

43　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

44　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

45　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

46　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

47　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

48　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

49　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

50　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

51　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

52　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

53　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

54　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

55　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

56　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

57　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

58　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

59　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

60　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

61　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

62　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

63　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

64　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

65　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

66　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

67　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

68　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

69　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

70　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

71　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

72　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

73　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

74　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

75　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

76　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

77　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

78　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

79　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

80　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

81　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

82　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

83　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

84　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

85　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

86　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

87　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

88　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

89　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

90　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

91　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

92　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

93　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

94　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

95　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

96　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

97　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

98　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

99　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

100　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

101　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

102　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

103　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

104　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

105　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

106　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

107　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

108　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

109　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

110　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

111　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

112　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

113　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

114　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

115　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

116　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

117　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

118　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

119　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

120　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

121　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

122　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

123　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

124　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

125　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

126　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

127　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

128　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

129　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

130　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

131　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

132　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

133　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

134　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

135　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

136　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

137　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

138　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

139　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

140　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

141　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

142　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

143　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

144　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

145　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

146　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

147　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

148　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

149　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

150　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

151　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

152　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

153　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

154　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

155　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

156　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

157　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

158　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

159　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

160　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

161　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査官に係属しているものは、社会保険審査官に対してされた審査の請求とみなす。

162　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされた審査の請求で、この法律の施行の際、社会保険審査会に係属しているものは、社会保険審査会に対してされた審査の請求とみなす。

163　この法律の施行前に健康保険法第百三十九条第一項又は船員保険法第百十一条第一項の規定によりされ

第三十八條第一項の表中「特別地区の船員に関する運輸審議会の管轄区域に属しない船員」を「特別地区の船員に関する運輸審議会の管轄区域に属しない船員（これらの船員のうち、特別地区の船員に関する運輸審議会の管轄区域に属しない船員であつて、特別地区の船員に関する運輸審議会の管轄区域に属しないものとなつたことにより、その者が乗り組んでいる船舶が特別地区の船員に関する運輸審議会の管轄区域に属しないものとなつた日から起算して一年を経過しないものを含む。）」に改める。

第四十四條中「及び特別地区船員職業安定審議会（港運局の管轄区域の一部を管轄区域とするものに限る。）」を削る。

**第二條**　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

（別表第二中）

| | |
|---|---|
| 運輸省 | |
| 自動車局 | 鉄道大臣<br>運輸大臣<br>監督官<br>局局房 |
| 整業民国運<br>営有輸<br>備務鉄鉄調<br>道道整<br>部部部部 | |

を

| | |
|---|---|
| 運輸省 | |
| 自動車局 | 鉄海大輸<br>道運臣<br>監督官<br>局局房 |
| 整業民国海観<br>営有運<br>備務鉄鉄調光<br>道道整<br>部部部部 | |

に改める。

**附　則**

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣・経済安定本部総裁・運輸大臣・大蔵大臣・法務総裁・各省大臣署名）

## 法律第四十九号　（二五、三、三一）

## ◎国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十四号中「昭和二十五年四月一日から」を「昭和二十六年四月一日から」に改める。

**附　則**

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

## 法律第五十号　（二五、三、三一）

## ◎地方税法の一部を改正する等の法律

**第一條**　地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十三條中「酒消費税、」を削る。

第三十六條第一項第三号を次のように改める。

三　削除

第四十四條第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第四十六條第一項第八号を次のように改める。

八　削除

第七十七條及び第七十八條を次のように改める。

**第七十七條及び第七十八條**　削除

第九十九條第七号を次のように改める。

七　削除

**第二條**　第百一條第一項中「酒消費税」を削る。

第百二十六條の二第六項中「酒消費税」を削る。

**第三條**　都道府県、市町村及び特別区は、昭和二十五年四月一日以後において地方税法の全部を改正する法律が施行される日までは、昭和二十五年度分の道府県民税（都にあつては、都民税とする。）、地租、家屋税、事業税（法人に対する事業税については、昭和二十五年一月一日以後に終了する事業年度分又は同日以後における合併若しくは解散に因る分）、特別所得税、鉱区税、船舶税、自動車税、軌道税、電話税、電柱税、漁業権税、狩猟者税、地租附加税、家屋税附加税、事業税附加税（法人に対する事業税については、昭和二十五年一月一日以後に終了する事業年度分又は同日以後における合併若しくは解散に因る分）、特別所得税附加税、鉱区税附加税、船舶税附加税、自動車税附加税、軌道税附加税、電話税附加税、電柱税附加税、漁業権税附加税、狩猟者税附加税、市町村民税（特別区にあつては、特別区民税とする。）、舟税、自転車税、荷車税、金庫税、都市計画税及び余剰住宅税並びに地方税法第四十一条の二第一項第一号に掲げる固定資産に対する固定資産税の税率については、なお、従前の例による。





第三條北海道大学の項中「教法文学部」を「教育学部」に、「法文経学部」を「法教育学部」に、同條信州大学の項中「松本医学専門学校」を「松本医学専門学校（これらの学校のうち、松本医学専門学校、高等学校及び薬学専門学校）」に、同條金沢大学の項中「金沢医科大学附属薬学専門部」を「金沢医科大学附属薬学専門部（これらの学部のうち、金沢医科大学附属薬学専門部）」に、同條富山大学の項中「富山薬学専門学校」を「富山薬学専門学校（これらの学校のうち、富山薬学専門学校）」に、同條新潟大学の項中「新潟高等医学専門部」を「新潟医科大学附属医学専門部（これらの学部のうち、新潟医科大学附属医学専門部）」に、同條東京大学の項中「東京商科大学」を「東京商科大学（これらの学校のうち、東京商科大学）」に、同條一橋大学の項中「東京高等商科学校附属医学専門部」を「東京大学附属医学専門部（これらの学部のうち、東京大学附属医学専門部）」に、同條お茶の水女子大学の項中「文理家政学部」を「文教育学部家政学部」に、同條東京教育大学の項中「文教育学部」を「文学部教育学部」に、同條東京文理科大学の項中「理学部」を「理学部（これらの学部のうち、理学部）」に、同條東京工業大学の項中「工学部」を「工学部（これらの学部のうち、工学部）」に、同條東京農工大学の項中「農学部」を「農学部（これらの学部のうち、農学部）」に、同條東京外国語学校の項中「外国語学部」を「外国語学部（これらの学部のうち、外国語学部）」に、同條東京高等師範学校の項中「文理学部」を「文理学部（これらの学部のうち、文理学部）

に、同項目的の欄中「及理学射電波、及びに赤外線、及びに関外線のび化光学的等のび応工用学に応化光線関用の的等の総関用学波合すの研事る研究項ふ、のく」を「理学研究所」に、「新聞研究所」を「史料編さん所」

大学の項研究所の名称の欄中「ふ、く射線化学研究所」を「理工学研究所」

「治療に関する学理及びその応用の研究」に、同條東京「理及びその応用の研究」を「関する学理及びその応用の研究」

「結核研究所」に、同項目的の欄中「触繰研究所」を「結核研究所」

第四條北海道大学の項研究所の名称の欄中「触繰研」を「蚕糸農林事門学校」に改める。

「農学部」を「熊本医科大学」に、同條熊本大学の項中「熊本医科大学」を「熊本医科大学」に、同條鹿児島大学の項中「第七高等学校」を「鹿児島農林事門学校」に改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 東京大学 | 医学部 | 附属病院、看護婦養成 | |
| | 理学部 | 附属臨海実験所 | |
| | 農学部 | 附属農場、附属演習林 | |
| 東北大学 | 医学部 | 院附属病院、看護婦養成施設分 | |
| | 理学部 | 附属臨海実験所 | |
| | 農学部 | 附属農場、附属演習林 | |
| 秋田大学 | 鉱山学部 | 附属地下資源研究施設 | |
| 山形大学 | 農学部 | 附属農場、附属演習林 | |

を「東京大学」に、「東北大学」を「東北大学」に、「秋田大学」を「秋田大学」に、「山形大学」を「山形大学」に改める。

第五條中

| | | |
|---|---|---|
| 東京大学 | 理学部 | 附属臨海実験所 |
| | 医学部 | 院附属病院、看護婦養成施設分 |
| | 農学部 | 附属農場、附属演習林 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 東北大学 | 理学部 | 附属臨海実験所 |
| | 医学部 | 院附属病院、看護婦養成施設分 |
| | 農学部 | 附属農場、附属演習林 |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 東京大学 | 医学部 | 院附属病院、看護婦養成施設分 |
| | 理学部 | 附属臨海実験所 |
| | 農学部 | 附属農場、附属演習林 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 東北大学 | 医学部 | 院附属病院、看護婦養成施設分 |
| | 理学部 | 附属臨海実験所 |
| | 農学部 | 附属農場、附属演習林 |

に改める。

「理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究」に「新薬開発に及び事時し事につい又はい従て事しようとする者の指に導関及す本邦に関する史料の研究」を「新薬開発に及び事時し事につい又はい従て事し出版、放送又は映画に関する脚本の研究並びにこれらの事業に関する研究」に改める。

第五條中

| | | |
|---|---|---|
| 東京大学 | 医学部 | 院附属病院、看護婦養成施設分 |
| | 理学部 | 附属臨海実験所 |
| | 農学部 | 附属農場、附属演習林 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 東京大学 | 医学部 | 院附属病院、看護婦養成施設分 |
| | 理学部 | 附属臨海実験所、附属温泉研究所 |
| | 工学部 | 附属総合試験所 |
| | 農学部 | 附属農場、附属演習林 |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 大東京農工 | 農学部 | 附属農場、附属演習林 |
| 大東京繊維工 | 部繊維学 | 附属農場 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 大東京農工 | 農学部 | 附属農場、附属演習林 |
| 大東京繊維工 | 部繊維学 | 附属農場 |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 信州大学 | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |
| 金沢大学 | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |
| 新潟大学 | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 新潟大学 | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |
| 金沢大学 | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |
| 信州大学 | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 東京大学 | 医学部 | 院附属病院、看護婦養成施設分 |
| | 理学部 | 附属臨海実験所、附属温泉研究所 |
| | 工学部 | 附属総合試験所 |
| | 農学部 | 附属農場、附属演習林、附属水産実験所 |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 東京大学 | 工学部 | 附属総合試験所 |
| | 農学部 | 附属農場、附属演習林、附属水産実験所 |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 信州大学 | 農学部 | 附属農場 |
| | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |
| 山梨大学 | 工学部 | 附属は酵化学研究施設 |
| 金沢大学 | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |
| | 農学部 | 附属農場、附属演習林 |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 京都大学 | 農学部 | 附属農場、附属演習林 |
| | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |
| | 理学部 | 附属臨海実験所、附属温泉研究所、附属火山研究所 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 京都大学 | 農学部 | 附属農場、附属演習林 |
| | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |
| | 理学部 | 附属臨海実験所、附属温泉研究所、附属火山研究所 |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 京都大学 | 農学部 | 附属農場、附属演習林 |
| | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |
| | 理学部 | 附属臨海実験所、附属温泉研究所、附属火山研究所 |
| 京都繊維工芸 | 部繊維学 | 附属農場 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 岡山大学 | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |
| | 農学部 | 附属農場、附属演習林 |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 岡山大学 | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 広島大学 | 理学部 | 附属臨海実験所 |
| 徳島大学 | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 静岡大学 | 工学部 | 附属電子工学研究施設 |
| 商船大学 | 部商船学 | 船舶運航研究施設 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 商船大学 | 部商船学 | 船舶運航研究施設 |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 広島大学 | 理学部 | 附属臨海実験所 |
| 山口大学 | 農学部 | 附属農場 |
| 徳島大学 | 医学部 | 施附属病院、看護婦養成 |
| 高知大学 | 農学部 | 附属農場 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 商船大学 | 部商船学 | 船舶運航研究施設 |
| | 部繊維学 | 附属農場 |

改める。

第十二條中「別表第一から第三まで」を「別表第一及び第二に改める。

附則第五項中「東京医学歯学事門学校は、昭和二十五年三月三十一日まで、及び東京医学歯学事門学校」を削る。

附則第六項を削り、附則第九項中「別表第四」を「別表第三」に改め、附則第七項を附則第六項とし、以下附則第十項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十一項及び附則第十二項を削り、附則第十三項を附則第十項とし、附則第十四項を附則第十一項とする。

附則第十五項を削り、附則第十二項の次に次の二項を加える。

12 第四章に規定する国立の各種学校は、東京教育大学に附置されて昭和二十六年三月三十一日までに存続するものとし、当該各種学校に置かれる職員の定員は、東京教育大学の職員の定員に含まれるものとする。

13 昭和二十五年三月三十一日現在において、東京水産大学又は商船大学の職員である者は、別に辞令を発せられないときは、昭和二十五年四月一日に文部大臣によつて、それぞれ同一の職務の級及び俸給の号俸をもつて当該大学に置かれる相当官職に任命されたものとする。

別表第一北海道大学の項中「二、七二二人」を「二、五三九人に、同表北海道学芸大学の項中「六六〇人」を「六七九人に、同表宮城工業大学の項中「一四七人」を「一六八人に、同表小樽商科大学の項中「九八人」を「一〇〇人に、同表弘前大学の項中「六二一人」を「六七〇人に、同表東北大学の項中「三、九七七人」を「三、九六六人に、同表山形大学の項中「五五八人」を「五九五人に、同表福島大学の項中「四二六人」を「四三〇人」に、同表茨城大学の項中「八九七人」を「九四六人に、同表千葉大学の項中「二、六二八人」を「二、六四九人に、同表東京大学の項中「五、八六七人」を「五、八六五人に、同表東京教育大学の項中「九四五人」を「一、二二〇人に、同表東京工業大学の項中「九一八人」を「一、九二三人に、同表新潟大学の項中「一、四九一人」を「一、五二五人に、同表金沢大学の項中「一、七〇三人」を「一、六九七人に、同表信州大学の項中「一、二一九人」を「一、三〇四人に、同表名古屋大学の項中「一、九四〇人」を「一、八九九人に、同表名古屋工業大学の項中「一、七八八人」を「二〇九人に、同表京都大学の項中「三、四一四人」を「三、四一三人に、同表京都学芸大学の項中「三一九人」を「三三三人に、同表京都工芸繊維大学の項中「三四七人」を「三四〇人に、同表大阪大学の項中「二、五三二人」を「二、五七九人に、

同表神戸大学の項中「一、〇一五人」を「一、〇一九人」に、同表奈良女子大学の項中「二三六人」を「二三八人」に、同表鳥取大学の項中「八〇九人」を「八五七人」に、同表岡山大学の項中「一、三七四人」を「一、三九五人」に、同表広島大学の項中「一、三〇九人」を「一、三四三人」に、同表徳島大学の項中「八六三人」を「九一二人」に、同表高知大学の項中「三六五人」を「三六八人」に、同表九州大学の項中「二、八七九人」を「二、八九七人」に、同表長崎大学の項中「一、一五六人」を「一、一六〇人」に、同表熊本大学の項中「一、四八四人」を「一、四四二人」に、同表宮崎大学の項中「四二五人」を「四五七人」に、同表鹿児島大学の項中「八二三人」を「八二七人」に改める。

別表第二詑間電波高等学校の項中「五〇人」を「六三人」に改める。

別表第三を削る。

別表第四を次のように改めも。

（別表第三）

| 附則第五項に掲げる学校の名称 | 上欄の学校に置かれる職員の定員 |
|---|---|
| 東京医科歯科大学 | 七九二人 |
| 大阪工業専門学校 | 八七人 |
| 大阪青年師範学校 | 三九人 |

附　則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

## 法律第五十二号　（二五、三、三一）

### ◎外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一項但書中「三月三十一日」を「六月三十日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣、法務総裁、経済安定本部総裁署名）

## 法律第五十三号　（二五、三、三一）

### ◎松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律

（目的）

**第一條**　この法律は、松くい虫等その他の森林病害虫を早期に、且つ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて森林の保全を図ることを目的とする。

（定義）

**第二條**　この法律において「松くい虫等」とは、松、杉その他の樹木に附着してその生育を害するせん孔虫類をいう。

2　この法律において「伐採木等」とは、伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝條（用材及び薪炭材であるものを含む。）であつてはく皮しないものをいう。

（駆除命令）

**第三條**　農林大臣は、松くい虫等が異常にまん延して森林資源に重大な損害を與えるおそれがあると認めるときは、早期に、且つ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要な限度において、区域及び期間を定め、左の各号に掲げる命令をすることができる。





一　松くい虫等の附着している樹木を所有し、又は管理する者に対し、当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫等及びその附着している枝條及び樹皮の燒却を命ずること。

二　伐採跡地を所有し、又は管理する者に対し、松くい虫等が附着し、又は附着するおそれがある根株のはく皮並びに松くい虫等及びその附着している枝條及び樹皮の燒却を命ずること。

三　松くい虫等が附着している伐採木等の移動を制限し、又は禁止すること。

四　松くい虫等が附着し、又は附着するおそれがある伐採木等を所有し、又は管理する者に対し、そのはく皮又は枝條及び樹皮の燒却の措置を命ずること。

2　前項の規定による命令で第八條の規定により損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内においてしなければならない。

3　第一項の規定による命令をしようとするときは、その三十日前までに、省令で定める手続に従い、左の事項を公表しなければならない。

一　区域及び期間

二　松くい虫等の種類

三　行うべき措置の内容

四　その他必要な事項

4　前項第一号の区域内において森林、樹木又は伐採木等を所有する者は、同項の規定による公表があつた日から二週間以内に、理由を記載した書面をもつて農林大臣に不服の申立をすることができる。

5　農林大臣は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、その者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聽聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を與えた後、当該申立に対する決定をしなければならない。

6　農林大臣は、第一項の命令を受けるべき者の所在が知れないときその他当該命令をその者に通達することができないときは、省令で定める手続に従い、当該命令の内容を公告して通達に代えることができる。

（駆除措置）

**第四條**　農林大臣は、前條第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる命令をした場合において、森林、樹木又は伐採木等の所有者又は管理者が指定された期間内に命ぜられた措置を行わないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

2　農林大臣は、前項の規定により松くい虫等の駆除又はそのまん延を防止するための措置を行う場合において必要があるときは、都道府県に協力を求めることができる。

（都道府県知事の駆除命令等）

**第五條**　都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、その必要の限度において、区域及び期間を定め、第三條第一項各号に掲げる命令をすることができる。

2　前項の場合には、第三條第三項から第六項まで及び前條第一項の規定を準用する。

（立入検査）

**第六條**　農林大臣又は都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該官吏又は森林害虫防除員に、森林又は貯木場、倉庫その他伐採木等を蔵置する場所に立ち入らせ、樹木又は伐採木等を検査させ、又は検査のため必要な最少量に限り、無償で、樹皮又は枝條を收去させることができる。

2　前項の規定により立入検査又は收去をする当該官吏及び森林害虫防除員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査及び收去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指示権）

**第七條**　当該官吏又は森林害虫防除員は、前條第一項の規定による検査の結果、伐採木等に松くい虫等が附着し、又は附着するおそれがあると認めるときは、当該伐採木等の所有者又は管理者に対し、はく皮、枝條及び樹皮の燒却等の措置を行うべき旨を指示することができる。

2　前項の指示を受けた者がその指示に従わないときは、当該官吏又は森林害虫防除員は、当該伐採木等

につき、自らはく皮、燒却等の処分をすることができる。

（損失補償）

**第八條**　国又は都道府県は、第三條第一項若しくは第五條第一項の規定による命令又は前條第二項の規定により当該官吏若しくは森林害虫防除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による補償の額は、第三條第一項第一号、第二号又は第四号の命令に係る場合にあつては、幹若しくは根株のはく皮又は枝條及び樹皮の燒却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額とし、同項第三号の命令又は前條第二項の処分に係る場合にあつては、その命令又は処分により通常生ずべき損失額に相当する金額とする。

3　第一項の補償を受けようとする者は、農林大臣又は都道府県知事に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならない。

4　農林大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつたときは、遅滞なく補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

5　申請人は、前項の決定について不服があるときは、農林大臣又は都道府県知事に訴願することができる。

（国庫補助）

**第九條**　国は、都道府県に対し、予算の定める範囲内において、この法律の規定により都道府県知事の行う松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止に関する措置に要する費用の一部を補助することができる。

（分担金）

**第十條**　都道府県は、第五條第一項若しくは同條第二項において準用する松くい虫等の駆除若しくはそのまん延の防止のため必要な措置又は第七條第二項の規定により森林害虫防除員の行う処分により利益を受ける森林、樹木又は伐採木等の所有者又は管理者から、その者の受ける利益を限度として、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七條の分担金を徴収することができる。

（森林害虫防除員）

**第十一條**　この法律に規定する松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止の事務に従事させるため、都道府県に森林害虫防除員を置き、当該都道府県の吏員をもつてあてる。

（特例）

**第十二條**　松くい虫等以外の森林害虫又は獣類、菌類若しくはバイラスが異常にまん延して森林資源に重大な損害を與えるおそれがあり緊急にこれを駆除し、又はそのまん延を防止する必要があるときは、第三條から第十條までの規定に準じ、一年以内の期間を限り、政令でその駆除又はまん延の防止のため必要な事項を定めることができる。

（罰則）

**第十三條**　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　農林大臣又は都道府県知事の第三條第一項第三号に掲げる命令に違反した者

二　第四條第一項（第五條第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

**第十四條**　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　農林大臣又は都道府県知事の第三條第一項第四号に掲げる命令に違反した者

二　第七條第二項の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

**第十五條**　第六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

**第十六條**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　森林法（明治四十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八十一條及び第八十二條を次のように改める。

**第八十一條及び第八十二條**　削除





## 法律第五十四号　（二五、三、三一）

### ◎食糧管理法の一部を改正する法律

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二條中「其ノ加工品タル食糧ニシテ農林大臣ノ指定スルモノヲ含ム以下同ジ」を削る。

第三條第一項中「、甘藷、馬鈴薯」を削る。

第三條の次に次の一條を加える。

**第三條ノ二**　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ予算ノ範囲内ニ於テ甘藷又ハ馬鈴薯ノ生産者ニ対シ其ノ生産シタル甘藷又ハ馬鈴薯ニシテ売渡の申込ニ依リ政府ノ買入ルルモノヲ予メ指示スルモノトス

政府ハ甘藷又ハ馬鈴薯ノ生産者ガ其ノ生産シタル甘藷又ハ馬鈴薯ニシテ前項ノ規定ニ依ル指示ニ従ヒ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ売渡ヲ申込ミタルモノヲ買入ルルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ価格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前條第二項ノ規定ニ依ル米麦等ノ政府ノ買入ノ価格及需給事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第四條第一項中「米麦等」を「米麦等、甘藷又ハ馬鈴薯」に改める。

第八條ノ二第二項中「食糧配給公団及市町村長」を「食糧配給公団、命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事の登録ヲ受ケ主要食糧ノ売渡ノ業務ヲ営ム者（以下販売業者ト称ス）及市町村長」に改める。

第八條ノ三第一項中「自己ノ生活上又ハ業務上消費スル者（以下消費者ト称ス）」を「自己ノ生活上若ハ業務上消費スル者（以下消費者ト称ス）又ハ販売業者」に、同條第三項中「消費者」を「消費者又ハ販売業者」に改める。

第十六條第一項及び第二項中「食糧配給公団」を「食糧配給公団又ハ販売業者」に、「消費者」を「販売業者又ハ消費者」に改める。

第十六條第一項中「一億八千万円」を「二億七千万円」に改める。

第二十條第一項中「昭和二十五年四月一日」を「昭和二十六年四月一日」に改める。

第二十六條中「保管」を「販売、保管」に改める。

第二十七條第二項中「農林次官」を「農林事務次官」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十六條第一項の改正規定は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第三條第一項中「、甘しよ、馬鈴しよ」を削る。

（大蔵・農林大臣・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

## 法律第五十五号　（二五、三、三一）

### ◎臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律

1　臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十五年四月一日又は経済安定本部の廃止の時の何れか早い時」を「昭和二十六年四月一日」に改める。

2　臨時物資需給調整法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

附　則

第百二條中「又ハ第八十一條第一項」を削る。

（農林・内閣総理大臣署名）

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設大臣・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

## 法律第五十六号　（二五、三、三一）
## ◎新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律

新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3　この法律は、昭和二十六年四月一日にその効力を失う。

附則第四項を削る。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

## 法律第五十七号　（二五、三、三一）
## ◎中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第二項中「総会において、」を削り、同條第三項中「総代の定数は、」の下に「その選挙の時において」を加え、同條第五項を第六項とし、同條第五項として次の一項を加える。

5　総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

## 法律第五十八号　（二五、三、三一）
## ◎肥料配給公団令の一部を改正する法律

肥料配給公団令（昭和二十二年勅令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「三十三億二千八百万円」を「三十三億三千三百万円」に改める。

第三十二條第一項中「昭和二十五年四月一日」を「昭和二十六年四月一日」に改める。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。但し、第三條第二項の改正規定は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（大蔵・農林大臣・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

## 法律第五十九号　（二五、三、三一）
## ◎油糧配給公団法の一部を改正する法律

油糧配給公団法（昭和二十二年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

油糧砂糖配給公団法

第三十二條、第三十三條、第三十五條及び第三十六條の規定を除き、「油糧配給公団」を「油糧砂糖配給公団」に改める。

第一條第一項中「油かす等（以下油糧という。）」を「油かす等（以下「油糧」という。）及び命令で定める砂糖（以下「砂糖」という。）に改める。

第十條第一項中「総裁副総裁各一人、」を「総裁一人、副総裁二人以内」に改める。

第十三條中「油糧」を「油糧若しくは砂糖」に改める。

第十四條第二項中「農林次官」を「農林事務次官」に改める。

第十五條第一項第一号中「国内産油糧及び輸入油糧」を「油糧及び砂糖」に、同項第二号中「油糧」を「油糧及び砂糖」に改める。

第二十條第二項及び第三項中「油糧」を「油糧又は砂糖」に改める。

第二十三條第一項及び第五項中「帝国油糧株式会社」を「帝国油糧株式会社又は日本砂糖株式会社」に改める。

第三十一條第一項中「昭和二十五年四月一日」を「昭和二十六年四月一日」に改める。

**附　則**

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第三十一條第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の農林省の項中「食料品配給公団」を「油糧配給公団」に改める。

（農林大臣・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

## 法律第六十号　（二五、三、三一）
## ◎財政法の一部を改正する法律

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一條第二項を次のように改める。

前項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合においては、項を目に区分しなければならない。

第三十三條第二項中「又は大蔵大臣の指定する節」及び「又は節の間」を削り、同條第四項中「会計検査院に通知するとともに、」を削り、第一項但書の規定に基く移用については、その旨を日本銀行を「当該各省各庁の長及び会計検査院に」に改め、同條第五項中「、第二項又は第三項」を「又は第二項」に改め、同條第三項及び第六項を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、」を「及び」を「について」に改める。

支出負担行為を担当事務職員及び」を「については」に改める。

庁ごとに、支出の所要額については各省各庁ごとに、支出の所要額について」を「支出負担行為」に改める。

第四十二條但書中「契約等」を「支出負担行為等」を「支出負担行為」に改める。

附則第一條の二中「又は節」を削る。

附則第五條の次に次の一條を加える。

**第六條**　内閣は、昭和二十五年度の予算に限り、第三十一條第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合においては、当該年度の予算に添附して国会に提出した予定経費要求書又は歳入歳出予定計算書に掲げた目を整理統合して定めた目の区分により配賦することができる。

**附　則**

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年度の予算から適用する。

2　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

**第二十四條**　削除

3　電気通信事業特別会計法（昭和二十四年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

**第二十四條**　削除

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

## 法律第六十一号　（二五、三、三一）
## ◎国庫出納金等端数計算法

（通則）

**第一條**　国、法令による公団、連合国軍人等住宅公社、日本専売公社、日本国有鉄道、復興金融金庫、国民金融公庫、住宅金融公庫、船舶運営会、商船管理委員会、特殊会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会、証券処理調整協議会、地方公共団体及び政令で

指定する公共組合（以下「国及び公団等」という。）が収納し、若しくは支拂う金額又は国税若しくは地方税の課税標準額についての端数計算は、この法律の定めるところによる。

2　他の法令中の端数計算に関する規定がこの法律の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、この法律の規定が優先する。

（全額収納又は全額支拂）

**第二條**　国及び公団等が一時に収納し、又は支拂う場合において、その収入金又は支拂金の金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。

2　前項の場合において、国及び公団等の収入金の全額が一円未満であるときは、その全額を切り捨て、支拂金の全額が一円未満であるときは、その金額を一円として計算する。

3　国及び公団等相互の間又は国若しくは地方公共団体の組織相互の間において支拂う金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、その全額を切り捨てる。

（分割収納又は分割支拂）

**第三條**　国及び公団等が分割して収納し、又は支拂う金額を計算する場合においては、その総額について、前條の規定を準用してこれを計算した後、分割金額を算出する。

2　前項の規定により算出した分割金額に一円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその分割金額の全額は、すべて最初に収納する金額又は支拂う金額に合算するものとする。

（精算金額の端数計算）

**第四條**　第二條の規定は、国及び公団等が概算拂若しくは前金拂をし、又は受けた場合における精算金額の算定について準用する。

（課税標準額の端数計算）

**第五條**　国税又は地方税の課税標準額を算定する場合において、その課税標準額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2　政令をもつて指定する国税又は地方税の課税標準額については、前項の規定にかかわらず、その課税標準額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（国税収入金等の端数計算の特例）

**第六條**　国税又は地方税を一時に収納する場合において、その収入金の金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が十円未満であるときは、第二條の規定にかかわらず、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2　政令をもつて指定する国税又は地方税については、第二條及び前項の規定にかかわらずその収入金の金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3　第三條の規定は、国税又は地方税を分割して収納する場合における分割金額の計算について準用する。この場合において、当該国税又は地方税が政令をもつて指定する国税又は地方税以外の国税又は地方税であるときは、第三條第一項中「前條」とあるのは「第六條第一項」と、同條第二項中「一円」とあるのは「十円」と読み替え、当該国税又は地方税が政令をもつて指定する国税又は地方税であるときは、第三條第一項中「前條」とあるのは「第六條第二項」と読み替えるものとする。

4　国税又は地方税の還付金の金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、第二條の規定にかかわらず、その端数金額又はその全額を一円として計算する。

（適用除外）

**第七條**　この法律は、第二項及び第三項の規定に該当する場合を除き、左の各号に掲げるものについては適用しない。

一　外国為替等（外国為替、外国通貨並びに外国通貨をもつて表示する証券（財産権を証する証書及び帳簿を含む。）及び債権をいう。）を基礎とする収入金又は支拂金

二　郵便切手をもつて納付する郵便料金

三　欠損補てん金

四　没入金、没収金、犯罪に基く追徴金又は法令により当然国庫に帰属する収入金

五　国債証券に対する利子

六　政府契約の支拂遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八條、第九條、第十條及び附則第二項の規定による遅延利息

七　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一條第三項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十二條第三項、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十一條第五項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二條本文及び失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十六條の規定により徴収する延滞金

八　地方公共団体等の収入金で法令により当然これらの団体に帰属するもの

九　前各号に掲げるものの外政令で指定するもの

2　前項第一号、第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げるもの（第六号に掲げるものについては、当該各規定によりその額について特に定めたものに限る。）について収納し、又は支拂う場合において、その金額に一銭未満の端数があるとき、又はその全額が一銭未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3　第一項第四号に掲げるものを収納する場合において、その金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端金額又はその全額は、大蔵省令で定めるところにより、出納官吏に一時保管させることができる。





## 附則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　国庫出納金端数計算法（大正五年法律第二号）は、廃止する。

3　この法律施行前に、国及び公団等が納入の告知をなしたものに係る収納又は支拂義務の確定したものに係る支拂については、なお従前の例による。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

---

## 法律第六十二号（二五、三、三一）

### ◎退職職員に支給する退職手当の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律

（各特別会計からの繰入）

**第一條**　政府は、その退職した職員で失業しているものに対し行政機関職員定員法施行に伴い退職する職員等の予算の定めるところにより、政府の一般会計に納付しなければならない。

（一般会計の受入金の過不足額の調整）

**第二條**　法令による公団、日本專売公社、日本国有鉄道、国民金融公庫及び船舶運営会（以下「公団等」という。）は、その退職した職員で失業しているものに対し前條に規定する退職手当を支給する財源に充てるため、当該公団等の負担すべき金額を、当該公団等の予算の定めるところにより、政府の一般会計に納付しなければならない。

（一般会計からの繰入）

**第三條**　一般会計において前二條の規定により各特別会計及び公団等から受け入れた金額が、当該年度における各特別会計及び公団等の負担すべき金額を超

過し、又は不足する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において前二條の規定により各特別会計及び公団等から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌翌年度までに各特別会計及び公団等に返還し、当該不足額は、翌翌年度までに各特別会計及び公団等から補てんするものとする。

（繰入又は納付の方法）

**第四條**　第一條又は第二條の規定による繰入及び納付の方法について必要な事項は、政令で定める。

**附　則**

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・電気通信・労働大臣署名）

## 法律第六十三号　（二五、三、三一）
## ◎造幣庁特別会計法

目次

第一章　総則（第一條―第九條）
第二章　資本及び資産（第十條―第十七條）
第三章　補助貨幣回収準備資金（第十八條―第二十一條）
第四章　運転資金（第二十二條―第二十四條）
第五章　資金計画（第二十五條）
第六章　予算（第二十六條―第二十八條）
第七章　収入及び支出（第二十九條）
第八章　決算（第三十條―第三十五條）
第九章　雑則（第三十六條―第三十八條）
附則

### 第一章　総則

（設置）

**第一條**　造幣庁の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（事業の範囲）

**第二條**　この法律において「造幣庁の事業」とは、造幣庁の行う貨幣、章、いん、記章、極印、合金及び金属工芸品の製造、貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鉱物の試験その他これらに附帯する業務及び事務をいう。

（管理）

**第三條**　この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（計理の区分）

**第四條**　この会計においては、造幣庁の事業の資産及び資本の増減異動並びに利益又は損失を明らかにするため、資産勘定、資本勘定及び損益勘定を設けて計理するものとする。

2　資産勘定は、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

3　資本勘定は、資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

4　損益勘定は、收益勘定及び損失勘定に区分し、事業の收益又は損失を明らかにする。

（計理の方法）

**第五條**　この会計の計理は、現金の收納又は支拂の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基いて行う。

2　前項の財産の増減及び異動の事実がいつ発生したか及びその事実がいずれの会計年度に属するかについての計理の基準は、政令で定める。

（原価計算）

**第六條**　この会計においては、大蔵大臣の定めるところにより、造幣庁の事業に関し必要な原価計算を行うものとする。

（一般会計からの繰入）

**第七條**　政府は、補助貨幣（貨幣法（明治三十年法律第十六号）第三條に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）第一條に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。）の製造のため、この会計の固定資産の拡張及び改良に充てるに必要な金額並びに補助貨幣の製造に要する経費を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

2　前項の規定により、固定資産の拡張及び改良に充てるため一般会計からこの会計に繰り入れた金額は、この会計の固有資本の増加に充てるものとする。

（引換貨幣又は回收貨幣の歸屬）

**第八條**　政府において、引き換え、又は回收した補助貨幣は、この会計の資産に歸屬するものとする。

（回收準備資金への繰入）

**第九條**　この会計において、製造済の補助貨幣で政府の発行に係るものの価額に相当する金額は、第十八條第一項に規定する補助貨幣回收準備資金に編入しなければならない。

### 第二章　資本及び資産

（資本及びその整理区分）

**第十條**　この会計の資本は、固有資本、減価償却引当金及び借入資本の三種とする。

2　固有資本は、従前の造幣庁特別会計からこの会計に引き継いだ固定資本及び据置運転資本の額並びに従前の造幣庁特別会計の資金に属する地金（引換貨幣及び回收貨幣を含む。）の価額に相当する金額の合計額とする。

3　減価償却引当金は、この会計に属する資産の減価償却額の累積額（第十四條第三項の規定により繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した額）に相当する金額とする。

4　借入資本は、この会計の負担に属する一時借入金、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相当する金額とする。

（資産及びその整理区分）

**第十一條**　この会計の資産は、固定資産及び流動資産に区分する。

2　固定資産は、土地、建物、立木竹、工作物、未完成工事、機械及び標本並びに大蔵大臣の指定する器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

3　作業資産は、生産品、地金（引換貨幣及び回收貨幣を含む。）、原材料、備品及び未成品その他これらに準ずる物品とする。

4　流動資産は、現金、預金、未收金、前拂金その他これらに準ずるものとする。

（固定資産の価額）

**第十二條**　固定資産の価額は、その取得のために要した大蔵大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の価額は、時価を勘案して定めるものとする。

（減価償却）

**第十三條**　固定資産のうち、大蔵大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減価償却を行うものとする。

（固定資産の価額の改定及び削除）

**第十四條**　固定資産の全部又は一部が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、大蔵大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じてその価額を減額し、又は削除しなければならない。

2　一般物価の変動その他特殊の事由により固定資産の価額が著しく不適当となつたときは、大蔵大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

3　前二項の規定により価額を減額し、又は削除する資産が償却資産であるときは、大蔵大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却済額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

（作業資産の価額）

**第十五條**　作業資産の価額は、購入価額又は製造に要した費額による。

2　前項の規定により価額を定め難い場合又は特殊の事由により前項の規定により価額を定めることが不適当である場合には、時価を勘案して定めるものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、引換貨幣及び回收貨幣の価額は、地金の時価による。

（作業資産の価額等の振替）

**第十六條**　作業資産を事業の用に供したときは、その価額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

2　作業資産の取扱に要する諸費は、大蔵大臣の定めるところにより、前項の経費の支出額に割り掛けるものとする。

3　資産外物品を修理したときは、その修理に要した費用は、大蔵大臣の定めるところにより、当該物品を使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

（作業資産の価額の改定及び削除）

**第十七條** 作業資産が、損傷し、変質し、若しくは滅失したとき、又は規格の変更によりこれに適合しなくなつたときは、その損傷、変質若しくは滅失の割合又は規格に適合しなくなつた割合に応じて、その価額を減額し、又は削除しなければならない。

2 毎会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければならない。

## 第三章 補助貨幣回収準備資金

（回収準備資金の設置）

**第十八條** 補助貨幣の回収に充てるため、この会計に補助貨幣回収準備資金（以下「回収準備資金」という。）を置き、従前の造幣局特別会計の資金に属していた現金、第九條の規定により編入する金額及び第十九條第二項の規定による運用利益金（この会計の歳入に繰り入れる金額を除く。）をもつてこれに充てる。

2 前項に規定する回収準備資金として準備すべき額は、補助貨幣の発行現在高に相当する金額とする。

3 回収準備資金として準備した金額が、当該年度末における補助貨幣発行現在高を超過するときは、当該超過額に相当する金額は、この会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（回収準備資金の運用及び運用益の処理）

**第十九條** 補助貨幣の発行によつて回収準備資金に生じた現金は、大蔵省預金部に預け入れる場合に限り、運用することができる。

2 前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、回収準備資金の資産の価額が前條第二項に規定する額に達するまでは、回収準備資金に編入するものとし、超過した場合は、当該超過額に相当する金額は、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

（回収準備資金の計理方法）

**第二十條** 回収準備資金の受弗は、大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として計理するものとする。

（回収準備資金の経理の委任）

**第二十一條** 回収準備資金の経理は、大蔵大臣が造幣局長官に命じて執行させる。但し、他の職員に命じてその一部を執行させることができる。

## 第四章 運転資金

（一時借入金）

**第二十二條** この会計において、支弗上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換をすることができる。

4 前項但書の規定により借換をした一時借入金は、その借換をしたときから一年内に償還しなければならない。

（国債整理基金特別会計への繰入）

**第二十三條** この会計において、前條の規定により一時借入金をしたときは、その償還金及び利子の支弗に要する経費の支出に必要な金額は、その支出を要するときにおいて国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、年度内に償還する一時借入金の償還金については、この限りでない。

（余裕金の運用）

**第二十四條** この会計に余裕金があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

## 第五章 資金計画

（資金計画等）

**第二十五條** この会計においては、回収準備資金の増減異動を明らかにし、運転資金の資金繰りを円滑にするため、大蔵大臣の定めるところにより、資金計画をたて、且つ、その実績を明らかにしなければならない。

## 第六章 予算

（歳入歳出予定計算書等の作製）

**第二十六條** 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書を作製しなければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書

二 前前年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び第二十五條の規定による資本増減表

三 前年度及び当該年度の予定損益計算書、予定貸借対照表及び第二十五條の規定による計画表

四 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに歳会計年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調書

## 第七章 収入及び支出

（収入及び支出の委任）

**第二十九條** この会計の歳入歳出予算及び国庫債務負担行為は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十二條第一項の規定により配賦のあつた後、予備費を除き、大蔵大臣が造幣局長官に命じて執行させる。但し、他の職員に命じてその一部を執行させることができる。

（歳入歳出予算の区分）

**第三十條** この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

**第三十一條** 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書

二 前前年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資産価額増減表及び第二十五條の規定による資本増減表

三 債務に関する計算書

4 前項但書の規定により借換をした一時借入金は、その借換をしたときから一年内に償還しなければならない。

（国債整理基金特別会計への繰入）

**第二十三條** この会計において、前條の規定により一時借入金をしたときは、その償還金及び利子の支弗に要する経費の支出に必要な金額は、その支出を要するときにおいて国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、年度内に償還する一時借入金の償還金については、この限りでない。

（余裕金の運用）

**第二十四條** この会計に余裕金があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

## 第五章 資金計画

（資金計画等）

**第二十五條** この会計においては、回収準備資金の増減異動を明らかにし、運転資金の資金繰りを円滑にするため、大蔵大臣の定めるところにより、資金計画をたて、且つ、その実績を明らかにしなければならない。

## 第六章 予算

（歳入歳出予定計算書等の作製）

**第二十六條** 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書を作製しなければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書

二 当該年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資産価額増減表、資本増減表及び第二十五條の規定による実績表

三 債務に関する計算書

（歳入歳出予算の区分）

**第二十七條** この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

**第二十八條** 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書

二 前前年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書

三 及び第二十五條の規定による実績表

四 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに歳会計年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調書

## 第七章 収入及び支出

（収入及び支出の委任）

**第二十九條** この会計の歳入歳出予算及び国庫債務負担行為は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十二條第一項の規定により配賦のあつた後、予備費を除き、大蔵大臣が造幣局長官に命じて執行させる。但し、他の職員に命じてその一部を執行させることができる。

る。

3　旧特別会計法第六條の規定により、従前の造幣庁特別会計の昭和二十四年度の決算における作業上の益金を資金に編入する場合において、作業上の益金と作業に属する現金との差額とこの会計の運転資金に充てるため必要がある場合に大蔵大臣がこの会計の昭和二十五年度の資金計画を勘案して定める金額との合計額に相当する金額は、旧特別会計法第六條の規定にかかわらず、資金に編入することを要しない。

4　前項の規定により資金に編入することを要しない金額については、昭和二十六年度までに、この会計から回収準備資金に編入しなければならない。

5　この法律施行の際従前の造幣庁特別会計に属する資産及び資本並びに資金に属する地金、引換貨幣及び回収貨幣は、この会計に帰属するものとする。

6　この法律施行の際従前の造幣庁特別会計の資金に属する現金は、この会計の回収準備資金に帰属するものとする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

## 法律第六十四号　（二五、三、三一）
## ◎米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律

米国対日援助見返資金特別会計法（昭和二十四年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「経済の再建」の下に「並びに特定の教育事業」を加え、「公私企業」を「国、国以外の公企業若しくは私企業」に、「公企業」を「国若しくは国以外の公企業」に改める。

第六條第二項を削る。

第十條に次の一項を加える。

2　この会計の毎会計年度の歳出予算における支出残額は、順次翌年度に繰り越して使用することができる。

第十四條の見出しを「（日本銀行等の資金運用等に関する事務の取扱）」に改め、同條中「日本銀行」の下に「及び大蔵大臣の指定するその他の金融機関（以下「指定金融機関」という。）」を加え、同條に次の三項を加える。

2　政府は、日本銀行及び指定金融機関に対し、援助資金の運用に必要な資金を交付することができる。

3　指定金融機関は、他の法令に基く当該指定金融機関の業務の制限にかかわらず、第二項に規定する事務を行い、及び援助資金の私企業に対する運用に基





く国の債権につき債務の保証をすることができる。

4　第一項に規定する事務の取扱手数料及び前項の規定による指定金融機関の債務の保証に要する経費は、この会計の負担とすることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

## 法律第六十五号　（二五、三、三一）
## ◎米国対日援助物資等処理特別会計法

（設置）

第一條　米国対日援助物資（以下「援助物資」という。）の取得及び処分並びに米国対日援助として提供された役務（以下「援助役務」という。）の処理に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二條　この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三條　この会計においては、援助物資の売拂代金、援助役務の対価としての収入金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、米国対日援助見返資金特別会計への繰入金、援助物資及び援助役務に関する諸掛、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2　前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、援助物資の価格を調整するための財源として繰り入れるものとする。

3　第一項に規定する米国対日援助見返資金特別会計への繰入金の額は、援助物資及び援助役務のアメリカ合衆国通貨による価額を大蔵省令で定める換算率により日本国通貨に換算した価額に相当する金額とし、同会計から、政令で定める時期において、繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第四條　通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第五條　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六條　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第四條に規定する歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（剰余金の繰入）

第七條　この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第八條　通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第九條　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録を添附しなければならない。

（余裕金の預入及び国庫余裕金の繰替使用）

第十條　この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

2　この会計において事務取扱費を支弁するため必要があるときは、国庫余裕金を繰り替え使用すること

度の決算上生じた剰余金は、米国対日援助物資等処理特別会計の昭和二十五年度の歳入に繰り入れるものとする。

4　貿易特別会計援助物資勘定において昭和二十四年度中に支拂義務の生じた歳出金で、この法律施行前に支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、米国対日援助物資等処理特別会計に繰り越して使用することができる。

5　貿易特別会計法（昭和二十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「貿易（これに準ずる取引及び処分に関する政府の経理」を「政府の行う貿易及びこれに準ずる取引（米国対日援助物資及び米国対日援助として提供された役務に関するものを除く。）に関する経理」に改める。

第三條を削り、第四條を次のように改める。

（歳入及び歳出）

**第三條**　この会計においては、輸入物資（輸入物資に準ずる物資を含み、米国対日援助物資を除く。以下同じ。）の売拂代金、この会計において取得した外国為替等（外国為替、外国通貨並びに外国通貨をもつて表示する証券（財産権を証する証書及び帳簿を含む。）及び債権をいう。以下同じ。）の処分に因る収入金、輸出物資（輸出物資に準ずる物資を含む。以下同じ。）の国内売拂に因る売拂代金、貿易公団に対する貸付金の償還金及び利子、貿易公団法（昭和二十二年法律第五十八号）第二十條第五項の規定による納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、輸出物資の買入代金、この会計において外国為替等を取得するための支出金、輸入物資に関する諸掛、輸入物資の加工賃（諸掛を含む。）、貿易に準ずる取引に基く支出金、貿易公団に対する貸付金及び交付金、附則第六項及び第七項の規定による借入金の利子及び償還金、外国為替特別会計への繰入金、事務取扱費、事務取扱手数料、第十條第二項の規定による一時借入金又は融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

第四條の二から第六條までを削る

第七條を第四條とする。

第八條中「事業費、援助物資、経費及び清算の四勘定に分け、各勘定のうちにおいて、」を削り、同條を第五條とする。

第九條を第六條とする。

第十條を次のように改める。

（剰余金の繰入）

**第七條**　この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第十一條を第八條とし、第十二條を第九條とする。

第十三條の見出しを「（余裕金の預入、一時借入金及び融資証券）」に改め、同條第一項中「各勘定」を「この会計」に改め、同條第二項中「事業費勘定」を「この会計」に改め、同條第五項及び第六項を削り、同條第四項を第五項とし、同條第三項を第四項とする。

第十四條を第十一條とし、第十五條を第十二條とする。

第十六條第一項中「この会計の事業費勘定」を「この会計」に改め、同條を第十三條とする。

第十七條中「この会計の事業費勘定」を「この会計」に改め、同條を第十四條とする。

第十八條を第十五條とし、第十九條を第十六條とする。

附則第六項中「この会計の負担とし、当該借入金の償還は、事業費勘定の所属とし、当該借入金の利子は、経費勘定の所属」を「この会計の負担」に改める。

6　改正前の貿易特別会計事業費勘定、経費勘定及び清算勘定の昭和二十四年度の収入支出並びに昭和二十四年度の決算に関しては、なお従前の例による。

7　改正前の貿易特別会計援助物資勘定の昭和二十四年度の決算に関しては、なお従前の例による。

8　改正前の貿易特別会計法第十條の規定による事業費勘定及び経費勘定の翌年度の歳入に繰り入れるべき剰余金は、貿易特別会計の昭和二十五年度の歳入に繰り入れるものとする。

9　改正前の貿易特別会計事業費勘定、経費勘定及び清算勘定において、昭和二十四年度中に支拂義務の生じた歳出金で当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、貿易特別会計に繰り越して使用することができる。

10　不正保有物資等特別措置特別会計法（昭和二十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

**第十四條**　貿易特別会計法（昭和二十四年法律第十一号）第四條、第五條及び第八條の規定は、この会計の予算及び決算について、これを準用する。

11　米国対日援助見返資金特別会計法（昭和二十四年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「米国対日援助物資に係る貿易特別会計」を「米国対日援助物資等処理特別会計」に改め、同條第二項を次のように改める。

2　前項に規定する米国対日援助物資等処理特別会計からの繰入金は、米国対日援助物資等処理特別会計法（昭和二十五年法律第　号）第　條第　項の規定により繰り入れるものとする。

同條第三項を削る。

第六條中「貿易特別会計」を「米国対日援助物資等処理特別会計」に改める。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）





## 法律第六十六号　（二五、三、三一）

## ◎解散団体財産収入金特別会計法

（設置）

**第一條**　解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（昭和二十三年政令第二百三十八号。以下「令」という。）第三條の規定により国庫に帰属した財産に関する収入金の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

**第二條**　この会計は、法務総裁が、法令の定めるところに従い、管理する。

（解散団体の財産の所属）

**第三條**　令第三條の規定により国庫に帰属した財産及び令第十四條に規定する承認債務（以下「承認債務」という。）は、この会計の所属とする。

（歳入及び歳出）

**第四條**　この会計においては、令第三條の規定により国庫に帰属した現金（預金及び貯金を含む。以下同じ。）、国庫に帰属した現金以外の財産の管理処分等に因る収入金及び附属雑収入をもつて、その歳入とし、承認債務の償還金、一般会計への繰入金及び政令で定める経費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

**第五條**　法務総裁は、毎会計年度、この会計の歳入歳

出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

**第六條**　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

**第七條**　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

（一般会計への繰入）

**第八條**　この会計においては、毎会計年度、歳入の収納済額から歳出の支出済額及び第九條第一項の規定による歳出金の繰越額を控除した残額は、当該年度の一般会計に繰り入れるものとする。

（支出未済額の繰越）

**第九條**　この会計においては、毎会計年度の承認債務の償還金に係る歳出予算の支出残額のうち承認債務と決定し当該年度の出納の完結までに償還されなかつた債務の額に相当する金額及び支拂義務の生じた第四條に規定する政令で定める経費で当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算の金額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　法務總裁は、前項の規定により繰越をしたときは、その歳出科目、金額及び事由を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

**第十條**　法務總裁は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

**第十一條**　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前條に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

（実施規定）

**第十二條**　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行し、昭和二十五年度の予算から適用する。

2　昭和二十五年度に限り、第八條の規定による繰入額が歳出予算額を超過するときは、その超過額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

3　外国貿易特別円資金特別会計法（昭和二十三年法律第二百十三号）は、廃止する。

4　外国貿易特別円資金特別会計の昭和二十四年度の歳入歳出の決算については、なお従前の例による。

5　この法律施行の際外国貿易特別円資金特別会計の外国貿易特別円資金に属する現金及び同会計に属する権利義務は、この会計に帰属せしめる。

6　外国貿易特別円資金特別会計の昭和二十四年度予算における解散団体の債務の償還金に係る歳出予算でこの法律施行前支出済とならなかつたものは、この会計に繰り越して使用するものとする。

7　前項の規定による繰越については、第九條第二項及び第三項の規定を準用する。

8　令第三條の規定により国庫に帰属した現金以外の財産でこの法律施行の際法務總裁の管理する一般会計所属のもの（令第七條第二項及び令第十一條第一項の規定により取得したものを除く。）は、無償でこの会計の所属に移すものとする。

9　自作農創設特別措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「外国貿易特別円資金特別会計」を「解散団体財産收入金特別会計」に改める。

（法務總裁・大蔵・内閣總理大臣署名）





## 法律第六十七号　（二五、三、三一）

## ◎輸出信用保険法

（目的）

**第一條**　この法律は、政府が再保険を行うことにより、輸出貿易において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によつて救済することができない危険を保険する制度を確立することによつて、輸出貿易の振興を図ることを目的とする。

（再保険契約）

**第二條**　政府は、会計年度ごとに、保険会社（外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）第三條第一項の規定により大蔵大臣の免許を受けた外国保険事業者を含む。以下同じ。）を相手方として、当該保険会社がその会計年度内に引き受ける輸出信用保険を再保険する契約（以下「再保険契約」という。）を締結することができる。

2　再保険契約の保険料率は、再保険契約に基いて政府の支拂う保険金及びこの法律の施行に伴い必要となる政府の事務取扱費を償うように、政令で定める。

3　再保険契約に基いて政府の支拂うべき保険金の額は、保険会社が輸出信用保険契約に基いててん補すべき額と同額とする。

4　政府は、保険会社がこの法律（これに基く命令を含む。）の規定又は再保険契約の條項に違反したときは、再保険契約に基く保険金の全部若しくは一部を支拂わず、保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて再保険契約を解除することができる。

5　政府は、取引上の危険が大であるときその他この法律による再保険事業の経営上必要があるときは、将来にわたつて、再保険を引き受ける輸出信用保険の保険金額を制限し、又は再保険の引受をしないことができる。

6　政府は、再保険契約に基いて支拂うべき保険金の総額が国会の議決を経た金額をこえないように、再保険契約を締結するものとする。

（輸出信用保険）

**第三條**　輸出信用保険は、輸出契約（本邦内で生産、加工又は集荷される貨物を輸出する契約であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）に関し左の各号の一に該当する事由によつて輸出者が受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）をてん補する損害保険とする。

一　輸出貨物の代金の決済について、輸出契約の成立後新たに外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二　輸出契約の成立後新たに仕向国において実施される輸入の制限若しくは禁止又は輸入許可の取消

三　仕向国における戦争、革命又は内乱

四　前各号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することができないもの。

五　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）による輸出の承認の取消又は輸出契約の成立後新たに実施される輸出の制限若しくは禁止

**第四條**　輸出信用保険においては、輸出契約で定める輸出貨物の代金の額を保険価額とする。

2　輸出信用保険契約の保険金額が保険価額に百分の八十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額をこえるときは、そのこえる部分については、その契約は、無効とする。

3　同一の輸出契約について数個の輸出信用保険契約がある場合において、その保険金額の合計額が前項に規定する金額をこえるときは、各保険者の負担額は、その各自の保険金額の割合によつて定める。

**第五條**　輸出信用保険において保険会社がてん補すべき額は、保険価額のうち第三條各号の一に該当する事由により輸出者が輸出契約に基いて受け取ることができなかつた金額から左の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一　輸出者が輸出貨物の処分その他損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

二　輸出者が当該事由の発生により輸出契約の履行を免れたために支出を要しなくなつた金額

（不服の申立）

**第六條**　保険会社は、再保険契約に基いて政府の支拂うべき保険金の額に関する決定及び第二條第四項の規定による措置について不服があるときは、通商産業大臣に対し、その旨を申し立てることができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による申立を受けたときは、省令で定める手続に従い、公開による聽聞を行い、申立を受けた日から五十日以内に決定し、申立人に対しその旨を通知しなければならない。

3　前二項の規定は、保険会社が裁判所に出訴することを禁止するものと解釈されてはならない。

（輸出信用保険審議会）

**第七條**　通商産業省に、輸出信用保険審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　通商産業大臣（第一号については、通商産業大臣及び大蔵大臣）は、左に掲げる行為をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

一　第二條第二項又は第四條第二項の規定に基く政令案の立案

二　第三條の規定に基く政令案の立案

三　第二條第四項又は第五項の規定による措置

四　再保険約款の決定又は変更

3　審議会は、この法律の運用に関し、通商産業大臣又は大蔵大臣に対し、随時意見を述べることができる。

**第八條**　審議会は、通商産業大臣及び委員九人以内で組織する。

2　通商産業大臣は、会長として会務を総理する。

3　委員は、関係各庁の職員及び貿易又は保険に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

**第九條**　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする、但し、補欠の委員は、前任者の残任期間存在する。

2　委員は、非常勤とする。

**第十條**　審議会の庶務は、通商産業省通商振興局において処理する。

**附　則**

**1**　この法律は、公布の日から施行する。

2　通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

| | |
|---|---|
| 「輸出検査審議会」 | 「輸出品の等級、標準及び包装条件その他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。」を |
| 「輸出信用保険審議会」 | 「輸出品の等級、標準及び包装条件その他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。」に |

改める。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

## 法律第六十八号　（二五、三、三一）

## ◎輸出信用保険特別会計法

（設置）

**第一條**　輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）による輸出信用保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

**第二條**　この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（資本）

**第三條**　この会計においては、第四條に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

（歳入及び歳出）

**第四條**　この会計においては、一般会計からの繰入金、保険料及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、事務取扱費、一時借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2　前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

**第五條**　通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳





入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一　前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出予算の区分）

**第六條**　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

**第七條**　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

**第八條**　この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2　前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

（剰余金の繰入）

**第九條**　この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

**第十條**　通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

**第十一條**　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預入並びに一時借入金及び融通証券）

**第十二條**　この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

2　この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

3　前項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

4　第二項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

（起債、償還等の事務）

**第十三條**　前條第二項の規定による一時借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（国債整理基金特別会計への繰入）

**第十四條**　第十二條第二項の規定による一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（支出未済額の繰越）

**第十五條**　この会計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

**第十六條**　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

**附　則**

この法律は、輸出信用保険法施行の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

## 法律第六十九号　（二五、三、三一）

## ◎国税徴収法の一部を改正する法律

国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

**第二條**　国税並其ノ督促手数料及滞納処分費ハ総テノ他ノ公課（地方税並其ノ督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞金、延滞加算金及滞納処分費（以下地方公共団体ノ徴収金ト謂フ）ヲ除ク以下本條中同ジ）及債権ニ先チテ之ヲ徴収ス

国税ノ滞納ニ因リ財産ノ差押ヲ為シタル場合ニ於テハ当該財産ノ価格ヲ限度トシ其ノ差押ニ係ル国税並其ノ督促手数料及滞納処分費ハ地方公共団体ノ徴収金ニ先チテ之ヲ徴収ス

納税人公課ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受ケタルトキ、強制執行ヲ受ケタルトキ、競売ノ開始アリタルトキ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキニ於テ収税官吏ガ当該行政機関、公共団体、執行裁判所、執達吏、強制管理人又ハ破産管理人ニ対シ交付ヲ求メタル国税並其ノ督促手数料及滞納処分費ハ此等ノ者ニ対シ交付ヲ求メタル地方公共団体ノ徴収金ニ先チテ之ヲ徴収ス

納税人地方公共団体ノ徴収金ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受ケタルトキニ於テ収税官吏ガ当該地方公共団体ニ対シ交付ヲ求メタル国税並其ノ督促手数料及滞納処分費ハ当該滞納処分ニ因リ差押ヲ受ケタル財産ノ価格ヲ限度トシ当該地方公共団体ノ徴収金ニ先チテ之ヲ徴収セズ

納税人公課ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受ケタルトキ、強制執行ヲ受ケタルトキ、競売ノ開始アリタルトキ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキニ於テ収税官吏ガ当該行政機関、公共団体、執行裁判所、執達吏、強制管理人又ハ破産管理人ニ対シ交付ヲ求メタル国税並其ノ督促手数料及滞納処分費ハ当該公課ノ督促手数料、延滞金及滞納処分費、強制執行費用、破産手続上ノ費用又ハ競売費用ニ先チテ之ヲ徴収セズ

国税ノ督促手数料及滞納処分費ハ国税ニ先チテ之ヲ徴収ス

第四條ノ一第二号中「府県税」を「地方税」に改め、同條第五号の次に次の一号を加える。

五ノ二　納税人ニ付相続ノ開始アリタル場合ニ於テ相続人ガ限定承認ヲ為シタルトキ

第四條ノ二を次のように改める。

**第四條ノ二**　削除

第四條ノ三及び第四條ノ四中「、延滞金」を削る。

第九條第三項から第五項までを次のように改める。

第一項ニ依リ督促ヲ為シタル場合ニ於テ督促状ノ指定期限マデニ税金ヲ完納セザルトキハ督促状ノ指定ノ期限ノ翌日ヨリ税金納付ノ日マデノ日数ニ応ジ滞納税額（所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ税額ニ併セ納付スベキ利子税額並税額ニ加算シテ徴収セラルベキ過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、軽加算税額、加算税額及重加算税額ヲ除ク以下本條中同ジ）百円ニ付一日四銭ノ割合ヲ乗ジ計算シタル金額ニ相当スル延滞加算税額ヲ当該滞納税額ノ属スル税目ノ国税トシテ滞納税額ニ加算シテ徴収ス

前項ノ場合ニ於テ滞納税額ノ一部ノ納付アリタルトキハ当該納付ノ日ノ翌日以後ノ期間ニ係ル延滞加算税額ノ計算ノ基礎トナルベキ滞納税額ハ当該納付アリタル税金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

第三項ノ延滞加算税額ハ督促状ノ指定ノ期限ヲ経過シタル時ニ於ケル滞納税額ニ対シ百分ノ五ノ割合ヲ乗ジ計算シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

延滞加算税額ヲ計算スルニ当リ滞納税額ニ千円未満ノ端数アルトキハ其ノ端数ハ之ヲ切捨テ計算ス

前四項ニ依リ計算シタル延滞加算税額ノ金額ガ百円未満ナルトキハ延滞加算税額ヲ徴収スベキ場合ニ於テ滞納者ノ納付ニ依ル税金額ガ督促状ノ指定ノ期限ヲ経過シタル時ニ於ケル滞納税額ニ達スルマデハ当該納付ニ係ル税金額ハ先ヅ当該滞納税額ニ充テラレタルモノトス

同條第六項中「前三項ニ依ル延滞金」を「第三項ノ延滞加算税額」に改める。

第十條第一号中「、延滞金」を削り、「税金」の下に「（延滞納加算税額ヲ含ム）」を加え、同條第二号中「第一号及第七号ノ場合ニ於テ」を「各号（第四号ヲ除ク）ニ該当スル」に、「完納セサルトキ」を「完納セサル場合ニ於テ差押フベキ財産アルトキ」に改める。

第十二條中「、延滞金」を削る。

第十六條に次の一項を加える。

滞納者ノ受クベキ俸給、給料、賃銀、歳費、年金、恩給及賞與並此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ支拂期ニ受クベキ金額ノ中其ノ百分ノ七十五ニ相当スル金額ヲ超エザル部分ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ

第十七條中「、延滞金」を削る。

第二十一條の次に次の一條を加える。

**第二十一條ノ二**　収税官吏ハ財産ノ差押ノ為滞納者ノ財産ヲ調査スル必要アルトキハ滞納者又ハ滞納者ノ財産ヲ占有スル第三者若ハ滞納者ノ財産ヲ占有スルト認ムルニ足ル相当ノ理由アル第三者ニ対シ質問ヲ為スコトヲ得

収税官吏ハ財産ノ差押ノ為滞納者ノ財産ヲ調査スル必要アルトキハ左ニ掲グル者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ第一号若ハ第二号ニ掲グル者ニ付当該各号ニ掲グル債務若ハ財産ニ関スル帳簿書類若ハ第三号ニ掲グル者ニ付株式若ハ出資ニ関スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

一　滞納者ニ対シ金銭又ハ物品ノ給付ヲ為ス債務アリト認ムルニ足ル相当ノ理由アル者

二　滞納者ヨリ財産ヲ取得シタリト認ムルモノニ足ル相当ノ理由アル者

三　滞納者ガ株主又ハ出資者タル法人

前二項ノ質問又ハ検査ノ権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト之ヲ解スルコトヲ得ズ

収税官吏第一項又ハ第二項ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ストキハ其ノ身分ヲ証スル証票ヲ示スベシ

第二十三條ノ一第三項中「、延滞金」を削る。

第二十五條に次の一項を加える。

公売ニ付スルモ買受人ナキ物件又ハ其ノ価格見積価格ニ達セザル物件ハ其ノ見積価格ヲ下ラザル価格ヲ以テ随意契約ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得

第二十七條中「（公売）の下に「（政府ニ依ル契約ヲ以テスル売却ヲ含ム）」を加える。

第二十八條、第二十九條及び第三十一條中「、延滞金」を削る。

第三章ノ二を次のように改める。

### 第三章ノ二　再調査、審査及訴訟

**第三十一條ノ二**　国税ノ賦課徴収ニ関スル処分ニ関シ異議アル者ハ所得税法其ノ他別ニ法律ニ依リ不服ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ以テ当該処分ヲ為シタル税務署長（当該処分ヲ為シタル者ガ税務署ノ職員ナルトキハ当該職員ノ属スル税務署長）ニ対シ再調査ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ当該処分ニ係ル調査ガ国税庁若ハ国税局ノ職員ニ依リ為サレタル旨ノ記載アル書面ニ依リ税務署長ヨリ当該処分ニ係ル通知ヲ受ケタル者又ハ税務署以外ノ行政機関ノ長若ハ其ノ職員ニ依リ当該処分ヲ受ケタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

通信、交通其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ前項ノ期間内ニ同項ノ再調査ノ請求（以下再調査ノ請求ト謂フ）ヲ為スコト能ハザル者ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ国税庁長官又ハ税務署長ハ当該期間ヲ延長スルコトヲ得

再調査ノ請求ハ税金ノ徴収又ハ滞納処分ノ続行ヲ妨ゲズ但シ税務署長ハ相当ノ事由アリト認ムルトキハ税金ノ全部若ハ一部ノ徴収ヲ猶予シ又ハ滞納処分ノ続行ヲ停止スルコトヲ得

税務署長ハ再調査ノ請求アリタル場合ニ於テ当該請求ノ方式又ハ手続ニ欠陥アルトキハ相当ノ期間ヲ定メ其ノ欠陥ノ補正ヲ為サシムルコトヲ得

税務署長ハ再調査ノ請求アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該各号ニ定ムル決定ヲ為シ其ノ理由ヲ附記シタル書面ヲ以テ之ヲ当該請求ヲ為シタル者ニ通知スベシ

一　再調査ノ請求ガ第一項ノ期間経過後ニ為サレタルトキ又ハ前項ニ依リ欠陥ノ補正ヲ求メタル場合ニ於テ其ノ欠陥ノ補正ガ為サレザルトキハ当該請求ヲ却下スル決定

二　再調査ノ請求ノ全部ニ付理由ナシト認ムルトキハ当該請求ヲ棄却スル決定

三　再調査ノ請求ノ全部又ハ一部ニ付理由アリト認ムルトキハ当該請求ノ目的トナリタル処分ノ全部又ハ一部ヲ取消ス決定

**第三十一條ノ三**　前條第一項但書ニ該当スル者又ハ同條第五項ニ依ル通知ヲ受ケタル者同條第一項但書ノ通知ニ係ル事項若ハ処分又ハ同條第五項ニ依ル決定（以下再調査ノ決定ト謂フ）ニ対シ異議アルトキハ当該処分ニ係ル通知ヲ受ケタル日（当該処分ニ付通知ナキトキハ当該処分ノアリタルコトヲ知リタル日）又ハ同條第五項ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ一箇月以内ニ政令ノ定ムル所ニ依リ不服ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ以テ国税庁長官若ハ国税局長又ハ税関長ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ当該審査ノ請求ガ再調査ノ決定ニ対スルモノナルトキハ当該再調査ノ目的トナリタル処分ニ対スル審査ノ請求ガ併セ為サレタルモノト看做ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

再調査ノ請求アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該各号ニ規定スル日ニ於テ当該各号ニ規定スル税務署長ノ管轄区域ヲ所轄スル国税局長ニ対シ第一項ノ審査ノ請求（以下審査ノ請求ト謂フ）アリタルモノト看做ス

一　税務署長再調査ノ請求ヲ審査ノ請求トシテ取扱フコトヲ適当ト認メ且再調査ノ請求ヲ為シタル者ガ之ニ同意シタルトキハ当該同意ノアリタル日

二　再調査ノ請求アリタル日ヨリ三箇月以内ニ前條第五項ニ依ル通知ガ為サレザル場合ニ於テ再調査ノ請求ヲ為シタル者ガ当該請求ヲ審査ノ請求トシテ取扱フコトヲ税務署長ニ申出タルトキハ当該申出ノアリタル日

前條第四項ノ規定ハ審査ノ請求アリタル場合ニ付之ヲ準用ス

国税庁長官若ハ国税局長又ハ税関長ハ審査ノ請求アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該各号ニ定ムル決定ヲ為シ其ノ理由ヲ附記シタル書面ヲ以テ之ヲ当該請求ヲ為シタル者（第三項ノ再調査ノ請求ヲ為シタル者ヲ含ム）ニ通知スベシ此ノ場合ニ於テ第一項後段ニ依リ再調査ノ目的トナリタル処分ニ対スル審査ノ請求ガ併セ為サレタルトキハ当該各請求ニ付之ヲ為スベシ

一　審査ノ請求ガ第一項ノ期間経過後ニ為サレタル場合ニ於テ準用スル前條第四項ニ依リ欠陥ノ補正ヲ求メタル場合ニ於テ其ノ欠陥ノ補正ガ為サレザルトキハ当該請求ヲ却下スル決定

二　審査ノ請求ノ全部ニ付理由ナシト認ムルトキハ当該請求ヲ棄却スル決定

三　審査ノ請求ノ全部又ハ一部ニ付理由アリト認ムルトキハ当該請求ノ目的トナリタル処分ノ全部又ハ一部ヲ取消ス決定

国税庁長官又ハ国税局長前條第五項第一号ニ依ル再調査ノ決定ニ対スル審査ノ請求ニ付前項第二号ニ依ル決定ヲ為シタルトキハ同項後段ノ規定ニ拘ラズ第一項後段ニ依リ併セ為サレタル処分ニ対スル審査ノ請求ハ再調査ノ目的トナリタル処分ノ全部又ハ一部ヲ取消ス決定

**第三十一條ノ二**　再調査ノ請求又ハ審査ノ請求ノ目的トナル処分ニ関スル事件ニ付テハ訴願法ノ規定之ヲ適用セズ

**第三十一條ノ四**　再調査ノ請求又ハ審査ノ請求ノ目的トナル処分ノ取消又ハ変更ヲ求ムル訴ハ第三十一條ノ三第五項ニ依ル決定（以下審査ノ決定ト謂フ）ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ但シ再調査ノ請求アリタル日ヨリ六箇月ヲ経過シ仍再調査ノ決定ノ通知ナキトキ、審査ノ請求アリタル日ヨリ三箇月ヲ経過シタルトキ又ハ再調査ノ決定若ハ審査ノ決定ヲ経ルコトニ依リ著シキ損害ヲ生ズル虞アルトキ其ノ他正当ナル事由アルトキハ再調査ノ決定又ハ審査ノ決定ヲ経ズシテ訴ヲ提起スルコトヲ得

再調査ノ請求若ハ審査ノ請求ノ目的トナル処分又ハ審査ノ決定ノ取消又ハ変更ヲ求ムル訴ハ前項但書ノ場合ヲ除クノ外行政事件訴訟特例法第五條第一項又ハ第四項ノ規定ニ拘ラズ審査ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第一項但書ニ依リ再調査ノ請求アリタル日ヨリ六箇月ヲ経過シタル日後ニ当該再調査ノ目的トナリタル処分ノ取消又ハ変更ヲ求ムル訴ヲ提起スル場合ニ於テハ当該再調査ノ請求アリタル日ヨリ九箇月以内ニ当該訴ヲ提起スルコトヲ要ス

前二項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス

第二項ノ訴ガ提起セラレタル場合ニ於テ税務署長又ハ国税局長ガ当事者又ハ参加人トナリタルトキハ国税庁又ハ国税局ノ職員ハ昭和二十二年法律第百九十





四号（国ノ利害ニ関係アル訴訟ニ付テノ法務総裁ノ権限等ニ関スル法律）第五條第一項ノ適用ニ付テハ之ヲ当該税務署長又ハ国税局長ノ所部ノ職員ト看做ス

再調査ノ請求又ハ審査ノ請求ニ対シテハ第一項但書ニ依リ訴ノ提起アリタル場合ニ於テモ決定ヲ為スコトヲ妨ゲズ

第二項ノ訴ニ於テハ裁判所ガ相手方当事者タル国税庁長官、国税局長、税関長若ハ税務署長又ハ其ノ他ノ行政機関ノ長ノ主張ヲ合理的ナリト認メタルトキハ当該訴ヲ提起シタル者ニ於テ先ヅ証拠ノ申出ヲ為シ其ノ後ニ於テ相手方当事者之ヲ為スベキモノトス

相手方当事者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ随時証拠ノ申出ヲ為スコトヲ得

第三十一條ノ五中「、延滞金」を削る。

第三十一條ノ六第一項中「、延滞金」を削り、「十銭」を「四銭」に改め、同條に次の二項を加える。

二以上ノ納期ニ於テ又ハ二回以上ニ分チテ納付シタル国税、督促手数料及滞納処分費ニ付過誤納ヲ生ジタル場合ニ於ケル第一項ノ適用ニ付テハ過誤納額ニ相当スル国税、督促手数料及滞納処分費ハ最後ノ納付ノ日ニ於テ納付アリタルモノトシ当該過誤納額ガ其ノ日ニ於ケル納付額ヲ超ユルトキハ過誤納額ニ達スルマデ順次遡リテ各納付ノ日ニ於テ其ノ納付アリタルモノトス

適法ニ納付シタル国税、督促手数料及滞納処分費ガ納付スベキ税金額ノ法律ノ規定ニ依ル変更又ハ消滅ニ因リ過納トナルニ至リタル場合ニ於ケル第一項ノ適用ニ付テハ当該過納額ニ相当スル国税、督促手数料及滞納処分費ハ其ノ過納トナリタルモノトス但シ所得税法第三十條、第三十一條若ハ第三十三條第二項（確定申告書及農業確定申告書ニ係ル部分ニ限ル）若ハ第四項ニ依リ納付シタル所得税額（同法第四十五條ニ依リ納付スベキ税額ヲ含ム）又ハ法人税法第十九條若ハ第二十條第一項ニ依リ提出シタル申告書（同法第二十三條ニ依リ提出シタル申告書ニシテ同法第二十條第一項ノ事項ヲ記載シタルモノヲ含ム）ニ記載シタル法人税額、同法第十九條第五項ニ依リ提出アリタルモノト看做サレタル申告書ニ係ル法人税額若ハ同法第二十六條第三項各号ニ掲グル法人税額並此等ノ所得税額又ハ法人税額ニ係ル利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及延滞加算税額ニ係ル過納額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條　納税者滞納処分ノ執行ヲ受クル前ニ於テ当該処分ノ執行ヲ免ルル目的ヲ以テ其ノ財産ヲ隠蔽シ、損壊シ、国ノ不利益ニ処分シ又ハ財産ノ負担ヲ虚偽ニ増加スル行為ヲ為シテ当該処分ノ執行ヲ受ケタル場合ハ之ヲ三年以下ノ懲役若ハ二十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス当該処分ノ執行ヲ受ケタル目的ヲ以テ此等ノ行為ヲ為シ納税者ノ財産ヲ占有スル第三者納税者ヲシテ滞納処分ノ執行ヲ免レシムル目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタル場合ハ当該処分ノ執行ノ前後ヲ区別シ同項ノ例ニ依ル

納税者ニ対スル滞納処分ノ執行前情ヲ知リテ第一項ノ行為ニ付納税者又ハ其ノ財産ヲ占有スル第三者ノ相手方トナリタル者納税者ニ付滞納処分ノ執行アリタルトキハ之ヲ二年以下ノ懲役若ハ十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス滞納処分ノ執行アリタル後情ヲ知リテ同項ノ行為ニ付納税者又ハ其ノ財産ヲ占有スル第三者ノ相手方トナリタル者亦同ジ

法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前三項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ当該各項ノ罰金刑ヲ科ス

第四章中第三十二條の次に次の一條を加える。

**第三十二條ノ二**　第二十一條ノ二第二項ニ依ル収税官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ之ヲ三万円以下ノ罰金ニ処ス

**附　則**

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　この法律施行前に収税官吏が、国税徴収法施行規則（明治三十五年勅令第百三十五号）第二十九條の規定により、地方公共団体又は清算人に交付を求めた国税並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費

と地方公共団体の徴収金（国税徴収法第二條第一項に規定する地方公共団体の徴収金をいう。）との間における徴収の順位については、なお従前の例による。

3　改正前の国税徴収法第九條第三項の規定により徴収すべきであつた延滞金については、督促手数料と同順位として同法第二條の改正規定に準じてこれを徴収するの外、その徴収については、なお従前の例による。但し、この法律施行後の期間に対応する延滞金は、徴収しない。

4　この法律施行前に国税徴収法第九條第一項の規定による督促をなしこの法律施行の際になお税額を完納しない国税で、当該督促の指定の期限が昭和二十五年三月三十一日以前であるもの（同日以前に財産の差押があつた国税の税額を除く。）に対する同法第九條第三項の改正規定による延滞加算税額は、同年四月一日から税金納付の日までの日数に応じ、滞納税額（同法第九條第三項に規定する滞納税額をいう。以下本項中同じ。）百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額とする。但し、当該延滞加算税額は、この法律施行の際における滞納税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した額をこえることができない。

5　前項の規定による延滞加算税額については、この法律施行の日において国税徴収法第六條の規定による告知をしたものとみなす。

6　この法律施行前にした租税の賦課徴収に関する処分又は滞納処分に対する審査、訴願及び訴訟については、なお従前の例による。

7　この法律施行前に徴収した延滞金及び第三項の規定により徴収した延滞金に過誤納があつた場合の充当並びに同項の規定により徴収すべき延滞金に対する過誤納に係る国税、督促手数料及び滞納処分費並びに国税徴収法第三十一條ノ六の規定による還付加算金の充当については、なお従前の例による。

8　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十六條第七項（同法第三十六條の二第三項において準用する場合を含む。）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二十六條の三第五項の規定による充当は、第三項の規定により徴収した延滞金について過誤納があつた場合に準用する。

9　この法律施行前に納付した国税、督促手数料、延滞金及び滞納処分費につき過誤納があつたため、この法律施行後に金銭をもつて還付し、又は他の未納の国税、督促手数料、延滞金及び滞納処分費に充当する場合において、当該過誤納額に加算する国税徴収法第三十一條ノ六の規定による還付加算金（延滞金に対するものを含む。）の金額は、納付の日の翌日から昭和二十五年三月三十一日までの日数に応じ、過誤納額百円につき一日十銭の割合を乗じて計算した金額と同年四月一日から還付のため支出し、又は当該充当をした日までの日数に応じ、過誤納額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額との合計金額とする。

10　改正後の国税徴収法第三十一條ノ六の規定は、第三項により徴収した延滞金について過誤納があつた場合に準用する。

11　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12　他の法令中その先取特権の順位が国税又は地方税に次ぐものと規定されている公課及び債権については、当該法令の規定にかかわらず、この法律施行後においては、その先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

13　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條ノ七中「第三十一條ノ二」を「第三十一條ノ三」に改める。

14　酒税法（昭和十五年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六條第二項中「、延滞金」を削り、同條第三項中「第一項」を削り、「滞納者」を「納税者」に改める。

15　所得税法の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「及び通行税法第十一條ノ三第一項又は第十一條ノ四第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額は、」を「、通行税法第十一條ノ三第一項又は第十一條ノ四第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第九條第三項の規定により徴収する延滞加算税額（第三十條乃至第三十四條、第四十五條及び第四十七條の規定により納付又は徴収すべき所得税額に加算して徴収するものを除く。）は、」に改める。

16　法人税法の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「又は通行税法第十一條ノ三第一項若しくは第十一條ノ四第一項の規定により」を「、通行税法第十一條ノ三第一項又は国税徴収法第九條第三項の規定により」に、「若しくは軽加算税額又は重加算税額に相当する所得税又は通行税」を「、軽加算税額若しくは重加算税額に相当する所得税若しくは通行税又は延滞加算税額に相当する国税」に改める。

第十六條第二項中「利子税額」の下に「及び国税徴収法第九條第三項の規定による延滞加算税額」を加える。

第十九條第一項中「及び重加算税額」の下に「並びに国税徴収法第九條第三項の規定による延滞加算税額」を加える。

17　富裕税法（昭和二十五年法律第一七四号）の一部を次のように改正する。

第二十六條の三第五項中「、延滞加算金」を削る。

第三十二條第一項中「及び重加算税額」を「、重加算税額及び延滞加算税額に相当する富裕税額」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）





## 法律第七十号

### ◎災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律

（二五、三、三一）

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を次のように改める。

**第二條**　災害により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者で被害を受けた年分の総所得金額が三十万円以下であるもの（当該災害に因る損失額について所得税法第十一條の三の規定による控除をしない者に限る。）に対しては、命令の定めるところにより、当該年分の所得税額（同法第五十七條第一項から第三項まで又は第六十二條の四第一項の規定により徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額又は加算税額及び国税徴収法第九條第三項の規定により徴収する延滞加算税額を除く。）を、左の区分により軽減し又は免除する。

総所得金額が十五万円以下であるとき　当該所得税額の全部

当該所得税額の十分の五に相当する金額が十五万円をこえるとき　当該所得税額の十分の五に相当する金額

所得税法第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定により所得の金額を合算する場合においては、前項の総所得金額は、同法第十三條の二第一項に規定する主たる所得者以外の親族の同項に規定する資産所得の金額又は扶養親族の総所得金額（同法第十三條の二第二項の規定の適用がある場合においては、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額）を主たる所得者の総所得金額又は納税義務者の総所得金額（同項の規定の適用がある場合においては、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額）に合算した金額による。

第一項の総所得金額は、所得税法第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、当該総所得金額に被害を受けた年分に係る同法第十四條第一項第二号に規定する特別所得金額の四分の一に相当する金額を加算した金額による。

**第三條**　削除

第四條中「昭和二十二年五月三日以後に開始した相続に対する」を削り、「相続財産」を「相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産」に、「第三十八條」を「第二十七條第一項、第二十八條第一項から第四項まで又は第二十九條第一項」に、「第五十九條第一項の規定により追徴する税額」を「第五十三條第一項若しくは第二項又は第五十四條第一項の規定により徴収する過少申告加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第九條第三項の規定により徴収する延滞加算税額」に改める。

第五條を次のように改める。

**第五條**　削除

第六條を削り、第七條中「昭和二十二年五月三日以後に開始した相続に対する」を削り、「相続財産について相続税法第三十八條」を「相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産について相続税法第二十七條第一項、第二十八條第一項から第四項まで又は第二十九條第一項」に、「その相続財産」を「当該財産」に改め、同條を第六條とし、同條の次に次の一條を加える。

**第七條**　富裕税の納税義務者で災害に因り富裕税の課税価格計算の基礎となつた財産について富裕税法第一條第一号に規定する課税時期後同法第十八條第一項から第四項までの規定による申告書の提出期限前に甚大な被害を受けたものの納付すべき当該課税時期を含む年分の富裕税については、その財産の価額は、命令の定めるところにより、被害を受けた部分の価額を控除した金額により、これを計算する。

第八條中「相続税、」の下に「富裕税、」を加える。

第九條中「相続税、」の下に「富裕税、」を加える。

第十條中「第二條乃至第七條」を「第二條、第四條、第六條、第七條」に改める。

**附　則**

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　第二條の改正規定は、昭和二十五年分の所得税から適用する。

3　昭和二十三年一月一日から昭和二十四年十二月三十一日までの間に生じた災害に因り所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産について甚大な被害を受けた個人の被害を受けた年の翌年から三年間の各年分の所得税につき所得を計算する場合において、当該資産の滅失又は損壊に因る損害金額（保険金等に因り補てんされた金額を除く。以下同じ。）で被害を受けた年分の確定申告書に記載された金額に相当する金額のうち、同年分の所得の計算上改正前の第五條の規定により必要な経費として控除されなかつたものは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）に規定する必要な経費とみなす。但し、当該各年の前年までに所得の計算上控除された金額については、この限りでない。

4　前項の規定は、第五項に規定する場合を除く外、その適用を受けようとする年分の所得税法第二十一條第一項、第二十二條の二第一項、第二十六條の二第一項、第二十六條の三第一項又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書にその旨、被害の状況及び損害金額のうち当該年の前年までに所得の計算上必要な経費として控除された金額を記載した場合に限り適用する。

5　第三項の規定により昭和二十四年分の所得の計算上必要な経費として控除することとなつた者が、同項の規定の適用を受けようとするときは、この法律施行後二月以内に、同年分の所得税額につき更正の請求をしなければならない。

6　第三項の規定に該当する場合を除く外、昭和二十四年分以前の所得税については、なお改正前の第五條の例による。

7　昭和二十三年一月一日以後昭和二十四年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間に生じた災害に因り法人がその有する資産の過半を滅失し、又は損壊したために生じた損金は、法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十二号）による改正前の法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九條第四項の規定にかかわらず、当該損金の生じた事業年度終了の日の翌日から三年以内に終了する各事業年度の所得（昭和二十五年三月三十一日以前に終了した事業年度については、各事業年度の普通所得。以下同じ。）の計算上、損金に算入する。但し、当該各事業年度の前事業年度までに各事業年度の所得の計算上総益金から控除された金額については、この限りでない。

8　前項の規定の適用を受けようとする法人は、第九項に規定する場合を除く外、その適用を受けようとする事業年度分の法人税法第十八條第一項、第十九條第一項但書（同條第七項において準用する場合を含む。）、第二十條第一項又は第二十一條第一項の規定による申告書にその旨、被害の状況及び災害に因り生じた損失の額のうち当該事業年度の前事業年度までに各事業年度の所得の計算上総益金から控除





されなかつた金額を記載しなければならない。

9　第七項の規定によりこの法律施行前に終了した事業年度分についてその災害に因り生じた損金を新たに総益金から控除を受けることができることとなつた法人が、当該事業年度分の法人税について同項の規定の適用を受けようとするときは、この法律施行後二月以内に、当該事業年度の普通所得金額若しくは超過所得金額又は資本金額を修正する申告書を提出しなければならない。

10　第四條又は第六條の改正規定は、昭和二十五年一月一日以後相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に対する相続税から適用する。

11　昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に対する相続税については、なお改正前の第三條、第四條、第六條又は第七條の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

## 法律第七十一号　（二五、三、三一）
## ◎所得税法の一部を改正する法律

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

所得税法目次中「第一節　申告納税」を「第一節　申告納税及び還付」に、「第六章　審査、訴願及び訴訟」を「第六章　再調査、審査及び訴訟」に改める。

第一條第二項第二号中「又は合同運用信託の利益の支拂」を「若しくは合同運用信託の利益の支拂又は法人から利益の配当」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「費用弁償（月額又は年額を以て支給するものに限る。以下同じ。）」を削り、同号を同項第三号とする。

同條第三項を次のように改める。

法人は、この法律の施行地において、公債、社債若しくは合同運用信託の利益の支拂又は合同運用信託の利益の配当を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

第二條第四項中「各号」を「前三号」を削る。

第三條　左に掲げる法人には、所得税を課さない。

一　都道府県、市町村、特別市、地方公共団体の組合及び財産区

二　法令による公団

三　日本專売公社

四　日本国有鉄道

五　国民金融公庫

六　復興金融金庫

七　持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び船舶運営会

八　土地改良区及び同連合、普通水利組合及び同連合、水害予防組合及び同連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び同連合会並びに土地区画整理組合

九　民法第三十四條の規定により設立した法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四條第四項の規定により設立した法人

十　大日本育英会及び社会保険診療報酬支拂基金

十一　法人たる労働組合及び国家公務員法第九十八條の規定に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体

十二　国民健康保険組合及び同連合会、健康保険組合及び同連合会、漁船保険組合、農業共済組合及び同連合会並びに国家公務員共済組合及び同連合会

十三　牧野組合、住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合

第五條を次のように改める。

**第五條**　左に掲げる金額は、これを法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなして、この法律を適用する。

一　株式の消却若しくは資本の減少に因り株主が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額（株式又は出資については、その拂込金額以下本條において同じ。）の合計額又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の拂戻として社員若しくは出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が株主、社員又は出資者の当該株式又は

出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額のうち、法人税法第十六條に規定する積立金額から成る部分に対応する金額

二　法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が解散した法人（以下解散法人という。）の株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額のうち、当該解散法人の解散の時における法人税法第十六條に規定する積立金額（残余財産の分配として他の法人の株式又は出資を取得する場合においては、当該積立金額のうち、当該他の法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとし、清算中の各事業年度において当該積立金に対して課せられた法人税がある場合においては、当該税額を控除した金額とするものとする。）から成る部分に対応する金額

三　法人が合併した場合において、合併に因り消滅した法人（以下被合併法人という。）の株主、社員又は出資者が合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人（以下合併法人と総称する。）から合併に因り取得する株式又は出資の拂込金額及び金銭の額の合計額が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額を超過するときは、その超過金額のうち、被合併法人の法人税法第十六條に規定する積立金額で合併法人に引き継がれなかつた金額から成る部分に対応する金額

前項各号の場合において、株主、社員又は出資者が株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少、解散又は合併に因り金銭及び金銭以外の財産を取得するときは、同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなす金額のうち金銭から成る部分の額は、まず、当該財産の価額（当該財産が当該法人以外の法人の株式又は出資であるときは、その拂込金額のうち、当該法人の株式又は出資を取得するために要した金額を超過する金額）をもつてこれに充て、なお残額があるときは、当該金銭の額をもつてこれに充てて計算する。

**第五條の二**　相続、遺贈又は贈與に因り第九條第一項第七号又は第八号に規定する資産の移転があつた場合においては、相続、遺贈又は贈與の時において、その時の価額により、同項第七号又は第八号に規定する資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

前項の規定は、相続、遺贈又は贈與があつた場合において、相続開始の時において被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）の金額及び葬式費用を控除した金額が三十万円以下であるとき又はその年中に同一人に対してなした贈與に係る財産の価額の対価で第九條第一項第七号又は第八号に規定する資産の譲渡があつた場合においては、この譲渡の時における価額により、当該資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

第六條第一項第一号中「年額により」を削り、同項第四号の次に次の三号を加える。

五　第九條第一項第八号に規定する所得のうち、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定めるものの譲渡に因るもの

六　国、地方公共団体、外国、国際機関、国際団体又は大蔵大臣の指定する団体、基金若しくはこれらに準ずるものが学術に対する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術の研究を奨励するものとして交付する金品（給與又は対価の性質を有するものを除く。）で大蔵大臣の定めるもの

七　第九條第一項第九号に規定する所得のうち、相続、遺贈又は個人からの贈與に因り取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は贈與に因り取得したものとみなされるものを含む。）、傷害保險契約又は損害保險契約に基き支拂を受ける保險金、損害賠償に因り取得するもの、慰籍料その他これらに類するもの

同條第二項を削る。

第八條　この法律において扶養親族とは、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、第九條の第八号に規定する資産の譲渡があつた場合においては、この譲渡の時における価額により、当該資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。





規定により計算した総所得金額（当該親族の所得の金額が第十三條の二第一項の規定により合算される場合においては、総所得金額から同項に規定する資産所得の金額を控除した金額）が一万二千円以下である者をいう。この場合において、納税義務者が二人以上あるときは、命令の定めるところにより、納税義務者のいずれか一人の扶養親族であるものとする。

この法律において不具者とは、納税義務者又はその扶養親族で、心神喪失の常況にある者及びめくらその他の身体障害者をいう。

前二項の規定は、この法律に特別の定がある場合を除く外、毎年十二月三十一日（年の中途において死亡した者とその他の者との間の関係においては、死亡当時）の現況により、これを適用する。

第二項に規定する不具者の範囲は、命令でこれを定める。

第九條第一項中「所得金額」を「総所得金額」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　不動産、不動産の上に存する権利又は船舶の貸付（地上権又は永小作権の設定その他他人をして不動産、不動産の上に存する権利又は船舶を使用せしめる一切の場合を含む。）に因る所得（第四号に規定する所得を除く。以下不動産所得という。）は、その年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額

四　商業、工業、農業、水産業、医業、著述業その他の事業で命令で定めるものから生ずる所得（第七号に規定する所得及び事業用の固定資産の譲渡に因る所得を除く。以下事業所得という。）は、その年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額

同項第四号中「費用弁償、」を削り、「十分の二・五」を「十分の一・五」に、「三万七千五百円」を「三万円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第五号中「の十分の五に相当する金額」を「からその十分の一・五に相当する金額」に改め、同号を同項第六号とし、同項第六号を次のように改める。

七　山林の伐採又は譲渡に因る所得（以下山林所得という。）は、その年中の総収入金額から当該山林の植林費、取得費、管理費、伐採費その他必要な経費を控除した金額

同項第七号及び第八号中「の十分の五に相当する金額」を同項第八号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第九号中「事業等所得」を「雑所得」に改め、同号を同項第十号とする。

第九條第二項から第四項までを次のように改める。

前項の規定により総所得金額を計算する場合において、一時所得以外の所得の計算上損失があるときは、これを他の所得の金額から控除して計算する。

納税義務者の前年以前三年間において各年に生じた純損失の金額のうち当該年に生じた第十四條第一項に規定する変動所得の計算上の損失の部分の金額又は前年以前三年間において各年に生じた損失の金額で第十一條の三の規定により控除を認められるものについては、前二項の規定にかかわらず、青色申告書の提出がない場合においても、前年以前において生じた純損失の金額（他の所得がないときは、その損失額）から控除し、なお不足額があるときは、その当該不足額は、これを以下純損失と総称する。）

前項の規定により他の所得の金額から控除する場合において、他のいずれの所得の金額から控除するかについては、命令でこれを定める。

同條の次に次の一條を加える。

**第九條の二**　第二十六條の四（第二十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定による青色申告書を提出する納税義務者の前年以前三年間に生じた純損失の金額（第三十六條の規定により還付された金額の計算の際控除された純損失の金額を除く。以下本條及び第二十六條の三において同じ。）のうち、当該金額につき前年以前において控除されなかつた部分の金額は、前條の総所得金額の計算上、これを控除する。この場合において、第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用があり、且つ、なお控除されない純損失の残額があるときは、その残額は、その年分に係る第十四條第一項第二号に規定する特別所得金額の四分の一に相当する金額から、これを控除する。

前項の規定は、当該純損失の生じた年に青色申告書を提出し、且つ、その後の年分の申告につき連続して青色申告書を提出している場合に限り、これを適用する。

て控除されなかつた部分の金額は、前條の總所得金額の計算上、これを控除する。この場合において、第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用があり、且つ、なお控除されない損失の残額があるときは、その残額は、その年分に係る特別所得金額の四分の一に相当する金額から、これを控除する。

前項の規定は、当該純損失又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の生じた年に第二十六條の三第一項の規定による損失申告書を提出し、且つ、その後の年分の申告につき連続して損失申告書、第二十六條第一項の規定による確定申告書又は第二十六條の二第一項の規定による農業確定申告書を提出している場合に限り、これを適用する。

第一項又は第三項の規定により控除してその年の所得を計算する場合において、その年のいずれの所得の金額から控除するかについては、命令でこれを定める。

第十條第一項中「前條第一項第一号乃至第五号」を「第九條第一項第一号、第二号、第五号及び第六号」に、「同項第六号乃至第九号」を「同項第三号、第四号及び第七号乃至第十号」に改め、同條第二項中「前條第一項第六号及び第九号」を「第九條第一項第三号、第四号、第七号及び第十号」に改め、「借入料、」の下に「損害保険契約に基き支拂をなす保険料、固定資産の滅価償却費で命令で定めるもの、」を加え、「収入を得るために必要な経費」を「負債の利子その他の経費で当該総収入金額を得るために必要なもの」に、「及びこれに関連する経費」を「、これに関連する経費で命令で定めるもの」に改める。

第十七條第四項第一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條第一項第一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の二第一項第一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第三十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第三十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第三十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第三十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第三十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第三十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第三十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第三十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第三十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第三十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第四十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第四十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第四十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第四十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第四十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第四十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第四十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第四十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第四十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第四十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第五十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第五十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第五十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第五十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第五十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第五十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第五十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第五十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第五十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第五十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第六十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第六十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第六十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第六十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第六十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第六十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第六十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第六十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第六十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第六十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第七十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第七十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第七十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第七十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第七十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第七十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第七十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第七十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第七十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第七十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第八十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第八十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第八十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第八十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第八十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第八十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第八十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第八十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第八十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第八十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第九十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第九十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第九十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第九十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第九十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第九十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第九十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第九十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第九十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第九十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百二十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百二十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百二十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百二十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百二十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百二十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百二十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百二十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百二十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百二十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百三十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百三十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百三十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百三十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百三十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百三十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百三十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百三十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百三十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百三十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百四十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百四十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百四十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百四十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百四十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百四十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百四十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百四十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百四十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百四十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百五十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百五十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百五十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百五十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百五十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百五十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百五十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百五十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百五十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百五十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百六十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百六十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百六十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百六十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百六十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百六十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百六十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百六十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百六十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百六十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百七十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百七十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百七十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百七十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百七十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百七十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百七十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百七十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百七十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百七十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百八十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百八十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百八十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百八十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百八十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百八十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百八十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百八十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百八十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百八十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百九十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百九十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百九十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百九十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百九十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百九十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百九十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百九十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百九十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第百九十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百二十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百二十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百二十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百二十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百二十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百二十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百二十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百二十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百二十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百二十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百三十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百三十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百三十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百三十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百三十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百三十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百三十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百三十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百三十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百三十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百四十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百四十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百四十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百四十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百四十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百四十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百四十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百四十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百四十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百四十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百五十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百五十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百五十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百五十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百五十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百五十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百五十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百五十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百五十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百五十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百六十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百六十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百六十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百六十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百六十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百六十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百六十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百六十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百六十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百六十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百七十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百七十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百七十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百七十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百七十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百七十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百七十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百七十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百七十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百七十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百八十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百八十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百八十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百八十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百八十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百八十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百八十六号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百八十七号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百八十八号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百八十九号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百九十号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百九十一号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百九十二号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百九十三号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百九十四号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百九十五号中「第十四條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号又は第二号」に改める。

第二十六條の三第一項第二百九

減少に因る拂戻として、退社、脫退若しくは出資の減少に因る持分の拂戻として若しくは当該法人の解散に因る殘余財産の分配として金銭、他の法人の株式若しくは出資を取得した場合におけるその取得した後における当該法人の株式若しくは出資及び当該他の法人の株式若しくは出資を取得するために要した金額又は前二項及び本項に規定する事由の二以上に該当する株式若しくは出資を取得するために要した金額の計算については、命令でこれを定める。

株式又は出資を取得するために要した金額は、相続、遺贈又は贈與に因り取得する株式又は出資、被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資、旧株及び新株並びに前項に規定する株式又は出資を除く外、当該株式若しくは出資の拂込金額（会社が額面以上の価額で株式を発行した場合の額面をこえる金額又はこれに準ずる金額を含む。）又は当該株式若しくは出資の譲渡を受けた場合の対価の価額による。

**第十條の四**　商業、工業その他命令で定める事業を営む個人は、その所得の計算に関し必要な商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他たな卸をなすべき資産で個々の原価を算定し難いものの評価については、事業の種類ごとに、命令で定める方法のうちいずれか一を選定し、その方法によらなければならない。

この法律の施行地において、あらたに前項に規定する事業を開始した個人、あらたに同項に規定する事業のうちで他の種類の事業を開始し若しくは事業の種類を変更した個人又はあらたに同項の評価の方法によろうとする個人は、確定申告書、農業確定申告書又は損失申告書の提出期限までに、同項に規定する資産について同項の評価の方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならない。その届出をしないときは、その者は、同項の評価の方法のうち、命令で定めるものによらなければならない。

第一項に規定する事業を営む個人は、同項に規定する資産の評価の方法を変更しようとするときは、政府の承認を受けなければならない。

前項の規定による政府の承認を受けようとする個人は、そのあらたな評価の方法を採用しようとする年の前年十二月三十一日までに、その旨及び変更しようとする理由を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

政府は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該個人が現によつている評価の方法を採用してから相当期間を経過していないとき又は変更しようとする評価の方法によつてはその所得の計算が正確に行われ難いと認めるときは、当該申請を却下することができる。

政府は、第四項の申請書の提出があつた場合において、承認又は却下の処分をなしたときは、その申請をなした者に、これを通知する。

この法律の施行地に住所及び居所を有しない個人が、第六十六條に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知にかえて公告をすることができる。この場合においては、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第四項の申請書の提出があつた場合において、その年十二月三十一日までに当該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

**第十條の五**　不動産所得若しくは山林所得を生ずべき不動産（不動産の上に存する権利及び船舶を含む。以下本條において同じ。）若しくは山林を有する個人又は前條第一項に規定する事業を営む個人は、その不動産所得、山林所得又は事業所得の計算上必要な経費に算入すべき固定資産の減価償却額の計算については、命令で定める方法によらなければならない。

この法律の施行地において、あらたに不動産若しくは山林を所有し若しくは前項に規定する事業を開始した個人又は現に採用している償却の方法以外の方法によるべき固定資産を取得した個人は、同項の命令により二以上の償却の方法が定められている場合においては、確定申告書、農業確定申告書又は損失申告書の提出期限までに、その償却の方法のうち、そのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならない。その届出をしないときは、その者は、同項の償却の方法のうち、命令で定めるものによらなければならない。

前條第三項乃至第八項の規定は、前項に規定する個人が償却の方法を変更する場合について、これを準用する。

**第十條の六**　第九條第一項第七号に規定する山林で昭和二十四年十二月三十一日以前に植林し又は取得し、資産再評価法の規定により再評価を行い又は行つたものとみなされたものについては、同号に規定する植林費、取得費、管理費その他必要な経費は、当該山林の再評価額（同法第二條第三項に規定する再評価額をいう。以下同じ。）と同日後に支出した管理費その他必要な経費の額との合計額とする。

第九條第一項第八号に規定する資産で資産再評価法の規定により再評価を行い又は行つたものとみなされたものについては、第九條第一項第八号に規定する取得価額（第十條の三に規定する株式又は出資を取得するために要した金額を含む。以下本條において同じ。）、設備費、改良費及び譲渡に関する経費は、当該資産の再評価額と昭和二十四年十二月三十一日後に支出した設備費、改良費及び譲渡に関する経費の額との合計額とする。

山林所得又は譲渡所得を計算する場合において、損失があるかないかについては、前二項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる金額を基準とし、当該山林又は資産についての収入金額が左の各号に掲げる金額に満たない場合におけるその差額を、その損失額とする。

一　財産税法第一條に規定する調査時期（以下調査時期という。）前に植林し若しくは取得した山林又は取得した第九條第一項第八号に規定する資産については、調査時期における当該山林の価額又は資産の価額（土地、家屋、借地法による借地権、借地法による借地権たるもの以外の地上権又は永小作権及び株式その他命令で定める資産の価額については、財産税法第三章の規定及びこれに基いて発する命令により計算した価額）と調査時期後に支出した管理費その他必要な経費又は設備費若しくは改良費との合計額

二　調査時期後昭和二十四年十二月三十一日までに植林し若しくは取得した山林又は取得した第九條第一項第八号に規定する資産については、その植林費若しくは取得費又は管理費その他必要な経費又は設備費若しくは改良費との合計額

**第十條の七**　第九條第二項第八号に規定する資産のうち、家屋その他使用又は保存に因る減もう等に因り減価するものの譲渡所得の計算については、命令の定めるところにより、その取得価額から当該資産の減価の価額を控除した金額をもつて、その取得価額とする。

第十一條中「、配当所得」に改め、同條の次に次の五條を加える。

**第十一條の二**　納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族が、当該納税義務者の経営する事業から所得を受ける場合においては、当該所得は、これを当該納税義務者の有する事業所得とみなす。この場合においては、第八條第一項の規定の適用については、当該親族は、当該納税義務者の経営する事業から所得を受けていないものとみなす。

**第十一條の三**　第一條第一項の規定に該当する個人が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難に因り資産（商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他命令で定める資産を除く。以下本條において同じ。）について損失を受けた場合において、当該損失額（保険金、損害賠償金等に因り補てんされた金額を除く。）が、その個人の総所得金額の十分の一を超過するときは、その超過額を、その個人の総所得金額から控除する。第一條第二項第一号の規定に該当する個人のこの法律の施行地にある資産に係るこれらの損害についても、また同様とする。

**第十一條の四**　第一條第一項の規定に該当する個人が自己又はその扶養親族に係る医療費又は歯科治療費（保険金、損害賠償金等に因り補てんされた金額を除く。以下医療費という。）を支出した場合において、その支出した額が、その個人の総所得金額と扶養親族の総所得金額（当該扶養親族の所得の金額が第十三條の二第一項の規定により合算される場合においては、当該個人が同項に規定する主たる所得者でないときは、総所得金額から同項に規定する資産所得の金額を控除した金額以下本條において同じ。）との合計額の十分の一を超過するときは、その超過額

(その金額が十万円をこえる場合においては、十万円)を、その個人の総所得金額から控除し、なお不足額があるときは、これをその扶養親族の総所得金額から控除する。

前項に規定する医療費の範囲は、命令でこれを定める。

**第十一條の五**　第一條第一項の規定に該当する個人に扶養親族がある場合においては、扶養親族一人につき一万二千円を、その個人の総所得金額から控除する。

**第十一條の六**　第一條第一項の規定に該当する個人が不具者である場合においては、一万二千円をその総所得金額から控除する。

第一條第一項の規定に該当する個人に不具者である扶養親族がある場合においては、不具者一人につき一万二千円を、その個人の総所得金額から控除する。

不具者である扶養親族に所得がある場合においては、前二項の規定のうち、いずれか一を適用する。

第十二條第一項中「その所得金額から一万五千円」を「その総所得金額から二万五千円」に改め、同條第二項から第七項までを次のように改める。

第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用がある場合においては、その合算額から二万五千円を控除する。

前二項の規定により控除する金額は、同一人の所得については、二万五千円をこえることができない。

前二項の場合において、誰の所得の金額からいかなる金額を控除するかについては、命令でこれを定める。

前四條及び前四項の規定による控除の順序については、命令でこれを定める。

**第十三條**　所得税は、前五條の規定による控除後の総所得金額(以下課税総所得金額という。)を左の各級に区分して、逓次に各税率を適用して、これを課する。

| | |
|---|---|
| 五万円以下の金額 | 百分の二十 |
| 五万円をこえる金額 | 百分の二十五 |
| 八万円をこえる金額 | 百分の三十 |
| 十万円をこえる金額 | 百分の三十五 |
| 十二万円をこえる金額 | 百分の四十 |
| 十五万円をこえる金額 | 百分の四十五 |
| 二十万円をこえる金額 | 百分の五十 |
| 五十万円をこえる金額 | 百分の五十五 |

**第十三條の二**　生計を一にする親族で左の各号に掲げるもののうち、総所得金額から利子所得、配当所得及び不動産所得(以下資産所得という。)を控除した金額が最も大である者(以下主たる所得者という。)以外の者が資産所得(第九條の二第一項又は第三項の規定により資産所得から控除される金額がある場合においては、当該控除後の資産所得)を有する場合においては、当該資産所得の金額から第十一條の三乃至第十一條の六の規定により控除する金額(当該資産所得以外の所得の金額から控除する金額を控除した金額に対し、第十一條の三乃至前條、第十四條及び第十四條の二の規定を適用して計算した税額に、前段に定めるその者の税額を加算した金額とする。

一　夫と妻

二　父母と未成年の子(その子に配偶者又は子のない場合に限る。)

三　祖父母と未成年の孫(その孫に配偶者又は子のない場合であつて、父母がない場合又はその孫と父母とが生計を一にしない場合に限る。)

前項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫が妻子であるときは、同項第二号及び第三号中父母とあるのは妻父母とし、同項第三号の場合において、父母が祖父母の妻子であるときは、同号中祖父母とあるのは父母の妻父母とする。

第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者であつた者との間に親子の関係がない場合又はなかつた場合においても、その子又はその孫とこれらの者との間に親子の関係があり又はあつたものとみなす。

前二項に規定するもの外、第一項の親族の範囲について必要な事項は、命令でこれを定める。

第一項の場合において、第十一條の三乃至第十一條の六の規定の適用について、いかなる所得の金額からいかなる金額を控除するかについては、命令でこれを定める。

**第十三條の三**　納税義務者の扶養親族が所得を有する場合においては、当該扶養親族の総所得金額から第十一條の三乃至第十一條の六の規定による控除をなした後の金額を当該納税義務者の総所得金額から第十一條の三乃至第十一條の六の規定による控除をなした後の金額に合算し、その合算額について、第十二條、第十三條、第十四條及び第十四條の二の規定を適用して計算した税額を、各人の課税総所得金額にあん分して各人の税額を定める。

前項の場合において、当該納税義務者又は扶養親族の所得が前條第一項の規定により主たる所得者の所得の金額に合算されるときは、その納税義務者又は扶養親族については、前項中総所得金額とあるのは総所得金額から資産所得の金額を控除した金額とし、課税総所得金額とあるのは同項の規定により合算された金額(当該金額から第十二條の規定による控除をなした場合においては、控除後の金額)とする。この場合において、当該納税義務者又は扶養親族の所得税の税額は、前項の規定によるその者の税額(第十四條及び第十四條の二の規定の適用がある場合におけるその者の税額を含む。)に前條第一項の規定によるその者の税額を加算した金額とする。

前二項に規定するもの外、第一項の親族の範囲について必要な事項は、命令でこれを定める。

第一項の場合において、第十一條の三乃至第十二條の規定による控除は、まず変動所得以外の所得(以下普通所得という。)の金額について、これをなし、なお不足額があるときは、これを変動所得の金額から控除し、これらの規定による控除後の普通所得の金額と変動所得の金額との合計額又は控除後の変動所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額又は控除後の変動所得の金額の五分の一に相当する金額(以下調整所得金額と総称する。)に対し第十三條に規定する税率を適用して計算した税額

二　前号に掲げる税額の調整所得金額に対する割合を変動所得の金額又は控除後の変動所得の金額の五分の四に相当する金額(以下特別所得金額という。)に乗じて計算した税額

第十三條の二第一項又は前條第一項の規定により所得の金額を合算する場合において、前項(各号を除く。)の規定の適用については、主たる所得者以外の親族の資産所得の金額又は扶養親族の総所得金額(前條第二項の規定の適用がある場合においては、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額)を主たる所得者の総所得金額又は納税義務者の総所得金額(同項の規定の適用がある場合においては、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額)に合算する。

前項の場合においては、第十三條の二第一項又は前條第一項に規定する資産所得の金額又は総所得金

額からの第十一條の三万至第十一條の六の控除は、まず各人についての普通所得の金額からこれをなし、なお不足額があるときは、これを各人の変動所得の金額から控除し、その控除後の金額について第十三條の二第一項又は前條第一項及び第一項第一号の規定を適用する。この場合において、第十三條の二第一項又は前條第一項の規定によるあん分の基礎となる各人の課税総所得金額は、変動所得を有する者については、その者について第一項第一号の規定により計算した調整所得金額とする。

前項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項第二号の税額（変動所得を有する者が二人以上ある場合には、その各人別にその者について同号の規定により計算した税額）は、変動所得を有する者の前項の規定により計算した税額に、これを加算する。

**第十四條の二** 前條第一項の規定による所得税の税額を計算する場合において、その変動所得が漁獲の使用料に因る所得で、原稿及び作曲の報酬若しくは著作権の譲渡による所得でないときは、その他の変動所得の金額が二十万円をこえるときは、その年の翌年から四年間の各年の所得税の税額は、第一号に掲げる税額（当該各年において前條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、当該税額と第二号に掲げる税額との合計額）から第三号に掲げる税額（当該各年の前年以前四年間に前條第一項の規定により所得税の税額を計算する他の年がある場合においては、当該他の年についての第二号に掲げる税額の四分の一に相当する税額

四　当該各年の前年以前四年間に前條第一項の規定により所得税の税額を計算する他の年がある場合においては、当該他の年についての第二号に掲げる税額の四分の一に相当する税額

三　前條第一項第二号の税額の四分の一に相当する税額

二　当該各年において前條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、前号に掲げる税額の第二次調整所得金額に対する割合をその年の特別所得金額に乗じて計算した金額

一　その年の翌年から四年間の各年の課税総所得金額（当該各年において前條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額）に特別所得金額の四分の一に相当する金額を加算した金額、当該各年において総所得金額につき第十二條の三万至第十二條の規定により控除をなしなお不足額がある場合においては、その不足額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除した金額又は当該各年において第九條の二第一項後段若しくは第三項後段の規定の適用がある場合においては、当該控除後の金額につき第十三條の三万至第十二條の規定による控除をなした金額（以下第二次調整所得金額と総称する。）に第十三條に規定する税率を適用して計算した税額

規定により所得税の税額を計算する他の年がある場合においては、当該税額と第四号に掲げる税額との合計額）を控除した金額による。

一　その年の翌年から四年間の各年の課税総所得金額（当該各年において前條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額）に特別所得金額の四分の一に相当する金額

二　第一項又は第二項の場合において、第十三條の二第一項又は第十二條の三第一項の規定により所得の金額を合算するときは、第十三條の二第一項又は第十二條の三第一項の規定によるあん分の基礎となる各人の課税総所得金額は、変動所得を有した者については、その者について第一項第一号の規定により計算した第二次調整所得金額とする。

前條第四項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。この場合において、「税額に、これを加算する。」とあるのは、「税額から、これを控除する。」と読み替えるものとする。

第十五條第一項中「所得金額が二十二万円」を「課税総所得金額（第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては調整所得金額、第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては第二次調整所得金額　以下本條において同じ。）が三十万円」に改め、「所得税の税額」の下に「（第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において



前條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬並びに著作権の使用料に因る所得以外の変動所得の金額が二十万円以下であるときは、その年の翌年から四年間の各年の所得税の税額については、納税義務者の選択により、前項の規定によることができる。

前條第二項の規定は、第一項（各号を除く。）及び前項の場合について、これを準用する。

第一項又は第二項の場合において、第十三條の二第一項又は第十二條の三第一項の規定により所得の金額を合算するときは、第十三條の二第一項又は第十二條の三第一項の規定によるあん分の基礎となる各人の課税総所得金額は、変動所得を有した者については、その者について第一項第一号の規定により計算した第二次調整所得金額とする。

前條第四項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。この場合において、「税額に、これを加算する。」とあるのは、「税額から、これを控除する。」と読み替えるものとする。

第十五條第一項中「所得金額が二十二万円」を「課税総所得金額（第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては調整所得金額、第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては第二次調整所得金額　以下本條において同じ。）が三十万円」に改め、「所得税の税額」の下に「（第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬並びに著作権の使用料に因る所得以外の変動所得の金額が二十万円以下であるときは、その年の翌年から四年間の各年の所得税の税額については、納税義務者の選択により、前項の規定によることができる。

前條第二項の規定は、第一項（各号を除く。）及び前項の場合について、これを準用する。

第一項又は第二項の場合において、第十三條の二第一項又は第十二條の三第一項の規定により所得の金額を合算するときは、第十三條の二第一項又は第十二條の三第一項の規定によるあん分の基礎となる各人の課税総所得金額は、変動所得を有した者については、その者について第一項第一号の規定により計算した第二次調整所得金額とする。

一　その年の総所得金額及び課税総所得金額の見積額

二　第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、その年分の調整所得金額及び特別所得金額の見積額又は第十四條の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合においては、その年分の第二次調整所得金額及び特別所得金額の見積額

三　前号に該当する場合を除く外、第一号に規定する課税総所得金額につき第十三條乃至第十三條の三の規定により計算した所得税額（第十五條の規定の適用がある場合においては、同條の規定による所得税額）の見積額

四　第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる税額並びにその合計額





額からの第十一條の三万至第十一條の六の控除は、まず各人についての普通所得の金額からこれをなし、なお不足額があるときは、これを各人の変動所得の金額から控除し、その控除後の金額について第十三條の二第一項又は前條第一項及び第一項第一号の規定を適用する。この場合において、第十三條の二第一項又は前條第一項の規定によるあん分の基礎となる各人の課税総所得金額は、変動所得を有する者については、その者について第一項第一号の規定により計算した調整所得金額とする。

前項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項第二号の税額（変動所得を有する者が二人以上ある場合には、その各人別にその者について同号の規定により計算した特別所得金額を基準として計算した税額）は、変動所得を有する者の前項の規定により計算した税額に、これを加算する。

**第十四條の二** 前條第一項の規定による所得税の税額を計算する場合において、その変動所得が漁獲の使用料に因る所得で、原稿及び作曲の報酬若しくは著作権の譲渡による所得でないときは、その他の変動所得の金額が二十万円をこえるときは、その年の翌年から四年間の各年の所得税の税額は、第一号に掲げる税額（当該各年において前條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、当該税額と第二号に掲げる税額との合計額）から第三号に掲げる税額（当該各年の前年以前四年間に前條第一項の規定により所得税の税額を計算する他の年がある場合においては、当該他の年についての第二号に掲げる税額の四分の一に相当する税額

四　当該各年の前年以前四年間に前條第一項の規定により所得税の税額を計算する他の年がある場合においては、当該他の年についての第二号に掲げる税額の四分の一に相当する税額

三　前條第一項第二号の税額の四分の一に相当する税額

二　当該各年において前條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、前号に掲げる税額の第二次調整所得金額に対する割合をその年の特別所得金額に乗じて計算した金額

一　その年の翌年から四年間の各年の課税総所得金額（当該各年において前條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額）に特別所得金額の四分の一に相当する金額を加算した金額、当該各年において総所得金額につき第十二條の三万至第十二條の規定により控除をなしなお不足額があるある場合においては、その不足額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除した金額又は当該各年において第九條の二第一項後段若しくは第三項後段の規定の適用がある場合においては、当該控除後の金額につき第十三條の三万至第十二條の規定による控除をなした金額（以下第二次調整所得金額と総称する。）に第十三條に規定する税率を適用して計算した税額

規定により所得税の税額を計算する他の年がある場合においては、当該税額と第四号に掲げる税額との合計額）を控除した金額による。

一　その年の翌年から四年間の各年の課税総所得金額（当該各年において前條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額）に特別所得金額の四分の一に相当する金額

二　第一項又は第二項の場合において、第十三條の二第一項又は第十二條の三第一項の規定により所得の金額を合算するときは、第十三條の二第一項又は第十二條の三第一項の規定によるあん分の基礎となる各人の課税総所得金額は、変動所得を有した者については、その者について第一項第一号の規定により計算した第二次調整所得金額とする。

前條第四項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。この場合において、「税額に、これを加算する。」とあるのは、「税額から、これを控除する。」と読み替えるものとする。

第十五條第一項中「所得金額が二十二万円」を「課税総所得金額（第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては調整所得金額、第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては第二次調整所得金額　以下本條において同じ。）が三十万円」に改め、「所得税の税額」の下に「（第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬並びに著作権の使用料に因る所得以外の変動所得の金額が二十万円以下であるときは、その年の翌年から四年間の各年の所得税の税額については、納税義務者の選択により、前項の規定によることができる。

前條第二項の規定は、第一項（各号を除く。）及び前項の場合について、これを準用する。

第一項又は第二項の場合において、第十三條の二第一項又は第十二條の三第一項の規定により所得の金額を合算するときは、第十三條の二第一項又は第十二條の三第一項の規定によるあん分の基礎となる各人の課税総所得金額は、変動所得を有した者については、その者について第一項第一号の規定により計算した第二次調整所得金額とする。

一　その年の総所得金額及び課税総所得金額の見積額

二　第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、その年分の調整所得金額及び特別所得金額の見積額又は第十四條の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合においては、その年分の第二次調整所得金額及び特別所得金額の見積額

三　前号に該当する場合を除く外、第一号に規定する課税総所得金額につき第十三條乃至第十三條の三の規定により計算した所得税額（第十五條の規定の適用がある場合においては、同條の規定による所得税額）の見積額

四　第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる税額並びにその合計額

第十五條の次に次の一條を加える。

**第十五條の二** 総所得金額のうちに、この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から受ける配当所得（利息の配当を除く。）があるときは、その者の総所得金額につき第十一條の三乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額（前條の規定の適用がある場合においては、同項第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額）を加え、「前三條」を「第十一條の三乃至第十三條」、第十四條第一項第一号及び第十四條の二第一項第一号に、「所得金額」を「課税総所得金額」に改め、「並びに扶養親族の有無及びその数」及び「第二條第二項第一号の規定に該当する個人及び命令で定める者については、所得金額に応じ、扶養親族がないものについて同表に定める金額」を削り、同條第二項中「同居親族の所得金額は、これを合算し、」を「第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用があるときは、」に、「その総額並びに扶養親族の有無及びその数」を「その合算額」に、「各〻その課税所得金額にあん分して、各〻その税額を定める。」を「各人の課税総所得金額にあん分して、各〻その税額を定める。この規定の適用を受ける親族については、同條第一項の規定により合算された金額、当該金額から第十二條の規定による控除をなした場合においては、控除後の金額）にあん分して、各人の税額を定める。第十三條の二第一項後段及び第十三條の三第二項後段の規定は、この場合について、これを準用する。」に改め、同條第三項を削る。

第十五條の次に次の一條を加える。

**第十五條の二** 総所得金額のうちに、この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から受ける配当所得（利息の配当を除く。）があるときは、その者の総所得金額につき第十一條の三乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額（前條の規定の適用がある場合においては、同項第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額）を加え、「前三條」を「第十一條の三乃至第十三條」、第十四條第一項第一号及び第十四條の二第一項第一号に、「所得金額」を「課税総所得金額」に改め、「並びに扶養親族の有無及びその数」及び「第二條第二項第一号の規定に該当する個人及び命令で定める者については、所得金額に応じ、扶養親族がないものについて同表に定める金額」を削り、同條第二項中「同居親族の所得金額は、これを合算し、」を「第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用があるときは、」に、「その総額並びに扶養親族の有無及びその数」を「その合算額」に、「各〻その課税所得金額にあん分して、各〻その税額を定める。」を「各人の課税総所得金額にあん分して、各〻その税額を定める。この規定の適用を受ける親族については、同條第一項の規定により合算された金額、当該金額から第十二條の規定による控除をなした場合においては、控除後の金額）にあん分して、各人の税額を定める。第十三條の二第一項後段及び第十三條の三第二項後段の規定は、この場合について、これを準用する。」に改め、同條第三項を削る。

**第十八條** 法人が、この法律の施行地において支払を受ける利子所得又は配当所得のうち利息の配当について

**第十七條** 第二條第二項の規定に該当する個人が、この法律の施行地において支払を受ける利子所得、配当所得のうち利息の配当、給與所得又は退職所得について、第九條第一項第一号、第二号、第五号及び第六号並びに第十三條乃至第十四條の二の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支払を受けるべき金額（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名株式の利息の配当については、支払を受けた金額）に対し、百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。

**第十八條** 法人が、この法律の施行地において支払を受ける利子所得又は配当所得のうち利息の配当について

五　第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、同條第一項第一号乃至第四号に掲げる税額及び同項の規定により計算した所得税額の見積額

六　その年分の第三十七條、第三十八條第一項、第四十條又は第四十二條の規定により徴收される所得税額及び当該税額の計算の基礎となる所得金額の見積額

七　第三号乃至第五号に規定する税額の見積額から前号に規定する徴收税額の見積額を控除した金額

八　第十一條の三乃至第十二條又は第十五條の二の規定による控除に関する事項

同條第二項から第六項までを次のように改める。

左の各号に該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、六月予定申告書の提出を要しない。

一　一の給與の支拂者から給與所得の支拂を受ける場合であつて、その年中における給與所得の收入金額が三十五万五千円と扶養親族及び不具者の数を一万二千円に乘じて計算した金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円に満たないと見積られる場合

二　二以上の給與の支拂者から給與所得の支拂を受ける場合であつて、その年中における給與所得の收入金額が十万円と扶養親族及び不具者の数を一万二千円に乘じて計算した金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円に満たないと見積られる場合

三　退職所得を有する場合であつて、その年中における給與所得及び退職所得の收入金額の合計金額が十万円と扶養親族及び不具者の数を一万二千円に乘じて計算した金額との合計金額（一の支拂者から給與所得及び退職所得の支拂を受け、退職所得の支拂を受けた後その年中においてこれらの所得の支拂を受けることがない場合においては、当該退職所得の金額が二十万円）以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円に満たないと見積られる場合

六月予定申告書に記載すべき総所得金額、第二次調整所得金額、特別所得金額、第一項第八号に規定する控除に関する事項は、毎年六月一日の現況による。

第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用がある場合においては、これらの規定の適用を受ける主たる所得者、納税義務者及びその親族は、各人について、第一項に規定する事項を区分して記載し、連署で六月予定申告書を提出しなければならない。但し、政府の承認を受けた場合においては、親族の氏名を附記して、各別にこれを提出することができる。

前二項の規定の適用については、第十三條の二第一項各号に掲げる親族であるかどうかは、毎年六月一日（その年一月一日以後五月三十一日以前に死亡した者とその他の者との間の関係においては、死亡当時）の現況による。

第二十一條の二　第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人で、米、麦、たばこ、果実、野菜又は花の栽培、蚕蚕その他これらに類する事業で命令で定めるものから生ずる所得（以下農業所得という。）の金額が毎年五月一日の現況によれば総所得金額の十分の七に相当する金額をこえると見積られる者（以下農業所得者という。）は、毎年七月一日においてその年中における総所得金額が二万五千円をこえると見積られるときは、毎年七月一日から同月三十一日までに、命令の定めるところにより、前條第一項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。（この申告書を農業七月予定申告書という。）

農業所得者のうち、毎年七月一日においてその年九月一日以後において生ずる農業所得の金額がその年中における農業所得の金額の十分の七をこえると見積られる者は、その年中における総所得金額の見積額が二万五千円をこえると見積られる場合においても、前項の規定にかかわらず、農業七月予定申告書を提出することを要しない。

前條第三項乃至第六項の規定は、第一項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、前條第三項及び第六項中「六月一日」とあるのは「七月一日」と、同條第六項中「五月三十一日」とあるのは「六月三十日」と読み替えるものとする。



**第二十一條の三**　納税義務者に前年分について第二十六條第一項前段又は第二十六條の二第一項の規定により確定申告書又は農業確定申告書を提出する義務があつた場合（第九條の二第一項又は第三項の規定による純損失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額の控除をなさないで当該年の総所得金額を計算したならば、当該年において第二十六條第一項前段又は第二十六條の二第一項の規定により確定申告書又は農業確定申告書を提出する義務があつた場合を含む。以下第四十四條において同じ。）においてその年分の総所得金額の見積額（その年において第九條の二第一項又は第三項の規定により損失の額を控除する場合においては、控除をなさないで計算したその年分の総所得金額の見積額、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、その年分の総所得金額の見積額から当該控除をなした後の金額　以下本條において同じ。）が前年分の総所得金額（前年において第九條の二第一項又は第三項の規定により損失の額を控除した場合においては、控除をなさないで計算した当該年分の総所得金額　以下本條において同じ。）に満たないときは、納税義務者は、政府の承認を受けた場合に限り、第八項の規定により政府の認めた又は定めたその年分の総所得金額の見積額を基礎として、前二條の規定による申告書を提出することができる。

2　納税義務者は、前項に規定する政府の承認を受けようとするときは、命令の定めるところにより、その年分の総所得金額の見積額の計算の基礎となる事実を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

3　前項の場合においては、納税義務者は、命令の定めるところにより、取引の記録等に基いて、その年分の総所得金額の見積額の計算の基礎となる事実を証明する書類を同項の申請書に添附しなければならない。

4　第二項の規定により政府に申請する場合においては、その年分の総所得金額の見積額は、毎年五月一日（農業所得者については、六月一日　以下本條において同じ。）の現況による。但し、同日後五月三十一日（農業所得者については、六月三十日　以下本條において同じ。）までに生じた事業の全部若しくは一部の廃止、休止若しくは転換、失業、震災、風水害その他これらに類する災害若しくは盗難に因り、その年分の総所得金額の見積額が変動した場合においては、命令の定めるところにより、その旨を政府に届け出たときに限り、その変動に係る見積額を算入することができる。この場合においては、納税義務者は、命令の定めるところにより、第二項の規定により申請書に附記した見積額を訂正するための書類を提出しなければならない。

5　第二項の規定による政府の承認は、その年分の総所得金額の見積額を基礎としては、前二條の規定による申告書を提出する義務がないときは、これを提出しないこと　ができる。

6　納税義務者は、前項に規定する政府の承認を受けようとする場合においては、命令の定めるところにより、その年分の総所得金額の見積額の計算の基礎となる事実を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

7　前項の場合においては、納税義務者は、命令の定めるところにより、取引の記録等に基いて、その年分の総所得金額の見積額の計算の基礎となる事実を証明する書類を同項の申請書に添附しなければならない。

8　第二項の規定により政府に申請する場合においては、その年分の総所得金額の見積額は、毎年五月一日（農業所得者については、六月一日　以下本條において同じ。）の現況による。但し、同日後五月三十一日（農業所得者については、六月三十日　以下本條において同じ。）までに生じた事業の全部若しくは一部の廃止、休止若しくは転換、失業、震災、風水害その他これらに類する災害若しくは盗難に因り、その年分の総所得金額の見積額が変動した場合においては、命令の定めるところにより、その旨を政府に届け出たときに限り、その変動に係る見積額を算入することができる。この場合においては、納税義務者は、命令の定めるところにより、第二項の規定により申請書に附記した見積額を訂正するための書類を提出しなければならない。

9　第二項の規定により政府に申請する場合においては、前年分の総所得金額は、その年五月一日の現況による。但し、同日後前二條の規定による申告書の提出期限までに、当該金額が減少することとなつたときは、同項の規定による申請書の提出又は当該申請書に係る政府の処分は、なかつたものとみなす。

10　政府は、第二項の申請があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、納税義務者に対し、承認を與えなければならない。

一　その年五月一日（第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年五月三十一日）までにおいて、事業の全部若しくは一部の廃止、休止若しくは転換又は失業に因りその年分の総所得金額の見積額が前年分の総所得金額に比し減少すると認められるとき

二　その年五月一日（第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項

該当する個人（農業所得者を除く。）は、毎年十月二日においてあらたにその年中における総所得金額が二万五千円をこえると見積られるに至つた場合においては、その年十月一日から同月三十一日までに、命令の定めるところにより、第二十一條第一項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。（この申告書を十月予定申告書という。）

第二十一條第二項乃至第六項の規定は、前項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、第二十一條第三項及び第六項中「六月一日」とあるのは「十月一日」と、同條第六項中「五月三十一日」とあるのは「九月三十日」と読み替えるものとする。

**第二十二條の二**　農業所得者は、毎年十一月一日において左の各号の一に該当する場合においては、その年十一月一日から同月三十日までに、命令の定めるところにより、第二十一條第二項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。（この申告書を農業十一月予定申告書という。）

一　第二十一條の二第二項の規定により農業七月予定申告書を提出しない場合であつて、その年中における総所得金額が二万五千円をこえると見積られる場合

二　毎年七月二日から十一月一日までの間にあらたにその年中における総所得金額が二万五千円をこえると見積られるにいたつた場合

第二十一條第三項乃至第六項の規定は、農業十一月予定申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、第二十一條第三項及び第六項中「六月一日」とあるのは「十一月一日」と、同條第六項中「五月三十一日」とあるのは「十月三十一日」と読み替えるものとする。

第二十一條の三の規定は、第一項第一号の規定により農業十一月予定申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、同條第四項中「六月一日」とあるのは「十月一日」と、「六月三十日」とあるのは「十月三十一日」と読み替えるものとする。

第二十三條第一項から第六項までを次のように改める。

六月予定申告書を提出した者（第二十一條の三第十項の規定により申告書を提出したものとみなされた者を含む。以下本條及び第三十條において同じ。）は、その年十月一日における総所得金額又は所得税額の見積額が当該申告書に記載された総所得金額の見積額又は所得税額の見積額に比し、減少すること となつた場合においては、その年十月一日から同月三十一日までの間に、政府に対し、総所得金額の見積額又は予定納税額の更正の請求をなすことができる。



については、その年五月三十一日）までにおいて、震災、風水害、火災その他これらに類する災害若しくは盗難に因り資産（商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他命令で定める資産を除く。）について受けた損害又は医療費の支出に因りその年分の総所得金額の見積額が前年分の総所得金額に比し減少すると認められるとき

三　前二号に掲げる場合を除く外、その年五月一日の現況において、その年分の総所得金額の見積額が前年分の総所得金額に比し十分の二以上減少すると認められるとき

政府は、第二項の規定による申請に対し承認をなす場合において、その調査により、同項の規定により納税義務者が申請書に附記したその年分の総所得金額の見積額を認め、又はその年分の総所得金額の見積額を定めることができる。

政府は、第二項の規定による申請があつた場合において、承認若しくは却下の処分をなしたとき又は前項の規定によりその年分の総所得金額の見積額を定めたときは、その申請をなした者にこれを通知する。

第一項に規定する場合において、納税義務者が、政府の承認を受けないで、前年分の総所得金額に満たない額のその年分の総所得金額の見積額を基礎として前二條の規定による申告書を提出し又はこれらの申告書を提出しなかつたときは、これらの申告書の提出期限に、前年分の総所得金額に相当する額のその年分の総所得金額の見積額に比し減少すると認められるときは、政府は、その年分の総所得金額の見積額を基礎として計算した所得税額の見積額を納税義務者に通知する。

第十條の四第七項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第二項乃至第十項の総所得金額又はその額の見積額には、退職所得、山林所得、譲渡所得若しくは一時所得の金額又はこれらの金額の見積額を含まないものとする。

政府は、別に法律で定めるところにより、物価変動の状況等を勘案して必要があると認める場合においては、前年分の総所得金額に乗ずべき調整比率を定めることができる。この場合においては、第一項、第六項、第七項及び第十項中「前年分の総所得金額」とあるのは、「前年分の総所得金額に調整比率を乗じた額」とし、前項の規定の適用については、前年分の総所得金額から退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得の金額を控除した金額に調整比率を乗じた額による。

第一項又は第十項の場合において、その年分の総所得金額の見積額を基礎とする所得税額の計算について必要な事項は、命令でこれを定める。

**第二十二條**　第二十二條を次のように改める。

第一條第一項又は第二項第一号の規定により、その年分の総所得金額の見積額を基礎として計算した所得税

一　二以上の給與の支拂者から給與所得の支拂を受ける場合であつて、その年中における給與所得の收入金額が三十五万五千円と扶養親族及び不具者の數を二万二千円に乘じて計算した金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円に滿たない場合

二　二以上の給與の支拂者から給與所得の支拂を受けた又は徵收された又は徵收されるべき所得稅額

九　その年中における所得につき第三十條、第三十一條、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得稅額（第五十五條第一項に規定する利子稅額を除く。）

十　前二号の所得稅額の合計金額が第三号乃至第五号に規定する所得稅額に比し過不足がある場合におけるその超過額又は不足額

十一　第九條の二第一項の規定によりその年中において控除する純損失の金額又は同條第三項の規定によりその年中において控除する純損失の金額若しくは第十二條の三の規定により控除を認められる損失の金額

十二　第十一條の三乃至第十二條又は第十五條の二の規定による控除に關する事項

同條第二項を次のように改める。

左の各号の一に該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、確定申告書の提出を要しない。但し、前項後段に規定する場合及び命令で定める場合は、この限りでない。

一　二以上の給與の支拂者から給與所得の支拂を受ける場合であつて、その年中における給與所得の收入金額が三十五万五千円と扶養親族及び不具者の數を二万二千円に乘じて計算した金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円に滿たない場合

二　二以上の給與の支拂者から給與所得の支拂を受ける者は、その年中において純損失の金額があり、その年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額又はその年中において第十二條の三の規定により控除を認められる損失の金額があり、かつ、その年の總所得金額が二万五千円以下の場合又は零である場合（第九條の二第一項又は第三項の規定により控除をすることのできる前年以前三年間に生じた純損失の金額又は第十二條の三の規定により控除を認められる損失の金額があり、かつ、当該損失の額を控除したため、その年中の總所得金額が二万五千円以下の場合又は零である場合を含む。以下本條において同じ。）においては、翌年一月一日から同月三十一日までに（農業所得者については、翌年二月一日から同月末日までに）、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出することができる。（この申告書を損失申告書という。）

四　第一号又は第二号の第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額

五　第一号及び第二号の純損失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額並びに前二号の總所得金額の計算の基礎

六　純損失、第十一條の三の規定により控除を認められる損失若しくは所得に係る資産若しくは事業の所在地又は純損失、第十一條の三の規定により控除を認められる損失若しくは所得の生じた場所

七　第二十六條第八号又は第九号に掲げる所得稅額がある場合においては、当該所得稅額

八　当該納稅義務者についての第十一條の四乃至第十二條の規定による控除に關する事項

第二十六條の三　第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、その年中において純損失の金額があるその年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額があるその年の總所得金額が二万五千円以下の場合（第九條の二第一項又は第三項の規定により控除をすることのできる前年以前三年間に生じた純損失の金額又は第十二條の三の規定により控除を認められる損失の金額があるその年中の總所得金額が二万五千円以下の場合若しくは零である場合（第九條の二第一項又は第三項の規定により控除をすることのできる前年以前三年間に生じた純損失の金額又は第十二條の三の規定により控除を認められる損失の金額があるその年中の總所得金額が二万五千円以下の場合若しくは零である場合を含む。）においては、同條の規定により計算した所得稅額（第十五條の規定の適用がある場合においては、同條の規定により計算した所得稅額）

四　第十四條第一項の規定により所得稅の稅額を計算する場合において、同項第一号及び第二号に掲げる稅額並びにその合計額

五　第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、同條第一項第一号乃至第四号に掲げる稅額及び同項の規定により計算した所得稅額

六　第一号に規定する總所得金額及び課稅總所得金額、第二号に規定する調整所得金額、第二次調整所得金額又は特別所得金額並びに第三号乃至前号に規定する所得稅額の計算の基礎

七　所得の基因たる資産若しくは事業の所在地又は所得の生ずる場所

八　その年中における所得につき第三十七條、第三十八條第一項、第四十條又は第四十二條の規定により控除すべき金額

第七号までを次のように改める。

一　その年分の總所得金額及び課稅總所得金額

二　第十四條第一項の規定により所得稅の稅額を計算する場合においては、その年分の調整所得金額及び特別所得金額又は第十四條の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合においては、その年分の第二次調整所得金額及び特別所得金額

三　前号に該当する場合を除く外、第一号に規定する課稅總所得金額につき第十三條乃至第十三條の三の規定により計算した所得稅額（第十五條の規定の適用がある場合においては、同條の規定により計算した所得稅額）

四　第十四條第一項の規定により所得稅の稅額を計算する場合において、同項第一号及び第二号に掲げる稅額並びにその合計額

五　第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる稅額及び同項の規定により計算した所得稅額

六　第一号に規定する總所得金額及び課稅總所得金額、第二号に規定する調整所得金額、第二次調整所得金額又は特別所得金額並びに第三号乃至前号に規定する所得稅額の計算の基礎

七　所得の基因たる資産若しくは事業の所在地又は所得の生ずる場所

八　その年中における所得につき第三十七條、第三十八條第一項、第四十條又は第四十二條の規定により控除すべき金額

「九月三十日」に、「九月三十日」を「十月三十一日」に改める。

第二十四條中「前三條」を「第二十一條、第二十一條の二及び前三條」に改める。

第二十五條中「第十四條」を「第十一條の三乃至第十一條の六又は第十五條の二」に、「四月予定申告書、七月予定申告書又は十月予定申告書に」を「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書又は農業十一月予定申告書に」に、「第二十一條第一項第四号に規定する共藏親族」を「第二十一條第一項第八号の規定による控除に改め、「同項第一号に規定する所得稅額の見積額の計算については、「前号」、「但し」を「但し、第十一條の三又は第十一條の四の規定に該当して第二十三條第三項又は第四項の規定により更正の請求をなす場合及びに改める。

第二十六條第一項中「個人」を「個人（農業所得者を除く。）に、「所得金額が二万五千円」を「總所得金額が二万五千円に、「翌年一月一日から同月三十一日まで」を「翌年一月一日から同月末日まで」に改め、「（この申告書を確定申告書という。）」の下に「予定納稅額の申告をなした者（第二十一條の三第十項の規定により申告書を提出したものとみなされる者を含む。）若しくはその決定を受けた者又は第十四條の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある者のその年中における總所得金額が二万五千円以下の金額又は零である場合（第二十六條の三第二項の規定に該当する場合を除く。）も、また同様とする。」を加え、同項第一号から第七号までを次のように改める。

一　その年分の總所得金額及び課稅總所得金額

二　第十四條第一項の規定により所得稅の稅額を計算する場合においては、その年分の調整所得金額及び特別所得金額又は第十四條の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合においては、その年分の第二次調整所得金額及び特別所得金額

三　前号に該当する場合を除く外、第一号に規定する課稅總所得金額につき第十三條乃至第十三條の三の規定により計算した所得稅額（第十五條の規定の適用がある場合においては、同條の規定により計算した所得稅額）

四　第十四條第一項の規定により所得稅の稅額を計算する場合において、同項第一号及び第二号に掲げる稅額並びにその合計額

五　第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる稅額及び同項の規定により計算した所得稅額

六　第一号に規定する總所得金額及び課稅總所得金額、第二号に規定する調整所得金額、第二次調整所得金額又は特別所得金額並びに第三号乃至前号に規定する所得稅額の計算の基礎

七　所得の基因たる資産若しくは事業の所在地又は所得の生ずる場所

八　その年中における所得につき第三十七條、第三十八條第一項、第四十條又は第四十二條の規定により控除すべき金額

第二十六條の三　第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、その年中において純損失の金額があるその年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額があるその年の總所得金額が二万五千円以下の場合又は零である場合（第九條の二第一項又は第三項の規定により控除をすることのできる前年以前三年間に生じた純損失の金額又は第十二條の三の規定により控除を認められる損失の金額があるその年中の總所得金額が二万五千円以下の場合若しくは零である場合を含む。）においては、翌年一月一日から同月三十一日までに（農業所得者については、翌年二月一日から同月末日までに）、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出することができる。（この申告書を損失申告書という。）

一　その年の純損失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額

二　前年以前三年間に生じた純損失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額でその年の前年までに第九條の二第一項又は第三項の規定により控除していないもの

三　前二号の純損失の金額を控除しないで計算したその年の總所得金額及び第九條の二第一項又は第三項の規定によりその年中において控除する純損失の金額

四　第一号又は第二号の第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額

五　第一号及び第二号の純損失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額並びに前二号の總所得金額の計算の基礎

六　純損失、第十一條の三の規定により控除を認められる損失若しくは所得に係る資産若しくは事業の所在地又は純損失、第十一條の三の規定により控除を認められる損失若しくは所得の生じた場所

七　第二十六條第八号又は第九号に掲げる所得稅額がある場合においては、当該所得稅額

八　当該納稅義務者についての第十一條の四乃至第十二條の規定による控除に關する事項

第二十六條の三　第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、その年中において純損失の金額があるその年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額があるその年の總所得金額が二万五千円以下の場合又は零である場合（第九條の二第一項又は第三項の規定により控除をすることのできる前年以前三年間に生じた純損失の金額又は第十二條の三の規定により控除を認められる損失の金額があるその年中の總所得金額が二万五千円以下の場合若しくは零である場合を含む。）においては、翌年一月一日から同月三十一日までに（農業所得者については、翌年二月一日から同月末日までに）、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出することができる。（この申告書を損失申告書という。）

一　その年の純損失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額

二　前年以前三年間に生じた純損失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額でその年の前年までに第九條の二第一項又は第三項の規定により控除していないもの

三　前二号の純損失の金額を控除しないで計算したその年の總所得金額及び第九條の二第一項又は第三項の規定によりその年中において控除する純損失の金額





前條第一項後段及び第三項乃至第五項の規定は、前項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。

第二十六條の二　農業所得者は、その年中における總所得金額が二万五千円をこえるときは、翌年二月一日から同月末日までに、命令の定めるところにより、前條第一項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。（この申告書を農業確定申告書という。）

同條第四項中「相續人」を「相續人（包括受遺者を含む。以下同じ。）」に改める。

第二十六條の次に次の三條を加える。

第二十六條第四項の規定は、相続人が第三十六條第五項（第三十六條の二第三項において準用する場合を含む。）において準用する第三十六條第一項又は第三十六條の二第一項の規定により所得税額の還付の請求をなす場合について、これを準用する。

**第二十六條の四**　事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得を有する個人は、政府の承認を受けた場合においては、前三條の規定により提出する確定申告書若しくは農業確定申告書又は損失申告書は、青色の申告書によることができる。（この申告書を青色申告書という。）

前項の規定による政府の承認を受けようとする個人は、その事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得の計算に関して備え付ける帳簿書類については、命令の定めるところによらなければならない。

青色申告書には、命令の定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他所得又は純損失の金額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

第二項の規定により青色申告書の提出につき政府の承認を受けようとする個人は、その年分につき青色申告書を提出しようとする年の前年十二月三十一日まで（その年の中途においてあらたに事業を開始した場合においては、当該事業開始の日から一箇月以内）に、命令の定めるところにより、当該所得について青色申告書を提出しようとする所得を定め、申請書を政府に提出しなければならない。

政府は、前項の規定による申請に対し承認をなす場合において、必要があると認めるときは、第二項に規定する帳簿書類について必要な指示をなすことができる。

政府は、第四項の申請書の提出があつた場合において、当該個人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定に準拠していないものであると認められるとき若しくは当該帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし若しくは仮装して記載する等当該帳簿書類の記載事項の全体についてその真実性を疑うに足りる不実の事実があると認められる相当の事由があるとき又はその申請書が第八項の規定による取消の通知を受けた日から一箇年以内に提出されたものであるときは、当該申請を却下することができる。

第四項の規定による申請書の提出があつた場合において、その年分につき青色申告書を提出しようとする年の十二月三十一日までに、当該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

青色申告書を提出することについて政府の承認を受けた個人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定に準拠していないと認められるとき若しくは第五項の規定による指示に反していると認められるとき又は当該帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし若しくは仮装して記載する等当該帳簿書類の記載事項の全体についてその真実性を疑うに足りる不実の事実があると認められる相当の事由があるときは、政府は、その事実があつたと認められる時までさかのぼつて、その承認を取り消すことができる。この場合においては、その事実があつた時以後提出した青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

政府は、第四項の規定による申請があつた場合において承認若しくは却下の処分をなしたとき又は前項の規定による承認の取消の処分をなしたときは、申請をなした者又は承認を受けていた者に、これを通知する。

第十條の四第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第二十七條第一項中「確定申告書を提出した者は、」を「確定申告書若しくは農業確定申告書又は損失申告書を提出した者は、」に、「前條第一項第七号」を「第二十六條第一項第十号」に、「不足額が過少であること又は超過額が過大であることを発見したときは、」を「不足額が過少である場合若しくは超過額が過大である場合又は第二十六條の三第一項第一号に規定する純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額が過大である場合若しくは第二十六條第四号に規定する損失の金額が過少である場合若しくは当該更正に係る同項第三号若しくは第四号に規定する損失の金額が過少である場合若しくは当該更正に係る第二十六條第一項第一号に規定する純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額が過少であることに因り確定申告書若しくは農業確定申告書を提出すべきであつた場合において、」に、「同項各号」を「第二十六條第一項各号又は第二十六條の三第一項各号」に、「提出しなければならない。」を「提出することができる。」に、「この申告書を





修正確定申告書」を「これらの申告書をそれぞれ修正確定申告書若しくは修正農業確定申告書又は修正損失申告書」に改め、同項の次に次の四項を加える。

損失申告書を提出した者は、その年中に総所得金額があること又は当該申告書に記載された第二十六條の三第一項第三号若しくは第四号に規定する総所得金額が過少であることに因り確定申告書又は農業確定申告書を提出すべきであつた場合においては、当該申告書について第四十六條第七項の規定による更正の通知があるまでは、命令の定めるところにより、修正確定申告書又は修正農業確定申告書を、政府に提出することができる。

前二項の規定は、第四十六條の規定による更正又は決定を受けた者の当該更正若しくは決定に係る第二十六條第一項第十号に規定する過不足額について、不足額が過少である場合若しくは超過額が過大である場合又は当該更正に係る第二十六條の三第一項第一号に規定する純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額が過少である場合若しくは第四号に規定する損失の額が過少である場合若しくは当該更正に係る同項第三号若しくは第四号に規定する損失の額が過少であることに因り確定申告書若しくは農業確定申告書を提出すべきであつた場合について、これを準用する。

前三項の場合において、前に提出した申告書が青色であるときは、修正確定申告書、修正農業確定申告書又は修正損失申告書は、青色の申告書によらなければならない。この場合において、前條第八項後段の規定により前に提出した申告書が青色申告書以外の申告書とみなされるときは、青色申告書による修正確定申告書、修正農業確定申告書又は修正損失申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

第一項の規定は、第三十六條第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定により所得税額の還付の請求をなした者の当該請求の基礎となつた純損失の金額が過大である場合又は当該純損失の金額について第四十六條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定により更正を受けた場合における当該更正後の純損失の金額が過大である場合又は第二十六條第一項第四号に規定する所得税額の計算については、これを準用する。

第二十八條の次に次の一條を加える。

**第二十八條の二**　第九條の二第一項又は第三項の控除に関する規定は、その控除しようとする年分の確定申告書若しくは農業確定申告書に第二十六條第一項第十一号に規定する事項の記載がない場合又は損失申告書に第二十六條の三第一項第二号乃至第四号に規定する事項の記載がない場合においては、これを適用しない。前條但書の規定は、この場合について、これを準用する。

第二十九條第一項中「所得金額（死亡当時の同居親族に所得があるときは、その所得金額の見積額との合算額）が一万五千円を超えるときは、」を「総所得金額又

は純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額について、第二十六條第一項、第二十六條の二第一項又は第二十六條の三第一項の規定に該当するときは、」に改め、「その他の者」を削り、「第二十六條第一項」を「第二十六條第一項又は第二十六條の三第一項」に改め、同條第二項中「有しないこととなるときは、」を「有しないこととなる場合において、その年一月一日以後その住所及び居所を有しないこととなる日までの総所得金額又は純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の額について、第二十六條第一項、第二十六條の二第一項又は第二十六條の三第一項の規定に該当するときは、」に、「第二十六條第一項」を「第二十六條第一項又は第二十六條の三第一項」に改め、同項の次に次の四項を加える。

第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用がある場合においては、年の中途において死亡した者又はその住所及び居所を有しないこととなる者の総所得金額にこれらの規定の適用を受ける親族の所得の金額の見積額を合算して、その合算額について、前二項の規定を適用する。

前項の場合において、年の中途において死亡した者又はその住所及び居所を有しないこととなる者の所得税の税額は、その者については総所得金額又は資産所得の金額、親族については総所得金額又は資産所得の金額の見積額を基礎として第十三條の二又は第十三條の三の規定により計算する。この場合において、その者の税額は、当該親族のその後の申告により変更されることはない。

第二十六條の四の規定は、第一項又は第二項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、第二十六條の四第七項中「その年分につき青色申告書を提出しようとする年の十二月三十一日」とあるのは「死亡の日又は住所及び居所を有しないこととなる日」と読み替えるものとする。

第二十七條の規定は、第一項又は第二項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。

同條第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「第十四條」を「第十一條の三乃至第十一條の六又は第十四條」に改める。

**第三十條**　六月予定申告書を提出した者は、その予定納税額の三分の一に相当する税額を、次の各期において、政府に納付しなければならない。

第一期　その年七月一日から同月三十一日限

第二期　その年十一月一日から同月三十日限

第三期　翌年二月一日から同月末日限

十月予定申告書を提出した者は、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、第一項に規定する第二期及び第三期において、農業十一月予定申告書を提出した者（第二十二條の二第三項において準用する第二十一條の三第十項の規定により申告書を提出したものとみなされる者を含む。）は、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、前項に規定する第二期及び第三期において、それぞれ政府に納付しなければならない。

**第三十一條**　十日修正予定申告書を提出した者の第二期及び第三期において納付すべき所得税額は、前條第一項又は第二項の規定による当該納期分の所得税額につき、十月修正予定申告書又は農業十一月修正予定申告書に記載された予定納税額と六月予定申告書又は農業七月予定申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一に相当する金額を加算した金額による。

第三十二條第一項中「確定申告書」を「確定申告書又は農業確定申告書」に改め、「その決定を受けた者であるときは、」の下に「第三項の規定にかかわらず、」を加え、「第四期分」を「第三期分」に、「第二十六條第一項第七号」を「第二十六條第一項第十号」に、「第四期」を「第三期」に改め、同條第二項中「その他の者」を削り、「第四期」を「第三期」に改め、同項の次に次の一項を加





える。

予定納税額の申告をなした者（第二十一條の三第十項の規定により申告書を提出したものとみなされた者を含む。）又はその決定を受けた者が確定申告書若しくは農業確定申告書又は損失申告書を、その提出期限までに提出しなかつたときは、その者は、前二條及び第四十五條の規定による第三期分の税額の所得税を第三期において納付しなければならない。

同條第三項中「修正確定申告書」の下に「（第二十七條第二項の場合においては、修正確定申告書又は修正農業確定申告書の提出に因り納付すべきこととなつた所得税額、以下同じ。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第三十六條第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）又は第三十六條の二第一項（同條第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により所得税額の還付の請求をなし、所得税額の還付を受けた者が、当該請求の基礎となつた純損失の金額について第二十七條第五項において準用する同條第一項の規定による申告書を提出した場合又は第三十六條の二第二項（同條第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により修正に係る申告書を提出した場合においては、これを適用する第三十六條の二第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）又は第三十六條の二第三項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定により加算される金額のうち当該過大となつた税額に対応する部分の金額を含む。）を、政府に納付しなければならない。

第三十三條第一項を削り、同條第二項中「命令で定める税額の所得税」を「その延長された期間内に納期が定められていた税額」に改め、同條第三項中「四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書、十月修正予定申告書、農業確定申告書、農業十一月予定申告書、確定申告書、農業確定申告書を提出した者」の下に「（第二十二條の二第三項において準用する第二十一條の三第十項の規定により申告書を提出したものとみなされた者を除く。）」を加える。

第九條の二、第十一條の三乃至第十一條の六、第十四條、第十五條の二、第三十六條及び第三十六條の二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これを適用したことについてこれを提出しなかつたことにつき政府が正当な事由があると認められる場合においては、この限りでない。

第二十一條の三第十項の規定の適用があつた場合において、六月予定申告書、農業七月予定申告書又は農業十一月予定申告書の提出期限後六月予定申告書、農業七月予定申告書又は農業十一月予定申告書（第二十二條の二第一項第一号の規定により提出する場合に限る。）を提出した場合における当該申告書の提出に因り増加した所得税額については、命令の定めるところにより、当該申告書提出の日に、これを政府に納付しなければならない。

第三十四條に次の一項を加える。

第三十二條第四項及び第五項の規定は、第二十九條第六項において準用する第二十七條第一項乃至第三項又は第五項の規定により修正に係る申告書を提出した場合について、これを準用する。

第三十五條第二項中「第一期乃至第三期」を「第一期及び第二期」に改め、「確定申告書」の下に「若しくは農業確定申告書又は損失申告書」を加える。

**第三十六條**　青色申告書を提出する個人は、その年に純損失の金額がある場合においては、青色申告書の提出と同時に、その前年分の課税総所得金額（第十四條第一項の規定により、所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額、第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額　以下本條において同じ。）に対し第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額（第十五條の規定の適用がある場合においては、同條の規定による所得税額、以下本條において同じ。）と当該課税総所得金額から純損失の金額の全

部又は一部を控除して第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額との差額に相当する所得税額について、命令の定めるところにより、政府に対し、還付の請求をなすことができる。但し、その前年において青色申告書を提出している場合に限る。

前項の所得税額の還付の請求をなす個人は、純損失の金額を生じた年の前年分の課税総所得金額及び所得税額並びに控除を受けようとする純損失の金額その他命令で定める事項を記載した書類を、政府に提出しなければならない。

政府は、第一項の所得税額の還付の請求があつた場合においては、当該請求の基礎となつた純損失の金額その他必要な事項について調査し（当該調査に基き必要があると認める場合においては、更正をなし）、当該請求をなした個人に対し、当該請求に係る金額の全部を還付し、当該金額の一部を還付する旨を通知してこれを還付し又は請求の理由がない旨を通知する。

第十條の四第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

前四項の規定は、第一項の規定により所得税額の還付の請求をなし得る者が、当該請求前に死亡した場合について、これを準用する。

政府は、第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定により還付をなす場合においては、当該所得税額の還付の請求と同時に提出された損失申告書の提出期限の翌日から五箇月を経過した日から、当該金額の還付のため支出をなす日又は第七項の規定により充当をなす日までの期間に応じ、当該金額に対し

算した税額と、当該税額の当該合計額に対する割合を退職所得の金額の五分の四に相当する金額に乗じて計算した金額との合計金額から、その年中において退職所得の支拂を受ける時までに支拂を受けた給與の金額につき第五号及び前号の規定により徴收した税額を控除した税額）

同條第二項中「第二号乃至第四号」を「第三号乃至第五号」に改め、「同項第一号の申告された扶養親族の数に関する特例」を削る。

第三十九條第一項中「給與所得を有する者」の下に「（前條第一項第六号に掲げる給與の支拂を受ける者を除く。）」を加え、「及び扶養親族」を「並びに扶養親族及び不具者」に改め、同條第二項中「扶養親族」を「扶養親族若しくは不具者」に改める。

第四十條中「給與所得につき第九條第一項第五号の規定により計算した所得金額が二十二万円」を「給與所得の收入金額が三十五万五千円と扶養親族及び不具者の数を一万二千円に乗じて計算した金額との合計金額」に、「当該所得についての第十五條の規定による税額」を「第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除前の当該所得に対して第十五條の規定を適用した場合における税額」に改める。

第四十二條第一項中「百分の十五」を「百分の二十」に改める。

第四十三條第一項中「第三十七條第一項」を「第三十七條」に、「徴收すべき所得税を徴收しなかつたとき又は徴收した税金」を「徴收して納付すべき所得税」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項の規定により所得税を徴收された支拂者が、第三十七條、第三十八條の規定により所得税を徴收していなかつた場合においては、支拂者は、その税金に相当する金額を前項の規定による徴收の時以後支拂うべき金額から控除し又はその税金に相当する金額の支拂を請求することができる。この場合において、控除された金額又は支拂を受ける者については、第三十七條、第三十八條第一項又は前三條の規定により所得税とみなす。

同條第二項中「前項」を「第一項」に改める。

第四十四條第一項中「四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書又は十月修正予定申告書」を「六月予定申告書又は十月修正予定申告書」に、「提出があつた場合（納税義務者が前年分について損失申告書を提出した場合を除く。）」を「提出があつた場合（納税義務者が前年分について損失申告書又は農業確定申告書を提出する義務があつた場合及び納税義務者が前年分について損失申告書を提出した場合を除く。）」に、「所得金額の見積額」を「第二十一條第一項第一号乃至第五号に規定する額」に改め、同條第二項中「前項」を「第一項」とみなす。

第四十四條第一項中「四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書、十月修正予定申告書又は農業七月予定申告書、農業十一月予定申告書」を「六月予定申告書又は農業十一月予定申告書」に、「提出しなかつた場合」の下に「（第二十一條の三第十項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）」を加え、「所得金額の見積額」を「第二十一條第一項第一号乃至第五号に規定する額」に改め、同條第四項中「前三項」を「前二項又は本項」に、「所得金額の見積額」を「第二十一條第一項第一号乃至第五号に規定する額」に改め、同條第五項中「前四項」を「前三項」に、「所得金額の見積額」を「第二十一條第一項第一号乃至第五号に規定する額」に改め、同條第六項中「第二十三條第六項」を「第十條の四第七項」に改める。

第四十五條第一項を次のように改める。

前條第一項又は第三項の規定による政府の更正があつた場合においては、その更正に因り増加した税額は、第三十條第一項乃至第三項に規定する納期及び分納額の区分に準じ、更正前の各納期の所得税分納額に加算して、これを政府に納付しなければならない。

同條第二項中「前條第三項」を「前條第二項」に、「第三十條第一項又は第二項」を「第三十條第一項乃至第三項」に改め、同條第三項を次のように改める。

前二項の場合において、更正に因り増加した税額とする予定納税額の計算に誤がある場合における当該予定納税額について、また同樣とする。」を加え、同條第二項を削り、同條第三項中「四月予定申告書、七月予定申告書又は十月予定申告書」を「六月予定申告書又は農業十一月予定申告書」に、「十月予定申告書又は農業十一月予定申告書」に、「提出しなかつた場合」の下に「（第二十一條の三第十項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）」を加え、「所得金額の見積額」を「第二十一條第一項第一号乃至第五号に規定する額」に改め、同條第四項中「前三項」を「前二項又は本項」に、「所得金額の見積額」を「第二十一條第一項第一号乃至第五号に規定する額」に改め、同條第五項中「前四項」を「前三項」に、「所得金額の見積額」を「第二十一條第一項第一号乃至第五号に規定する額」に改め、同條第六項中「第二十三條第六項」を「第十條の四第七項」に改める。





又は決定に係る税額のうち、左の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる納期限までに、これを政府に納付しなければならない。

一　当該更正又は決定の通知をなした日が納期限前二十日以内である場合においては、当該納期に係る分及びすでに経過した納期に係る分については、当該通知をなした日後一箇月を経過する日

二　その通知をなした日が納期限前一月から二十一日までの間である場合においては、当該納期に係る分及びすでに経過した納期に係る分については、当該通知をなした日後到来する最初の納期限

三　前二号に掲げる場合を除く外、すでに経過した納期に係る分については、当該通知をなした日後一箇月を経過する日

第四十六條第一項中「確定申告書又は修正確定申告書」を「確定申告書、農業確定申告書、損失申告書、修正確定申告書、修正農業確定申告書又は修正損失申告書」に、「所得金額若しくは所得税額又は第二十六條第一項第七号に規定する金額」を「第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第十号又は第二十六條の三第一項第一号、第三号及び第四号に規定する額」に、「所得金額若しくは所得税額又は同号に規定する金額」を「これらの額」に改め、同項の次に次の二項を加える。

政府は、損失申告書の提出があつた場合において、その年において総所得金額があること又は第二十六條の三第一項第三号若しくは第四号に規定する総所得金額が過少であることに因り、確定申告書又は農業確定申告書を提出すべきであつたときは、政府の調査により、第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第十号に規定する額を定めるため、当該損失申告書を更正することができる。

第三十六條第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による所得税額の還付の請求があつた場合において、同條第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載された純損失の金額が、政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、当該純損失の金額を更正する。

同條第二項中「確定申告書」の下に「又は農業確定申告書」を加え、「所得金額及び所得税額並びに第二十六條第一項第一号乃至第七号に規定する金額」を「第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第八号乃至第十号に規定する額」に改め、同條第三項中「前二項」を「前四項」に、「所得金額若しくは所得税額又は第二十六條第一項第七号に規定する金額」を「第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第十号又は第二十六條の三第一項第一号、第三号及び第四号に規定する額」に、「所得金額若しくは同号に規定する金額」を「これらの額」に改め、同項の次に次の二項を加える。

政府は、損失申告書の提出があつた場合においては、その年において総所得金額があること又は第二十六條の三第一項第三号若しくは第四号に規定する総所得金額が過少であることに因り、確定申告書又は農業確定申告書を提出すべきであつたときは、政府の調査により、第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第十号に規定する額を定めるため、当該損失申告書を更正することができる。

第三十六條第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による所得税額の還付の請求があつた場合において、同條第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載された純損失の金額が、政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、当該純損失の金額を更正する。

同條第二項中「確定申告書」の下に「又は農業確定申告書」を加え、「所得金額及び所得税額並びに第二十六條第一項第一号乃至第七号に規定する金額」を「第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第八号乃至第十号に規定する額」に改め、同條第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同條第四項中「前三項」を「前五項又は本項」に、「所得金額若しくは所得税額又は第二十六條第一項第七号に規定する金額」を「第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第十号又は第二十六條の三第一項第一号、第三号及び第四号に規定する額」に、「所得金額若しくは同号に規定する金額」を「これらの額」に改め、同項の次に次の二項を加える。

政府は、損失申告書の提出があつた場合において

附記しなければならない。

第一項に規定する場合を除く外、政府は、財産の価額若しくは債務の金額の増減、収入若しくは支出の状況又は事業の規模により所得の金額又は損失の額を推計して、前條の更正又は決定をなすことができる。

第四十七條中「前條第一項乃至第四項」を「第四十六條第一項、第二項又は第四項乃至第六項」に、「同條第五項」を「同條第七項」に改め、同條に次の二項を加える。

政府は、第四十六條第一項又は第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定により純損失の金額を更正した場合においては、第三十六條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定により還付した所得税額のうち、当該更正に因り過大となつた税額（同條第六項の規定により加算される金額のうち、当該過大となつた税額に対応する部分の金額を含む。）を、同條第七項の通知をなした日から一箇月後を納期限として徴収する。

政府は、第四十六條第一項又は第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定により更正をなした場合において、第三十六條の二第一項（同條第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により還付した所得税額のうち、当該更正に因り過大となつた税額（第三十六條の二第三項において準用する第三十六條第六項の規定により加算される金額のうち、当該過大となつた金額に対応する部分の金額を含む。）があるときは、第四十六條第七項の規定による通知をなした日から一箇月を納期限として、当該金額を徴収する。

第六章を次のように改める。

## 第六章　再調査、審査及び訴訟

**第四十八條**　第二十三條第六項（第二十七條第七項（第二十九條第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十六條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）、第四十四條第四項、第四十六條第七項、第五十七條第七項、第五十七條の二第七項又は第六十二條の四第二項の規定により通知を受けた者は、その通知を受けた第二十三條第三項若しくは第四項若しくは第二十七條第六項若しくは第八項（第二十九條第六項において準用する場合を含む。）の規定による更正の請求に関する事項、第三十六條第三項に規定する還付に関する事項、第二十一條第一項第一号乃至第五号に規定する額若しくは予定納税額、第二十六條第一項第一号乃至第五号若しくは第十号に規定する額、第二十六條第一項第三号若しくは第四号に規定する額、第二十六條第一項乃至第四項の規定により徴収される過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは源泉徴収加算税額、第五十七條の二第一項乃至第四項の規定により徴収される重加算税額又は第六十二條の四第一項の規定により徴収される加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長に対し、再調査の請求をなすことができる。但し、当該通知に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の収税官吏によつてなされた旨の記載がある書面により当該通知を受けた者については、この限りでない。

第二十三條第八項及び第二十四條の規定は、前項の規定による請求について、これを準用する。

前二項の規定は、第十條の四第六項（第十條の五第三項において準用する場合を含む。）、第二十一條の三第九項、第二十六條の四第九項（第二十九條第五項において準用する場合を含む。）又は第六十五條第四項の規定による政府の通知を受けた者が当該通知を受けた事項について、異議がある場合について、これを準用する。

税務署長は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による再調査の請求（以下再調査の請求という。）があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした者に通知しなければならない。

一　再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二　再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三　再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

第四十九條　前條第一項但書（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者又は同條第五項の規定による通知を受けた者は、同條第一項若しくは第三項に規定する通知に係る事項又は同條第五項の規定による決定（以下再調査の決定という。）に対して異議があるときは、同條第一項若しくは第三項に規定する通知又は同條第五項の規定による通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該再調査の決定をした税務署長又は国税局長に対し、審査の請求をすることができる。この場合において、当該審査の請求が再調査の決定に対するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてなされたものとみなす。

第二十三條第八項及び第二十四條の規定は、前項の規定による請求について、これを準用する。





再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、各〻当該各号に規定する日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による請求（以下審査の請求という。）があつたものとみなす。

一　税務署長において再調査の請求を審査の上、相当と認め、且つ、再調査の請求の全部又は一部について、これに同意したときは、当該同意のあつた日

二　再調査の請求があつた日から三箇月以内に前條第五項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日

前條第四項の規定は、審査の請求があつた場合について、これを準用する。

国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした者（第三項の再調査の請求をなした者を含む。）に通知しなければならない。

一　審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前條第四項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二　審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三　審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

国税庁長官又は国税局長が、前條第五項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号による決定をなしたときは、前項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定により、あわせてなされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、これを棄却されたものとみなす。

国税庁長官又は国税局長は、前條第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をなす場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。

第十條の四第七項の規定に、第五項の規定による通知について、これを準用する。

第七項に規定する協議団に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

**第五十條**　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴願法の規定は、これを適用しない。



K 342

**第五十一條**　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第四十九條第五項の規定による決定（以下審査の決定という。）を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六箇月を経過してなお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三箇月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで訴を提起することができる。

再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、行政事件訴訟特例法第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定に係る通知を受けた日から三箇月以内に、これを提起しなければならない。

第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六箇月を経過した後に当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合においては、当該訴を提起しなければならない。

前二項の期間は、これを不変期間とする。

第二項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律第五條第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長又は国税局長の所部の職員とみなす。

第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされている場合には、これらの請求に対して決定をなすことを妨げない。

**第五十二條**　前條第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めたときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をなし、その後に相手方当事者が証拠の申出をなすものとする。

相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をなすことができる。

**第五十三條**　政府は、確定申告書又は修正確定申告書、農業確定申告書、農業確定申告書若しくは修正確定申告書に記載された総所得金額が五十万円をこえる者の住所、氏名及び当該申告に係る総所得金額を、命令の定めるところにより、公示しなければならない。

第五十四條第一項中「確定申告書、農業確定申告書、農業確定申告書若しくは修正確定申告書に、「所得金額若しくは所得税額若しくは第二十六條第一項第七号に規定する金額」を「第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第十号に規定する額」に、「脱漏」を「不足額」に、「（同号」を「（同項第十号」に、「当該所得金額、所得税額又は同号に規定する金額」を「これらの額」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同條第二項中「第三十七條第一項」を「第三十七條」に、「徴収すべき所得税を徴収しなかつた事実又は徴収した税金を納付しなかつた事実」を「徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた事実」に、「当該所得金額、所得税額又は同号に規定する金額」を「これらの額」に改め、同條第三項を次のように改める。

前二項の規定は、不法行為に因り知り得た事実又は国若しくは地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基くものであるときは、これを適用しない。

第五十五條を次のように改める。

**第五十五條**　納税義務者は、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる所得税額については、当該各号に掲げる期間に応じ、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。

一　第三十條乃至第三十二條の規定により納付すべき所得税額をその納期限（第三十三條第一項の規定により納期限が延長されたときは、その延長された納期限）内に完納しなかつた場合においては、その未納に係る所得税額について、当該納期限の翌日から当該所得税額を納付する日までの期間

二　六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書、確定申告書、農業確定申告書又は第二十九條第一項





は第二項に規定する申告書を当該申告書の提出期限後又は申告をなすべき日後に提出した場合においては、第三十三條第二項又は第四項の規定により納付すべき所得税額について、当該申告書の提出期限又は申告をなすべき日の翌日から当該所得税額を納付する日までの期間

三　修正確定申告書、修正農業確定申告書又は第二十九條第一項若しくは第二項に規定する申告書に係る修正申告書を提出した場合においては、第三十二條第四項（第三十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税額について、確定申告書、農業確定申告書又は第二十九條第一項若しくは第二項に規定する申告書の提出期限又は申告をなすべき日の翌日から当該所得税額を納付する日までの期間

四　第三十六條第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）又は第三十六條の二第一項（同條第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。）の規定により所得税額の還付の請求をなし、所得税額の還付を受けた者が当該請求の基礎となつた純損失の金額について第二十七條第五項（第二十九條第六項において準用する場合を含む。）において準用する第二十七條第一項の規定による申告書を提出した場合又は第三十六條の二第二項（同條第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により修正に係る申告書に不足額が過大であることを附記した場合においては、第三十二條第五項（第三十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税額について、第三十六條第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）又は第三十六條の二第一項の規定による還付のため支出があつた日から当該所得税額を納付する日までの期間

五　第四十四條第一項若しくは第三項の規定による更正又は同條第二項の規定による決定があつた場合においては、その更正に因り増加した所得税額又はその決定に係る所得税額（第四十五條第三項各号に掲げる税額に限る。）について、第三十條の規定に規定する納期限の翌日から当該所得税額を納付する日までの期間

前項の場合において、納税義務者が同項各号に掲げる所得税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる所得税額は、同項各号に掲げる所得税額からその納付した所得税額を控除した税額による。

前二項の規定は、前二項の利子税額の計算の基礎となる所得税額が千円未満であるときは、これを適用しない。当該所得税額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

前三項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。

第一項第二号乃至第四号の規定に該当する場合で当該各号に規定する申告書若しくは修正に係る申告書を提出した者又は同項第五号の規定に該当する場合で当該更正若しくは決定を受けた者が、第三十二條第四項若しくは第五項（第三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第三十三條第二項若しくは第四項又は第四十五條第三項に規定する納期日までに利子税額を完納しなかつた場合及び第一項第一号の規定に該当する場合においては、政府は、国税徴収法第九條の規定によりその納付すべき利子税額の納付を督促する。第三十五條第二項の規定は、この場合について、これを準用する。

政府は、第四十七條の規定により追徴税額又は同條第三項若しくは第三項に規定する税額を徴収する場合においては、第一項第三号又は第四号及び第二項乃至第四項の規定に準じて計算した利子税額をあわせて徴収する。

納税義務者が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は前項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該納税義務者が納付した所得税額が第三十條乃至第三十四條若しくは第四十五條第三項の規定により納付すべき所得税額又は第四十七條の規定により徴収される所得税額に達するまでは、その納付した所得税額は、これらの規定により納付すべき所得税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

第五十六條第一項中「第三十七條第一項」を「第三十七條」に改める。

七條に改め、「徴収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金」を「徴収して納付すべき所得税」に、「徴収しなかつた所得税の税額又は」を「その」に、「命令で定める期間」を「第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間」に、「十銭」を「四銭」に、「税額を加算して」を「利子税額をあわせて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第三條の規定は、前項の場合については、これを適用しない。

同條第二項中「前條第二項及び第三項」を「前條第二項乃至第四項及び第七項」に、「前項の規定により加算する税額」を「第一項に規定する利子税額」に改める。

第五十七條第一項を次のように改める。

確定申告書、農業確定申告書若しくは第二十九條第一項若しくは第二項に規定する確定申告書若しくは農業確定申告書に相当する申告書（以下本條及び第五十七條の二において確定申告書等と総称する。）又は損失申告書（第二十九條第一項又は第二項に規定する申告書で損失申告書に相当するものを含む。以下本條及び第五十七條の二において同じ。）の提出期限内に確定申告書等又は損失申告書の提出があつた場合（第三十三條第三項但書の規定に該当する場合を含む。）において、第四十六條第一項若しくは第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による修正確定申告書等の提出があつたときは、当該更正に係る第四十七條第一項の規定による追徴税額又は当該修正に因り増加した所得税額について、前号に規定する期間又は損失申告書の提出期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間

三　第四十六條第四項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定があつた場合においては、当該決定に係る第二十六條第一項第十号に規定する不足額について、確定申告書等の提出期限の翌日から当該決定に係る第四十六條第七項の規定による通知をなした日までの期間

四　第四十六條第四項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定があつた場合において、同條第六項の規定による更正があつたとき又は、修正確定申告書等の提出があつた場合においては、その後において更正又は修正があつたときも、当該修正確定申告書等の提出の日とする。）までの期間

同條第二項中「第三十七條第一項」を「第三十七條」に、「徴収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金」及び「徴収すべき所得税を徴収して納付すべき所得税」を「徴収した税金」を「徴収して納付すべき所得税」に、「已むを得ない事由があると認めるときは、」を「正当な事由がないと認めるときは、」に改め、「徴収しなかつた所得税の税額又は」を削り、「百分の二十五の割合」を「第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條に規定する納付の期限（以下本條及び第五十七條の二において納付期限という。）の翌日から納付の日までの期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえるときは百分の二十五の割合」に、「所得税を徴収する。」を「源泉徴収加算税額を徴収する。」に改め、同項の次に次の一項を加える。

納税義務者が修正確定申告書等（第三十六條の二第二項の規定による附記をなしたものを含む。）若しくは第二十七條第五項において準用する第二十七條第四項の規定による申告書を提出した場合、確定申告書等若しくは修正確定申告書等の提出期限後に確定申告書等若しくは修正確定申告書等を提出した場合又は第三十七條、第三十八條第一項乃至第四項若しくは第四十條乃至第四十二條の規定による申告書の提出の日までの期間

二　前号の規定に該当する場合又は損失申告書の提出期限後に損失申告書の提出があつた場合において、第四十六條第一項若しくは第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）若しくは同條第六項の規定による更正があつたとき又は修正確定申告書等の提出があつたときは、当該更正に係る第四十七條第一項の規定による追徴税額又は当該修正に因り増加した所得税額について、前号に規定する期間又は損失申告書の提出期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間

三　第四十六條第四項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定があつた場合においては、当該決定に係る第二十六條第一項第十号に規定する不足額について、確定申告書等の提出期限の翌日から当該決定に係る第四十六條第七項の規定による通知をなした日までの期間

四　第四十六條第四項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定があつた場合において、同條第六項の規定による更正があつたとき又は、修正確定申告書等の提出があつた場合においては、その後において更正又は修正があつたときも、当該修正確定申告書等の提出の日とする。）までの期間

同條第二項中「第三十七條第一項」を「第三十七條」に、「徴収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金」及び「徴収すべき所得税を徴収して納付すべき所得税」を「徴収した税金

の隠ぺいし又は仮装したところに基き確定申告書等、損失申告書又は修正確定申告書等を提出していたときは、政府は、同項の過少申告加算税額に代え、当該過少申告加算税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装したところに基いて所得税額の還付を受け又は第二十七條第二項（第二十九條第六項において準用する場合を含む。）の規定による修正確定申告書等、第二十七條第五項（第二十九條第六項において準用する場合を含む。）において準用する第二十七條第一項の規定による申告書若しくは第三十六條の二第二項（同條第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定による附記をなした修正確定申告書等を提出していたときは、政府は、前條第二項の過少申告加算税額に代え、当該過少申告加算税額の計算の基礎となるべき税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

前條第三項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、政府は、同項の無申告加算税額の外、当該無申告加算税額の計算の基礎となつた所得税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

一　前條第三項第一号の規定に該当する場合においては、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基いて確定申告書等を提出していたこと

二　前條第三項第二号の規定に該当する場合においては、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基いて確定申告書等、損失申告書又は修正確定申告書等を提出していたこと

三　前條第三項第三号の規定に該当する場合においては、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装したところに基いて確定申告書等を提出しなかつたこと

四　前條第三項第四号の規定に該当する場合においては、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基いて確定申告書等を提出せず又は修正確定申告書等を提出していたこと

前條第四項の規定に該当する場合において、第十七條、第三十八條第一項又は第四十條第一項若しくは第二項の規定により所得税額を決定したときは、これを納税義務者又は第三十七條、第三十八條第一項若しくは第四十條第二項の規定により重加算税額を徴収する場合について、これを準用する。

政府は、第一項乃至第四項の規定により徴収する重加算税額を決定したときは、これを納税義務者又は第三十七條、第三十八條第一項若しくは第四十條第二項の規定により所得税を徴収する義務がある者に通知する。

第十條の四第七項の規定は、前項の場合について



が、事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基いて徴収して納付すべき所得税を納付期限内に納付しなかつた場合においては、政府は、前條第四項の規定による源泉徴収加算税額の外、当該源泉徴収加算税額の計算の基礎となつた所得税額に、百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

前四項の規定に該当する場合において、納税義務者又は第三十七條、第三十八條第一項若しくは第四十條乃至第四十二條の規定により所得税を徴収する義務がある者が前條第五項の規定に該当するときは、政府は、同項に規定する過少申告加算税額、無申告加算税額又は源泉徴収加算税額の計算の基礎となる所得税額に、百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収しない。

第五十五條第三項及び第四項の規定は、第一項乃至第四項の規定により重加算税額を徴収する場合について、第五十六條第二項の規定は、第四項の規定により重加算税額を徴収する場合について、これを準用する。



て、これを準用する。

第六十條中「費用弁償」を削る。

第六十一條の次に次の一條を加える。

**第六十一條の二**　この法律の施行地において法人が左の各号に掲げる金額の支拂をなす場合においては、当該法人は、命令の定めるところにより、政府及び当該金額の支拂を受ける者に対して、当該金額を通知しなければならない。

一　株式の消却若しくは資本の減少に因り株主に対し、又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の拂戻として社員若しくは出資者に対し、支拂又は交付する金銭の額又は金銭以外の財産の価額（株式又は出資についてはその拂込金額　以下本條において同じ。）及びこれらの額の合計額（数回に分割して支拂又は交付するときは、すでに支拂又は交付した額の累計額　以下本條において同じ。）

二　解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者に対し支拂又は交付する金銭の額又は金銭以外の財産の価額及びこれらの額の合計額

三　被合併法人の株主、社員又は出資者に対し合併に因り支拂又は交付する金銭の額又は株式若しくは出資の拂込金額及びこれらの額の合計額

前項の通知には、法人税法第十六條に規定する積立金額をその法人（合併の場合においては、被合併法人）の株式又は出資の数で除した金額を附記しなければならない。

解散（残余財産の分配として他の法人の株式又は出資を交付し又は引き当てる場合に限る。以下本條において同じ。）又は合併の場合においては、前項の法人又は合併法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとする。

解散の場合においては、前二項の積立金額は、その解散の時における積立金額から成る部分の金額（解散法人の清算中の各事業年度において当該積立金に課せられた法人税がある場合においては、当該税額を控除した金額とするものとする。）に限るものとする。

第二項の規定により附記すべき金額は、同項の規定によりその数で除する株式について、数種の株式がある場合又は株金全額の拂込が完了していない場合においては、当該株式の利益の配当又は残余財産の分配に対する権利の割合に応じて同項の計算を行つた金額とする。

第六十二條第一項第三号中「扶養親族及び不具者の数」に改め、同條の次に次の三條を加える。

**第六十二條の二**　第三十八條第一項の規定に該当する給興支拂者は、命令の定めるところにより、その給興の支拂の際、支拂うべき給興の金額及び同項又は第四十條の規定により徴収する所得税額（第四十三條第二項の規定により控除する金額がある場合においては、当該金額を含む。）を記載した支拂明細書を、その給興の支拂を受ける者に交付しなければならない。



第三十八條第一項の規定に該当する給興支拂者は、同項若しくは第四十條の規定により所得税を納付したとき又は第四十三條第一項の規定により所得税を徴収されたときは、命令の定めるところにより、当該所得税額の計算書及び納付し又は徴収されたことを示す書類を掲示しなければならない。

**第六十二條の三**　第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人でその年中の総所得金額が七十万円をこえるもの又はその年十二月三十一日午後十二時において有する財産の価額からその時において現に存する債務（公租公課を含む。以下同じ。）の金額を控除した金額が三百万円をこえるものは、命令の定めるところによりその時において有する財産の種類及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産及び債務の明細表を、確定申告書、農業確定申告書、損失申告書、修正確定申告書、修正農業確定申告書又は修正損失申告書に添附して提出しなければならない。但し、富裕税法第十八條第一項乃至第三項の規定により申告書を提出すべき者については、この限りでない。

前項の規定により財産及び債務の明細表を添附して提出する義務がある者が同項に規定する申告書の提出前に死亡した場合においては、相続人は、命令の定めるところにより、同項に規定する財産及び債務の明細表を、第二十六條第四項（第二十六條の二第二項、第二十六條の三第三項又は第二十七條第八項において準用する場合を含む。）の規定により提出

する申告書に添附して提出しなければならない。但し、富裕税法第十八條第四項の規定により申告書を提出すべき者については、この限りでない。

前二項の場合において、第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定により所得の金額を合算するときは、第一項中総所得金額とあるのは、主たる所得者以外の親族の資産所得の金額又は扶養親族の総所得金額（第十三條の三第二項の規定の適用がある場合においては、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額）を主たる所得者の総所得金額（同項の規定の適用がある場合においては、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額）に合算した金額とする。

第一項又は第二項の場合において、第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定により所得の金額を合算するときは、第一項の財産及び債務は、主たる所得者及び主たる所得者以外の親族又は納税義務者及び扶養親族の財産及び債務の合算額による。この場合において、第十三條の三第二項の規定の適用があるときは、主たる所得者以外の親族又は扶養親族の財産及び債務の合算は、主たる所得者又は納税義務者のいずれか一に対してなせば足りる。

前二項の場合においては、第一項に規定する財産及び債務の明細表は、各人別に区分して記載しなければならない。

第一項に規定する財産の価額及び債務の金額は、富裕税法第三章の規定により評価した価額又は金額による。

**第六十二條の四**　政府は、確定申告書又は農業確定申告書を提出すべき者が前條第一項に規定する財産及び債務の明細表を添附して提出しなかつた場合において、その者の所得税額（第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定により所得の金額を合算するときは、これらの規定に規定するあん分前の税額）が十万円以上であり、且つ、その添附しなかつたことについて正当な事由がないと認めるときは、その者に対し、一万円の加算税額を徴収する。

政府は、前項の規定により徴収する加算税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第十條の四第七項の規定は、前項の場合について準用する。

**第六十三條**　政府は、確定申告書又は農業確定申告書を提出すべき者が、前條第一項又は第二項の規定により所得の金額を合算するときは、第一項の財産及び債務は、主たる所得者及び主たる所得者以外の親族又は納税義務者及び扶養親族の財産及び債務の合算額による。この場合において、第十三條の三第二項の規定の適用があるときは、主たる所得者以外の親族又は扶養親族の財産及び債務の合算は、主たる所得者又は納税義務者のいずれか一に対してなせば足りる。

前二項の場合においては、第一項に規定する財産及び債務の明細表は、各人別に区分して記載しなければならない。

第一項に規定する財産の価額及び債務の金額は、富裕税法第三章の規定により評価した価額又は金額による。

**第六十四條**　政府は、確定申告書又は農業確定申告書を提出すべき者が前條第一項に規定する財産及び債務の明細表を添附して提出しなかつた場合において、その者の所得税額（第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定により所得の金額を合算するときは、これらの規定に規定するあん分前の税額）が十万円以上であり、且つ、その添附しなかつたことについて正当な事由がないと認めるときは、その者に対し、一万円の加算税額を徴収する。

政府は、前項の規定により徴収する加算税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第十條の四第七項の規定は、前項の場合について準用する。

**第六十五條**　政府は、第一項又は前項前段の規定による納税地が納税義務者の所得の状況からみて所得税の納税地に不適当であると認める場合においては、これらの規定にかかわらず、当該納税義務者の納税地を指定することができる。

政府は、第二項後段又は前項の規定により納税地を指定したときは、その旨を、納税義務者に通知する。

第十條の四第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第六十六條の次に次の一條を加える。

**第六十六條の二**　第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、この法律の施行地においてあらたに商業、工業その他命令で定める事業を開始するとき又はあらたにその事業場を設け、これを変更し若しくはこれを廃止するときは、命令の定めるところにより、政府に申告しなければならない。

**第六十七條**　政府は、同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合においてその株主若しくは社員又はその親族、使用人等その株主若しくは社員と特殊の関係がある者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、第四十四條第一項乃至第三項又は第四十六條第一項乃至第六項の規定による更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、第





二十一條第一項第一号乃至第五号に規定する額若しくは予定納税額又は第二十六條第一項第一号乃至第五号及び第十号若しくは第二十六條の三第一項第一号に規定する額を計算することができる。

前項の同族会社とは、法人税法第七條の二に規定する会社をいう。

第六十九條及び第七十條を次のように改める。

**第六十九條**　詐偽その他不正の行為により、第二十六條第一項第三号乃至第五号に規定する所得税額につき所得税を免れ又は第三十六條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六條の二第一項（同條第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定による所得税額の還付を受けた者は、これを三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。

前項の免れた又は還付を受けた所得税額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた又は還付を受けた所得税額に相当する金額以下となすことができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちに、その免れた所得税額又は還付を受けた所得税額（第三十六條第六項（第三十六條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により加算された金額のうち当該過大となつた税額に対応する部分の金額を含む。）を徴収する。

**第六十九條の二**　詐偽その他不正の行為により、第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により徴収せらるべき所得税を免れた者は、これを三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。

前項の免れた所得税額五十万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五十万円をこえその免れた所得税額に相当する金額以下となすことができる。

**第六十九條の三**　第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた者は、これを三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。

前項の納付しなかつた所得税額が百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、百万円をこえその納付しなかつた所得税額に相当する金額以下となすことができる。

第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により所得税を徴収すべき所得を支拂つた場合において、支拂を受けた者ごとの支拂金額を知ることができないときは、その金額の総額に対し百分の五十の割合を乗じて計算した金額を、第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により徴収して納付すべき所得税額とみなして、前二項の規定を適用する。

第一項の場合においては、政府は、直ちに、その納付しなかつた所得税を、その納付しなかつた者から徴収する。

**第六十九條の四**　正当な事由がなくて確定申告書、農業確定申告書又は第二十九條第一項若しくは第二項に規定する申告書で確定申告書若しくは農業確定申告書に相当するものを当該申告書の提出期限内に提出しなかつた者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

**第七十條**　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、第三号の規定に該当する者が、当該所得税について第六十九條の三の規定に該当するに至つたときは、同條の例による。

一　前年分について確定申告書又は農業確定申告書を提出する義務がなく、且つ、同年分について損失申告書を提出しなかつた者で、六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書又は農業十一月修正予定申告書に虚偽の記載をなしてこれを政府に提出したもの

二　第二十一條の三第二項及び第三項の書類に虚偽の記載をなして提出し政府の承認を受けた者

三　第三十七條、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により徴収すべき所得税を徴収して納付しなかつた者

四　第五十九條第一項に規定する告知すべき事項について、虚偽の告知をなした者及び同項の規定に違反し告知をなさしめないで支拂をなした者

五　第六十一條第一項若しくは第二項の支拂調書若

しくは計算書若しくは第六十二條第一項の源泉徴収票を政府に提出せず又はその支拂調書、計算書若しくは源泉徴収票に虚偽の記載をなしてこれを政府に提出した者

六　第六十一條の二第一項の規定による通知をなさず又は虚偽の通知をなした者

七　第六十二條第一項の源泉徴収票を給與の支拂を受ける者に交付せず又はその源泉徴収票に虚偽の記載をなしてこれを交付した者

八　第六十二條の二第一項の規定による支拂明細書を交付せず若しくはこれに虚偽の記載をなして交付した者又は同條第二項の規定による掲示をなさず若しくは虚偽の掲示をなした者

九　第六十三條の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

十　前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

十一　第六十三條の規定による收税官吏の質問に対し答弁をなさない者

十二　前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

第七十一條中「二万円」を「三万円」に改める。

第七十二條中「第六十九條又は」を「第六十九條乃至」に改める。

第七十四條中「第六十九條第一項又は第二項」を「第六十九條乃至第六十九條の三」に改め、「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、」を削り、「懲役刑に処するときは、」を「懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、」に改める。

附則第五條及び附則第五條の二を次のように改める。

**第五條**　削除

別表第一から第四までを次のように改める。

別表第一　所得税の簡易税額表

（一）　（第十五條の規定による所得税額表）

| 課税総所得金額又は調整所得金額(イ) 以上 | 未満 | 税額(ロ) | (ロ)の(イ)に対する割合 | 課税総所得金額又は調整所得金額(イ) 以上 | 未満 | 税額(ロ) | (ロ)の(イ)に対する割合 | 課税総所得金額又は調整所得金額(イ) 以上 | 未満 | 税額(ロ) | (ロ)の(イ)に対する割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | % |
| 200円未満 | | 0 | 20 | 36,000 | 37,000 | 7,200 | 20 | 91,000 | 92,000 | 20,850 | 22 |
| 200 | 400 | 40 | 20 | 37,000 | 38,000 | 7,400 | 20 | 92,000 | 93,000 | 21,100 | 22 |
| 400 | 600 | 80 | 20 | 38,000 | 39,000 | 7,600 | 20 | 93,000 | 94,000 | 21,400 | 23 |
| 600 | 800 | 120 | 20 | 39,000 | 40,000 | 7,800 | 20 | 94,000 | 95,000 | 21,700 | 23 |
| 800 | 1,000 | 160 | 20 | 40,000 | 41,000 | 8,000 | 20 | 95,000 | 96,000 | 22,000 | 23 |
| 1,000 | 1,200 | 200 | 20 | 41,000 | 42,000 | 8,200 | 20 | 96,000 | 97,000 | 22,300 | 23 |
| 1,200 | 1,400 | 240 | 20 | 42,000 | 43,000 | 8,400 | 20 | 97,000 | 98,000 | 22,600 | 23 |
| 1,400 | 1,600 | 280 | 20 | 43,000 | 44,000 | 8,600 | 20 | 98,000 | 99,000 | 22,900 | 23 |
| 1,600 | 1,800 | 320 | 20 | 44,000 | 45,000 | 8,800 | 20 | 99,000 | 100,000 | 23,200 | 23 |
| 1,800 | 2,000 | 360 | 20 | 45,000 | 46,000 | 9,000 | 20 | 100,000 | 101,000 | 23,500 | 23 |
| 2,000 | 2,200 | 400 | 20 | 46,000 | 47,000 | 9,200 | 20 | 101,000 | 102,000 | 23,850 | 23 |
| 2,200 | 2,400 | 440 | 20 | 47,000 | 48,000 | 9,400 | 20 | 102,000 | 103,000 | 24,200 | 23 |
| 2,400 | 2,600 | 480 | 20 | 48,000 | 49,000 | 9,600 | 20 | 103,000 | 104,000 | 24,550 | 23 |
| 2,600 | 2,800 | 520 | 20 | 49,000 | 50,000 | 9,800 | 20 | 104,000 | 105,000 | 24,900 | 23 |
| 2,800 | 3,000 | 560 | 20 | 50,000 | 51,000 | 10,000 | 20 | 105,000 | 106,000 | 25,250 | 24 |
| 3,000 | 3,500 | 600 | 20 | 51,000 | 52,000 | 10,250 | 20 | 106,000 | 107,000 | 25,600 | 24 |
| 3,500 | 4,000 | 700 | 20 | 52,000 | 53,000 | 10,500 | 20 | 107,000 | 108,000 | 25,950 | 24 |
| 4,000 | 4,500 | 800 | 20 | 53,000 | 54,000 | 10,750 | 20 | 108,000 | 109,000 | 26,300 | 24 |
| 4,500 | 5,000 | 900 | 20 | 54,000 | 55,000 | 11,000 | 20 | 109,000 | 110,000 | 26,650 | 24 |
| 5,000 | 5,500 | 1,000 | 20 | 55,000 | 56,000 | 11,250 | 20 | 110,000 | 111,000 | 27,000 | 24 |
| 5,500 | 6,000 | 1,100 | 20 | 56,000 | 57,000 | 11,500 | 20 | 111,000 | 112,000 | 27,350 | 24 |
| 6,000 | 6,500 | 1,200 | 20 | 57,000 | 58,000 | 11,750 | 20 | 112,000 | 113,000 | 27,700 | 24 |
| 6,500 | 7,000 | 1,300 | 20 | 58,000 | 59,000 | 12,000 | 20 | 113,000 | 114,000 | 28,050 | 24 |
| 7,000 | 7,500 | 1,400 | 20 | 59,000 | 60,000 | 12,250 | 20 | 114,000 | 115,000 | 28,400 | 24 |
| 7,500 | 8,000 | 1,500 | 20 | 60,000 | 61,000 | 12,500 | 20 | 115,000 | 116,000 | 28,750 | 25 |
| 8,000 | 8,500 | 1,600 | 20 | 61,000 | 62,000 | 12,750 | 20 | 116,000 | 117,000 | 29,100 | 25 |
| 8,500 | 9,000 | 1,700 | 20 | 62,000 | 63,000 | 13,000 | 20 | 117,000 | 118,000 | 29,450 | 25 |
| 9,000 | 9,500 | 1,800 | 20 | 63,000 | 64,000 | 13,250 | 21 | 118,000 | 119,000 | 29,800 | 25 |
| 9,500 | 10,000 | 1,900 | 20 | 64,000 | 65,000 | 13,500 | 21 | 119,000 | 120,000 | 30,150 | 25 |
| 10,000 | 11,000 | 2,000 | 20 | 65,000 | 66,000 | 13,750 | 21 | 120,000 | 121,000 | 30,500 | 25 |
| 11,000 | 12,000 | 2,200 | 20 | 66,000 | 67,000 | 14,000 | 21 | 121,000 | 122,000 | 30,900 | 25 |
| 12,000 | 13,000 | 2,400 | 20 | 67,000 | 68,000 | 14,250 | 21 | 122,000 | 123,000 | 31,300 | 25 |
| 13,000 | 14,000 | 2,600 | 20 | 68,000 | 69,000 | 14,500 | 21 | 123,000 | 124,000 | 31,700 | 25 |
| 14,000 | 15,000 | 2,800 | 20 | 69,000 | 70,000 | 14,750 | 21 | 124,000 | 125,000 | 32,100 | 25 |
| 15,000 | 16,000 | 3,000 | 20 | 70,000 | 71,000 | 15,000 | 21 | 125,000 | 126,000 | 32,500 | 26 |
| 16,000 | 17,000 | 3,200 | 20 | 71,000 | 72,000 | 15,250 | 21 | 126,000 | 127,000 | 32,900 | 26 |
| 17,000 | 18,000 | 3,400 | 20 | 72,000 | 73,000 | 15,500 | 21 | 127,000 | 128,000 | 33,300 | 26 |
| 18,000 | 19,000 | 3,600 | 20 | 73,000 | 74,000 | 15,750 | 21 | 128,000 | 129,000 | 33,700 | 26 |
| 19,000 | 20,000 | 3,800 | 20 | 74,000 | 75,000 | 16,000 | 21 | 129,000 | 130,000 | 34,100 | 26 |
| 20,000 | 21,000 | 4,000 | 20 | 75,000 | 76,000 | 16,250 | 21 | 130,000 | 131,000 | 34,500 | 26 |
| 21,000 | 22,000 | 4,200 | 20 | 76,000 | 77,000 | 16,500 | 21 | 131,000 | 132,000 | 34,900 | 26 |
| 22,000 | 23,000 | 4,400 | 20 | 77,000 | 78,000 | 16,750 | 21 | 132,000 | 133,000 | 35,300 | 26 |
| 23,000 | 24,000 | 4,600 | 20 | 78,000 | 79,000 | 17,000 | 21 | 133,000 | 134,000 | 35,700 | 26 |
| 24,000 | 25,000 | 4,800 | 20 | 79,000 | 80,000 | 17,250 | 21 | 134,000 | 135,000 | 36,100 | 26 |
| 25,000 | 26,000 | 5,000 | 20 | 80,000 | 81,000 | 17,500 | 21 | 135,000 | 136,000 | 36,500 | 26 |
| 26,000 | 27,000 | 5,200 | 20 | 81,000 | 82,000 | 17,800 | 21 | 136,000 | 137,000 | 36,900 | 27 |
| 27,000 | 28,000 | 5,400 | 20 | 82,000 | 83,000 | 18,100 | 22 | 137,000 | 138,000 | 37,300 | 27 |
| 28,000 | 29,000 | 5,600 | 20 | 83,000 | 84,000 | 18,400 | 22 | 138,000 | 139,000 | 37,700 | 27 |
| 29,000 | 30,000 | 5,800 | 20 | 84,000 | 85,000 | 18,700 | 22 | 139,000 | 140,000 | 38,100 | 27 |
| 30,000 | 31,000 | 6,000 | 20 | 85,000 | 86,000 | 19,000 | 22 | 140,000 | 141,000 | 38,500 | 27 |
| 31,000 | 32,000 | 6,200 | 20 | 86,000 | 87,000 | 19,300 | 22 | 141,000 | 142,000 | 38,900 | 27 |
| 32,000 | 33,000 | 6,400 | 20 | 87,000 | 88,000 | 19,600 | 22 | 142,000 | 143,000 | 39,300 | 27 |
| 33,000 | 34,000 | 6,600 | 20 | 88,000 | 89,000 | 19,900 | 22 | 143,000 | 144,000 | 39,700 | 27 |
| 34,000 | 35,000 | 6,800 | 20 | 89,000 | 90,000 | 20,200 | 22 | 144,000 | 145,000 | 40,100 | 27 |
| 35,000 | 36,000 | 7,000 | 20 | 90,000 | 91,000 | 20,500 | 22 | 145,000 | 146,000 | 40,500 | 27 |

## 別表第二　給與所得の所得税源泉徴收額表（第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴收額表）

### イ　月　額　表　（一）

| その月の給與の金額 | | 甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙　第三十八條第一項第五号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族及び不具者の数 | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 2,500円 | 未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 給與の金額に相当する17%の金額 |
| 2,500 | 2,600 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 425 |
| 2,600 | 2,700 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 442 |
| 2,700 | 2,800 | 42 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 459 |
| 2,800 | 2,900 | 59 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 476 |
| 2,900 | 3,000 | 76 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 493 |
| 3,000 | 3,100 | 93 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 510 |
| 3,100 | 3,200 | 110 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 527 |
| 3,200 | 3,300 | 127 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 544 |
| 3,300 | 3,400 | 144 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 561 |
| 3,400 | 3,500 | 161 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 578 |
| 3,500 | 3,600 | 178 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 595 |
| 3,600 | 3,700 | 195 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 612 |
| 3,700 | 3,800 | 212 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 629 |
| 3,800 | 3,900 | 229 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 646 |
| 3,900 | 4,000 | 246 | 46 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 663 |
| 4,000 | 4,100 | 263 | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 680 |
| 4,100 | 4,200 | 280 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 697 |
| 4,200 | 4,300 | 297 | 97 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 714 |
| 4,300 | 4,400 | 314 | 114 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 731 |
| 4,400 | 4,500 | 331 | 131 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 748 |
| 4,500 | 4,600 | 348 | 148 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 765 |
| 4,600 | 4,700 | 365 | 165 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 782 |
| 4,700 | 4,800 | 382 | 182 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 799 |
| 4,800 | 4,900 | 399 | 199 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 816 |
| 4,900 | 5,000 | 416 | 216 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 833 |
| 5,000 | 5,100 | 433 | 233 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 853 |
| 5,100 | 5,200 | 450 | 250 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 874 |
| 5,200 | 5,300 | 467 | 267 | 67 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 896 |
| 5,300 | 5,400 | 484 | 284 | 84 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 917 |
| 5,400 | 5,500 | 501 | 301 | 101 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 938 |
| 5,500 | 5,600 | 518 | 318 | 118 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 959 |
| 5,600 | 5,700 | 535 | 335 | 135 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 981 |
| 5,700 | 5,800 | 552 | 352 | 152 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,002 |
| 5,800 | 5,900 | 569 | 369 | 169 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,023 |
| 5,900 | 6,000 | 586 | 386 | 186 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,044 |
| 6,000 | 6,100 | 603 | 403 | 203 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,066 |
| 6,100 | 6,200 | 620 | 420 | 220 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,087 |
| 6,200 | 6,300 | 637 | 437 | 237 | 37 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,108 |
| 6,300 | 6,400 | 654 | 454 | 254 | 54 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,129 |
| 6,400 | 6,500 | 671 | 471 | 271 | 71 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,151 |
| 6,500 | 6,600 | 688 | 488 | 288 | 88 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,172 |
| 6,600 | 6,700 | 705 | 505 | 305 | 105 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,193 |
| 6,700 | 6,800 | 722 | 522 | 322 | 122 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,214 |
| 6,800 | 6,900 | 739 | 539 | 339 | 139 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,236 |
| 6,900 | 7,000 | 756 | 556 | 356 | 156 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,257 |
| 7,000 | 7,100 | 773 | 573 | 373 | 173 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,278 |
| 7,100 | 7,200 | 790 | 590 | 390 | 190 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,299 |
| 7,200 | 7,300 | 807 | 607 | 407 | 207 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,321 |
| 7,300 | 7,400 | 824 | 624 | 424 | 224 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,342 |
| 7,400 | 7,500 | 842 | 641 | 441 | 241 | 41 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,363 |
| 7,500 | 7,600 | 863 | 658 | 458 | 258 | 58 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,384 |
| 7,600 | 7,700 | 885 | 675 | 475 | 275 | 75 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,406 |
| 7,700 | 7,800 | 906 | 692 | 492 | 292 | 92 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,427 |
| 7,800 | 7,900 | 927 | 709 | 509 | 309 | 109 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,448 |





（二）

| 課税総所得金額又は調整所得金額(イ) | | 税額(ロ) | (ロ)の(イ)に対する割合 | 課税総所得金額又は調整所得金額(イ) | | 税額(ロ) | (ロ)の(イ)に対する割合 | 課税総所得金額又は調整所得金額(イ) | | 税額(ロ) | (ロ)の(イ)に対する割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 以上 | 未満 | | | 以上 | 未満 | | | 以上 | 未満 | | |
| 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | % |
| 146,000 | 147,000 | 40,900 | 28 | 201,000 | 202,000 | 65,590 | 32 | 256,000 | 257,000 | 93,000 | 36 |
| 147,000 | 148,000 | 41,300 | 28 | 202,000 | 203,000 | 66,000 | 32 | 257,000 | 258,000 | 93,500 | 36 |
| 148,000 | 149,000 | 41,700 | 28 | 203,000 | 204,000 | 66,500 | 32 | 258,000 | 259,000 | 94,000 | 36 |
| 149,000 | 150,000 | 42,100 | 28 | 204,000 | 205,000 | 67,000 | 32 | 259,000 | 260,000 | 94,500 | 36 |
| 150,000 | 151,000 | 42,500 | 28 | 205,000 | 206,000 | 67,500 | 32 | 260,000 | 261,000 | 95,000 | 36 |
| 151,000 | 152,000 | 42,950 | 28 | 206,000 | 207,000 | 68,000 | 33 | 261,000 | 262,000 | 95,500 | 36 |
| 152,000 | 153,000 | 43,400 | 28 | 207,000 | 208,000 | 68,500 | 33 | 262,000 | 263,000 | 96,000 | 36 |
| 153,000 | 154,000 | 43,850 | 28 | 208,000 | 209,000 | 69,000 | 33 | 263,000 | 264,000 | 96,500 | 36 |
| 154,000 | 155,000 | 44,300 | 28 | 209,000 | 210,000 | 69,500 | 33 | 264,000 | 265,000 | 97,000 | 36 |
| 155,000 | 156,000 | 44,750 | 28 | 210,000 | 211,000 | 70,000 | 33 | 265,000 | 266,000 | 97,500 | 36 |
| 156,000 | 157,000 | 45,200 | 28 | 211,000 | 212,000 | 70,500 | 33 | 266,000 | 267,000 | 98,000 | 36 |
| 157,000 | 158,000 | 45,650 | 29 | 212,000 | 213,000 | 71,000 | 33 | 267,000 | 268,000 | 98,500 | 36 |
| 158,000 | 159,000 | 46,100 | 29 | 213,000 | 214,000 | 71,500 | 33 | 268,000 | 269,000 | 99,000 | 36 |
| 159,000 | 160,000 | 46,550 | 29 | 214,000 | 215,000 | 72,000 | 33 | 269,000 | 270,000 | 99,500 | 36 |
| 160,000 | 161,000 | 47,000 | 29 | 215,000 | 216,000 | 72,500 | 33 | 270,000 | 271,000 | 100,000 | 37 |
| 161,000 | 162,000 | 47,450 | 29 | 216,000 | 217,000 | 73,000 | 33 | 271,000 | 272,000 | 100,500 | 37 |
| 162,000 | 163,000 | 47,900 | 29 | 217,000 | 218,000 | 73,500 | 33 | 272,000 | 273,000 | 101,000 | 37 |
| 163,000 | 164,000 | 48,350 | 29 | 218,000 | 219,000 | 74,000 | 33 | 273,000 | 274,000 | 101,500 | 37 |
| 164,000 | 165,000 | 48,800 | 29 | 219,000 | 220,000 | 74,500 | 34 | 274,000 | 275,000 | 102,000 | 37 |
| 165,000 | 166,000 | 49,250 | 29 | 220,000 | 221,000 | 75,000 | 34 | 275,000 | 276,000 | 102,500 | 37 |
| 166,000 | 167,000 | 49,700 | 29 | 221,000 | 222,000 | 75,500 | 34 | 276,000 | 277,000 | 103,000 | 37 |
| 167,000 | 168,000 | 50,150 | 30 | 222,000 | 223,000 | 76,000 | 34 | 277,000 | 278,000 | 103,500 | 37 |
| 168,000 | 169,000 | 50,600 | 30 | 223,000 | 224,000 | 76,500 | 34 | 278,000 | 279,000 | 104,000 | 37 |
| 169,000 | 170,000 | 51,050 | 30 | 224,000 | 225,000 | 77,000 | 34 | 279,000 | 280,000 | 104,500 | 37 |
| 170,000 | 171,000 | 51,500 | 30 | 225,000 | 226,000 | 77,500 | 34 | 280,000 | 281,000 | 105,000 | 37 |
| 171,000 | 172,000 | 51,950 | 30 | 226,000 | 227,000 | 72,000 | 34 | 281,000 | 282,000 | 105,500 | 37 |
| 172,000 | 173,000 | 52,400 | 30 | 227,000 | 228,000 | 78,500 | 34 | 282,000 | 283,000 | 106,000 | 37 |
| 173,000 | 174,000 | 52,850 | 30 | 228,000 | 229,000 | 79,000 | 34 | 283,000 | 284,000 | 106,500 | 37 |
| 174,000 | 175,000 | 53,300 | 30 | 229,000 | 230,000 | 79,500 | 34 | 284,000 | 285,000 | 107,000 | 37 |
| 175,000 | 176,000 | 53,750 | 30 | 230,000 | 231,000 | 80,000 | 34 | 285,000 | 286,000 | 107,500 | 37 |
| 176,000 | 177,000 | 54,200 | 30 | 231,000 | 232,000 | 80,500 | 34 | 286,000 | 287,000 | 108,000 | 37 |
| 177,000 | 178,000 | 54,650 | 30 | 232,000 | 233,000 | 81,000 | 34 | 287,000 | 288,000 | 108,500 | 37 |
| 178,000 | 179,000 | 55,100 | 30 | 233,000 | 234,000 | 81,500 | 34 | 288,000 | 289,000 | 109,000 | 37 |
| 179,000 | 180,000 | 55,550 | 31 | 234,000 | 235,000 | 82,000 | 35 | 289,000 | 290,000 | 109,500 | 37 |
| 180,000 | 181,000 | 56,000 | 31 | 235,000 | 236,000 | 82,500 | 35 | 290,000 | 291,000 | 110,000 | 37 |
| 181,000 | 182,000 | 56,450 | 31 | 236,000 | 237,000 | 83,000 | 35 | 291,000 | 292,000 | 110,500 | 37 |
| 182,000 | 183,000 | 56,900 | 31 | 237,000 | 238,000 | 83,500 | 35 | 292,000 | 293,000 | 111,000 | 38 |
| 183,000 | 184,000 | 57,350 | 31 | 238,000 | 239,000 | 84,000 | 35 | 293,000 | 294,000 | 111,500 | 38 |
| 184,000 | 185,000 | 57,800 | 31 | 239,000 | 240,000 | 84,500 | 35 | 294,000 | 295,000 | 112,000 | 38 |
| 185,000 | 186,000 | 58,250 | 31 | 240,000 | 241,000 | 85,000 | 35 | 295,000 | 296,000 | 112,500 | 38 |
| 186,000 | 187,000 | 58,700 | 31 | 241,000 | 242,000 | 85,500 | 35 | 296,000 | 297,000 | 113,000 | 38 |
| 187,000 | 188,000 | 59,150 | 31 | 242,000 | 243,000 | 86,000 | 35 | 297,000 | 298,000 | 113,500 | 38 |
| 188,000 | 189,000 | 59,600 | 31 | 243,000 | 244,000 | 86,500 | 35 | 298,000 | 299,000 | 114,000 | 38 |
| 189,000 | 190,000 | 60,050 | 31 | 244,000 | 245,000 | 87,000 | 35 | 299,000 | 300,000 | 114,500 | 38 |
| 190,000 | 191,000 | 60,500 | 31 | 245,000 | 246,000 | 87,500 | 35 | 300,000円 | | 115,000 | 38 |
| 191,000 | 192,000 | 60,950 | 31 | 246,000 | 247,000 | 88,000 | 35 | | | | |
| 192,000 | 193,000 | 61,400 | 31 | 247,000 | 248,000 | 88,500 | 35 | | | | |
| 193,000 | 194,000 | 61,850 | 32 | 248,000 | 249,000 | 89,000 | 35 | | | | |
| 194,000 | 195,000 | 62,300 | 32 | 249,000 | 250,000 | 89,500 | 35 | | | | |
| 195,000 | 196,000 | 62,750 | 32 | 250,000 | 251,000 | 90,000 | 36 | | | | |
| 196,000 | 197,000 | 63,200 | 32 | 251,000 | 252,000 | 90,500 | 36 | | | | |
| 197,000 | 198,000 | 63,650 | 32 | 252,000 | 253,000 | 91,000 | 36 | | | | |
| 198,000 | 199,000 | 64,100 | 32 | 253,000 | 254,000 | 91,500 | 36 | | | | |
| 199,000 | 200,000 | 64,550 | 32 | 254,000 | 255,000 | 92,000 | 36 | | | | |
| 200,000 | 201,000 | 65,000 | 32 | 255,000 | 256,000 | 92,500 | 36 | | | | |

（備考）　課税総所得金額とは、基礎控除、扶養控除、不具者控除、災害等の控除及び医療費控除をなした後の総所得金額をいい、調整所得金額とは、変動所得がある場合において第十四條第一項第一号の規定に従つてこれらの控除をなした後の総所得金額をいう。

## イ　月　額　表　（二）

| その月の給與の金額 | | 甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙　第三十八條第一項第五号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族及び不具者の数 | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 7,900 | 8,000 | 948 | 726 | 526 | 326 | 126 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,472 |
| 8,000 | 8,100 | 970 | 743 | 543 | 343 | 143 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,498 |
| 8,100 | 8,200 | 991 | 760 | 560 | 360 | 160 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,523 |
| 8,200 | 8,300 | 1,012 | 777 | 577 | 377 | 177 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,549 |
| 8,300 | 8,400 | 1,033 | 794 | 594 | 394 | 194 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,574 |
| 8,400 | 8,500 | 1,055 | 811 | 611 | 411 | 211 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,600 |
| 8,500 | 8,600 | 1,076 | 828 | 628 | 428 | 228 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,625 |
| 8,600 | 8,700 | 1,097 | 847 | 645 | 445 | 245 | 45 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,651 |
| 8,700 | 8,800 | 1,118 | 868 | 662 | 462 | 262 | 62 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,676 |
| 8,800 | 8,900 | 1,140 | 890 | 679 | 479 | 279 | 79 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,702 |
| 8,900 | 9,000 | 1,161 | 911 | 696 | 496 | 296 | 96 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,727 |
| 9,000 | 9,100 | 1,182 | 932 | 713 | 513 | 313 | 113 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,753 |
| 9,100 | 9,200 | 1,203 | 953 | 730 | 530 | 330 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,778 |
| 9,200 | 9,300 | 1,225 | 975 | 747 | 547 | 347 | 147 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,804 |
| 9,300 | 9,400 | 1,246 | 996 | 764 | 564 | 364 | 164 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,829 |
| 9,400 | 9,500 | 1,267 | 1,017 | 781 | 581 | 381 | 181 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,855 |
| 9,500 | 9,600 | 1,288 | 1,038 | 798 | 598 | 398 | 198 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,880 |
| 9,600 | 9,700 | 1,310 | 1,060 | 815 | 615 | 415 | 215 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,906 |
| 9,700 | 9,800 | 1,331 | 1,081 | 832 | 632 | 432 | 232 | 32 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,931 |
| 9,800 | 9,900 | 1,352 | 1,102 | 852 | 649 | 449 | 249 | 49 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,957 |
| 9,900 | 10,000 | 1,373 | 1,123 | 873 | 666 | 466 | 266 | 66 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,986 |
| 10,000 | 10,200 | 1,395 | 1,145 | 895 | 683 | 483 | 283 | 83 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,016 |
| 10,200 | 10,400 | 1,437 | 1,187 | 937 | 717 | 517 | 317 | 117 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,075 |
| 10,400 | 10,600 | 1,484 | 1,230 | 980 | 751 | 551 | 351 | 151 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,135 |
| 10,600 | 10,800 | 1,535 | 1,272 | 1,022 | 785 | 585 | 385 | 185 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,194 |
| 10,800 | 11,000 | 1,586 | 1,315 | 1,065 | 819 | 619 | 419 | 219 | 19 | 0 | 0 | 0 | 2,254 |
| 11,000 | 11,200 | 1,637 | 1,357 | 1,107 | 857 | 653 | 453 | 253 | 53 | 0 | 0 | 0 | 2,313 |
| 11,200 | 11,400 | 1,688 | 1,400 | 1,150 | 900 | 687 | 487 | 287 | 87 | 0 | 0 | 0 | 2,373 |
| 11,400 | 11,600 | 1,739 | 1,442 | 1,192 | 942 | 721 | 521 | 321 | 121 | 0 | 0 | 0 | 2,432 |
| 11,600 | 11,800 | 1,790 | 1,490 | 1,235 | 985 | 755 | 555 | 355 | 155 | 0 | 0 | 0 | 2,492 |
| 11,800 | 12,000 | 1,841 | 1,541 | 1,277 | 1,027 | 789 | 589 | 389 | 189 | 0 | 0 | 0 | 2,553 |
| 12,000 | 12,200 | 1,892 | 1,592 | 1,320 | 1,070 | 823 | 623 | 423 | 223 | 23 | 0 | 0 | 2,621 |
| 12,200 | 12,400 | 1,943 | 1,643 | 1,362 | 1,112 | 862 | 657 | 457 | 257 | 57 | 0 | 0 | 2,689 |
| 12,400 | 12,600 | 2,000 | 1,694 | 1,405 | 1,155 | 905 | 691 | 491 | 291 | 91 | 0 | 0 | 2,757 |
| 12,600 | 12,800 | 2,060 | 1,745 | 1,447 | 1,197 | 947 | 725 | 525 | 325 | 125 | 0 | 0 | 2,825 |
| 12,800 | 13,000 | 2,119 | 1,796 | 1,496 | 1,240 | 990 | 759 | 559 | 359 | 159 | 0 | 0 | 2,893 |
| 13,000 | 13,200 | 2,179 | 1,847 | 1,547 | 1,282 | 1,032 | 793 | 593 | 393 | 193 | 0 | 0 | 2,961 |
| 13,200 | 13,400 | 2,238 | 1,898 | 1,598 | 1,325 | 1,075 | 827 | 627 | 427 | 227 | 27 | 0 | 3,029 |
| 13,400 | 13,600 | 2,298 | 1,949 | 1,649 | 1,367 | 1,117 | 867 | 661 | 461 | 261 | 61 | 0 | 3,097 |
| 13,600 | 13,800 | 2,357 | 2,007 | 1,700 | 1,410 | 1,160 | 910 | 695 | 495 | 295 | 95 | 0 | 3,165 |
| 13,800 | 14,000 | 2,417 | 2,067 | 1,751 | 1,452 | 1,202 | 952 | 729 | 529 | 329 | 129 | 0 | 3,233 |
| 14,000 | 14,200 | 2,476 | 2,126 | 1,802 | 1,502 | 1,245 | 995 | 763 | 563 | 363 | 163 | 0 | 3,301 |
| 14,200 | 14,400 | 2,536 | 2,186 | 1,853 | 1,553 | 1,287 | 1,037 | 797 | 597 | 397 | 197 | 0 | 3,369 |
| 14,400 | 14,600 | 2,603 | 2,245 | 1,904 | 1,604 | 1,330 | 1,080 | 831 | 631 | 431 | 231 | 31 | 3,437 |
| 14,600 | 14,800 | 2,671 | 2,305 | 1,955 | 1,655 | 1,372 | 1,122 | 872 | 665 | 465 | 265 | 65 | 3,505 |
| 14,800 | 15,000 | 2,739 | 2,364 | 2,014 | 1,706 | 1,415 | 1,165 | 915 | 699 | 499 | 299 | 99 | 3,577 |
| 15,000 | 15,200 | 2,807 | 2,424 | 2,074 | 1,757 | 1,457 | 1,207 | 957 | 733 | 533 | 333 | 133 | 3,653 |
| 15,200 | 15,400 | 2,875 | 2,483 | 2,133 | 1,808 | 1,508 | 1,250 | 1,000 | 767 | 567 | 367 | 167 | 3,730 |
| 15,400 | 15,600 | 2,943 | 2,543 | 2,193 | 1,859 | 1,559 | 1,292 | 1,042 | 801 | 601 | 401 | 201 | 3,806 |
| 15,600 | 15,800 | 3,011 | 2,611 | 2,252 | 1,910 | 1,610 | 1,335 | 1,085 | 835 | 635 | 435 | 235 | 3,883 |
| 15,800 | 16,000 | 3,079 | 2,679 | 2,312 | 1,962 | 1,661 | 1,377 | 1,127 | 877 | 669 | 469 | 269 | 3,959 |
| 16,000 | 16,200 | 3,147 | 2,747 | 2,371 | 2,021 | 1,712 | 1,420 | 1,170 | 920 | 703 | 503 | 303 | 4,036 |
| 16,200 | 16,400 | 3,215 | 2,815 | 2,431 | 2,081 | 1,763 | 1,463 | 1,212 | 962 | 737 | 537 | 337 | 4,113 |
| 16,400 | 16,600 | 3,283 | 2,883 | 2,490 | 2,140 | 1,814 | 1,514 | 1,255 | 1,005 | 771 | 571 | 371 | 4,189 |
| 16,600 | 16,800 | 3,351 | 2,951 | 2,551 | 2,200 | 1,865 | 1,565 | 1,297 | 1,047 | 805 | 605 | 405 | 4,265 |
| 16,800 | 17,000 | 3,427 | 3,027 | 2,627 | 2,266 | 1,922 | 1,622 | 1,345 | 1,095 | 845 | 643 | 443 | 4,351 |
| 17,000 | 17,200 | 3,507 | 3,107 | 2,707 | 2,336 | 1,986 | 1,682 | 1,395 | 1,145 | 895 | 683 | 483 | 4,441 |
| 17,200 | 17,400 | 3,593 | 3,187 | 2,787 | 2,406 | 2,056 | 1,742 | 1,445 | 1,195 | 945 | 723 | 523 | 4,531 |
| 17,400 | 17,600 | 3,683 | 3,267 | 2,867 | 2,476 | 2,126 | 1,802 | 1,502 | 1,245 | 995 | 763 | 563 | 4,621 |
| 17,600 | 17,800 | 3,773 | 3,347 | 2,947 | 2,547 | 2,196 | 1,862 | 1,562 | 1,295 | 1,045 | 803 | 603 | 4,711 |





## イ　月　額　表　（三）

| その月の給與の金額 | | 甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙　第三十八條第一項第五号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族及び不具者の数 | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 17,800 | 18,000 | 3,863 | 3,427 | 3,027 | 2,627 | 2,266 | 1,922 | 1,622 | 1,345 | 1,095 | 845 | 643 | 4,801 |
| 18,000 | 18,200 | 3,953 | 3,507 | 3,107 | 2,707 | 2,336 | 1,986 | 1,682 | 1,395 | 1,145 | 895 | 683 | 4,891 |
| 18,200 | 18,400 | 4,043 | 3,593 | 3,187 | 2,787 | 2,406 | 2,056 | 1,742 | 1,445 | 1,195 | 945 | 723 | 4,981 |
| 18,400 | 18,600 | 4,133 | 3,683 | 3,267 | 2,867 | 2,476 | 2,126 | 1,802 | 1,502 | 1,245 | 995 | 763 | 5,071 |
| 18,600 | 18,800 | 4,223 | 3,773 | 3,347 | 2,947 | 2,547 | 2,196 | 1,862 | 1,562 | 1,295 | 1,045 | 803 | 5,161 |
| 18,800 | 19,000 | 4,313 | 3,863 | 3,427 | 3,027 | 2,627 | 2,266 | 1,922 | 1,622 | 1,345 | 1,095 | 845 | 5,251 |
| 19,000 | 19,200 | 4,403 | 3,953 | 3,507 | 3,107 | 2,707 | 2,336 | 1,986 | 1,682 | 1,395 | 1,145 | 895 | 5,341 |
| 19,200 | 19,400 | 4,493 | 4,043 | 3,593 | 3,187 | 2,787 | 2,406 | 2,056 | 1,742 | 1,445 | 1,195 | 945 | 5,433 |
| 19,400 | 19,600 | 4,583 | 4,133 | 3,683 | 3,267 | 2,867 | 2,476 | 2,126 | 1,802 | 1,502 | 1,245 | 995 | 5,533 |
| 19,600 | 19,800 | 4,673 | 4,223 | 3,773 | 3,347 | 2,947 | 2,547 | 2,196 | 1,862 | 1,562 | 1,295 | 1,045 | 5,633 |
| 19,800 | 20,000 | 4,763 | 4,313 | 3,863 | 3,427 | 3,027 | 2,627 | 2,266 | 1,922 | 1,622 | 1,345 | 1,095 | 5,733 |
| 20,000 | 20,200 | 4,853 | 4,403 | 3,953 | 3,507 | 3,107 | 2,707 | 2,336 | 1,986 | 1,682 | 1,395 | 1,145 | 5,833 |
| 20,200 | 20,400 | 4,943 | 4,493 | 4,043 | 3,593 | 3,187 | 2,787 | 2,406 | 2,056 | 1,742 | 1,445 | 1,195 | 5,933 |
| 20,400 | 20,600 | 5,033 | 4,583 | 4,133 | 3,683 | 3,267 | 2,867 | 2,476 | 2,126 | 1,802 | 1,502 | 1,245 | 6,033 |
| 20,600 | 20,800 | 5,123 | 4,673 | 4,223 | 3,773 | 3,347 | 2,947 | 2,547 | 2,196 | 1,862 | 1,562 | 1,295 | 6,133 |
| 20,800 | 21,000 | 5,213 | 4,763 | 4,313 | 3,863 | 3,427 | 3,027 | 2,627 | 2,266 | 1,922 | 1,622 | 1,345 | 6,233 |
| 21,000 | 21,200 | 5,303 | 4,853 | 4,403 | 3,953 | 3,507 | 3,107 | 2,707 | 2,336 | 1,986 | 1,682 | 1,395 | 6,333 |
| 21,200 | 21,400 | 5,393 | 4,943 | 4,493 | 4,043 | 3,593 | 3,187 | 2,787 | 2,406 | 2,056 | 1,742 | 1,445 | 6,433 |
| 21,400 | 21,600 | 5,491 | 5,033 | 4,583 | 4,133 | 3,683 | 3,267 | 2,867 | 2,476 | 2,126 | 1,802 | 1,502 | 6,533 |
| 21,600 | 21,800 | 5,591 | 5,123 | 4,673 | 4,223 | 3,773 | 3,347 | 2,947 | 2,547 | 2,196 | 1,862 | 1,562 | 6,633 |
| 21,800 | 22,000 | 5,691 | 5,213 | 4,763 | 4,313 | 3,863 | 3,427 | 3,027 | 2,627 | 2,266 | 1,922 | 1,622 | 6,733 |
| 22,000 | 22,200 | 5,791 | 5,303 | 4,853 | 4,403 | 3,953 | 3,507 | 3,107 | 2,707 | 2,336 | 1,986 | 1,682 | 6,833 |
| 22,200 | 22,400 | 5,891 | 5,393 | 4,943 | 4,493 | 4,043 | 3,593 | 3,187 | 2,787 | 2,406 | 2,056 | 1,742 | 6,933 |
| 22,400 | 22,600 | 5,991 | 5,491 | 5,033 | 4,583 | 4,133 | 3,683 | 3,267 | 2,867 | 2,476 | 2,126 | 1,802 | 7,033 |
| 22,600 | 22,800 | 6,091 | 5,591 | 5,123 | 4,673 | 4,223 | 3,773 | 3,347 | 2,947 | 2,547 | 2,196 | 1,862 | 7,133 |
| 22,800 | 23,000 | 6,191 | 5,691 | 5,213 | 4,763 | 4,313 | 3,863 | 3,427 | 3,027 | 2,627 | 2,266 | 1,922 | 7,233 |
| 23,000 | 23,200 | 6,291 | 5,791 | 5,303 | 4,853 | 4,403 | 3,953 | 3,507 | 3,107 | 2,707 | 2,336 | 1,986 | 7,333 |
| 23,200 | 23,400 | 6,391 | 5,891 | 5,393 | 4,943 | 4,493 | 4,043 | 3,593 | 3,187 | 2,787 | 2,406 | 2,056 | 7,433 |
| 23,400 | 23,600 | 6,491 | 5,991 | 5,491 | 5,033 | 4,583 | 4,133 | 3,683 | 3,267 | 2,867 | 2,476 | 2,126 | 7,533 |
| 23,600 | 23,800 | 6,591 | 6,091 | 5,591 | 5,123 | 4,673 | 4,223 | 3,773 | 3,347 | 2,947 | 2,547 | 2,196 | 7,633 |
| 23,800 | 24,000 | 6,691 | 6,191 | 5,691 | 5,213 | 4,763 | 4,313 | 3,863 | 3,427 | 3,027 | 2,627 | 2,266 | 7,733 |
| 24,000 | 24,200 | 6,791 | 6,291 | 5,791 | 5,303 | 4,853 | 4,403 | 3,953 | 3,507 | 3,107 | 2,707 | 2,336 | 7,833 |
| 24,200 | 24,400 | 6,891 | 6,391 | 5,891 | 5,393 | 4,943 | 4,493 | 4,043 | 3,593 | 3,187 | 2,787 | 2,406 | 7,933 |
| 24,400 | 24,600 | 6,991 | 6,491 | 5,991 | 5,491 | 5,033 | 4,583 | 4,133 | 3,683 | 3,267 | 2,867 | 2,476 | 8,033 |
| 24,600 | 24,800 | 7,091 | 6,591 | 6,091 | 5,591 | 5,123 | 4,673 | 4,223 | 3,773 | 3,347 | 2,947 | 2,547 | 8,133 |
| 24,800 | 25,000 | 7,191 | 6,691 | 6,191 | 5,691 | 5,213 | 4,763 | 4,313 | 3,863 | 3,427 | 3,027 | 2,627 | 8,233 |
| 25,000 | 25,200 | 7,291 | 6,791 | 6,291 | 5,791 | 5,303 | 4,853 | 4,403 | 3,953 | 3,507 | 3,107 | 2,707 | 8,333 |
| 25,200 | 25,400 | 7,391 | 6,891 | 6,391 | 5,891 | 5,393 | 4,943 | 4,493 | 4,043 | 3,593 | 3,187 | 2,787 | 8,433 |
| 25,400 | 25,600 | 7,491 | 6,991 | 6,491 | 5,991 | 5,491 | 5,033 | 4,583 | 4,133 | 3,683 | 3,267 | 2,867 | 8,533 |
| 25,600 | 25,800 | 7,591 | 7,091 | 6,591 | 6,091 | 5,591 | 5,123 | 4,673 | 4,223 | 3,773 | 3,347 | 2,947 | 8,633 |
| 25,800 | 26,000 | 7,691 | 7,191 | 6,691 | 6,191 | 5,691 | 5,213 | 4,763 | 4,313 | 3,863 | 3,427 | 3,027 | 8,733 |
| 26,000 | 26,200 | 7,791 | 7,291 | 6,791 | 6,291 | 5,791 | 5,303 | 4,853 | 4,403 | 3,953 | 3,507 | 3,107 | 8,833 |
| 26,200 | 26,400 | 7,891 | 7,391 | 6,891 | 6,391 | 5,891 | 5,393 | 4,943 | 4,493 | 4,043 | 3,593 | 3,187 | 8,933 |
| 26,400 | 26,600 | 7,991 | 7,491 | 6,991 | 6,491 | 5,991 | 5,491 | 5,033 | 4,583 | 4,133 | 3,683 | 3,267 | 9,033 |
| 26,600 | 26,800 | 8,091 | 7,591 | 7,091 | 6,591 | 6,091 | 5,591 | 5,123 | 4,673 | 4,223 | 3,773 | 3,347 | 9,133 |
| 26,800 | 27,000 | 8,191 | 7,691 | 7,191 | 6,691 | 6,191 | 5,691 | 5,213 | 4,763 | 4,313 | 3,863 | 3,427 | 9,233 |
| 27,000 | 27,200 | 8,291 | 7,791 | 7,291 | 6,791 | 6,291 | 5,791 | 5,303 | 4,853 | 4,403 | 3,953 | 3,507 | 9,333 |
| 27,200 | 27,400 | 8,391 | 7,891 | 7,391 | 6,891 | 6,391 | 5,891 | 5,393 | 4,943 | 4,493 | 4,043 | 3,593 | 9,433 |
| 27,400 | 27,600 | 8,491 | 7,991 | 7,491 | 6,991 | 6,491 | 5,991 | 5,491 | 5,033 | 4,583 | 4,133 | 3,683 | 9,533 |
| 27,600 | 27,800 | 8,591 | 8,091 | 7,591 | 7,091 | 6,591 | 6,091 | 5,591 | 5,123 | 4,673 | 4,223 | 3,773 | 9,633 |
| 27,800 | 28,000 | 8,691 | 8,191 | 7,691 | 7,191 | 6,691 | 6,191 | 5,691 | 5,213 | 4,763 | 4,313 | 3,863 | 9,733 |
| 28,000 | 28,200 | 8,791 | 8,291 | 7,791 | 7,291 | 6,791 | 6,291 | 5,791 | 5,303 | 4,853 | 4,403 | 3,953 | 9,833 |
| 28,200 | 23,400 | 8,891 | 8,391 | 7,891 | 7,391 | 6,891 | 6,391 | 5,891 | 5,393 | 4,943 | 4,493 | 4,043 | 9,933 |
| 28,400 | 28,600 | 8,991 | 8,491 | 7,991 | 7,491 | 6,991 | 6,491 | 5,991 | 5,491 | 5,033 | 4,583 | 4,133 | 10,033 |
| 28,600 | 28,800 | 9,091 | 8,591 | 8,091 | 7,591 | 7,091 | 6,591 | 6,091 | 5,591 | 5,123 | 4,673 | 4,223 | 10,133 |
| 28,800 | 29,000 | 9,191 | 8,691 | 8,191 | 7,691 | 7,191 | 6,691 | 6,191 | 5,691 | 5,213 | 4,763 | 4,313 | 10,233 |
| 29,000 | 29,200 | 9,291 | 8,791 | 8,291 | 7,791 | 7,291 | 6,791 | 6,291 | 5,791 | 5,303 | 4,853 | 4,403 | 10,333 |
| 29,200 | 29,400 | 9,391 | 8,891 | 8,391 | 7,891 | 7,391 | 6,891 | 6,391 | 5,891 | 5,393 | 4,943 | 4,493 | 10,433 |
| 29,400 | 29,600 | 9,491 | 8,991 | 8,491 | 7,991 | 7,491 | 6,991 | 6,491 | 5,991 | 5,491 | 5,033 | 4,583 | 10,533 |
| 29,600 | 29,800 | 9,591 | 9,091 | 8,591 | 8,091 | 7,591 | 7,091 | 6,591 | 6,091 | 5,591 | 5,123 | 4,673 | 10,633 |

別表第二　給與所得の所得税源泉徴收額表（第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴收額表）

ロ　週　額　表　（一）

| その週の給與の金額 | | 甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙　第三十八條第一項第五号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族及び不具者の数 | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 575円 | 未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 令の17%給與の相当金額にる額 |
| 575 | 600 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 97 |
| 600 | 625 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 102 |
| 625 | 650 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 106 |
| 650 | 675 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 110 |
| 675 | 700 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 114 |
| 700 | 725 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 119 |
| 725 | 750 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 123 |
| 750 | 775 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 127 |
| 775 | 800 | 35 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 131 |
| 800 | 825 | 39 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 136 |
| 825 | 850 | 44 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 140 |
| 850 | 875 | 48 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 144 |
| 875 | 900 | 52 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 148 |
| 900 | 925 | 56 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 153 |
| 925 | 950 | 61 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 157 |
| 950 | 975 | 65 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 161 |
| 975 | 1,000 | 69 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 165 |
| 1,000 | 1,025 | 73 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 170 |
| 1,025 | 1,050 | 78 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 174 |
| 1,050 | 1,075 | 82 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 178 |
| 1,075 | 1,100 | 86 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 182 |
| 1,100 | 1,125 | 90 | 44 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 187 |
| 1,125 | 1,150 | 95 | 48 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 191 |
| 1,150 | 1,175 | 99 | 53 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 195 |
| 1,175 | 1,200 | 103 | 57 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200 |
| 1,200 | 1,225 | 107 | 61 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 206 |
| 1,225 | 1,250 | 112 | 65 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 211 |
| 1,250 | 1,275 | 116 | 70 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 216 |
| 1,275 | 1,300 | 120 | 74 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 221 |
| 1,300 | 1,325 | 124 | 78 | 32 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 227 |
| 1,325 | 1,350 | 129 | 82 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 232 |
| 1,350 | 1,375 | 133 | 87 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 237 |
| 1,375 | 1,400 | 137 | 91 | 45 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 243 |
| 1,400 | 1,425 | 141 | 95 | 49 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 248 |
| 1,425 | 1,450 | 146 | 99 | 53 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 253 |
| 1,450 | 1,475 | 150 | 104 | 57 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 259 |
| 1,475 | 1,500 | 154 | 108 | 62 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 264 |
| 1,500 | 1,525 | 158 | 112 | 66 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 269 |
| 1,525 | 1,550 | 163 | 116 | 70 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 275 |
| 1,550 | 1,575 | 167 | 121 | 74 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 280 |
| 1,575 | 1,600 | 171 | 125 | 79 | 32 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 285 |
| 1,600 | 1,625 | 175 | 129 | 83 | 37 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 291 |
| 1,625 | 1,650 | 180 | 133 | 87 | 41 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 296 |
| 1,650 | 1,675 | 184 | 138 | 91 | 45 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 301 |
| 1,675 | 1,700 | 188 | 142 | 96 | 49 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 306 |
| 1,700 | 1,725 | 192 | 146 | 100 | 54 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 312 |
| 1,725 | 1,750 | 197 | 150 | 104 | 58 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 317 |
| 1,750 | 1,775 | 202 | 155 | 108 | 62 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 322 |
| 1,775 | 1,800 | 207 | 159 | 113 | 66 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 328 |
| 1,800 | 1,825 | 213 | 163 | 117 | 71 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 333 |
| 1,825 | 1,850 | 218 | 167 | 121 | 75 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 339 |
| 1,850 | 1,875 | 223 | 172 | 125 | 79 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 345 |
| 1,875 | 1,900 | 229 | 176 | 130 | 83 | 37 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 352 |
| 1,900 | 1,925 | 234 | 180 | 134 | 88 | 42 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 358 |
| 1,925 | 1,950 | 239 | 184 | 138 | 92 | 46 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 364 |





イ　月　額　表　（四）

| その月の給與の金額 | | 甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙　第三十八條第一項第五号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族及び不具者の数 | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 29,800 | 30,000 | 9,691 | 9,191 | 8,691 | 8,191 | 7,691 | 7,191 | 6,691 | 6,191 | 5,691 | 5,213 | 4,763 | 10,733 |
| 30,000 | 30,200 | 9,791 | 9,291 | 8,791 | 8,291 | 7,791 | 7,291 | 6,791 | 6,291 | 5,791 | 5,303 | 4,853 | 10,833 |
| 30,200 | 30,400 | 9,891 | 9,391 | 8,891 | 8,391 | 7,891 | 7,391 | 6,891 | 6,391 | 5,891 | 5,393 | 4,943 | 10,933 |
| 30,400 | 30,600 | 9,991 | 9,491 | 8,991 | 8,491 | 7,991 | 7,491 | 6,991 | 6,491 | 5,991 | 5,491 | 5,033 | 11,033 |
| 30,600 | 30,800 | 10,091 | 9,591 | 9,091 | 8,591 | 8,091 | 7,591 | 7,091 | 6,591 | 6,091 | 5,591 | 5,123 | 11,133 |
| 30,800 | 31,000 | 10,191 | 9,691 | 9,191 | 8,691 | 8,191 | 7,691 | 7,191 | 6,691 | 6,191 | 5,691 | 5,213 | 11,233 |
| 31,000 | 31,200 | 10,291 | 9,791 | 9,291 | 8,791 | 8,291 | 7,791 | 7,291 | 6,791 | 6,291 | 5,791 | 5,303 | 11,333 |
| 31,200 | 31,400 | 10,391 | 9,891 | 9,391 | 8,891 | 8,391 | 7,891 | 7,391 | 6,891 | 6,391 | 5,891 | 5,393 | 11,433 |
| 31,400 | 31,600 | 10,491 | 9,991 | 9,491 | 8,991 | 8,491 | 7,991 | 7,491 | 6,991 | 6,491 | 5,991 | 5,491 | 11,533 |
| 31,600 | 31,800 | 10,591 | 10,091 | 9,591 | 9,091 | 8,591 | 8,091 | 7,591 | 7,091 | 6,591 | 6,091 | 5,591 | 11,633 |
| 31,800 | 32,000 | 10,691 | 10,191 | 9,691 | 9,191 | 8,691 | 8,191 | 7,691 | 7,191 | 6,691 | 6,191 | 5,691 | 11,733 |
| 32,000 | 32,200 | 10,791 | 10,291 | 9,791 | 9,291 | 8,791 | 8,291 | 7,791 | 7,291 | 6,791 | 6,291 | 5,791 | 11,833 |
| 32,200 | 32,400 | 10,891 | 10,391 | 9,891 | 9,391 | 8,891 | 8,391 | 7,891 | 7,391 | 6,891 | 6,391 | 5,891 | 11,933 |
| 32,400 | 32,600 | 10,991 | 10,491 | 9,991 | 9,491 | 8,991 | 8,491 | 7,991 | 7,491 | 6,991 | 6,491 | 5,991 | 12,033 |
| 32,600 | 32,800 | 11,191 | 10,591 | 10,091 | 9,591 | 9,091 | 8,591 | 8,091 | 7,591 | 7,091 | 6,591 | 6,091 | 12,133 |
| 32,800 | 33,000 | 11,191 | 10,691 | 10,191 | 9,691 | 9,191 | 8,691 | 8,191 | 7,691 | 7,191 | 6,691 | 6,191 | 12,233 |
| 33,000 | 33,200 | 11,291 | 10,791 | 10,291 | 9,791 | 9,291 | 8,791 | 8,291 | 7,791 | 7,291 | 6,791 | 6,291 | 12,333 |
| 33,200 | 33,400 | 11,391 | 10,891 | 10,391 | 9,891 | 9,391 | 8,891 | 8,391 | 7,891 | 7,391 | 6,891 | 6,391 | 12,433 |
| 33,400 | 33,600 | 11,491 | 10,991 | 10,491 | 9,991 | 9,491 | 8,991 | 8,491 | 7,991 | 7,491 | 6,991 | 6,491 | 12,533 |
| 33,600 | 33,800 | 11,591 | 11,091 | 10,591 | 10,091 | 9,591 | 9,091 | 8,591 | 8,091 | 7,591 | 7,091 | 6,591 | 12,633 |
| 33,800 | 34,000 | 11,691 | 11,191 | 10,691 | 10,191 | 9,691 | 9,191 | 8,691 | 8,191 | 7,691 | 7,191 | 6,691 | 12,733 |
| 34,000 | 34,200 | 11,791 | 11,291 | 10,791 | 10,291 | 9,791 | 9,291 | 8,791 | 8,291 | 7,791 | 7,291 | 6,791 | 12,833 |
| 34,200 | 34,400 | 11,891 | 11,391 | 10,891 | 10,391 | 9,891 | 9,391 | 8,891 | 8,391 | 7,891 | 7,391 | 6,891 | 12,933 |
| 34,400 | 34,600 | 11,991 | 11,491 | 10,991 | 10,491 | 9,991 | 9,491 | 8,991 | 8,491 | 7,991 | 7,491 | 6,991 | 13,033 |
| 34,600 | 34,800 | 12,091 | 11,591 | 11,091 | 10,591 | 10,091 | 9,591 | 9,09 | 8,591 | 8,091 | 7,591 | 7,091 | 13,133 |
| 34,800 | 35,000 | 12,191 | 11,691 | 11,191 | 10,691 | 10,191 | 9,691 | 9,191 | 8,691 | 8,191 | 7,691 | 7,191 | 13,233 |
| 35,000 | 35,200 | 12,291 | 11,791 | 11,291 | 10,791 | 10,291 | 9,791 | 9,291 | 8,791 | 8,291 | 7,791 | 7,291 | 13,333 |
| 35,200 | 35,400 | 12,391 | 11,891 | 11,391 | 10,891 | 10,391 | 9,891 | 9,391 | 8,891 | 8,391 | 7,891 | 7,391 | 13,433 |
| 35,400 | 35,600 | 12,491 | 11,991 | 11,491 | 10,991 | 10,491 | 9,991 | 9,491 | 8,991 | 8,491 | 7,991 | 7,491 | 13,533 |
| 35,600 | 35,800 | 12,591 | 12,091 | 11,591 | 11,091 | 10,591 | 10,091 | 9,591 | 9,091 | 8,591 | 8,091 | 7,591 | 13,633 |
| 35,800 | 36,000 | 12,691 | 12,191 | 11,691 | 11,191 | 10,691 | 10,191 | 9,691 | 9,191 | 8,691 | 8,191 | 7,691 | 13,733 |
| 36,000 | 36,200 | 12,791 | 12,291 | 11,791 | 11,291 | 10,791 | 10,291 | 9,791 | 9,291 | 8,791 | 8,291 | 7,791 | 13,833 |
| 36,200 | 36,400 | 12,891 | 12,391 | 11,891 | 11,391 | 10,891 | 10,391 | 9,891 | 9,391 | 8,891 | 8,391 | 7,891 | 13,933 |
| 36,400 | 36,600 | 12,991 | 12,491 | 11,991 | 11,491 | 10,991 | 10,491 | 9,991 | 9,491 | 8,991 | 8,491 | 7,991 | 14,033 |
| 36,600 | 36,800 | 13,091 | 12,591 | 12,091 | 11,591 | 11,091 | 10,591 | 19,091 | 9,591 | 9,091 | 8,591 | 8,091 | 14,133 |
| 36,800 | 37,000 | 13,191 | 12,691 | 12,191 | 11,691 | 11,191 | 10,691 | 10,191 | 9,691 | 9,191 | 8,691 | 8,191 | 14,233 |
| 37,000 | 37,200 | 13,291 | 12,791 | 12,291 | 11,791 | 11,291 | 10,791 | 10,291 | 9,791 | 9,291 | 8,791 | 8,291 | 14,333 |
| 37,200 | 37,400 | 13,391 | 12,891 | 12,391 | 11,891 | 11,391 | 10,891 | 10,391 | 9,891 | 9,391 | 8,891 | 8,391 | 14,433 |
| 37,400 | 37,600 | 13,491 | 12,991 | 12,491 | 11,991 | 11,491 | 10,991 | 10,491 | 9,991 | 9,491 | 8,991 | 8,491 | 14,533 |
| 37,600 | 37,800 | 13,591 | 13,091 | 12,591 | 12,091 | 11,591 | 11,091 | 10,591 | 10,091 | 9,591 | 9,091 | 8,591 | 14,633 |
| 37,800 | 38,000 | 13,691 | 13,191 | 12,691 | 12,191 | 11,691 | 11,191 | 10,691 | 10,191 | 9,691 | 9,191 | 8,691 | 14,733 |
| 38,000 | 38,200 | 13,791 | 13,291 | 12,791 | 12,291 | 11,791 | 11,291 | 10,791 | 10,291 | 9,791 | 9,291 | 8,791 | 14,833 |
| 38,200 | 38,400 | 13,891 | 13,391 | 12,891 | 12,391 | 11,891 | 11,391 | 10,891 | 10,391 | 9,891 | 9,391 | 8,891 | 14,933 |
| 38,400 | 38,600 | 13,991 | 13,491 | 12,991 | 12,491 | 11,991 | 11,491 | 10,991 | 10,491 | 9,991 | 9,491 | 8,991 | 15,033 |
| 38,600 | 38,800 | 14,091 | 13,591 | 13,091 | 12,591 | 12,091 | 11,591 | 11,091 | 10,591 | 10,091 | 9,591 | 9,091 | 15,133 |
| 38,800 | 39,000 | 14,191 | 13,691 | 13,191 | 12,691 | 12,191 | 11,691 | 11,191 | 10,691 | 10,191 | 9,691 | 9,191 | 15,233 |
| 39,000 | 39,200 | 14,291 | 13,791 | 13,291 | 12,791 | 12,291 | 11,791 | 11,291 | 10,791 | 10,291 | 9,791 | 9,291 | 15,333 |
| 39,200 | 39,400 | 14,391 | 13,891 | 13,391 | 12,891 | 12,391 | 11,891 | 11,391 | 10,891 | 10,391 | 9,891 | 9,391 | 15,433 |
| 39,400 | 39,600 | 14,491 | 13,991 | 13,491 | 12,991 | 12,491 | 11,991 | 11,491 | 10,991 | 10,491 | 9,991 | 9,491 | 15,533 |
| 39,600 | 39,800 | 14,591 | 14,091 | 13,591 | 13,091 | 12,591 | 12,091 | 11,591 | 11,091 | 10,591 | 10,091 | 9,591 | 15,633 |
| 39,800 | 40,000 | 14,691 | 14,191 | 13,691 | 13,191 | 12,691 | 12,191 | 11,691 | 11,191 | 10,691 | 10,191 | 9,691 | 15,733 |
| 40,000円 | | 14,791 | 14,291 | 13,791 | 13,291 | 12,791 | 12,291 | 11,791 | 11,291 | 10,791 | 10,291 | 9,791 | 15,833 |
| 40,000円を超える金額 | | 40,000円の場合の税額に、給與の金額のうち40,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | | | |
| 扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる一人ごとに240円を控除した金額 | | | | | | | | | | | | | |

（備考　税額の求め方）　まず給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族及び不具者の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

## ロ 週額表（三）

| その週の給與の金額 | | 甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額 扶養親族及び不具者の数 | | | | | | | | | | | 乙 第三十八條第一項第五号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 4,600 | 4,650 | 1,112 | 1,008 | 905 | 802 | 710 | 617 | 532 | 451 | 382 | 316 | 259 | 1,338 |
| 4,650 | 4,700 | 1,135 | 1,031 | 927 | 823 | 730 | 637 | 550 | 469 | 397 | 329 | 271 | 1,363 |
| 4,700 | 4,750 | 1,157 | 1,053 | 950 | 846 | 750 | 657 | 567 | 486 | 412 | 342 | 284 | 1,388 |
| 4,750 | 4,800 | 1,180 | 1,076 | 972 | 868 | 770 | 677 | 585 | 504 | 427 | 357 | 296 | 1,413 |
| 4,800 | 4,850 | 1,202 | 1,098 | 995 | 891 | 790 | 697 | 605 | 521 | 442 | 372 | 309 | 1,438 |
| 4,850 | 4,900 | 1,225 | 1,121 | 1,017 | 913 | 810 | 717 | 625 | 539 | 458 | 387 | 321 | 1,463 |
| 4,900 | 4,950 | 1,247 | 1,143 | 1,040 | 936 | 832 | 737 | 645 | 556 | 475 | 402 | 334 | 1,488 |
| 4,950 | 5,000 | 1,273 | 1,166 | 1,062 | 958 | 854 | 757 | 665 | 574 | 493 | 417 | 348 | 1,513 |
| 5,000 | 5,050 | 1,298 | 1,188 | 1,085 | 981 | 877 | 777 | 685 | 593 | 510 | 432 | 363 | 1,538 |
| 5,050 | 5,100 | 1,323 | 1,211 | 1,107 | 1,003 | 899 | 797 | 705 | 613 | 528 | 447 | 378 | 1,563 |
| 5,100 | 5,150 | 1,348 | 1,233 | 1,130 | 1,026 | 922 | 818 | 725 | 633 | 545 | 465 | 393 | 1,588 |
| 5,150 | 5,200 | 1,373 | 1,257 | 1,152 | 1,048 | 944 | 840 | 745 | 653 | 563 | 482 | 408 | 1,613 |
| 5,200 | 5,250 | 1,398 | 1,282 | 1,175 | 1,071 | 967 | 863 | 765 | 673 | 580 | 500 | 423 | 1,638 |
| 5,250 | 5,300 | 1,423 | 1,307 | 1,197 | 1,093 | 989 | 885 | 785 | 693 | 600 | 517 | 438 | 1,663 |
| 5,300 | 5,350 | 1,448 | 1,332 | 1,220 | 1,116 | 1,012 | 908 | 805 | 713 | 620 | 535 | 454 | 1,688 |
| 5,350 | 5,400 | 1,473 | 1,357 | 1,242 | 1,138 | 1,034 | 930 | 826 | 733 | 640 | 552 | 471 | 1,713 |
| 5,400 | 5,450 | 1,498 | 1,382 | 1,265 | 1,161 | 1,057 | 953 | 849 | 753 | 660 | 570 | 489 | 1,738 |
| 5,450 | 5,500 | 1,523 | 1,407 | 1,292 | 1,183 | 1,079 | 975 | 871 | 773 | 680 | 588 | 506 | 1,763 |
| 5,500 | 5,550 | 1,548 | 1,432 | 1,317 | 1,206 | 1,102 | 998 | 894 | 793 | 700 | 608 | 524 | 1,788 |
| 5,550 | 5,600 | 1,573 | 1,457 | 1,342 | 1,228 | 1,124 | 1,020 | 916 | 813 | 720 | 628 | 541 | 1,813 |
| 5,600 | 5,650 | 1,598 | 1,482 | 1,367 | 1,251 | 1,147 | 1,043 | 939 | 835 | 740 | 648 | 559 | 1,838 |
| 5,650 | 5,700 | 1,623 | 1,507 | 1,392 | 1,276 | 1,169 | 1,065 | 961 | 857 | 760 | 668 | 576 | 1,863 |
| 5,700 | 5,750 | 1,648 | 1,532 | 1,417 | 1,301 | 1,192 | 1,088 | 984 | 880 | 780 | 688 | 595 | 1,888 |
| 5,750 | 5,800 | 1,673 | 1,557 | 1,442 | 1,326 | 1,214 | 1,110 | 1,006 | 902 | 800 | 708 | 615 | 1,913 |
| 5,800 | 5,850 | 1,698 | 1,582 | 1,467 | 1,351 | 1,237 | 1,133 | 1,029 | 925 | 821 | 728 | 635 | 1,938 |
| 5,850 | 5,900 | 1,723 | 1,607 | 1,492 | 1,376 | 1,261 | 1,155 | 1,051 | 947 | 843 | 748 | 655 | 1,963 |
| 5,900 | 5,950 | 1,748 | 1,632 | 1,517 | 1,401 | 1,286 | 1,178 | 1,074 | 970 | 866 | 768 | 675 | 1,988 |
| 5,950 | 6,000 | 1,773 | 1,657 | 1,542 | 1,426 | 1,311 | 1,200 | 1,096 | 992 | 888 | 788 | 695 | 2,013 |
| 6,000 | 6,050 | 1,798 | 1,682 | 1,567 | 1,451 | 1,336 | 1,223 | 1,119 | 1,015 | 911 | 808 | 715 | 2,038 |
| 6,050 | 6,100 | 1,823 | 1,707 | 1,592 | 1,476 | 1,361 | 1,245 | 1,141 | 1,037 | 933 | 829 | 735 | 2,063 |
| 6,100 | 6,150 | 1,848 | 1,732 | 1,617 | 1,501 | 1,386 | 1,270 | 1,164 | 1,060 | 956 | 852 | 755 | 2,088 |
| 6,150 | 6,200 | 1,873 | 1,757 | 1,642 | 1,526 | 1,411 | 1,295 | 1,186 | 1,082 | 978 | 874 | 775 | 2,113 |
| 6,200 | 6,250 | 1,898 | 1,782 | 1,667 | 1,551 | 1,436 | 1,320 | 1,209 | 1,105 | 1,001 | 897 | 795 | 2,138 |
| 6,250 | 6,300 | 1,923 | 1,807 | 1,692 | 1,576 | 1,461 | 1,345 | 1,231 | 1,127 | 1,023 | 919 | 815 | 2,163 |
| 6,300 | 6,350 | 1,948 | 1,832 | 1,717 | 1,601 | 1,486 | 1,370 | 1,255 | 1,150 | 1,046 | 942 | 838 | 2,188 |
| 6,350 | 6,400 | 1,973 | 1,857 | 1,742 | 1,626 | 1,511 | 1,395 | 1,280 | 1,172 | 1,068 | 964 | 860 | 2,213 |
| 6,400 | 6,450 | 1,998 | 1,882 | 1,767 | 1,651 | 1,536 | 1,420 | 1,305 | 1,195 | 1,091 | 987 | 883 | 2,238 |
| 6,450 | 6,500 | 2,023 | 1,907 | 1,792 | 1,676 | 1,561 | 1,445 | 1,330 | 1,217 | 1,113 | 1,009 | 905 | 2,263 |
| 6,500 | 6,550 | 2,048 | 1,932 | 1,817 | 1,701 | 1,586 | 1,470 | 1,355 | 1,240 | 1,136 | 1,032 | 928 | 2,288 |
| 6,550 | 6,600 | 2,073 | 1,957 | 1,842 | 1,726 | 1,611 | 1,495 | 1,380 | 1,264 | 1,158 | 1,054 | 950 | 2,313 |
| 6,600 | 6,650 | 2,098 | 1,982 | 1,867 | 1,751 | 1,636 | 1,520 | 1,405 | 1,289 | 1,181 | 1,077 | 973 | 2,338 |
| 6,650 | 6,700 | 2,123 | 2,007 | 1,892 | 1,776 | 1,661 | 1,545 | 1,430 | 1,314 | 1,203 | 1,099 | 995 | 2,363 |
| 6,700 | 6,750 | 2,148 | 2,032 | 1,917 | 1,801 | 1,686 | 1,570 | 1,455 | 1,339 | 1,226 | 1,122 | 1,018 | 2,388 |
| 6,750 | 6,800 | 2,173 | 2,057 | 1,942 | 1,826 | 1,711 | 1,595 | 1,480 | 1,364 | 1,248 | 1,144 | 1,040 | 2,413 |
| 6,800 | 6,850 | 2,198 | 2,082 | 1,967 | 1,851 | 1,736 | 1,620 | 1,505 | 1,389 | 1,274 | 1,167 | 1,063 | 2,438 |
| 6,850 | 6,900 | 2,223 | 2,107 | 1,992 | 1,876 | 1,761 | 1,645 | 1,530 | 1,414 | 1,299 | 1,189 | 1,085 | 2,463 |
| 6,900 | 6,950 | 2,248 | 2,132 | 2,017 | 1,901 | 1,786 | 1,670 | 1,555 | 1,439 | 1,324 | 1,212 | 1,108 | 2,488 |
| 6,950 | 7,000 | 2,273 | 2,157 | 2,042 | 1,926 | 1,811 | 1,695 | 1,580 | 1,464 | 1,349 | 1,234 | 1,130 | 2,513 |
| 7,000 | 7,050 | 2,298 | 2,182 | 2,067 | 1,951 | 1,836 | 1,720 | 1,605 | 1,489 | 1,374 | 1,258 | 1,153 | 2,538 |
| 7,050 | 7,100 | 2,323 | 2,207 | 2,092 | 1,976 | 1,861 | 1,745 | 1,630 | 1,514 | 1,399 | 1,283 | 1,175 | 2,563 |
| 7,100 | 7,150 | 2,348 | 2,232 | 2,117 | 2,001 | 1,886 | 1,770 | 1,655 | 1,539 | 1,424 | 1,308 | 1,198 | 2,588 |
| 7,150 | 7,200 | 2,373 | 2,257 | 2,142 | 2,026 | 1,911 | 1,795 | 1,680 | 1,564 | 1,449 | 1,333 | 1,220 | 2,613 |
| 7,200 | 7,250 | 2,398 | 2,282 | 2,167 | 2,051 | 1,936 | 1,820 | 1,705 | 1,589 | 1,474 | 1,358 | 1,243 | 2,638 |
| 7,250 | 7,300 | 2,423 | 2,307 | 2,192 | 2,076 | 1,961 | 1,845 | 1,730 | 1,614 | 1,499 | 1,383 | 1,268 | 2,663 |
| 7,300 | 7,350 | 2,448 | 2,332 | 2,217 | 2,101 | 1,986 | 1,870 | 1,755 | 1,639 | 1,524 | 1,408 | 1,293 | 2,688 |
| 7,350 | 7,400 | 2,473 | 2,357 | 2,242 | 2,126 | 2,011 | 1,895 | 1,780 | 1,664 | 1,549 | 1,433 | 1,318 | 2,713 |
| 7,400 | 7,450 | 2,498 | 2,382 | 2,267 | 2,151 | 2,036 | 1,920 | 1,805 | 1,689 | 1,574 | 1,458 | 1,343 | 2,738 |
| 7,450 | 7,500 | 2,523 | 2,407 | 2,292 | 2,176 | 2,061 | 1,945 | 1,830 | 1,714 | 1,599 | 1,483 | 1,368 | 2,763 |
| 7,500 | 7,550 | 2,548 | 2,432 | 2,317 | 2,201 | 2,086 | 1,970 | 1,855 | 1,739 | 1,624 | 1,508 | 1,393 | 2,788 |
| 7,550 | 7,600 | 2,573 | 2,457 | 2,342 | 2,226 | 2,111 | 1,995 | 1,880 | 1,764 | 1,649 | 1,533 | 1,418 | 2,813 |



## ロ 週額表（二）

| その週の給與の金額 | | 甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額 扶養親族及び不具者の数 | | | | | | | | | | | 乙 第三十八條第一項第五号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1,950 | 1,975 | 245 | 189 | 142 | 96 | 50 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 371 |
| 1,975 | 2,000 | 250 | 192 | 147 | 100 | 54 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 377 |
| 2,000 | 2,025 | 255 | 198 | 151 | 105 | 59 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 384 |
| 2,025 | 2,050 | 261 | 203 | 155 | 109 | 63 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 390 |
| 2,050 | 2,075 | 266 | 208 | 159 | 113 | 67 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 396 |
| 2,075 | 2,100 | 271 | 213 | 164 | 117 | 71 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 403 |
| 2,100 | 2,125 | 277 | 219 | 168 | 122 | 76 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 409 |
| 2,125 | 2,150 | 282 | 224 | 172 | 126 | 80 | 34 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 415 |
| 2,150 | 2,175 | 287 | 229 | 176 | 130 | 84 | 38 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 422 |
| 2,175 | 2,200 | 292 | 235 | 181 | 134 | 88 | 42 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 428 |
| 2,200 | 2,225 | 298 | 240 | 185 | 139 | 93 | 46 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 435 |
| 2,225 | 2,250 | 303 | 245 | 189 | 143 | 97 | 51 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 441 |
| 2,250 | 2,275 | 308 | 251 | 193 | 147 | 101 | 55 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 447 |
| 2,275 | 2,300 | 314 | 256 | 198 | 151 | 105 | 59 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 454 |
| 2,300 | 2,350 | 319 | 261 | 204 | 156 | 110 | 63 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 462 |
| 2,350 | 2,400 | 330 | 272 | 214 | 164 | 118 | 72 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 477 |
| 2,400 | 2,450 | 341 | 283 | 225 | 173 | 127 | 80 | 34 | 0 | 0 | 0 | 0 | 492 |
| 2,450 | 2,500 | 354 | 293 | 235 | 181 | 135 | 89 | 43 | 0 | 0 | 0 | 0 | 506 |
| 2,500 | 2,550 | 367 | 304 | 246 | 190 | 144 | 97 | 51 | 5 | 0 | 0 | 0 | 521 |
| 2,550 | 2,600 | 379 | 314 | 257 | 199 | 152 | 106 | 60 | 13 | 0 | 0 | 0 | 536 |
| 2,600 | 2,650 | 392 | 325 | 267 | 210 | 161 | 114 | 68 | 22 | 0 | 0 | 0 | 551 |
| 2,650 | 2,700 | 405 | 336 | 278 | 220 | 169 | 123 | 77 | 30 | 0 | 0 | 0 | 566 |
| 2,700 | 2,750 | 418 | 348 | 289 | 231 | 178 | 131 | 85 | 39 | 0 | 0 | 0 | 581 |
| 2,750 | 2,800 | 430 | 361 | 299 | 241 | 186 | 140 | 94 | 47 | 1 | 0 | 0 | 598 |
| 2,800 | 2,850 | 443 | 374 | 310 | 252 | 194 | 148 | 102 | 56 | 10 | 0 | 0 | 615 |
| 2,850 | 2,900 | 457 | 387 | 320 | 263 | 205 | 157 | 111 | 64 | 18 | 0 | 0 | 632 |
| 2,900 | 2,950 | 472 | 399 | 331 | 273 | 216 | 165 | 119 | 73 | 27 | 0 | 0 | 649 |
| 2,950 | 3,000 | 487 | 412 | 343 | 284 | 226 | 174 | 128 | 81 | 35 | 0 | 0 | 666 |
| 3,000 | 3,050 | 502 | 425 | 356 | 295 | 237 | 182 | 136 | 90 | 44 | 0 | 0 | 683 |
| 3,050 | 3,100 | 517 | 438 | 368 | 305 | 247 | 191 | 145 | 98 | 52 | 6 | 0 | 700 |
| 3,100 | 3,150 | 531 | 450 | 381 | 316 | 258 | 200 | 153 | 107 | 61 | 15 | 0 | 717 |
| 3,150 | 3,200 | 546 | 465 | 394 | 326 | 269 | 211 | 162 | 115 | 69 | 23 | 0 | 734 |
| 3,200 | 3,250 | 561 | 480 | 407 | 337 | 279 | 222 | 170 | 124 | 78 | 32 | 0 | 751 |
| 3,250 | 3,300 | 576 | 495 | 419 | 350 | 290 | 232 | 179 | 132 | 86 | 40 | 0 | 768 |
| 3,300 | 3,350 | 592 | 510 | 432 | 363 | 301 | 243 | 187 | 141 | 95 | 49 | 2 | 785 |
| 3,350 | 3,400 | 609 | 525 | 445 | 376 | 311 | 253 | 196 | 149 | 103 | 57 | 11 | 802 |
| 3,400 | 3,450 | 626 | 540 | 459 | 388 | 322 | 264 | 206 | 158 | 112 | 66 | 19 | 819 |
| 3,450 | 3,500 | 643 | 555 | 474 | 401 | 332 | 275 | 217 | 166 | 120 | 74 | 28 | 838 |
| 3,500 | 3,550 | 660 | 570 | 489 | 414 | 345 | 285 | 228 | 175 | 129 | 83 | 36 | 857 |
| 3,550 | 3,600 | 677 | 584 | 504 | 427 | 357 | 296 | 238 | 183 | 137 | 91 | 45 | 876 |
| 3,600 | 3,650 | 694 | 602 | 518 | 439 | 370 | 307 | 249 | 192 | 146 | 100 | 53 | 896 |
| 3,650 | 3,700 | 711 | 619 | 533 | 452 | 383 | 317 | 259 | 202 | 154 | 108 | 62 | 914 |
| 3,700 | 3,750 | 728 | 636 | 548 | 467 | 396 | 328 | 270 | 212 | 163 | 117 | 70 | 934 |
| 3,750 | 3,800 | 745 | 653 | 563 | 482 | 408 | 339 | 281 | 223 | 171 | 125 | 79 | 953 |
| 3,800 | 3,850 | 762 | 670 | 578 | 497 | 421 | 352 | 291 | 234 | 180 | 134 | 87 | 972 |
| 3,850 | 3,900 | 779 | 687 | 595 | 512 | 434 | 365 | 302 | 244 | 188 | 142 | 96 | 991 |
| 3,900 | 3,950 | 799 | 707 | 615 | 530 | 449 | 380 | 315 | 257 | 199 | 152 | 106 | 1,014 |
| 3,950 | 4,000 | 820 | 727 | 635 | 547 | 466 | 395 | 327 | 269 | 212 | 162 | 116 | 1,036 |
| 4,000 | 4,050 | 842 | 747 | 655 | 565 | 484 | 410 | 340 | 282 | 224 | 172 | 126 | 1,059 |
| 4,050 | 4,100 | 865 | 767 | 675 | 582 | 501 | 425 | 355 | 294 | 237 | 182 | 136 | 1,081 |
| 4,100 | 4,150 | 887 | 787 | 695 | 602 | 519 | 440 | 370 | 307 | 249 | 191 | 146 | 1,104 |
| 4,150 | 4,200 | 910 | 807 | 715 | 622 | 536 | 455 | 385 | 319 | 262 | 204 | 156 | 1,126 |
| 4,200 | 4,250 | 932 | 828 | 735 | 642 | 554 | 473 | 400 | 332 | 274 | 216 | 166 | 1,149 |
| 4,250 | 4,300 | 955 | 851 | 755 | 662 | 571 | 490 | 415 | 346 | 287 | 229 | 176 | 1,171 |
| 4,300 | 4,350 | 977 | 873 | 775 | 682 | 590 | 508 | 430 | 361 | 299 | 241 | 186 | 1,194 |
| 4,350 | 4,400 | 1,000 | 896 | 795 | 702 | 610 | 525 | 445 | 376 | 312 | 254 | 196 | 1,216 |
| 4,400 | 4,450 | 1,022 | 918 | 815 | 722 | 630 | 543 | 462 | 391 | 324 | 266 | 209 | 1,239 |
| 4,450 | 4,500 | 1,045 | 941 | 837 | 742 | 650 | 560 | 480 | 406 | 337 | 279 | 221 | 1,263 |
| 4,500 | 4,550 | 1,067 | 963 | 860 | 762 | 670 | 578 | 497 | 421 | 352 | 291 | 234 | 1,288 |
| 4,550 | 4,600 | 1,090 | 986 | 882 | 782 | 690 | 597 | 515 | 436 | 367 | 304 | 246 | 1,313 |

別表第二　給與所得の所得税源泉徴收額表（第三十八條第一項第一号、第五号及び第六号の規定による所得税源泉徴收額表）

## イ　日　額　表　（一）

| その日の給與の金額 | | 甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙　第三十八條第一項第五号の規定による税額 | 丙　第三十八條第一項第六号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族及び不具者の数 | | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 90円 | 未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 給與の金額に17%を乗じて得た金額 | |
| 90 | 95 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 0 |
| 95 | 100 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 | 0 |
| 100 | 105 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 0 |
| 105 | 110 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 0 |
| 110 | 115 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 0 |
| 115 | 120 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 0 |
| 120 | 125 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 | 0 |
| 125 | 130 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | 0 |
| 130 | 135 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 0 |
| 135 | 140 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 0 |
| 140 | 145 | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 23 | 0 |
| 145 | 150 | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 | 0 |
| 150 | 155 | 11 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 | 0 |
| 155 | 160 | 12 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 | 0 |
| 160 | 165 | 13 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 27 | 0 |
| 165 | 170 | 14 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 28 | 0 |
| 170 | 175 | 14 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 29 | 0 |
| 175 | 180 | 15 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 0 |
| 180 | 185 | 16 | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 31 | 0 |
| 185 | 190 | 17 | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 | 0 |
| 190 | 195 | 18 | 11 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 | 0 |
| 195 | 200 | 19 | 12 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 34 | 0 |
| 200 | 205 | 20 | 13 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35 | 0 |
| 205 | 210 | 20 | 14 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36 | 0 |
| 210 | 215 | 21 | 14 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 | 0 |
| 215 | 220 | 22 | 15 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 38 | 0 |
| 220 | 225 | 23 | 16 | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 39 | 0 |
| 225 | 230 | 24 | 17 | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 | 0 |
| 230 | 235 | 25 | 18 | 11 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 41 | 0 |
| 235 | 240 | 25 | 19 | 12 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 42 | 0 |
| 240 | 245 | 26 | 20 | 13 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 44 | 0 |
| 245 | 250 | 27 | 20 | 14 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 45 | 0 |
| 250 | 255 | 28 | 21 | 14 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 46 | 0 |
| 255 | 260 | 29 | 22 | 15 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 47 | 0 |
| 260 | 265 | 30 | 23 | 16 | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48 | 0 |
| 265 | 270 | 31 | 24 | 17 | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 49 | 0 |
| 270 | 275 | 32 | 25 | 18 | 11 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 50 | 0 |
| 275 | 280 | 33 | 25 | 19 | 12 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 52 | 0 |
| 280 | 285 | 35 | 26 | 20 | 13 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 53 | 1 |
| 285 | 290 | 36 | 27 | 20 | 14 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 54 | 1 |
| 290 | 295 | 37 | 28 | 21 | 14 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 55 | 2 |
| 295 | 300 | 38 | 29 | 22 | 15 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 57 | 3 |
| 300 | 310 | 39 | 30 | 23 | 16 | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 58 | 4 |
| 310 | 320 | 41 | 32 | 25 | 18 | 11 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 61 | 6 |
| 320 | 330 | 43 | 35 | 26 | 20 | 13 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 63 | 7 |
| 330 | 340 | 45 | 37 | 28 | 21 | 14 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 66 | 9 |
| 340 | 350 | 47 | 39 | 30 | 23 | 16 | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 69 | 11 |
| 350 | 360 | 49 | 41 | 32 | 25 | 18 | 11 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 72 | 12 |
| 360 | 370 | 52 | 43 | 35 | 26 | 20 | 13 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 75 | 14 |
| 370 | 380 | 55 | 45 | 37 | 28 | 21 | 14 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 78 | 16 |
| 380 | 390 | 57 | 47 | 39 | 30 | 23 | 16 | 9 | 3 | 0 | 0 | 0 | 81 | 18 |
| 390 | 400 | 60 | 50 | 41 | 32 | 25 | 18 | 11 | 4 | 0 | 0 | 0 | 84 | 19 |
| 400 | 410 | 63 | 52 | 43 | 35 | 26 | 20 | 13 | 6 | 0 | 0 | 0 | 87 | 21 |
| 410 | 420 | 65 | 55 | 45 | 37 | 28 | 21 | 14 | 8 | 1 | 0 | 0 | 90 | 23 |
| 420 | 430 | 68 | 57 | 47 | 39 | 30 | 23 | 16 | 9 | 3 | 0 | 0 | 93 | 24 |



## ロ　週　額　表　（四）

| その週の給與の金額 | | 甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙　第三十八條第一項第五号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族及び不具者の数 | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 7,600 | 7,650 | 2,598 | 2,482 | 2,367 | 2,251 | 2,136 | 2,020 | 1,905 | 1,789 | 1,674 | 1,558 | 1,443 | 2,838 |
| 7,650 | 7,700 | 2,623 | 2,507 | 2,392 | 2,276 | 2,161 | 2,045 | 1,930 | 1,814 | 1,699 | 1,583 | 1,468 | 2,863 |
| 7,700 | 7,750 | 2,648 | 2,532 | 2,417 | 2,301 | 2,186 | 2,070 | 1,955 | 1,839 | 1,724 | 1,608 | 1,493 | 2,888 |
| 7,750 | 7,800 | 2,673 | 2,557 | 2,442 | 2,326 | 2,211 | 2,095 | 1,980 | 1,864 | 1,749 | 1,633 | 1,518 | 2,913 |
| 7,800 | 7,850 | 2,698 | 2,582 | 2,467 | 2,351 | 2,236 | 2,120 | 2,005 | 1,889 | 1,774 | 1,658 | 1,543 | 2,938 |
| 7,850 | 7,900 | 2,723 | 2,607 | 2,492 | 2,376 | 2,261 | 2,145 | 2,030 | 1,914 | 1,799 | 1,683 | 1,568 | 2,963 |
| 7,900 | 7,950 | 2,748 | 2,632 | 2,517 | 2,401 | 2,286 | 2,170 | 2,055 | 1,939 | 1,824 | 1,708 | 1,593 | 2,988 |
| 7,950 | 8,000 | 2,773 | 2,657 | 2,542 | 2,426 | 2,311 | 2,195 | 2,080 | 1,964 | 1,849 | 1,733 | 1,618 | 3,013 |
| 8,000 | 8,050 | 2,798 | 2,682 | 2,567 | 2,451 | 2,336 | 2,220 | 2,105 | 1,989 | 1,874 | 1,758 | 1,643 | 3,038 |
| 8,050 | 8,100 | 2,823 | 2,707 | 2,592 | 2,476 | 2,361 | 2,245 | 2,130 | 2,014 | 1,899 | 1,783 | 1,668 | 3,063 |
| 8,100 | 8,150 | 2,848 | 2,732 | 2,617 | 2,501 | 2,386 | 2,270 | 2,155 | 2,039 | 1,924 | 1,808 | 1,693 | 3,088 |
| 8,150 | 8,200 | 2,873 | 2,757 | 2,642 | 2,526 | 2,411 | 2,295 | 2,180 | 2,064 | 1,949 | 1,833 | 1,718 | 3,113 |
| 8,200 | 8,250 | 2,898 | 2,782 | 2,667 | 2,551 | 2,436 | 2,320 | 2,205 | 2,089 | 1,974 | 1,858 | 1,743 | 3,138 |
| 8,250 | 8,300 | 2,923 | 2,807 | 2,692 | 2,576 | 2,461 | 2,345 | 2,230 | 2,114 | 1,999 | 1,883 | 1,768 | 3,163 |
| 8,300 | 8,350 | 2,948 | 2,832 | 2,717 | 2,601 | 2,486 | 2,370 | 2,255 | 2,139 | 2,024 | 1,908 | 1,793 | 3,188 |
| 8,350 | 8,400 | 2,973 | 2,857 | 2,742 | 2,626 | 2,511 | 2,395 | 2,280 | 2,164 | 2,049 | 1,933 | 1,818 | 3,213 |
| 8,400 | 8,450 | 2,998 | 2,882 | 2,767 | 2,651 | 2,536 | 2,420 | 2,305 | 2,189 | 2,074 | 1,958 | 1,843 | 3,238 |
| 8,450 | 8,500 | 3,023 | 2,907 | 2,792 | 2,676 | 2,561 | 2,445 | 2,330 | 2,214 | 2,099 | 1,983 | 1,868 | 3,263 |
| 8,500 | 8,550 | 3,048 | 2,932 | 2,817 | 2,701 | 2,586 | 2,470 | 2,355 | 2,239 | 2,124 | 2,008 | 1,893 | 3,288 |
| 8,550 | 8,600 | 3,073 | 2,957 | 2,842 | 2,726 | 2,611 | 2,495 | 2,380 | 2,264 | 2,149 | 2,033 | 1,918 | 3,313 |
| 8,600 | 8,650 | 3,098 | 2,982 | 2,867 | 2,751 | 2,636 | 2,520 | 2,405 | 2,289 | 2,174 | 2,058 | 1,943 | 3,338 |
| 8,650 | 8,700 | 3,123 | 3,007 | 2,892 | 2,776 | 2,661 | 2,545 | 2,430 | 2,314 | 2,199 | 2,083 | 1,968 | 3,363 |
| 8,700 | 8,750 | 3,148 | 3,032 | 2,917 | 2,801 | 2,686 | 2,570 | 2,455 | 2,339 | 2,224 | 2,108 | 1,993 | 3,388 |
| 8,750 | 8,800 | 3,173 | 3,057 | 2,942 | 2,826 | 2,711 | 2,595 | 2,480 | 2,364 | 2,249 | 2,133 | 2,018 | 3,413 |
| 8,800 | 8,850 | 3,198 | 3,082 | 2,967 | 2,851 | 2,736 | 2,620 | 2,505 | 2,389 | 2,274 | 2,158 | 2,043 | 3,438 |
| 8,850 | 8,900 | 3,223 | 3,107 | 2,992 | 2,876 | 2,761 | 2,645 | 2,530 | 2,414 | 2,299 | 2,183 | 2,068 | 3,463 |
| 8,900 | 8,950 | 3,248 | 3,132 | 3,017 | 2,901 | 2,786 | 2,670 | 2,555 | 2,439 | 2,324 | 2,208 | 2,093 | 3,488 |
| 8,950 | 9,000 | 3,273 | 3,157 | 3,042 | 2,926 | 2,811 | 2,695 | 2,580 | 2,464 | 2,349 | 2,233 | 2,118 | 3,513 |
| 9,000 | 9,050 | 3,298 | 3,182 | 3,067 | 2,951 | 2,836 | 2,720 | 2,605 | 2,489 | 2,374 | 2,258 | 2,143 | 3,538 |
| 9,050 | 9,100 | 3,323 | 3,207 | 3,092 | 2,976 | 2,861 | 2,745 | 2,630 | 2,514 | 2,399 | 2,283 | 2,168 | 3,563 |
| 9,100 | 9,150 | 3,348 | 3,232 | 3,117 | 3,001 | 2,886 | 2,770 | 2,655 | 2,539 | 2,424 | 2,308 | 2,193 | 3,588 |
| 9,150 | 9,200 | 3,373 | 3,257 | 3,142 | 3,026 | 2,911 | 2,795 | 2,680 | 2,564 | 2,449 | 2,333 | 2,218 | 3,613 |
| 9,200 | 9,250 | 3,398 | 3,282 | 3,157 | 3,051 | 2,936 | 2,820 | 2,705 | 2,589 | 2,474 | 2,358 | 2,243 | 3,638 |
| 9,250 | 9,300 | 3,423 | 3,307 | 3,192 | 3,076 | 2,961 | 2,845 | 2,730 | 2,614 | 2,499 | 2,383 | 2,268 | 3,663 |
| 9,300 | 9,350 | 3,448 | 3,332 | 3,217 | 3,101 | 2,986 | 2,870 | 2,755 | 2,639 | 2,524 | 2,408 | 2,293 | 3,688 |
| 9,350 | 9,400 | 3,473 | 3,357 | 3,242 | 3,126 | 3,011 | 2,895 | 2,780 | 2,664 | 2,549 | 2,433 | 2,318 | 3,713 |
| 9,400 | 9,450 | 3,498 | 3,382 | 3,267 | 3,151 | 3,036 | 2,920 | 2,805 | 2,689 | 2,574 | 2,458 | 2,343 | 3,738 |
| 9,450 | 9,500 | 3,523 | 3,407 | 3,292 | 3,176 | 3,061 | 2,945 | 2,830 | 2,714 | 2,599 | 2,483 | 2,368 | 3,763 |
| 9,500 | 9,550 | 3,548 | 3,432 | 3,317 | 3,201 | 3,086 | 2,970 | 2,855 | 2,739 | 2,624 | 2,508 | 2,393 | 3,788 |
| 9,550 | 9,600 | 3,573 | 3,457 | 3,342 | 3,226 | 3,111 | 2,995 | 2,880 | 2,764 | 2,649 | 2,533 | 2,418 | 3,813 |
| 9,600 | 9,650 | 3,598 | 3,482 | 3,367 | 3,251 | 3,136 | 3,020 | 2,905 | 2,789 | 2,674 | 2,558 | 2,443 | 3,838 |
| 9,650 | 9,700 | 3,623 | 3,507 | 3,392 | 3,276 | 3,161 | 3,045 | 2,930 | 2,814 | 2,699 | 2,583 | 2,468 | 3,863 |
| 9,700 | 9,750 | 3,648 | 3,532 | 3,417 | 3,301 | 3,186 | 3,070 | 2,955 | 2,839 | 2,724 | 2,608 | 2,493 | 3,888 |
| 9,750 | 9,800 | 3,673 | 3,557 | 3,442 | 3,326 | 3,211 | 3,095 | 2,980 | 2,864 | 2,749 | 2,633 | 2,518 | 3,913 |
| 9,800 | 9,850 | 3,698 | 3,582 | 3,467 | 3,351 | 3,236 | 3,120 | 3,005 | 2,889 | 2,774 | 2,658 | 2,543 | 3,938 |
| 9,850 | 9,900 | 3,723 | 3,607 | 3,492 | 3,376 | 3,261 | 3,145 | 3,030 | 2,914 | 2,799 | 2,683 | 2,568 | 3,963 |
| 9,900 | 9,950 | 3,748 | 3,632 | 3,517 | 3,401 | 3,286 | 3,170 | 3,055 | 2,939 | 2,824 | 2,708 | 2,593 | 3,988 |
| 9,950 | 10,000 | 3,773 | 3,657 | 3,542 | 3,426 | 3,311 | 3,195 | 3,080 | 2,964 | 2,849 | 2,733 | 2,618 | 4,013 |
| 10,000円 | | 3,798 | 3,682 | 3,567 | 3,451 | 3,336 | 3,220 | 3,105 | 2,989 | 2,874 | 2,758 | 2,643 | 4,038 |

| | |
|---|---|
| 10,000円をこえる金額 | 10,000円の場合の税額に、給與の金額のうち10,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額 |

扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに46円を控除した金額

（備考　税額の求め方）　まず給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族及び不具者の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

## ハ　日額表（三）

| その日の給與の金額 | | 甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | | 乙　第三十八條第一項第五号の規定による税額 | 丙　第三十八條第一項第六号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族及び不具者の数 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | | | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | 円 | 円 |
| 1,030 | 1,040 | 340 | 323 | 306 | 289 | 272 | 255 | 238 | 221 | 204 | 187 | 171 | | 375 | 211 |
| 1,040 | 1,050 | 345 | 328 | 311 | 294 | 277 | 260 | 243 | 226 | 209 | 192 | 175 | | 380 | 215 |
| 1,050 | 1,060 | 350 | 333 | 316 | 299 | 282 | 265 | 248 | 231 | 214 | 197 | 180 | | 385 | 220 |
| 1,060 | 1,070 | 355 | 338 | 321 | 304 | 287 | 270 | 253 | 236 | 219 | 202 | 185 | | 390 | 224 |
| 1,070 | 1,080 | 360 | 343 | 326 | 309 | 292 | 275 | 258 | 241 | 224 | 207 | 190 | | 395 | 229 |
| 1,080 | 1,090 | 365 | 348 | 331 | 314 | 297 | 280 | 263 | 246 | 229 | 212 | 195 | | 400 | 233 |
| 1,090 | 1,100 | 370 | 353 | 336 | 319 | 302 | 285 | 268 | 251 | 234 | 217 | 200 | | 405 | 238 |
| 1,100 | 1,110 | 375 | 358 | 341 | 324 | 307 | 290 | 273 | 256 | 239 | 222 | 205 | | 410 | 242 |
| 1,110 | 1,120 | 380 | 363 | 346 | 329 | 312 | 295 | 278 | 261 | 244 | 227 | 210 | | 415 | 247 |
| 1,120 | 1,130 | 385 | 368 | 351 | 334 | 317 | 300 | 283 | 266 | 249 | 232 | 215 | | 420 | 252 |
| 1,130 | 1,140 | 390 | 373 | 356 | 339 | 322 | 305 | 288 | 271 | 254 | 237 | 220 | | 425 | 257 |
| 1,140 | 1,150 | 395 | 378 | 361 | 344 | 327 | 310 | 293 | 276 | 259 | 242 | 225 | | 430 | 262 |
| 1,150 | 1,160 | 400 | 383 | 366 | 349 | 332 | 315 | 298 | 281 | 264 | 247 | 230 | | 435 | 267 |
| 1,160 | 1,170 | 405 | 388 | 371 | 354 | 337 | 320 | 303 | 286 | 269 | 252 | 235 | | 440 | 272 |
| 1,170 | 1,180 | 410 | 393 | 376 | 359 | 342 | 325 | 308 | 291 | 274 | 257 | 240 | | 445 | 277 |
| 1,180 | 1,190 | 415 | 398 | 381 | 364 | 347 | 330 | 313 | 296 | 279 | 262 | 245 | | 450 | 282 |
| 1,190 | 1,200 | 420 | 403 | 386 | 369 | 352 | 335 | 318 | 301 | 284 | 267 | 250 | | 455 | 287 |
| 1,200 | 1,210 | 425 | 408 | 391 | 374 | 357 | 340 | 323 | 306 | 289 | 272 | 255 | | 460 | 292 |
| 1,210 | 1,220 | 430 | 413 | 396 | 379 | 362 | 345 | 328 | 311 | 294 | 277 | 260 | | 465 | 297 |
| 1,220 | 1,230 | 435 | 418 | 401 | 384 | 367 | 350 | 333 | 316 | 299 | 282 | 265 | | 470 | 302 |
| 1,230 | 1,240 | 440 | 423 | 406 | 389 | 372 | 355 | 338 | 321 | 304 | 287 | 270 | | 475 | 307 |
| 1,240 | 1,250 | 445 | 428 | 411 | 394 | 377 | 360 | 343 | 326 | 309 | 292 | 275 | | 480 | 312 |
| 1,250 | 1,260 | 450 | 433 | 416 | 399 | 382 | 365 | 348 | 331 | 314 | 297 | 280 | | 485 | 317 |
| 1,260 | 1,270 | 455 | 438 | 421 | 404 | 387 | 370 | 353 | 336 | 319 | 302 | 285 | | 490 | 322 |
| 1,270 | 1,280 | 460 | 443 | 426 | 409 | 392 | 375 | 358 | 341 | 324 | 307 | 290 | | 495 | 327 |
| 1,280 | 1,290 | 465 | 448 | 431 | 414 | 397 | 380 | 363 | 346 | 329 | 312 | 295 | | 500 | 332 |
| 1,290 | 1,300 | 470 | 453 | 436 | 419 | 402 | 385 | 368 | 351 | 334 | 317 | 300 | | 505 | 337 |
| 1,300円 | | 475 | 458 | 441 | 424 | 407 | 390 | 373 | 356 | 339 | 322 | 305 | | 510 | 342 |

| | |
|---|---|
| 1,300円をこえる金額 | 1,300円の場合の税額に、給與の金額のうち1,300円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額 |

扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに7円を控除した金額

（備考　税額の求め方）　まず給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族及び不具者の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。



## ハ　日額表（二）

| その日の給與の金額 | | 甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | | 乙　第三十八條第一項第五号の規定による税額 | 丙　第三十八條第一項第六号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族及び不具者の数 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | | | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | 円 | 円 |
| 430 | 440 | 71 | 60 | 50 | 41 | 32 | 25 | 18 | 11 | 4 | 0 | 0 | | 97 | 26 |
| 440 | 450 | 74 | 63 | 52 | 43 | 35 | 26 | 20 | 13 | 6 | 0 | 0 | | 100 | 28 |
| 450 | 460 | 77 | 65 | 55 | 45 | 37 | 28 | 21 | 14 | 8 | 1 | 0 | | 104 | 29 |
| 460 | 470 | 80 | 68 | 57 | 47 | 39 | 30 | 23 | 16 | 9 | 3 | 0 | | 107 | 31 |
| 470 | 480 | 83 | 71 | 60 | 50 | 41 | 32 | 25 | 18 | 11 | 4 | 0 | | 110 | 33 |
| 480 | 490 | 86 | 74 | 63 | 52 | 43 | 35 | 26 | 20 | 13 | 6 | 0 | | 114 | 35 |
| 490 | 500 | 89 | 77 | 65 | 55 | 45 | 37 | 28 | 21 | 14 | 8 | 1 | | 117 | 36 |
| 500 | 510 | 93 | 80 | 68 | 57 | 47 | 39 | 30 | 23 | 16 | 9 | 3 | | 121 | 38 |
| 510 | 520 | 96 | 83 | 71 | 60 | 50 | 41 | 32 | 25 | 18 | 11 | 4 | | 125 | 40 |
| 520 | 530 | 99 | 86 | 74 | 63 | 52 | 43 | 35 | 26 | 20 | 13 | 6 | | 128 | 42 |
| 530 | 540 | 103 | 89 | 77 | 65 | 55 | 45 | 37 | 28 | 21 | 14 | 8 | | 132 | 44 |
| 540 | 550 | 106 | 93 | 80 | 68 | 57 | 47 | 39 | 30 | 23 | 16 | 9 | | 136 | 46 |
| 550 | 560 | 110 | 96 | 83 | 71 | 60 | 50 | 41 | 32 | 25 | 18 | 11 | | 140 | 48 |
| 560 | 570 | 113 | 99 | 86 | 74 | 63 | 52 | 43 | 35 | 26 | 20 | 13 | | 144 | 50 |
| 570 | 580 | 117 | 103 | 90 | 77 | 66 | 55 | 46 | 37 | 29 | 22 | 15 | | 148 | 52 |
| 580 | 590 | 121 | 107 | 94 | 81 | 69 | 58 | 48 | 40 | 31 | 24 | 17 | | 153 | 55 |
| 590 | 600 | 126 | 111 | 98 | 84 | 73 | 61 | 51 | 42 | 34 | 26 | 19 | | 157 | 57 |
| 600 | 610 | 130 | 115 | 102 | 88 | 76 | 64 | 54 | 45 | 36 | 28 | 21 | | 162 | 59 |
| 610 | 620 | 135 | 119 | 106 | 92 | 80 | 68 | 57 | 47 | 39 | 30 | 23 | | 166 | 61 |
| 620 | 630 | 139 | 124 | 110 | 96 | 83 | 71 | 60 | 50 | 41 | 33 | 25 | | 171 | 63 |
| 630 | 640 | 144 | 128 | 114 | 100 | 87 | 75 | 63 | 53 | 44 | 35 | 27 | | 175 | 65 |
| 640 | 650 | 148 | 133 | 118 | 104 | 91 | 78 | 66 | 56 | 46 | 38 | 29 | | 180 | 68 |
| 650 | 660 | 153 | 137 | 122 | 108 | 95 | 82 | 70 | 59 | 49 | 40 | 32 | | 185 | 70 |
| 660 | 670 | 157 | 142 | 127 | 112 | 99 | 85 | 73 | 62 | 52 | 43 | 34 | | 190 | 73 |
| 670 | 680 | 162 | 146 | 131 | 116 | 103 | 89 | 77 | 65 | 55 | 45 | 37 | | 195 | 75 |
| 680 | 690 | 166 | 151 | 136 | 120 | 107 | 93 | 80 | 68 | 58 | 48 | 39 | | 200 | 78 |
| 690 | 700 | 171 | 155 | 140 | 125 | 111 | 97 | 84 | 72 | 61 | 51 | 42 | | 205 | 81 |
| 700 | 710 | 175 | 160 | 145 | 129 | 115 | 101 | 87 | 75 | 64 | 54 | 44 | | 210 | 83 |
| 710 | 720 | 180 | 164 | 149 | 134 | 119 | 105 | 91 | 79 | 67 | 56 | 47 | | 215 | 86 |
| 720 | 730 | 185 | 169 | 154 | 138 | 123 | 109 | 95 | 82 | 70 | 60 | 49 | | 220 | 88 |
| 730 | 740 | 190 | 173 | 158 | 143 | 128 | 113 | 99 | 86 | 74 | 63 | 52 | | 225 | 91 |
| 740 | 750 | 195 | 178 | 163 | 147 | 132 | 117 | 103 | 90 | 77 | 66 | 55 | | 230 | 94 |
| 750 | 760 | 200 | 183 | 167 | 152 | 137 | 121 | 107 | 94 | 81 | 69 | 58 | | 235 | 97 |
| 760 | 770 | 205 | 188 | 172 | 156 | 141 | 126 | 111 | 98 | 84 | 73 | 61 | | 240 | 100 |
| 770 | 780 | 210 | 193 | 176 | 161 | 146 | 130 | 115 | 102 | 88 | 76 | 64 | | 245 | 104 |
| 780 | 790 | 215 | 198 | 181 | 165 | 150 | 135 | 119 | 106 | 92 | 80 | 68 | | 250 | 107 |
| 790 | 800 | 220 | 203 | 186 | 170 | 155 | 139 | 124 | 110 | 96 | 83 | 71 | | 255 | 111 |
| 800 | 810 | 225 | 208 | 191 | 174 | 159 | 144 | 128 | 114 | 100 | 87 | 75 | | 260 | 114 |
| 810 | 820 | 230 | 213 | 196 | 179 | 164 | 148 | 133 | 118 | 104 | 91 | 78 | | 265 | 118 |
| 820 | 830 | 235 | 218 | 201 | 184 | 168 | 153 | 137 | 122 | 108 | 95 | 82 | | 270 | 122 |
| 830 | 840 | 240 | 223 | 206 | 189 | 173 | 157 | 142 | 127 | 112 | 99 | 85 | | 275 | 126 |
| 840 | 850 | 245 | 228 | 211 | 194 | 177 | 162 | 146 | 131 | 116 | 103 | 89 | | 280 | 130 |
| 850 | 860 | 250 | 233 | 216 | 199 | 182 | 166 | 151 | 136 | 120 | 107 | 93 | | 285 | 134 |
| 860 | 870 | 255 | 238 | 221 | 204 | 187 | 171 | 155 | 140 | 125 | 111 | 97 | | 290 | 138 |
| 870 | 880 | 260 | 243 | 226 | 209 | 192 | 175 | 160 | 145 | 129 | 115 | 101 | | 295 | 142 |
| 880 | 890 | 265 | 248 | 231 | 214 | 197 | 180 | 164 | 149 | 134 | 119 | 105 | | 300 | 146 |
| 890 | 900 | 270 | 253 | 236 | 219 | 202 | 185 | 169 | 154 | 138 | 123 | 109 | | 305 | 150 |
| 900 | 910 | 275 | 258 | 241 | 224 | 207 | 190 | 173 | 158 | 143 | 128 | 113 | | 310 | 154 |
| 910 | 920 | 280 | 263 | 246 | 229 | 212 | 195 | 178 | 163 | 147 | 132 | 117 | | 315 | 158 |
| 920 | 930 | 285 | 268 | 251 | 234 | 217 | 200 | 183 | 167 | 152 | 137 | 121 | | 320 | 161 |
| 930 | 940 | 290 | 273 | 256 | 239 | 222 | 205 | 188 | 172 | 156 | 141 | 126 | | 325 | 166 |
| 940 | 950 | 295 | 278 | 261 | 244 | 227 | 210 | 193 | 176 | 161 | 146 | 130 | | 330 | 170 |
| 950 | 960 | 300 | 283 | 266 | 249 | 232 | 215 | 198 | 181 | 165 | 150 | 135 | | 335 | 175 |
| 960 | 970 | 305 | 288 | 271 | 254 | 237 | 220 | 203 | 186 | 170 | 155 | 139 | | 340 | 179 |
| 970 | 980 | 310 | 293 | 276 | 259 | 242 | 225 | 208 | 191 | 174 | 159 | 144 | | 345 | 184 |
| 980 | 990 | 315 | 298 | 281 | 264 | 247 | 230 | 213 | 196 | 179 | 164 | 148 | | 350 | 188 |
| 990 | 1,000 | 320 | 303 | 286 | 269 | 252 | 235 | 218 | 201 | 184 | 168 | 153 | | 355 | 193 |
| 1,000 | 1,010 | 325 | 308 | 291 | 274 | 257 | 240 | 223 | 206 | 189 | 173 | 157 | | 360 | 197 |
| 1,010 | 1,020 | 330 | 313 | 296 | 279 | 262 | 245 | 228 | 211 | 194 | 177 | 162 | | 365 | 202 |
| 1,020 | 1,030 | 335 | 318 | 301 | 284 | 267 | 250 | 233 | 216 | 199 | 182 | 166 | | 370 | 206 |

附　則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、改正後の所得税法第四十九條第七項の規定は、同年七月一日から施行する。

2　この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の所得税法の規定をいい、「旧法」とは、従前の所得税法の規定をいう。

3　新法第五條、第十條の二、第十條の三及び第六十一條の二の規定のうち、法人の解散又は合併の場合に係る部分は、昭和二十五年四月一日以後における法人の解散又は合併に因る分から適用する。

4　新法第五條の二及び第十條第四項の規定は、昭和二十五年四月一日以後に相続、遺贈又は贈與に因る財産の移転があつた分から適用する。

5　旧法第一條第二項の規定に該当する個人又は法人が支拂を受ける旧法第九條第一項第二号、第三号又は第五号に規定する配当所得若しくは臨時配当所得（無記名株式に係るものを除く。）又は退職所得で、昭和二十五年三月三十一日以前に支拂を受くべきものに対する所得税については、なお旧法第十七條及び第十八條の規定による。

6　昭和二十五年三月三十一日以前に支拂を受くべき旧法第九條第一項第二号又は第三号に規定する配当所得又は臨時配当所得（無記名株式に係るものを除く。）に対する所得税の源泉徴收については、なお旧法第三十七條第一項の規定による。

7　新法別表第二の規定は、昭和二十五年四月一日以後に支給期が到来する給與から適用する。

8　支給期が昭和二十五年三月三十一日以前である給與については、なお旧法別表第二から第四までの例による。但し、所得税法の臨時特例等に関する法律（昭和二十四年法律第二百六十九号）第一條の規定の適用を妨げない。

9　所得税法の臨時特例等に関する法律第一條の規定の適用を受ける給與で支給期が昭和二十五年三月三十一日以前であるものに対する同條に規定する所得税額が当該給與に対する新法第三十八條第一項に規定する所得税額に比し過不足額があるときは、超過額は、この法律施行後給與の支拂の際徴收すべき同項に規定する所得税額に順次充当し（徴收すべき税額がないときは、還付し）、不足額は、この法律施行後支拂をなす給與から順次徴收し、その徴收の日の属する月の翌月十日までに、政府に納付しなければならない。この場合において、第二十八項の規定による申告書の提出があつたときは、当該申告書に記載された扶養親族又は不具者について、昭和二十五年において、最初に給與の支拂を受ける日の前日（昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの間に扶養親族又は不具者に異動があつたときは、その異動のあつた日後最初に給與の支拂を受ける日の前日）までに、新法第三十九條に規定する申告書の提出があつたものとみなして、新法第三十八條第一項に規定する所得税額を計算する。

10　新法第六章の規定は、昭和二十五年三月三十一日以前であつた新法第四十八條第一項又は第三項に規定する通知に係るものから適用し、同年三月三十一日以前にあつた旧法第四十八條第一項若しくは第二項又は第四十九條第一項若しくは第二項に規定する通知に係るものについては、なお従前の例による。

11　新法第六章の規定は、昭和二十五年四月一日以後あつた旧法第四十八條第一項若しくは第二項又は第四十九條第一項若しくは第二項に規定する通知に係るものに適用する。この場合において、旧法第四十八條第一項又は第四十九條第一項に規定する通知係る事項は、新法第四十九條第七項の規定の適用については、新法第四十八條第一項に規定する事項とみなす。

12　旧法第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により所得税を徴收すべき義務がある者が、昭和二十五年三月三十一日以前に提出すべき計算書については、なお旧法第五十三條第二項の規定による。

13　新法第五十四條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和二十五年四月一日以後政府に報告があつた分から適用する。

14　昭和二十四年分以前の所得税に係る旧法第五十五條の規定により納付し、又は徴收すべき税額で昭和二十五年三月三十一日以前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

15　旧法第三十二條から第三十四條まで、第四十五條又は第四十七條の規定により納付し、又は徴收すべき所得税でこの法律施行の際未納であるものについては、なお従前の例による。

16　昭和二十五年三月三十一日以前に旧法第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條から第四十二條までの規定により徴收して納付すべき税額で同年三月三十一日以前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

17　旧法第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條から第四十二條までの規定により徴收して納付すべき所得税でこの法律施行の際未納であるものについては、昭和二十五年四月一日を新法第五十六條第一項に規定する期間の起算日として同條の規定を適用する。

18　昭和二十五年三月三十一日までに旧法第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條から第四十二條までの規定により徴收すべき所得税を納付しなかつた場合において、この法律施行の際未納である所得税額に係る旧法第五十六條の規定により納付すべき税額で同年三月三十一日以前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

19　昭和二十五年三月三十一日以前に支拂を受ける旧法附則第五條に規定する所得税の課税については、なお従前の同條の規定による。

20　旧法附則第五條の規定の適用を受ける定期預金の利子又は金銭信託の利益（大蔵大臣の指定するものに限る。）で、昭和二十五年九月三十日以前に支拂を受けるものに対する所得税の課税については、前項の規定にかかわらず、同條の規定は、なおその効力を有する。

21　この法律施行前（前項の規定によりなおその効力を有する旧法附則第五條に係るものについては、昭和二十五年九月三十日まで）になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

22　前十九項に定めるものを除く外、新法の規定（第十七條、第十八條、第三十七條から第四十條まで、第四十二條、第四十三條、第五十四條第三項、第五十六條、第五十七條の二第四項、第五十七條の二、第六十二條、第六十二條の二及び第六十六條の二の規定、罰則並びに別表第二及び第二の規定を除く。）は、昭和二十五年分以後の所得税について、なお従前の例による。

23　この法律施行の際新法第十條の四第一項に規定する事業を営む個人は、政令の定めるところにより、同項に規定する資産について、同項の評価の方法のうちそのよるべき方法を選定して、昭和二十五年五月十五日までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

　同條第二項後段の規定は、この場合について準用する。

24　この法律施行の際新法第十條の五第二項の規定に該当する個人は、同項の命令により、二以上の償却の方法が定められた場合においては、政令の定めるところにより、その償却の方法のうちそのよるべき方法を選定して、昭和二十五年五月十五日までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

25　昭和二十五年分の所得税について新法第二十一條の三の規定を適用する場合における同條第十二項の規定の適用については、同項の規定により前年分の総所得金額から控除ずる所得の金額は、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得の金額の外、臨時配当所得の金額とする。

26　所得税法の臨時特例等に関する法律第二條第二項の規定による届出をした者は、新法第二十六條の四第四項の規定による申請書を政府に提出したものとみなす。

27　前項の規定に該当する者を除く外、所得税法の臨時特例等に関する法律第二條第一項に規定する帳簿を昭和二十五年一月一日から備え付けており、且つ、同項の規定に準拠している個人は、昭和二十五年分については、新法第二十六條の四第四項の規定にかかわらず、この法律施行後二箇月以内に、同項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

28　この法律施行の際に新法第八條第一項の規定に該当する扶養親族とこの法律施行前に旧法第三十九條の規定により提出された申告書に記載された扶養親





き所得税でこの法律施行の際未納であるもの及び昭和二十五年四月一日以後においてこれらの規定により納付し、又は徴收すべき所得税については、同日を新法第五十五條第一項各号に掲げる期間の起算日として同條の規定を適用する。

16　昭和二十五年三月三十一日以前に旧法第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條から第四十二條までの規定により徴收して納付すべき所得税を納付しなかつた場合において、この法律施行の際未納である所得税額に係る旧法第五十六條の規定により納付すべき税額で同年三月三十一日以前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

17　旧法第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條から第四十二條までの規定により徴收して納付すべき所得税でこの法律施行の際未納であるものについては、昭和二十五年四月一日を新法第五十六條第一項に規定する期間の起算日として同條の規定を適用する。

18　昭和二十五年三月三十一日までに旧法第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條から第四十二條までの規定により徴收すべき所得税を納付しなかつた場合において、この法律施行の際未納である所得税額に係る旧法第五十六條の規定により納付すべき税額で同年三月三十一日以前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

19　昭和二十五年三月三十一日以前に支拂を受ける旧法附則第五條に規定する所得税の課税については、なお従前の同條の規定による。

20　旧法附則第五條の規定の適用を受ける定期預金の利子又は金銭信託の利益（大蔵大臣の指定するものに限る。）で、昭和二十五年九月三十日以前に支拂を受けるものに対する所得税の課税については、前項の規定にかかわらず、同條の規定は、なおその効力を有する。

21　この法律施行前（前項の規定によりなおその効力を有する旧法附則第五條に係るものについては、昭和二十五年九月三十日まで）になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

22　前十九項に定めるものを除く外、新法の規定（第十七條、第十八條、第三十七條から第四十條まで、第四十二條、第四十三條、第五十四條第三項、第五十六條、第五十七條の二第四項、第五十七條の二、第六十二條、第六十二條の二及び第六十六條の二の規定、罰則並びに別表第二及び第二の規定を除く。）は、昭和二十五年分以後の所得税について、なお従前の例による。

23　この法律施行の際新法第十條の四第一項に規定する事業を営む個人は、政令の定めるところにより、同項に規定する資産について、同項の評価の方法のうちそのよるべき方法を選定して、昭和二十五年五月十五日までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

　同條第二項後段の規定は、この場合について準用する。

24　この法律施行の際新法第十條の五第二項の規定に該当する個人は、同項の命令により、二以上の償却の方法が定められた場合においては、政令の定めるところにより、その償却の方法のうちそのよるべき方法を選定して、昭和二十五年五月十五日までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

25　昭和二十五年分の所得税について新法第二十一條の三の規定を適用する場合における同條第十二項の規定の適用については、同項の規定により前年分の総所得金額から控除ずる所得の金額は、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得の金額の外、臨時配当所得の金額とする。

26　所得税法の臨時特例等に関する法律第二條第二項の規定による届出をした者は、新法第二十六條の四第四項の規定による申請書を政府に提出したものとみなす。

27　前項の規定に該当する者を除く外、所得税法の臨時特例等に関する法律第二條第一項に規定する帳簿を昭和二十五年一月一日から備え付けており、且つ、同項の規定に準拠している個人は、昭和二十五年分については、新法第二十六條の四第四項の規定にかかわらず、この法律施行後二箇月以内に、同項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

28　この法律施行の際に新法第八條第一項の規定に該当する扶養親族とこの法律施行前に旧法第三十九條の規定により提出された申告書に記載された扶養親

族とが異なる場合又はこの法律施行の際に新法第八條第二項の規定に該当する不具者がある場合においては、給與の支拂を受ける者は、この法律施行後最初に給與の支拂を受ける日の前日までに、新法第三十九條第二項の規定に準じて、申告書を政府に提出しなければならない。

29　旧法第三十九條第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（大蔵・内閣總理大臣署名）

## 法律第七十二号（二五、三、三一）

## ◎法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

法人税法目次中「第五章　納付及び還付」を「第五章　納付及び還付」に、「第六章　課税標準の更正及び決定」を「第六章　更正及び決定」に改め、「第七章　同族会社に関する課税の特例」を削り、「第八章　審査、訴訟」を「第七章　審査、訴訟」に改め、第九章を第八章とし、第十章を第九章とする。

第二條中「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人」を「前條第一号に掲げる法人（以下内国法人という。）」に改め、「所得の全部」の下に「及び積立金」を加え、「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人でこの法律の施行地に資産又は事業を有するもの」を「同條第二号に掲げる法人（以下外国法人という。）」に改める。

第三條中「合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人」を「合併法人（合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人をいう。以下同じ。）」に、「合併に因り消滅した法人」を「被合併法人（合併に因り消滅した法人をいう。以下同じ。）」に、「所得」を「前條の所得又は積立金」に改める。

第四條及び第五條を次のように改める。

**第四條**　法人税は、左に掲げる法人には、これを課さない。

一　都道府県、市町村及び命令で定めるその他の公共団体

二　法令による公団、日本專売公社、日本国有鉄道、国民金融公庫及び復興金融金庫

三　特殊会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び船舶運営会

四　大日本育英会及び社会保険診療報酬支拂基金

五　国民健康保険組合及び同連合会並びに健康保険組合及び同連合会

六　前項各号に掲げる法人は、同項の収益事業から生ずる所得に関する経理は、收益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理と区分して、これを行わなければならない。

第一項の収益事業の範囲は、命令でこれを定める。

**第五條**　左に掲げる法人の所得に対しては、各事業年度の所得で收益事業から生ずる所得以外の所得に対しては、これを課さない。

一　民法第三十四條の規定により設立した法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四條第四項の規定により設立した法人

二　弁護士会及び日本弁護士連合会、弁理士会並びに税務代理士会

三　法人たる労働組合及び国家公務員法に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体

四　漁船保険組合、農業共済組合及び同連合会並びに国家公務員共済組合及び同連合会

五　牧野組合、住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合

六　損害保険料率算出団体及び家畜登録協会

前項各号に掲げる法人は、同項の收益事業から生ずる所得に関する経理は、收益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理と区分して、これを行わなければならない。

第六條第一項中「（清算中の事業年度を除く。以下同じ。）」を削り、「普通所得」を「所得」に改め、同條第二項中「普通所得」を「所得」に改める。

**第五條の二**　法人の清算中の各事業年度において生じた所得に対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

**第五條の三**　第五條第一項各号に掲げる法人の積立金に対しては、各事業年度の積立金に対する法人税は、これを課さない。





第七條第一項中「又は定款に定める事業年度」を「、定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める事業年度その他これに準ずる期間又は第二項の規定により政府に申告し若しくは政府が指定した期間」に改め、同項の次に次の二項を加える。

法令、定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていない法人は、その設立の日又は外国法人となつた日から二箇月以内に、事業年度その他これに準ずる期間を定めて政府に申告しなければならない。その申告がないときは、政府は、その事業年度その他これに準ずる期間を指定し、これを通知する。

事業年度の期間が一年をこえる場合においては、この法律の適用については、事業年度開始の日から一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）を各々一事業年度とみなす。同條第二項中「期間を」を「期間及び解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間を各々」に改める。

第一章中第七條の次に次の一條を加える。

**第七條の二**　この法律において同族会社とは、左の各号の一に該当する会社をいう。

一　株主又は社員の一人及びその親族その他これと命令で定める特殊の関係のある個人（以下同族関係者という。）が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社

二　株主又は社員の二人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の四十以上に相当する会社

三　株主又は社員の三人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の三十以上に相当する会社

四　株主又は社員の四人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の六十以上に相当する会社

五　株主又は社員の五人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の七十以上に相当する会社

同族会社であるかどうかの判定は、第十七條第一項第二号の規定の適用については当該事業年度開始の時の現況により、第三十一條の二の規定の適用については同條に規定する行為又は計算の事実のあつた時の現況による。

第八條を次のように改める。

**第八條**　法人税の課税標準は、各事業年度の所得及び積立金の金額による。

第九條第一項中「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人」を「内国法人」に、「普通所得」を「所得」に改め、同條第二項中「法人税」を「法人税（第四十二條の規定による利子税額に相当する法人税を除く。）」に、「普通所得」を「所得」に改め、「損金に算入しない。」の下に「所得税法第五十七條第四項若しくは第五十七條ノ二第四項又は通行税法第十一條ノ三第一項若しくは第十一條ノ四第一項の規定により徴收された又は徴收されるべき源泉徴收加算税額若しくは軽加算税額又は重加算税額に相当する所得税又は通行税についても、また、同様とする。」を加え、同條第三項中「普通所得」を「所得」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第五條第一項各号に掲げる法人が同項の收益事業に属する資産のうちから收益事業以外の事業のために支出した金額は、これを寄附金とみなして前項の規定を適用する。

同條第四項中「法人」を「青色申告書を提出した法人」に、「一年」を「五年」に、「普通所得」を「所得」に改め、「損金に算入する。」の下に「但し、当該損金の生じた事業年度において青色申告書を提出し、且つ、その後において連続して青色申告書を提出している場合に限る。」を加え、同條第五項中「商工協同組合」、「製造業、会、道府県水産業会、中央水産業会、」及び「都道府県林業会、日本林業会、蚕糸協同組合、」を削り、「、商工組合中央金庫、塩業組合、塩業組合連合会及び塩業組合中央会」を「及び商工組合中央金庫」に、「第十八條乃至第二十二條の」を「第十八條の規定による」に、「普通所得」を「所得」に改め、同條第六項中「前四項」を「前五項及び第九條の二乃至第九條の八」に、「普通所得」を「所得」に改める。

を「所得」に改める。

同條の次に次の七條を加える。

**第九條の二**　法人が額面をこえる価額で株式を発行した場合の額面をこえる金額から当該株式の発行のために要した費用の額を控除した金額は、前條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

**第九條の三**　第九條第六項に掲げる法人が新たにその出資者となる者から徴收した加入金は、同條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

**第九條の四**　法人の資本の減少に因り生じた益金は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

**第九條の五**　法人が合併した場合において、合併法人の合併に因り生じた益金（以下合併差益金という。）のうち、合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し割り当てた株式の金額又はこれらの者の出資に引き当てた金額の合計額が被合併法人の合併の時における株式の拂込金額又は出資金額に満たないため生じた益金（以下合併減資益金という。）から成る部分の金額及び被合併法人の積立金から成る部分の金額は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

法人の合併差益金のうち、合併減資益金から成る部分、被合併法人の積立金から成る部分及びその他の益金から成る部分の金額の計算に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

**第九條の六**　法人が各事業年度において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配を受けた場合において、第十八條乃至第二十一條の規定による申告書に当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額に関する申告の記載をなしたときは、当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額（その元本たる株式又は出資を取得するために要した負債の利子があるときは、その利子の額を控除した金額）は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

左に掲げる金額は、前項の規定の適用については、これを利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなす。

一　株式の消却若しくは資本の減少に因り取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額（株式又は出資については、その拂込金額。以下本條において同じ。）の合計額又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の拂戻として取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額がその金銭又は財産を取得する法人が当該株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、その金銭又は金銭以外の財産の支拂又は交付をなした法人の積立金額から成る部分に対応する金額

二　法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者たる法人が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額がその株主、社員又は出資者たる法人が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、被合併法人の積立金額から成る部分及び金銭以外の財産の価額（その取得した財産が株式又は出資である場合には、その拂



込金額のうち当該財産取得の基因となつた株式又は出資を取得するために要した金額をこえる金額）をもつてこれに充て、なお残額があるときは、当該金銭の額をもつてこれに充てて計算する。

第二項第一号又は第二号に規定する場合において、法人が金銭又は金銭以外の財産を数回にわたつて取得したときは、同項の規定の適用については、これらの金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、当該各号に規定する株式又は出資を取得するために要した金額をこえるに至つた場合におけるそのこえる金額について、まず当該各号に掲げる積立金から成る部分からこれらの金銭若しくは金銭以外の財産の支拂若しくは交付又は残余財産の分配がなされたものとみなす。

**第九條の七**　法人は、第九條第一項の所得の計算に関し必要な商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他たな卸をなすべき資産の評価については、命令で定める事業の種類ごとに、命令で定める方法のうちいずれか一を選定し、その方法によらなければならない。

新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人又は新たに他の種類の事業を開始し若しくは事業の種類を変更した法人は、その設立後若しくは新たに外国法人となつた後又はその事業を開始し若しくは事業の種類を変更した後最初に第十八條乃至第二十一條の規定による申告書を提出すべき期限までに、前項の評価の方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならない。その届出をしなかつた法人は、前項の評価の方法のうち命令で定めるものによらなければならない。

法人は、前項の規定による政府の承認を受けようとする法人は、その新たな評価の方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、その旨及び変更しようとする理由を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

政府は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該法人が現についている評価の方法を採用してから相当期間を経過していないとき又は変更しようとする評価の方法によつては所得の計算が正確に行われ難いと認めるときは、当該申請を却下することができる。

第四項の申請書の提出があつた場合において、当該事業年度終了の日（当該事業年度について第十九條又は第二十條の規定の適用を受ける法人については、当該事業年度開始の日から六箇月を経過した日の前日）までに、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

政府は、第四項の申請書の提出があつた場合において、当該申請の承認又は却下をなしたときは、当該申請をなした法人に、これを通知する。

**第九條の八**　法人は、第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき固定資産の償却額の計算については、命令で定める方法によらなければならない。

新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人又は現に採用している償却の方法以外の方法によるべき固定資産を取得した法人は、その有する固定資産又は取得した固定資産について前項の命令により二以上の償却の方法が定められている場合においては、その設立後若しくは新たに外国法人となつた後又は当該資産の取得後最初に第十八條乃至第二十一條の規定による申告書を提出すべき期限までに、前項の償却の方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならない。その届出をしなかつた法人は、前項の償却の方法のうち命令で定めるものによらなければならない。

前條第三項乃至第七項の規定は、法人が償却の方法を変更する場合について、これを準用する。

第十條第一項中「普通所得及び超過所得」を「所得」に改め、同條第二項中「普通所得」を「所得」に改め、同條第三項を削る。

第十一條中「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人でこの法律の施行地に資産又は事業を有するもの」を「外国法人」に、「普通所得」を「所得」に、「第九條」を「第九條乃至第九條の八」に改める。

第十二條第二項中「普通所得」を「所得」に改める。

第十三條から第十六條までを次のように改める。

**第十三條**　法人の各事業年度の積立金は、当該事業年度開始の時における積立金額から、昭和二十五年四月一日の直前に終了した事業年度の末日における積立金額を控除した金額（この控除すべき積立金額を控除積立金額という。）に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額による。

昭和二十五年四月一日を含む事業年度が六箇月をこえる法人（第五條第一項各号及び第九條第六項に掲げる法人を除く。）について当該事業年度開始の日から六箇月の期間が同日前に終了している場合においては、当該法人の控除積立金額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度開始の時における積立金額と当該期間に生じた所得金額から当該所得に対する法人税額を控除した金額との合計金額による。

第一項の月数は、暦に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

**第十四條**　法人が昭和二十五年四月一日以後に合併した場合においては、被合併法人の控除積立金額は、前條第一項の規定の適用については、合併法人の控除積立金額とみなす。

法人が昭和二十五年四月一日前に合併した場合において、その合併法人の合併後最初の事業年度が同日以後に終了するときは、被合併法人の同日直前に終了した事業年度の末日における積立金額は、前條第一項の規定の適用については、当該合併法人の控除積立金額とみなす。

**第十五條**　法人が昭和二十五年四月一日以後に合併した場合において、当該合併が合併後存続する法人の事業年度の中途においてなされ、且つ、合併後存続する法人が被合併法人の積立金を引き継いだときは、その合併後存続する法人の当該合併の日を含む事業年度の積立金は、第十三條及び前條第一項の規定にかかわらず、合併後存続する法人の当該事業年度開始の時における積立金額から控除積立金額を控除した金額と、合併後存続する法人が被合併法人から引き継いだ積立金額から被合併法人の控除積立金額を控除した金額に合併後存続する法人の当該事業年度の合併の日以後の月数を乗じたものを当該事業年度の月数で除した金額との合計金額に合併後存続する法人の当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額による。

第十三條第三項の規定は、前項の月数の計算について、これを準用する。

**第十六條**　この法律において積立金額の準備金その他名義の何たるを問わず、法人の各事業年度の所得（第五條の二の規定により法人税を免除する所得及び第九條の六の規定により益金に算入しない金額を含む。）のうち、その留保した金額（第四十二條の規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額に相当する法人税額は、これを控除した金額）に相当する金額（第四十二條の規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額に相当する法人税額を控除した金額）に相当する金額を除く。）は、前項の規定の適用については、当該合併法人の控除積立金額とみなす。



**第十七條**　法人税は、左の税率により、これを課する。

| | | |
|---|---|---|
| 一 | 各事業年度の所得 | 所得金額の百分の三十五 |
| 二 | 各事業年度の積立金 | |
| | 同族会社 | |
| | 積立金額のうち年五十万円以下の金額 | 百分の二 |
| | 積立金額のうち年五十万円をこえる金額 | 百分の七 |
| | その他の法人 | 積立金額の百分の二 |

前項第二号の場合において、事業年度が一年に満たない法人については、同号中年五十万円とあるのは、五十万円に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額とする。第十三條第三項の規定は、この場合の月数の計算について、これを準用する。

第十八條第一項中「第二十一條」を「第十九條又は第二十條」に、「普通所得金額及び超過所得金額」を「課税標準たる所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金に対する法人税額」に、「提出しなければならない。」を「提出しなければならない。但し、災害その他やむを得ない事由に因り決算が確定しないため、その提出期限までに申告書を提出できない場合においては、政府の承認を受け、その決算確定の日から二十日以内に、これを提出することができる。」に改め、同項の次に次の四項を加える。

前項但書の承認を受けようとする法人は、当該事業年度終了の日から四十五日以内に、同項但書の規定の適用を受けたい旨並びに申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び決算確定の予定日を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

政府は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に係るその理由が相当でないと認めるときは、当該申請を却下することができる。

第二項の申請書の提出があつた場合において、当該事業年度終了の日から二箇月以内に、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

政府は、第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請をなした法人に、これを通知する。

同條第二項中「前項」を「第二項」に、「第九條、第十一條乃至第十三條及び第十五條」を「及び第九條乃至第十五條」に、「普通所得金額及び超過所得金額」を「所得金額及び積立金額」に「当該所得に対する法人税の税額」を「当該所得及び積立金に対する法人税額」に改め、同條第三項及び第四項を次のように改める。

外国法人及び第五條第一項各号に掲げる法人は、前項の書類の外、それぞれこの法律の施行地にある資産若しくは事業に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は第五條第一項の収益事業に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

同條第五項中「法人税を課すべき各事業年度の普通所得又は超過所得」を「各事業年度について納付すべき法人税」に改める。

第十九條から第二十五條までを次のように改める。

**第十九條**　法人の事業年度が六箇月をこえる場合については、第二十條の規定に該当する場合を除く外、当該事業年度開始の日から七箇月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額がある法人は、当該事業年度開始の日から六箇月を経過した日から二箇月以内に、その前事業年度の法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額（当該法人税に係る第四十二條乃至第四十三條の二の規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額に相当する法人税額は、これを控除した金額）に相当する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。但し、当該事業年度開始の日から六箇月の期間をして計算した金額に相当する法人税額を記載した申告書を政府に提出したときは、当該事業年度開始の日から六箇月の期間を一事業年度とみなして第六條及び第九條乃至第十五條の規定により当該期間の課税標準たる所得金額及び積立金額を計算したときは、当該申告書の提出期限内に、当該期間の所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金に対する法人税額（これらの金額又は税額がない場合には、その旨）を記載した申告書を政府に提出することができる。

前項本文の場合において、政府が物価変動の状況等により必要があると認めて、別に法律で定めるところにより、前事業年度の法人税額に乗ずべき調整比率を定めたときは、同項本文の申告書に記載すべき法人税額は、同項本文の規定により計算した金額に当該調整比率を乗じて計算した金額による。

第一項本文の規定による申告書には、命令の定めるところにより、同項本文に規定する前事業年度の法人税額、当該法人税額計算の基礎となつた前事業年度の所得金額及び積立金額並びに前事業年度の期間を記載した書類を添附しなければならない。

第一項但書の規定による申告書には、命令の定めるところにより、同項但書に規定する期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産又は事業に係る貸借対照表及び損益計算書とする。）、当該期間の所得金額及び積立金額の計算に関する明細書並びに当該所得及び積立金に対する法人税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

第一項の規定による申告書を提出すべき法人が同項に規定する申告書の提出期限までに、同項の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、当該法人については、当該申告書の提出期限を経過した時において政府に対し同項本文の規定による申告書の提出があつたものとみなす。

第十三條第三項の規定は、第一項の月数の計算について、これを準用する。

第一項乃至前項の規定は、法人に第一項本文に規定する前事業年度の法人税額のない場合について、これを準用する。

第一項乃至前項の規定は、第五條第一項各号及び第九條第六項に掲げる法人については、これを適用しない。

**第二十條** 新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人のその設立後若しくはその外国法人となつた後最初の事業年度が六箇月をこえる場合又は合併後存続する内国法人のその合併の日を含む事業年度に続く事業年度が六箇月をこえる場合（その合併が合併の日を含む事業年度開始の日においてなされたものである場合を除く。）若しくは合併後存続する内国法人の六箇月をこえる事業年度開始の日から六箇月の期間内にその合併があつた場合においては、その新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人又はその合併後存続する内国法人は、その六箇月をこえる事業年度については、当該事業年度開始の日から六箇月の期間を一事業年度とみなして第六條及び第九條乃至第十五條の規定により当該期間の課税標準たる所得金額及び積立金額を計算し、当該期間の法人税として納付すべき税額があるときは、当該期間終了の日から二箇月以内に、当該期間の所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前條第四項の規定は、前項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。

前二項の規定は、法人に第一項の期間について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。

前三項の規定は、第五條第一項各号及び第九條第六項に掲げる法人については、これを適用しない。

**第二十一條** 納税義務がある法人は、第十九條又は前條の規定に該当する場合においては、当該事業年度終了の日から二箇月以内に、その当該事業年度の課税標準たる所得金額及び積立金に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。但し、災害その他やむを得ない事由に因り決算が確定しないため、その提出期限までに申告書を提出することができない場合においては、政府の承認を受け、その決算の確定した日から二十日以内に、これを提出することができる。

第十八條第二項乃至第五項の規定は、前項但書の場合について、これを準用する。

第十八條第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。

前三項の規定は、法人に第一項の事業年度について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。

**第二十二條** 納税義務がある清算中の法人は、その清算中に終了した各事業年度の法人税について、第十八條乃至前條の規定による申告書を提出しなければならない。

**第二十三條** 第十八條第一項、第二十條第一項、第二十一條第一項又は前條第一項の規定による申告書を提出すべき法人は、当該各項に規定する申告書の提出期限後においても、第三十二條の規定による決定の通知があるまでは、当該各項に規定する事項を記載した申告書を政府に提出することができる。

前二項の規定は、清算中の法人に清算中の各事業年度について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。

**第二十四條** 第十八條乃至前條の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した所得金額若しくは積立金額又は法人税額について不足額がある場合（納付すべき法人税のない旨の申告書を提出した法人にあつては、納付すべき法人税がある場合）においては、第三十二條の規定による更正又は決定の通知があるまでは、先に提出した申告書に記載した事項のうち修正すべき事項その他命令で定める事項を記載した申告書を政府に提出することができる。

第二十九條乃至第三十一條の規定による更正又は決定を受けた法人は、当該更正又は決定に係る所得金額若しくは積立金額又は法人税額について不足額がある場合（欠損金額の更正を受けた法人にあつては、納付すべき法人税がある場合）においては、当該更正又は決定に係る所得金額、積立金額若しくは法人税額又は欠損金額について修正すべき事項その他命令で定める事項を記載した申告書を政府に提出することができる。

前二項の規定は、第二十六條の三第一項の規定による法人税額の還付の請求をなした法人の当該請求の基礎となつた欠損金額又は当該欠損金額について第二十九條第二項若しくは第三十一條第二項の規定による更正があつた場合における当該更正に係る欠損金額が過大である場合について、これを準用する。

前三項の規定による申告書（以下修正申告書という。）には、命令の定めるところにより、修正に関する明細書を添附しなければならない。

**第二十五條** 法人は、政府の承認を受けた場合においては、第十八條乃至前條の規定により提出する申告書は、青色の申告書によることができる。（この申告書を青色申告書という。）

前項の政府の承認を受けようとする法人は、各事業年度の所得及び積立金の計算に関して備え付ける帳簿書類について、命令の定めるところによらなければならない。

第一項の政府の承認を受けようとする法人は、青色申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日まで（当該事業年度が内国法人の設立後最初の事業年度開始の日から二十日以内）に、命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

政府は、前項の申請に対し承認をなす場合においては、その法人の備え付ける帳簿書類について必要な指示をなすことができる。

政府は、第三項の申請書の提出があつた場合において、当該法人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定に準拠して記載されていないと認められるとき若しくはその帳簿書類に不実の記載があると認められる相当の事由があるとき又はその申請書が第八項の規定による取消の通知を受けた日から一年以内に提出されたものであるときは、当該申請を却下することができる。

第三項の申請書の提出があつた場合において、当該事業年度終了の日（当該事業年度について第十九條又は第二十條の規定の適用を受ける法人については、当該事業年度開始の日から六箇月を経過した日の前日）までに、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

政府は、青色申告書を提出することについて政府の承認を受けた法人について、左に掲げる事実があると認める場合においては、その事実があつたと認められる時までさかのぼつてその承認を取り消すことができる。この場合においては、その事実があつたと認められる時以後に提出した青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一 当該法人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定に準拠していないこと。

二 当該法人がその備え付ける帳簿書類について第四項の規定による指示に従わなかつたこと。

三 当該法人の備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載する等当該帳簿書類の記載事項の全体について、その真実性を疑うに足りる不実の記載があること。

四 第十八條乃至第二十二條の規定による申告書をその提出期限内に提出しなかつたこと。

五 第九條の七第三項（第九條の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による政府の承認を受けないでそのよるべき方法を変更したこと。

政府は、第三項の申請書の提出があつた場合において当該申請の承認又は却下をなしたとき又は前項の規定による承認の取消をなしたときは、当該法人に、これを通知する。

**第二十五條の二**　第十八條乃至第二十四條の規定による申告書には、法人の代表者（二人以上の者が共同して法人を代表する場合には、その全員）が自署し、自己の印を押さなければならない。但し、法人の代表者が二人以上ある場合（二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。）においては、これらの者のうち社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者で申告書の作成の時において法人の業務を主宰しているものが自署し、自己の印を押さなければならない。

前項の申告書には、同項の代表者の外、法人の役員及び職員のうち申告書の作成の時において当該法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、自己の印を押さなければならない。この場合において、その申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書に記載しなければならない。

前二項の規定により申告書に自署し自己の印を押すべき者は、外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産又は事業の管理又は経営の責任者及び当該資産又は事業に係る経理に関する事務の上席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該資産又は事業の管理又は経営の責任者に対しても適用があるものとする。

前三項の規定による自署押印の有無は、第十八條乃至第二十四條の規定による申告書の提出に因る申告の効力に影響を及ぼすものではない。

「**第五章**　納付及び還付」に改める。

**第二十六條**　第十八條第一項、第二十條第一項又は第二十二條第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該各項に規定する申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

第十九條の規定による申告書を提出すべき法人税のない旨の申告書を提出した法人を除く。）は、同條の規定により提出した申告書に記載した法人税額又は同條第五項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

第二十一條第一項の規定による申告書を提出した法人は、同項に規定する申告書に記載した法人税額から第十九條若しくは第二十條第一項の規定により提出した申告書で第二十條第一項に規定する税額に相当するもの（同條第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、その修正申告書に記載した税額に相当する税額）又は第二十二條第一項の規定により提出した申告書（第二十三條第一項の規定による修正申告書の提出があつたときは、その修正申告書に記載した税額に相当する税額）に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

**第二十六條の二**　第二十三條第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した法人税額（以下本項において「申告税額」という。）又は第十九條第五項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税額（以下本項において「みなし申告税額」という。）から第十九條若しくは第二十條第一項の規定により提出した申告書で第二十條第一項に規定する税額に相当するもの（同條第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、その修正申告書に記載した税額に相当する税額）又は第二十二條第一項の規定により提出した申告書（第二十三條第一項の規定による修正申告書の提出があつたときは、その修正申告書に記載した税額に相当する税額）に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。





一條第一項に規定する事項を記載したものである場合には、前條第三項の規定に準じて計算した法人税額）に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

第二十四條第一項又は第二項の規定による修正申告書を提出した法人は、当該修正申告に因り増加した法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人が、当該還付金額の基礎となつた欠損金額について第二十四條の規定による修正申告書を提出した場合においては、当該法人は、当該申告書の提出の日に、その還付を受けた金額（第二十六條の三第六項の規定により加算された金額のうちその過大となつた金額に対応する部分の金額を含む。）に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

**第二十六條の三**　青色申告書を提出する法人は、各事業年度の第九條第一項の所得の計算上総損金が総益金をこえる場合においては、当該事業年度の第十八條第八項又は第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時に、命令の定めるところにより、政府に対し、当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度の所得に対する法人税額とその事業年度においてその所得金額からそのこえる損金の額（以下欠損金額という。）の全部又は一部を控除して計算した場合におけるその所得に対する法人税額との差額に相当する法人税額の還付の請求をなすことができる。但し、その事業年度の所得金額からその損金の額の控除を受けようとする事業年度（以下本條において還付事業年度という。）において青色申告書を提出し、且つ、その後において連続して青色申告書を提出している場合に限る。

前項の規定による法人税額の還付の請求をなす場合において、還付事業年度の法人税額のうち既に第四項の規定により還付を受けた金額（前條第三項の規定により納付した若しくは納付すべき又は第三十三條第二項の規定により徴収された若しくは徴収されるべき税額がある場合には、当該金額から、当該税額（第六項の規定により加算された金額に係る部分の税額を除く。）に相当する金額を控除した金額）に対しては、当該還付金額の基礎となつた欠損金額は、当該還付事業年度の所得金額から控除されたものとみなす。

第一項の規定による法人税額の還付の請求をなす法人は、還付事業年度の所得金額及び当該所得に対する法人税額並びに当該所得金額から控除を受けようとする欠損金額その他命令で定める事項を記載した書類を政府に提出しなければならない。

政府は、第一項の規定による法人税額の還付の請求があつた場合においては、当該請求の基礎となつた欠損金額その他必要な事項について調査し（当該調査に基き必要があると認める場合には、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正又は決定をなし）、当該請求をなした法人に対し、当該請求に係る法人税額の全部又は一部に相当する金額を還付し又は請求の理由がない旨を通知する。

前項の規定による金額（第六項の規定による加算すべき金額を含む。）の還付をなす場合において、未納の国税、督促手数料、延滞加算金及び滞納処分費があるときは、当該金額をこれに充当する。

政府は、第四項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額に係る還付の請求と同時に提出された申告書の提出期限の翌日から五箇月を経過した日から、その還付すべき金額の支出をなし又は前項の規定による充当をなす日までの期間に応じ、当該金額に第四十二條の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額を加算しなければならない。

第二十七條中「普通所得若しくは超過所得又は清算所得」を「所得又は積立金」に改める。

第二十八條中「第二十六條第一項」を「第二十六條」に、「同條第二項」を「第二十六條の二」に改め、「申告書」の下に「又は修正申告書」を加え、「又は修正」を削る。

「**第六章**　課税標準の更正及び決定」を「**第六章**　更正及び決定」に改める。

第二十九條を次のように改める。

**第二十九條**　第十八條乃至第二十四條の規定による申告書又は第二十六條の二第一項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税額の課税標準について調査した結果、これらの申告書に記載した課税標準又は税額（これらの申告書について修正申告書の提出があつたときは、その修正申告書に記載した課税標準又は税額）が調査したところと異なるときは、政府は、その調査したところにより、これらの課税標準又は税額を更正する。

該申告又は修正申告に係る課税標準又は法人税額が、政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、課税標準又は法人税額を更正する。

第二十六條の三第一項の規定による法人税額の還付の請求がなされた場合において、当該請求の基礎となつた欠損金額（第二十四條第三項の規定による修正申告書が提出された場合には、当該修正申告に係る欠損金額）が政府において調査したところと異なるときは、政府は、第三十條の規定に該当する場合を除く外、その調査により、欠損金額を更正する。

第三十條中「提出しなかつた場合」の下に「（第十九條第五項の規定の適用を受ける場合を除く。）」を加え、「法人税を課すべき所得又は資本」を「納付すべき法人税」に、「課税標準」を「課税標準及び法人税額」に改める。

第三十一條中「前二條」を「第二十九條第一項、前條又は本項」に、「課税標準」を「課税標準又は法人税額」に、「脱漏があることを発見したときは、」を「不足額があることを知つたときは、」に改め、同條に次の一項を加える。

政府は、第二十九條第二項又は本項の規定による欠損金額の更正後、更生した欠損金額が過大であることを知つたときは、前條の規定に該当する場合を除く外、政府の調査により、欠損金額を更正する。

第三十一條の次に次の二條を加える。

**第三十一條の二**　政府は、前三條の規定により課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなす場合において、同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合においては法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、政府の認めるところにより、当該法人の課税標準又は欠損金額を計算することができる。

**第三十一條の三**　政府は、青色申告書を提出することができる法人の青色申告書を提出した事業年度分について、第二十九條乃至第三十一條の規定により課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなす場合においては、当該事業年度分の申告書につき第二十五條第七項後段の規定の適用があつた場合を除く外、その帳簿書類を調査し、その調査により課税標準又は欠損金額の計算に誤があると認められる場合に限り、これをなすことができる。但し、第十八條乃至第二十四條の規定により提出された申告書及びこれに添附された書類の調査によりその申告又は修正申告に係る課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の計算が第六條及び第九條乃至第十五條の規定に従つていないことが明らかである場合又は第十九條第一項本文の規定により提出された申告書に記載された法人税額の計算に誤がある場合においては、当該事項につき第二十五條第七項後段の規定の適用があつた場合を除く外、その帳簿書類を調査し、その調査により課税標準又は欠損金額の計算に誤があると認められる場合に限り、これをなすことができる。

第三十三條中「第二十九條乃至第三十一條」を「政府は、第二十九條第一項、第三十條又は第三十一條第一項」に改め、「課税標準」の下に「又は法人税額」を加え、同條に次の一項を加える。

政府は、前項の規定の適用を受けない法人の事業年度分について、第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準又は法人税額の更正又は決定をなす場合においては、当該法人の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模により各事業年度の所得金額又は積立金額を推計してこれをなすことができる。

第三十二條中「前三條の規定により、課税標準」を「第二十九條乃至第三十一條の規定により課税標準若しくは欠損金額又は法人税額」に、「納税義務がある法人」を「当該法人」に、「通知する。」を「通知する。この場合において、当該更正又は決定が青色申告書を提出した事業年度分についてなされたものであるときは、通知の書面にその理由を附記しなければならない。」に改める。

第三十三條中「第二十九條乃至第三十一條」を「政府は、第二十九條第一項、第三十條又は第三十一條第一項」に改め、「課税標準」の下に「又は法人税額」を加え、同條に次の一項を加える。

政府は、前項の規定の適用を受けない法人の事業





二十六條の三第六項の規定により加算された金額のうちその過大となつた金額に対応する部分の金額を含む。）に相当する税額の法人税を徴収する。

第七章及び第八章を次のように改める。

## 第七章　再調査、審査及び訴訟

**第三十四條**　第三十二條又は第四十四條の規定による通知を受けた法人は、その通知を受けた課税標準、欠損金額若しくは法人税額又は過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなすことができる。但し、当該通知に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の收税官吏によつてなされた旨の記載がある書面により当該通知を受けた者については、この限りでない。

前項の請求があつた場合においても、税務署長は、税金の徴收を猶予しない。但し、税務署長において相当の理由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴收を猶予することができる。

第一項の規定は、第七條第二項、第九條の七第七項（第九條の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八條第五項（第二十一條第二項において準用する場合を含む。）、第二十五條第八項又は第四十六條の三第四項の規定による通知を受けた法人が当該通知に係る事項に対して異議がある場合について、これを準用する。

前項の請求があつた場合においても、当該請求は、その請求の目的となつた処分の効力に影響を及ぼさない。

税務署長は、第一項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による再調査の請求（以下再調査の請求という。）があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人に通知しなければならない。

一　再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合において、当該欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二　再調査の請求の全部について理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三　再調査の請求の全部又は一部について理由があると認めるときは、再調査の請求の全部又は一部を取り消す決定

つた処分の全部又は一部を取り消す決定

**第三十五條**　前條第一項但書（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当する法人又は同條第六項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をなした法人が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求がなした法人がこれに同意したときは、当該再調査の請求があつた日から三箇月以内に前條第六項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をなした法人が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該請求は、その請求の目的となつた処分の効力に影響を及ぼさない。

税務署長は、第一項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による再調査の請求（以下再調査の請求という。）があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人に通知しなければならない。

一　再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合において、当該欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二　再調査の請求の全部について理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三　再調査の請求の全部又は一部について理由があると認めるときは、再調査の請求の全部又は一部を取り消す決定

**第三十五條**　前條第一項但書（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当する法人又は同條第六項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をなした法人が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該請求は、その請求の目的となつた処分の効力に影響を及ぼさない。

税務署長は、第一項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による再調査の請求（以下再調査の請求という。）があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人に通知しなければならない。

一　再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合において、当該欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二　再調査の請求の全部について理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三　再調査の請求の全部又は一部について理由があると認めるときは、再調査の請求の全部又は一部を取り消す決定

つた処分

該申出のあつた日

前條第五項の規定は、審査の請求があつた場合について、これを準用する。

国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人（第三項の再調査の請求をなした法人を含む。）に通知しなければならない。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求又は審査の請求があわせてなされたものとみなされる場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてなさなければならない。

一　審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前條第五項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二　審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三　審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

国税庁長官又は国税局長が、前條第六項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をなしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定によりあわせてなされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

国税庁長官又は国税局長が、前條第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をなす場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。

前項の協議団に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

**第三十六條**　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴願法の規定は、これを適用しない。

**第三十七條**　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第三十五條第五項の規定による決定（以下審査の決定という。）を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六箇月を経過してなお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三箇月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることにより著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の請求又は審査の請求をした者で、訴を提起することができる。

再調査の請求若しくは審査の請求の目的となつた処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項但書の場合を除く外、行政事件訴訟特例法第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三箇月以内に、これを提起しなければならない。

第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六箇月を経過した後に当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合においては、当該再調査の請求があつた日から九箇月以内に、当該訴を提起しなければならない。

前二項の期間は、これを不変期間とする。

第二項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律第五條第一項の規定の適用については、これを当事者又は参加人となつた税務署長又は国税局長の所部の職員とみなす。

第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされている場合には、これらの請求に対して決定をなすことを妨げない。

**第三十八條**　前條第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めたときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をなし、その後に相手方当事者が証拠の申出をなすものとする。

相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をなすことができる。

第九章を第八章とする。

第三十九條を次のように改める。





**第三十九條**　政府は、申告書（第十九條第一項本文の規定による申告書を除く。）又は修正申告書に記載された所得金額が百万円（第二十一條第一項の規定による申告書若しくは同項に規定する事項を記載した第二十三條第一項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書の場合には、二百万円）をこえる法人の名称、第四十六條の三に規定する納税地、代表者（外国法人にあつては第四十六條の四第二項に規定する責任者）の氏名、その申告書に記載された所得金額及びその事業年度又は第十九條第一項但書（同條第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十條第一項に規定する期間を、当該申告書提出の日から二箇月以内に、少くとも一箇月間公示しなければならない。

第四十條第一項中「課税標準」の下に「又は法人税額」を加え、「脱漏」を「不足額」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同條第二項を次のように改める。

前項の規定は、その報告が不法の行為に因り知り得た事実又は国若しくは地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基くものであるときは、これを適用しない。

第四十二條及び第四十三條を次のように改める。

**第四十二條**　納税義務がある法人は、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる法人税額については、当該各号に掲げる期間に応じ、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。

一　法人が第二十六條の規定により納付すべき法人税（第十八條第一項但書又は第二十一條第一項但書の規定による申告書の提出に因り納付すべき法人税を除く。）をその納期限内に完納しなかつた場合においては、その未納に係る法人税額について、その納期限の翌日から当該法人税を納付する日までの期間

二　法人が第十八條第一項但書又は第二十一條第一項但書の規定により納付すべき法人税額について、第十八條第一項本文に規定する申告書の提出期限又は第二十一條第一項本文に規定する申告書の提出期限の翌日から当該法人税を納付する日までの期間

三　法人が第二十三條第一項の規定による申告書又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出した場合においては、第二十六條の二第一項又は第二項の規定により納付すべき法人税額について、第十八條第一項本文、第二十一條第一項本文又は第二十二條第一項に規定する申告書の提出期限の翌日から当該法人税を納付する日までの期間

四　第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人が、当該還付金額の基礎となつた欠損金額について第二十四條の規定による修正申告書を提出した場合においては、第二十六條の二第三項の規定により納付すべき法人税額について、第二十六條の三第四項の規定による還付のための支出があつた日から当該法人税を納付する日までの期間

前項の場合において、法人が同項各号に掲げる法人税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる法人税額は、同項各号に掲げる法人税額からその一部納付に係る法人税額を控除した税額による。

第一項の規定は、同項の利子税額計算の基礎となる税額が千円未満であるときは、これを適用しない。当該税額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

前三項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。

第一項第二号から第四号までの規定に該当する場合で当該各号に規定する申告書又は修正申告書を提出した法人が第二十六條第一項若しくは第三項に規定する納期限までに又は第二十六條の二に規定する納付の期日に利子税額を完納しなかつた場合及び第一項の規定に該当する場合においては、政府は、国税徴収法第九條の規定により、その納付すべき利子税額の納付を督促する。

政府は、第三十三條第一項の追徴税額又は同條第二項の規定により徴収すべき法人税額を徴収する場合においては、第一項第三号又は第四号及び、第二項乃至第四項の規定に準じて計算した利子税額をあわせて徴収する。

法人が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は前項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該法人が納付した法人税額が第二十六條若しくは第二十六條の二の規定により納付すべき法人税額又は第三十三條の規定により徴収される税額に達するまでは、その納付した法人税額は、これらの規定により納付すべき法人税額又は徴収される税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

**第四十三條** 第十八條、第十九條第一項但書（同條第七項において準用する場合を含む。）又は第二十條乃至第二十二條の規定による申告書の提出があつた場合において、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたとき又は第二十四條の規定による修正申告書の提出があつたときは、政府は、当該更正若しくは決定又は修正申告前の申告若しくは修正申告に係る法人税額（納付すべき法人税のない旨の申告書を提出した場合には、その旨の申告）に誤があつたことについて正当な事由があると認める場合には、当該更正若しくは決定に係る第三十三條第一項の追徴税額若しくは同條第二項の規定により徴収すべき法人税額又は当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項若しくは第三項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。

左の各号の一に該当する場合においては、政府は、第一号及び第三号の場合にあつては第十八條又は第二十條乃至第二十二條の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二号及び第四号の場合にあつては更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る法人税額（納付すべき法人税のない旨の申告）に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる法人税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、当該期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

一　第二十三條の規定による申告書の提出がなかつた場合においては当該申告書の提出に因り第二十六條の二第一項の規定により納付すべき法人税額について、第十八條又は第二十條乃至第二十二條に規定する申告書の提出期限の翌日から当該決定に係る第三十二條の通知をなした日までの期間

二　前号の規定に該当する場合において、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつた場合又は第二十四條第一項若しくは第三十一條の規定による修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書を提出した法人に係る政府の調査に因り第二十九條乃至第三十一條の規定による更正又は決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、政府は、当該更正若しくは決定に係る第三十三條第一項の追徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額について、前号に掲げる期間

三　第十八條又は第二十條乃至第二十二條の規定による申告書の提出がなかつた場合において、第三十條の規定による決定があつたときは、当該決定に係る第三十三條第一項の追徴税額について、第十八條又は第二十條乃至第二十二條に規定する申告書の提出期限の翌日から当該決定に係る第三十二條の通知をなした日までの期間

四　前号の規定に該当する場合において、第二十九條第一項若しくは第三十一條第一項の規定による更正があつたとき又は第二十四條第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第三十三條第一項の追徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額について、第十八條又は第二十條乃至第二十二條に規定する申告書の提出期限の翌日から当該更正に係る第三十二條の通知をなした日又は当該修正申告書を提出した日までの期間

第二十三條第一項の規定による申告書又は第二十四條の規定による修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書を提出した法人に係る政府の調査に因り第二十九條乃至第三十一條の規定による更正又は決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、政府は、当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る重加算税額を徴収しない。





二項若しくは第三項の規定により納付すべき法人税に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。

前條第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収する場合について、これを準用する。

**第四十三條の二** 前條第一項の規定に該当する場合において、法人が課税標準又は欠損金額の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基いて第十八條、第十九條第一項但書（同條第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十條乃至第二十二條の規定による申告書又は第二十四條の規定による修正申告書を提出していたときは、政府は、前條第一項の過少申告加算税額に代え、過少申告加算税額計算の基礎となるべき第三十三條第一項の追徴税額若しくは同條第二項の規定により徴収すべき法人税額又は第二十六條の二第二項若しくは第三項の規定により納付すべき法人税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

前條第二項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、政府は、無申告加算税額の外、同項各号に掲げる法人税額又は第三十三條第一項の追徴税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

一　前條第二項第一号又は第三号の規定に該当する場合においては、法人が課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基いて第十八條乃至第二十二條の規定による申告書を提出せず、又は第二十四條の規定による修正申告書を提出しなかつたこと。

二　前條第二項第二号の規定に該当する場合においては、法人が課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基いて第二十三條の規定による申告書又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出したこと。

三　前條第二項第四号の規定に該当する場合においては、法人が課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基いて第十八條若しくは第二十條乃至第二十二條の規定による申告書を提出せず、又は第二十四條第二項の規定による修正申告書を提出したこと。

前二項の規定に該当する場合において、第二十三條第一項の規定による申告書又は第二十四條の規定による修正申告書の提出について前條第三項に規定する事由があるときは、政府は、当該申告書又は修正申告書の提出に因り第二十六條の二の規定により納付すべき法人税額又は第三十三條第一項の追徴税額に係る重加算税額を徴収しない。

第四十四條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第四十五條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る重加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該重加算税額を徴収しない。

第四十六條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第四十七條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る重加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該重加算税額を徴収しない。

第四十八條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第四十九條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第五十條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第五十一條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第五十二條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第五十三條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第五十四條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第五十五條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第五十六條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第五十七條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第五十八條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第五十九條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

第六十條 第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り同條第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する場合において、第二十六條の二第二項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十三條第一項の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出がなかつたことについて、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたことについて又は第三十三條第一項の規定による追徴があつたことについて、それぞれ正当な事由があると認めるときは、政府は、当該過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収しない。

新たに外国法人となつた法人は、その外国法人となつた日から二箇月以内に、その外国法人となつた日、名称、この法律の施行地における事業又は経営の責任者の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を政府に申告しなければならない。

第五條第一項各号に掲げる法人は、新たに同項の収益事業を開始した場合においては、その開始した日から二箇月以内に、その開始の日及び収益事業の種類を政府に申告しなければならない。

法人は、前三項の規定による申告をなす場合においては、その申告書に命令で定める書類を添附しなければならない。

**第四十六條の五**　内国法人の清算が結了したときは、当該法人の清算人は、その旨及び清算結了の日を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

外国法人が外国法人でなくなつたときは、当該法人のこの法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者は、その旨及び外国法人でなくなつた日を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第十章を第九章とする。

第四十八條を次のように改める。

**第四十八條**　詐偽その他不正の行為により、第十八條第一項、第二十一條第一項若しくは第二十二條第一項の規定により申告をなすべき法人税を免れ又は第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をなした者は、これを三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の免れた法人税額又は還付を受けた金額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた法人税額又は還付を受けた金額に相当する金額以下となすことができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちに、その免れた法人税額又は還付を受けた金額（第二十六條の三第六項の規定により加算された金額のうち当該金額に対応する部分の金額を含む。）に相当する税額の法人税を徴収する。

**第四十八條の二**　正当の事由がなくて第十八條第一項、第二十一條第一項又は第二十二條第一項の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をなした者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

**第四十八條の三**　第二十五條の二第一項乃至第三項の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書の提出があつた場合においてその行為をなした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処し、情状に因り、その刑を免除することができる。

**第五十三條**　第四十八條第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附則第七條及び第八條を削る。

**附　則**

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、法人税法第三十五條第七項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2　この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の法人税法の規定をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の法人税法の規定をいう。





3　新法の規定は、特別の定があるものを除く外、法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税から適用する。但し、新法第五條第一項各号に掲げる法人（宗教法人及び法人たる労働組合を除く。）の昭和二十五年三月三十一日を含む事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

4　法人の昭和二十五年四月一日前に終了した事業年度（旧法第二十一條の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。）分の法人税及び同日前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税については、特別の定があるものを除く外、なお従前の例による。この場合において、旧法第二十一條第一項の規定の適用を受ける法人の昭和二十五年四月一日を含む事業年度について、同項の規定により一事業年度とみなされた期間が同日前に終了している場合における当該期間に係る当該法人の超過所得に対する法人税については、当該法人税額が当該期間を含む事業年度について旧法の規定により計算した超過所得に対する法人税額をこえる場合においては、税務署長は、当該法人の申請により、これを調査し、その超過額を還付する。新法第二十六條の二第三項、第三十三條第二項及び第四十二條の規定は、当該事業年度分の法人税に係る新法第二十四條第一項又は第二項の規定による修正申告書の提出、第三十三條第一項の規定による追徴税額の徴収等に因り当該還付金額が過大となつた場合について、準用する。

5　新法第五條第一項各号に掲げる法人（宗教法人及び法人たる労働組合を除く。）の昭和二十五年三月三十一日を含む事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

6　新法第二十五條、第三十一條の三及び第三十二條後段の規定は、法人の昭和二十五年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税から適用する。

7　会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）第一條に規定する特別経理会社については、新法第九條の四の規定は、企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の規定による旧勘定及び新勘定の併合の日を含む事業年度後の事業年度分の法人税から適用する。

8　新法第三十四條から第三十八條までの規定は、昭和二十五年四月一日以後になされた新法第三十四條第一項又は第三項に規定する通知に係る事項から適用する。同日以後になされた旧法第三十六條に規定する通知に係る事項については、これを新法第三十四條第一項に規定する通知に係る事項とみなして、新法第三十四條から第三十八條までの規定を適用する。

9　新法第四十條の規定は、昭和二十五年四月一日以後に報告のあつた分から適用し、同日前に報告のあつた分については、なお従前の例による。

10　法人の昭和二十五年四月一日前に終了した事業年度分の法人税に係る旧法第四十二條の規定により納付し、又は徴収すべき税額でこの法律施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

11　旧法第二十六條又は第三十三條の規定により納付し、又は徴収すべき法人税でこの法律施行の際において未納であるもの及びこの法律施行後においてこれらの規定により納付し、又は徴収すべき法人税については、この法律施行後（当該法人税に係る旧法第二十六條第一項の納期限がこの法律施行後である場合には、当該納期限以後）当該法人税を納付し、又は徴収する日までの期間に応じて、新法第四十二條の規定を適用する。

12　新法第九條の六の規定は、昭和二十五年四月一日前になされた法人の解散又は合併に因り法人が取得した金銭の額及び金銭以外の財産の価額で同條第二項の規定により利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなされるものについては、適用しない。

13　旧法第九條第四項の規定は、法人の昭和二十四年十二月三十一日を含む事業年度以前の事業年度において生じた損金について、なおその効力を有する。

14　附則第四項に規定する法人税に係る旧法第三十九條に規定する事項については、同條の例によらない。

15　旧法第二十一條第一項の規定の適用を受ける法人の昭和二十五年四月一日を含む事業年度について、同項の規定により一事業年度とみなされた期間が同日前に終了している場合における当該期間に係る当該法人の普通所得及び当該普通所得に対する法人税並びに当該法人税に係る旧法第四十二條又は第四十

三條の規定による税額は、新法第十九條第一項本文（同條第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第二十六條第三項若しくは第二十六條の二第一項の規定の適用については、それぞれ当該法人の当該期間に係る所得及び当該所得に対する法人税並びに新法第四十二條又は第四十三條の規定による利子税額及び過少申告加算税額又は無申告加算税額とみなす。

16　法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について新法第十九條第一項本文の規定の適用がある場合において、同項本文に規定する前事業年度が同日前に終了しているときは、その前事業年度の法人税は、同項本文の規定による申告書を提出すべき事業年度開始の日から七月を経過した日の前日までに、その前事業年度の普通所得に対する法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額（当該法人税に係る旧法第三十五條第一項、第四十二條又は第四十三條の規定による税額及び新法第四十二條の規定による利子税額に相当する法人税額は、これを含まない。）とする。

17　所得税法の臨時特例等に関する法律（昭和二十四年法律第二百六十九号）第二條の規定による届出をした法人は、新法第二十五條第三項の規定による申請書を提出したものとみなす。

18　新法第四十八條から第四十八條の三まで及び第四十九條第一号の規定、新法第四十八條、第四十八條の二又は第四十九條第一号の違反行為に係る第五十一條の規定及び新法第五十三條の規定は、法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税から適用する。

19　新法第五十條の規定は、この法律施行前にした違反行為から適用し、この法律施行後にした違反行為については、なお従前の例による。

20　前項の規定に該当する場合を除く外、法人の昭和二十五年四月一日前に終了した事業年度分の法人税に係る違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

21　この法律施行の際現に存する法人で新法第七條第二項の規定の適用を受けるものは、この法律施行後二月以内に、事業年度その他これに準ずる期間を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。

22　この法律施行の際現に存する法人で新法第九條の八第一項又は第九條の八第二項の規定の適用を受けるものは、この法律施行後新法第十八條乃至第二十七第一項又は第九條の八第一項の規定による申告書を提出すべき期限までに、新法第九條の七第一項又は第九條の八第一項の規定の適用を受けるべき方法を選定して、これを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。その届出をしなかつた法人については、新法第九條の七第二項又は第九條の八第二項の規定を適用する。

23　昭和二十五年一月一日以後同年五月三十一日以前に開始する事業年度分の法人税について新法第二十五條第一項の規定による青色申告書を提出しようとする法人（附則第十七項の規定の適用を受ける法人を除く。）は、この法律施行後二月以内に、同條第三項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

24　この法律施行の際現に存する新法第五條第一項各号に掲げる法人は、この法律施行後二月以内に、その設立の日、名称、事業目的、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合においては、当該法人は、その申告書に定款、寄附行為、規則又は規約の写、事業の詳細を示す書類その他命令で定める書類を添附しなければならない。

（大蔵・内閣総理大臣署名）



## 法律第七十三号　（二五、三、三一）

# ◎相続税法

相続税法（昭和二十二年法律第八十七号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一條―第十條）
第二章　課税価格、税率及び控除（第十一條―第二十一條）
第三章　財産の評価（第二十二條―第二十六條）
第四章　申告及び納付（第二十七條―第三十四條）
第五章　更正及び決定（第三十五條―第三十七條）
第六章　延納及び物納（第三十八條―第四十三條）
第七章　再調査、審査及び訴訟（第四十四條―第四十八條）
第八章　雑則（第四十九條―第六十七條）
第九章　罰則（第六十八條―第七十四條）
附則

## 第一章　総則

（納税義務者）

**第一條**　左に掲げる者は、この法律により、相続税を納める義務がある。

一　相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

二　相続、遺贈又は贈與に因りこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

（課税財産の範囲）

**第二條**　前條第一号の規定に該当する者については、その者が相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、相続税を課する。

2　前條第二号の規定に該当する者については、その者が相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、相続税を課する。（相続又は遺贈に因り取得したものとみなす場合）

**第三條**　左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなす。この場合において、その者が相続人であるときは当該財産を相続に因り取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときは当該財産を遺贈に因り取得したものとみなす。

一　被相続人の死亡に因り相続人その他の者が生命保険契約の保険金を取得した場合においては、当該保険金受取人について、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額に相当する部分

二　被相続人の死亡に因り相続人その他の者が当該被相続人に支給されるべきであつた退職手当金、功労金その他これらに準ずる給與の支給を受けた場合においては、当該給與の支給を受けた者について、当該給與金

三　相続開始の時においてまだ保険事故が発生していない生命保険契約（一定期間内に保険事故が発生しなかつた場合において返還金その他これに準ずるものの支拂がない生命保険契約を除く。）で被相続人が保険料の全部又は一部を負担し、且つ、被相続人以外の者が当該生命保険契約の契約者であるものがある場合においては、当該生命保険契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した保険料の金額に相当する部分

四　相続開始の時において、まだ定期金給付事由が発生していない郵便年金契約その他の定期金給付契約で被相続人が掛金の全部又は一部を負担し、且つ、被相続人以外の者が当該定期金給付契約の契約者であるものがある場合においては、当該定期金給付契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した掛金の金額に相当する部分

五　郵便年金契約その他の定期金給付契約で定期金受取人の生存中定期金を給付し、且つ、一定期間内にその者が死亡したときはその死亡後遺族その他の者に対して継続して定期金を給付するものに基いて定期金受取人たる被相続人の死亡後相続人その他の者が定期金受取人となつた場合においては、当該定期金受取人となつた者について、当該定期金給付契約に関する権利のうち被相続人が負担した掛金の金額に相当する部分

六　被相続人の死亡に因り相続人その他の者が恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基くもの以外のものを取得した場合においては、当該定期金に関する権利を取得した者について、当該定期金に関する権利

2　前項第一号又は第三号から第五号までの規定の適用については、被相続人の被相続人が負担した保険

料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。但し、同項第三号又は第四号の規定により当該各号に掲げる者が当該被相続人の被相続人から当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金については、この限りでない。

3　第一項第三号又は第四号の規定の適用については、被相続人の遺言により拂い込まれた保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。

（贈與又は遺贈に因り取得したものとみなす場合）

**第四條**　信託行為があつた場合において、委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があつた時において、当該受益者が、その信託の利益を受ける権利（受益者が信託の利益の一部を受ける場合には、当該信託の利益を受ける権利のうちその受ける利益に相当する部分。以下本條において同じ。）を当該委託者から贈與（当該信託行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。

2　左の各号に掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生じたため委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者となつた場合においては、その事由が生じた時において、当該受益者となつた者が、その信託の利益を受ける権利を当該委託者から贈與（第一号の受益者の変更が遺言により



なされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。

一　委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと。

二　信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないため受益者が確定していない信託について、受益者が確定したこと。

三　受益者が存在しない信託について、受益者が存在するに至つたこと。

四　停止條件附で信託の利益を受ける権利を有せしめた信託について、その條件が成就したこと。

3　前項第二号から第四号までに掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生ずる前に信託が終了した場合において、当該信託財産の帰属権利者が当該信託の委託者以外の者であるときは、当該信託が終了した時において、当該信託財産の帰属権利者が、当該財産を当該信託の委託者から贈與に因り取得したものとみなす。

**第五條**　生命保険契約の保険事故が発生した場合において、当該契約に係る保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によつて負担されたものであるときは、当該保険事故が発生した時において、保険受取人が、その取得した保険金のうち当該保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額に相当する部分を当該保険料を負担した者から贈與に因り取得したものとみなす。

2　前項の規定は、生命保険契約について返還金その他これに準ずるものの取得があつた場合について準用する。

3　前二項の規定の適用については、第一項（前項において準用する場合を含む。）に規定する保険料を負担した者の被相続人が負担した保険料とみなす。但し、第三條第一項第三号の規定により前二項に規定する保険金受取人又は返還金その他これに準ずるものの取得者が当該被相続人から同号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人が負担した保険料については、この限りでない。

4　第一項の規定は、第三條第一項第一号の規定により第一項に規定する保険金受取人が同号に掲げる保険金を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされる場合においては、当該保険金に相当する部分については、適用しない。

**第六條**　郵便年金契約その他の定期金給付契約の定期金給付事由が発生した場合において、当該契約に係る掛金の全部又は一部が定期金受取人以外の者によつて負担されたものであるときは、当該定期金給付事由が発生した時において、定期金受取人が、その取得した定期金給付契約に関する権利のうち当該定期金受取人以外の者が負担した掛金の金額に相当する部分を当該掛金を負担した者から贈與に因り取得したものとみなす。

2　前項の規定は、郵便年金契約その他の定期金給付



契約について返還金その他これに準ずるものの取得があつた場合について準用する。

3　第三條第一項第五号の規定に該当する場合において、同号に規定する郵便年金契約その他の定期金給付契約に係る掛金の全部又は一部が同号に規定する定期金受取人及び被相続人以外の第三者によつて負担されたものであるときは、相続の開始があつた時において、当該定期金受取人が、その取得した定期金給付契約に関する権利のうち当該第三者が負担した掛金の金額に相当する部分を当該第三者から贈與に因り取得したものとみなす。

4　前三項の規定の適用については、第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項に規定する掛金を負担した者の被相続人が負担した掛金は、その者が負担した掛金とみなす。但し、第三條第一項第四号の規定により前三項に規定する定期金受取人又は返還金その他これに準ずるものの取得者が当該被相続人から同号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人が負担した掛金については、この限りでない。

**第七條**　著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があつた時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があつた時における当該財産の時価（当該財産の評価について第三章に特別の定がある場合には、その規定により評価した価額）との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈與（当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該財産の譲渡を受けた者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者（民法（明治三十一年法律第九号）第八百七十七條に規定する親族をいう。以下同じ。）から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈與又は遺贈に因り取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

**第八條**　対価を支拂わないで又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受又は第三者のためにする債務の弁済に因る利益を受けた場合においては、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時において、当該利益の価額に相当する金額（対価の支拂があつた場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈與（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該行為が、当該利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈與又は遺贈に因り取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

**第九條**　第四條から前條までに規定する場合を除く外、対価を支拂わないで又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支拂があつた場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈與（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該行為が、当該利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈與又は遺贈に因り取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

（財産の所在）

**第十條**　左の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。

一　動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利については、その動産又は不動産の所在。但し、船舶については、船籍の所在

二　鉱業権又は砂鉱権については、鉱区又は砂鉱区の所在
三　漁業権又は入漁権については、漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画
四　金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金で政令で定めるものについては、その預金、貯金、積金又は寄託金の受入をした営業所又は事業所の所在
五　合同運用信託（信託会社又は信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）に関する権利については、その信託の引受をした営業所の所在
六　特許権、実用新案権、意匠権又は商標権については、その登録をした機関の所在
七　前各号に掲げる財産を除く外、営業所又は事業所を有する者の当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在

2　前項各号に掲げる財産以外の財産の所在については、当該財産の権利者であつた被相続人、遺贈者又は贈与者の住所の所在による。

3　前二項の規定による財産の所在の判定は、当該財産を相続、遺贈又は贈与に因り取得した時の現況による。

## 第二章　課税価格、税率及び控除

（課税価格）

**第十一條**　相続、遺贈又は贈与に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一條第一号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中においてこれらの事由に因り取得した財産の価額の合計額をもつて課税価格とする。

2　相続、遺贈又は贈与に因り財産を取得した者がその年中における第一條第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中においてこれらの事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて課税価格とする。

3　相続、遺贈又は贈与に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一條第一号及び第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その者がこの法律の施行地に住所を有していた期間内にこれらの事由に因り取得した財産の価額及びこの法律の施行地に住所を有していなかつた期間内にこれらの事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて課税価格とする。

（非課税財産）

**第十二條**　左に掲げる財産の価額は、課税価格に算入しない。

一　皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第七條の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物
二　相続又は遺贈に因り取得した墓所、霊廟及び祭具並びにこれらに準ずるもの
三　法人からの贈与に因り取得した財産（第五條又は第六條の規定により贈与に因り取得したものとみなされる財産を除く。）
四　扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与又は遺贈に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの
五　宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産で当然公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
六　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第四條に規定する公職の候補者が選挙運動に関し贈与に因り取得した金銭で同法第二十八條の規定による報告がなされたもの

2　同一人からその年中に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産の価額（相続又は遺贈に因り取得した財産については債務控除、配偶者控除又は未成年者控除を受ける場合には、これらの控除後の価額）の合計額のうち三万円までの金額は、課税価格に算入しない。

3　第一項第五号に掲げる財産を取得した者がその財産を取得した日から二年を経過した日において、なお当該財産を当該公益を目的とする事業の用に供していない場合においては、当該財産の価額は、課税価格に算入する。





（債務控除）

**第十三條**　相続に因り財産を取得した者が第一條第一号の規定に該当する者である場合においては、当該相続に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から左に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一　被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）
二　被相続人に係る葬式費用

2　相続に因り財産を取得した者が第一條第二号の規定に該当する者である場合においては、当該相続に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものについては、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から被相続人の債務で左に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一　その財産に係る公租公課
二　その財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務
三　前二号に掲げる債務を除く外、その財産の取得、維持又は管理のために生じた債務
四　その財産に関する贈与の義務
五　前各号に掲げる債務を除く外、被相続人が死亡の際この法律の施行地に営業所又は事業所を有していた場合においては、当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の債務

3　前二項の規定による控除を「債務控除」という。

4　第十二條第一項第二号又は第五号に掲げる財産の取得、維持又は管理のために生じた債務の金額は、債務控除をすることができる金額に算入しない。但し、同條第三項の規定により同條第一項第五号に掲げる財産の価額を課税価格に算入した場合においては、この限りでない。

5　前四項の規定は、民法第九百六十四條の規定による包括遺贈があつた場合における当該遺贈に因り取得した財産の価額について準用する。

**第十四條**　前條の規定によりその金額を控除すべき債務は、確実と認められるものに限る。

2　前條の規定によりその金額を控除すべき公租公課の金額は、被相続人又は包括遺贈者の死亡の際債務の確定しているものの金額の外、被相続人又は包括遺贈者に係る所得税、富裕税、相続税、再評価税、砂糖消費税、骨牌税、酒税、物品税、揮発油税及び地方税法（昭和二十五年法律第　号）の規定による附加価値税の税額で政令で定めるものを含むものとする。

（配偶者控除）

**第十五條**　配偶者からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該相続又は遺贈に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額（当該財産について債務控除を受ける場合には、その控除後の価額）から当該財産の価額に十分の五の割合を乗じて算出した金額を控除した金額による。（この控除を「配偶者控除」という。）

2　配偶者からの相続又は遺贈に因り財産を取得した者が既に配偶者控除を受けたことがある者である場合においては、その者については、重ねて配偶者控除をしない。

3　配偶者控除を受けることができる者は、左の各号の一に該当する者に限る。但し、第一号又は第二号の規定に該当する者が配偶者控除を受けようとする財産について概算申告書の提出を要する者である場合においては、その者については、第一項の規定に該当する旨の記載をした当該申告書（税務署長において当該申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者の提出した期限後申告書を含む。）を提出している場合に限る。

一　第一項の規定に該当する旨の記載をした期限内申告書を提出した者
二　第一項の規定に該当する旨の記載をした期限後申告書を提出した者で税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認めるもの
三　第三十五條第五項の規定により、配偶者控除を受けることができる財産に係る期限内申告書の提出期限前に決定を受けた者
四　第五十七條第一項の規定による明細書（税務署長において当該明細書の提出期限内に当該明細書

を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者が期限後に提出した当該明細書を含む。）を提出した者

（未成年者控除）

**第十六條**　相続又は遺贈（扶養義務者からの遺贈に限る。）に因り財産を取得した者が第一條第一号の規定に該当し、且つ、十八歳未満の者である場合においては、当該相続又は遺贈に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額（当該財産について債務控除又は配偶者控除を受ける場合には、これらの控除後の価額）から一万円にその者が十八歳に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額による。

2　前項の規定により控除を受けることができる金額がその控除を受ける財産の価額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額は、政令の定めるところにより、その控除を受ける者の扶養義務者が同項の相続又は遺贈に係る被相続人又は遺贈者から相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（当該財産について債務控除又は配偶者控除を受ける場合には、これらの控除後の価額）から控除し、その控除後の価額をもつて、当該扶養義務者の課税価格に算入すべき当該財産の価額とする。

3　前二項の規定による控除を「未成年者控除」という。

4　第一項の規定に該当する者がその者又はその扶養義務者について既に未成年者控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者が未成年者控除を受けることができる金額は、既に控除を受けた金額が未成年者控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈に因り財産を取得した際未成年者控除を受けることができる金額とする。）に満たなかつた場合におけるその満たなかつた部分の金額の範囲内に限る。

5　前條第三項の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。

（基礎控除）

**第十七條**　相続税については、課税価格から十五万円を控除する。但し、既にその控除を受けている場合においては、前年までの分の相続税について控除を受けた金額の合計金額を十五万円から控除した金額を課税価格から控除する。

（税率）

**第十八條**　相続税は、納税義務者のその年までの課税価格（前條の規定による控除後の課税価格をいう。以下本條において同じ。）の合計額を左の各級に区分し、遺次に各税率を適用して算出した金額から、その者の前年までの課税価格の合計額を左の各級に区分し、遺次に各税率を適用して算出した金額を控除した金額により、課する。

二十万円以下の金額　百分の三十
二十万円をこえる金額　五十万円以下の金額　百分の三十五
五十万円をこえる金額　百万円以下の金額　百分の四十
百万円をこえる金額　百五十万円以下の金額　百分の四十五
百五十万円をこえる金額　二百万円以下の金額　百分の五十
二百万円をこえる金額　三百万円以下の金額　百分の五十五
三百万円をこえる金額　四百万円以下の金額　百分の六十
四百万円をこえる金額　五百万円以下の金額　百分の六十五
五百万円をこえる金額　七百万円以下の金額　百分の七十
七百万円をこえる金額　千万円以下の金額　百分の七十五
千万円をこえる金額　千五百万円以下の金額　百分の八十
千五百万円をこえる金額　二千五百万円以下の金額　百分の八十五
二千五百万円をこえる金額　五千万円以下の金額　百分の九十
五千万円をこえる金額　百分の九十五

（相次相続控除）

**第十九條**　相続又は遺贈に因り財産を取得した場合において、当該相続（以下本條において「第二次相続」という。）に係る被相続人又は当該遺贈者が第二次相続の開始前十年以内に開始した相続（以下本條において「第一次相続」という。）に因り財産を取得したことがある者であるときは、当該被相続人又は遺贈者から相続又は遺贈に因り財産を取得した者については、その者について前條の規定により算出した相続税額から、当該被相続人又は遺贈者が第一次相続に因り財産を取得した日の属する年分の相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。）に左の各号に掲げる割合を順次乗じて算出した





金額に相当する税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

一　第一次相続に因り取得した財産（当該相続に係る被相続人から遺贈に因り取得した財産を含む。）の価額が当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合

二　第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（課税価格に算入される部分の価額に限る。）の合計額の当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産（当該相続に係る被相続人から遺贈に因り取得した財産を含む。）の価額（課税価格に算入された部分の価額に限る。）から当該財産を取得した日の属する年分の相続税額に前号の割合を乗じて算出した税額に相当する金額を控除した金額に対する割合（当該割合が百分の百をこえる場合には、百分の百の割合）

三　第二次相続に係る被相続人から相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（課税価格に算入される部分の価額に限る。）の第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（課税価格に算入される部分の価額に限る。）の合計額に対する割合

四　第一次相続開始の時から第二次相続開始の時までの期間に相当する年数を十年から控除した年数（当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）の十年に対する割合

2　前項の場合において、第一次相続に因り財産を取得した者の当該財産を取得した日の属する年分の相続税額は、第二次相続に係る被相続人から相続又は遺贈に因り取得した財産に係る相続税について最初に提出すべき申告書の提出期限までに当該年分の相続税として納付した又は納付すべきことが確定した税額による。

3　第十五條第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

（年長者控除）

**第二十條**　相続に因り財産を取得した場合において、当該財産を取得した者が被相続人より年長者であるときは、その者については、その者について第十八條の規定により算出した相続税額（前條第一項又は第二十一條第一項の規定による控除を受ける場合には、これらの規定による控除後の税額）から、当該相続税額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額の三分の一に相当する税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2　前項の規定に該当する者が配偶者控除を受ける場合においては、その者については、同項の規定による控除をしない。

3　第十五條第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

（在外財産に対する税額の控除）

**第二十一條**　相続、遺贈又は贈與に因りこの法律の施行地外にある財産を取得した場合において、当該財産についてその地の法令により相続税に相当する税が課せられたときは、当該財産を取得した者については、その者について第十八條の規定により算出した相続税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。但し、その控除すべき税額が、その者について第十八條の規定により算出した相続税額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額に相当する税額については、当該控除をしない。

2　第十五條第三項の規定は、前項の場合について準用する。

## 第三章　財産の評価

（評価の原則）

**第二十二條**　この章で特別の定のあるものを除く外、相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

（地上権及び永小作権の評価）

**第二十三條**　地上権（借地法（大正十年法律第四十九号）に規定する借地権に該当するものを除く。以下

同じ。）及び永小作権の価額は、その残存期間に応じ、その目的となつている土地のこれらの権利を取得した時におけるこれらの権利が設定されていない場合の時価に、左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

残存期間が十年以下のもの　百分の五
残存期間が十年をこえ十五年以下のもの　百分の十
残存期間が十五年をこえ二十年以下のもの　百分の二十
残存期間が二十年をこえ二十五年以下のもの　百分の三十
残存期間が二十五年をこえ三十年以下のもの及び地上権で存続期間の定のないもの　百分の四十
残存期間が三十年をこえ三十五年以下のもの　百分の五十
残存期間が三十五年をこえ四十年以下のもの　百分の六十
残存期間が四十年をこえ四十五年以下のもの　百分の七十
残存期間が四十五年をこえ五十年以下のもの　百分の八十
残存期間が五十年をこえるもの　百分の九十

（定期金に関する権利の評価）

**第二十四條**　郵便年金契約その他の定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、左に掲げる金額による。

一　有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、左に掲げる割合を乗じて計算した金額。但し、一年間に受けるべき金額の十五倍をこえることができない。

残存期間が五年以下のもの　百分の七十
残存期間が五年をこえ十年以下のもの　百分の六十
残存期間が十年をこえ十五年以下のもの　百分の五十
残存期間が十五年をこえ二十年以下のもの　百分の四十
残存期間が二十年をこえ二十五年以下のもの　百分の三十
残存期間が二十五年をこえ三十年以下のもの　百分の二十
残存期間が三十年をこえるもの　百分の十

二　無期定期金については、その一年間に受けるべき金額の十五倍に相当する金額

三　終身定期金については、その目的とされた者の当該契約に関する権利の取得の時における年令に応じ、一年間に受けるべき金額に、左に掲げる倍数を乗じて算出した金額

二十五歳以下の者　十一倍
二十五歳をこえ四十歳以下の者　八倍
四十歳をこえ五十歳以下の者　六倍
五十歳をこえ六十歳以下の者　四倍
六十歳をこえ七十歳以下の者　二倍
七十歳をこえる者　一倍

2　前項に規定する定期金給付契約に関する権利で同項第三号の規定の適用を受けるものにつき、その目的とされた者が当該契約に関する権利を取得した時後確定申告書（第二十八條第四項の規定による確定申告書を除く。）の提出期限（概算申告書を提出すべき場合には、当該申告書の提出期限）までに死亡し、その死亡に因りその給付が終了した場合においては、当該定期金給付契約に関する権利の価額は、前項第三号の規定にかかわらず、その権利者が当該契約に関する権利を取得した時後給付を受けた又は受けるべき金額（当該権利者の遺族その他の第三者が当該権利者の死亡に因り給付を受ける場合には、その給付を受けた又は受けるべき金額を含む。）による。

3　第一項に規定する定期金給付契約に関する権利で、その権利者に対し、一定期間、且つ、その目的とされた者の生存中、定期金を給付する契約に基くものの価額は、同項第一号に規定する有期定期金として算出した金額又は同項第三号に規定する終身定期金として算出した金額のいずれか低い方の金額による。

4　第一項に規定する定期金給付契約に関する権利で、その目的とされた者の生存中定期金を給付し、且つ、一定期間内にその者が死亡したときはその権利者又はその遺族その他の第三者に対し当該期間中継続して定期金を給付する契約に基くものの価額は、同項第一号に規定する有期定期金又は同項第三号に規定する終身定期金として算出した金額のいずれか低い方の金額による。

5　前各項の規定は、恩給法の規定による扶助料に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基くもの以外のものの価額の評価について準用する。

**第二十五條**　郵便年金契約その他の定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、その掛金の拂込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの経過期間に応じ、その時までに拂い込まれた掛金の合計金額に、左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

経過期間が五年以下のもの　百分の九十
経過期間が五年をこえ十年以下のもの　百分の百
経過期間が十年をこえ十五年以下のもの　百分の百十
経過期間が十五年をこえるもの　百分の百二十

（生命保険契約に関する権利の評価）

**第二十六條**　生命保険契約で当該契約に関する権利を取得した時において保険事故が発生していないものに関する権利の価額は、当該契約に関する権利を取得した時までに拂い込まれた保険料の合計金額（その時までに保険料の拂込期日の到来していない部分を除く。）に百分の七十の割合を乗じて算出した金額から、保険金額に百分の二の割合を乗じて算出した金額を控除した金額による。但し、保険料の全額が一時に拂い込まれた生命保険契約に関する権利の価額は、拂込保険料の全額に相当する金額による。

## 第四章　申告及び納付

（概算申告書）

**第二十七條**　一月一日から十月末日までの間に相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該期間内に当該相続又は遺贈があつたことを知り、且つ、その年一月一日から当該財産を取得した日までの間に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産の価額を基礎としてその年分の課税価格を計算した場合において相続税の納税義務者は、第二項又は第三項の規定に該当する場合を除く外、相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した年の翌年二月一日から同月末日までに、課税価格、相続税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（この申告書を「確定申告書」という。）

2　相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該財産を取得した年の十一月一日から前項に規定する申告書の提出期限までに当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合において、その者が当該財産の価額をその年分の課税価格計算の基礎に算入しないで相続税の納税義務がある者であるときは、その者は、当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、その年分の確定申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該財産を取得した年の十一月一日以後当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合において、その者が当該財産の価額をその年分の課税価格計算の基礎に算入することに因り相続税の納税義務がある者となつたときは、その者は、当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、その年分の確定申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（確定申告書）

**第二十八條**　相続税の納税義務者は、第二項又は第三項の規定に該当する場合を除く外、相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した年の翌年二月一日から同月末日までに、課税価格、相続税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（この申告書を「確定申告書」という。）

2　相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該財産を取得した年の十一月一日から前項に規定する申告書の提出期限までに当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合において、その者が当該財産の価額をその年分の課税価格計算の基礎に算入しないで相続税の納税義務がある者であるときは、その者は、当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、その年分の確定申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該財産を取得した年の十一月一日以後当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合において、その者が当該財産の価額をその年分の課税価格計算の基礎に算入することに因り相続税の納税義務がある者となつたときは、その者は、当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、その年分の確定申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　通信、交通その他やむを得ない事由に因り前項に規定する申告書の提出期限内に概算申告書を提出することができない者については、政令の定めるところにより、国税庁長官又は税務署長は、その期限を延長することができる。

3　相続人又は包括受遺者が概算申告書を提出する場合においては、当該申告書に被相続人又は遺贈者の死亡の時における財産及び債務、当該被相続人又は遺贈者から相続人又は受遺者が相続又は遺贈に因り取得した財産又は承継した債務の各人ごとの明細その他政令で定める事項を記載した明細書を添附しなければならない。

は、その者の相続人又は包括受遺者は、その相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日から四月以内に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る相続税について、課税価格、相続税額その他必要な事項を記載した申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（この申告書を「最終確定申告書」という。）

2　第二十七条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（期限後申告書）

**第三十条**　概算申告書、確定申告書又は最終確定申告書（これらの申告書を「期限内申告書」と総称する。）を提出すべき者は、これらの申告書の提出期限後においても、第三十六条の規定による決定の通知があるまでは、前三条の規定により政令で定める事項を記載した申告書（以下「期限後申告書」という。）を提出することができる。

2　第二十七条第三項の規定は、概算申告書及び第二十八条第二項又は第三項の規定による確定申告書の申告書を「期限内申告書」という。）

3　前二項の規定による申告書（この申告書を「修正申告書」という。）を提出できる者が死亡した場合においては、その者の相続人又は包括受遺者は、その被相続人又は遺贈者に係る相続税について、修正申告書を提出することができる。

（更正の請求）

**第三十二条**　期限内申告書又は当該申告書に係る修正申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格若しくは相続税額又は当該修正申告に因り増加した課税価格若しくは相続税額が過大であることを知つたときは、当該申告書の提出期限又は当該修正申告書を提出した日から一月以内に限り、当該申告書又は修正申告書を提出した税務署長に対し、その課税価格又は相続税額につき第三十五条第一項の規定により

（修正申告書）

**第三十一条**　期限内申告書又は期限後申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格又は相続税額に不足額があるときは、第三十六条の規定による更正の通知があるまでは、当該申告に係る課税価格又は相続税額について修正すべき事項その他政令で定める事項を記載した申告書を先に申告書を提出した税務署長に提出することができる。

2　第三十五条の規定又は決定を受けた者は、当該更正又は決定に係る課税価格又は相続税額に不足額があるときは、当該更正又は決定に係る課税価格又は相続税額について修正すべき事項その他政令で定める事項を記載した申告書を当該更正又は決定をした税務署長に提出することができる。

3　前二項の規定による申告書（この申告書を「修正申告書」という。）を提出できる者が死亡した場合においては、その者の相続人又は包括受遺者は、その被相続人又は遺贈者に係る相続税について、修正申告書を提出することができる。

（更正の請求）

**第三十二条**　期限内申告書又は当該申告書に係る修正申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格若しくは相続税額又は当該修正申告に因り増加した課税価格若しくは相続税額が過大であることを知つたときは、当該申告書の提出期限又は当該修正申告書を提出した日から一月以内に限り、当該申告書又は修正申告書を提出した税務署長に対し、その課税価格又は相続税額につき第三十五条第一項の規定により





あつたことを知つた日の翌日から四月以内に、その年分の確定申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　確定申告書を提出すべき者が当該確定申告書に係る年の翌年一月一日以後当該申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出前に死亡した場合においては、その者の相続人又は包括受遺者は、その相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る確定申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5　前三項の規定は、当該各項に規定する申告書の提出期限前に第三十六条の規定による決定の通知があつた場合には、適用しない。

6　前條第二項の規定は、第一項から第四項までの場合について準用する。

7　前條第三條の規定は、第二項から第四項までの場合（第四項の場合にあつては、その死亡した者が第二項又は第三項の規定に該当する者であつた場合に限る。）について準用する。

（最終確定申告書）

**第二十九條**　相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した者が年の中途で死亡した場合において、その者が当該財産を取得した年の一月一日からその死亡した日までの間にこれらの事由に因り取得した財産の価額を基礎としてその年分の課税価格を計算した場合において相続税の納税義務がある者であつたときは、当該更正の目的となる課税価格又は相続税額、その請求をしようとする更正後の課税価格又は相続税額、当該更正の請求をする理由その他政令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

4　税務署長は、第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においては、その請求に係る課税価格又は相続税額の更正をすべきか否かを調査し、その調査に基き、これを更正し、又はその請求の理由がない旨を当該請求をした者に通知する。

5　この法律の施行地に住所及び居所を有しない者が第六十三條に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知に代え、官報に掲載して公告をすることができる。この場合においては、公告の初日から七日を経過した日において同項の通知があつたものとみなす。

6　第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においても、税務署長において相当の事由があると認めたときは、税金の徴収を猶予することができる。

7　第二十七條第二項及び第二十八條第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による更正の請求について準用する。

（納付）

**第三十三條**　期限内申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した相続税額に相当する相続税を国に納付しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、その納付すべき相続税は、当該申告書に記載した相続税額から当該各号に掲げる税額を控除した税額による。

一　概算申告書又は当該申告書に係る期限後申告書の提出があつた場合においては、当該申告に係る相続税額（当該申告書を提出した後修正申告書の提出又は第三十五條第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る相続税額）

二　概算申告書を提出すべき者が概算申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出しなかつた場合において、第三十五條第二項の規定による決定があつたときは、当該決定に係る第三十七條の規定による追徴税額（当該決定があつた後修正申告書の提出又は第三十五條第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る相続税額）

2　期限後申告書を提出した者は、当該申告書を提出した日に、当該申告書に記載した相続税額に相当する相続税を国に納付しなければならない。但し、前項各号の一に該当する場合においては、その納付すべき相続税は、当該申告書に記載した相続税額から当該各号に掲げる税額を控除した税額による。

3　修正申告書を提出した者は、当該修正申告書を提出した日に、当該修正申告に因り増加した相続税額

に相当する相続税を国に納付しなければならない。

4　第二十八條第四項又は第二十九條第一項の規定に該当する場合において、相続人又は包括受遺者が二人以上あるときは、これらの者が当該各項の規定による確定申告書若しくは最終確定申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書に記載し、第一項又は第二項の規定により納付すべき相続税は、被相続人又は遺贈者に係る相続税額をこれらの者が相続又は遺贈に因り受けた利益の価額に按分して計算した額による。

5　第一項から第三項までの規定により相続税を納付すべき者が第一項に規定する納期限までに、又は第二項若しくは第三項に規定する納付の期日に相続税を完納しなかつたときは、税務署長は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第九條の規定により、これを督促する。

6　第一項から第三項までの規定による相続税の納付の手続については、政令で定める。

（連帯納付の義務）

**第三十四條**　相続人又は受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者は、その相続又は遺贈に因り財産を取得した年分の相続税額に当該財産の価額が当該相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税について、当該相続又は遺贈に因り受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互に連帯納付の責に任ずる。

2　相続人又は包括受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者は、被相続人又は遺贈者に係る相続税について、その相続又は遺贈に因り受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互に連帯納付の責に任ずる。

3　相続税の課税価格計算の基礎となつた財産につき贈与、遺贈（包括遺贈を除く。）又は寄附行為に因る移転があつた場合においては、当該贈与若しくは遺贈に因り財産を得取した者又は当該寄附行為に因り設立された法人は、当該贈与、遺贈又は寄附行為をした者の当該財産を課税価格計算の基礎に算入した年分の相続税額に当該財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税について、連帯納付の責に任ずる。

4　財産を贈与した者は、当該贈与に因り財産を取得した者の当該財産の価額が当該相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税について、当該財産の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

（更正及び決定）

**第五章**　更正及び決定

**第三十五條**　税務署長は、期限内申告書、期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、当該申告書に係る課税価格又は相続税額がその調査したところと異なるときは、その調査により、その課税価格又は相続税額を更正する。

2　税務署長は、期限内申告書を提出する義務があると認められる者が申告書を提出していない場合においては、その調査により、その課税価格及び相続税額（第三十三條第一項各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税額を控除した税額）を決定する。

3　税務署長は、課税価格又は相続税額の更正又は決定後その更正又は決定に係る課税価格又は相続税額について過不足額があることを知つたときは、その調査により、その課税価格又は相続税額を更正することができる。

4　前三項の場合において、国税庁又は国税局の当該職員の調査があつたときは、税務署長は、当該調査に基き、前三項の規定による課税価格又は相続税額の更正又は決定をすることができる。

5　税務署長は、左の各号の一に該当する場合においては、申告書の提出期限前においても、第二項の規定による決定をすることができる。

一　第二十七條第一項に規定する事由に該当する場合において、被相続人又は遺贈者が死亡した日の翌日から四月を経過したとき。

二　第三十八條第二項から第四項までに規定する事由に該当する場合において、同條第一項に規定する確定申告書の提出期限（同條第六項において準用する第二十七條第二項の規定の適用がある場合





には、同項の規定により延長された期限）を経過したとき。

三　第二十九條第一項に規定する事由に該当する場合において、被相続人又は遺贈者が死亡した日の翌日から四月を経過したとき。

（通知）

**第三十六條**　税務署長は、前條の規定により課税価格又は相続税額を更正し、又は決定した場合においては、その理由、第五十一條第三項の規定により徴収すべき利子税額及び前條第四項の規定に該当する場合にはその旨を附記した書面により、これを納税義務者に通知する。

2　第三十二條第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（追徴税額の徴収）

**第三十七條**　税務署長は、第三十五條の規定により課税価格又は相続税額を更正し、又は決定した場合においては、前條の通知をした日から一月後を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定に係る税額をいう。以下同じ。）を徴収する。

## 第六章　延納及び物納

（延納）

**第三十八條**　税務署長は、第三十三條第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は前條の規定により徴収すべき追徴税額が三万円以上で、且つ、納税義務者について金銭で一時に納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供させ、五年以内の延納を許可することができる。

2　前項の規定により延納を許可することができる相続税額又は追徴税額は、左の各号の一に該当する者が納付する相続税額又はその者から徴収する追徴税額に限る。但し、第一号又は第二号の規定に該当する者が概算申告書の提出を要する場合において、当該申告書（税務署長において当該申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者の提出した期限後申告書を含む。）を提出しなかつたときは、その者について延納を許可することができる税額は、その者が納付する相続税額又はその者から徴収する追徴税額から当該申告書の提出に因り納付すべきであつた相続税額を控除した税額に限るものとする。

一　期限内申告書を提出した者

二　期限後申告書を提出した者で税務署長において期限内に当該申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認めるもの

三　第三十五條第五項の規定により申告書の提出期限前に決定を受けた者

3　税務署長は、前項の規定により許可をし、又は却下をした場合においては、当該許可に係る延納税額及び延納の條件又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

4　延納の許可を受けた者は、その後の資力の状況の変化等に因り延納の條件について変更を求めようとする場合においては、その変更を求めようとする條件その他政令で定める事項を記載した申請書を当該延納を許可した税務署長に提出することができる。

5　税務署長は、延納の許可を受けた者のその後の資力の状況の変化等に因り当該許可に係る條件により延納を認めることが適当でないと認める場合においては、前項の規定による申請書の提出があつた場合を含む。）を除き、その延納を許可した税額又はその延納の條件を変更することができる。

6　税務署長は、延納の許可を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その延納の許可を取り消すことができる。

一　第一項の規定により納付すべき相続税額又は追徴税額を延納の期限までに納付しないとき。

二　第四項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請書に記載した事項が虚偽であると認められるとき。

三　第四項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請書に記載した事項を変更することが適当であると認められるとき。

四　第四項の規定による申請書の提出がなくて、その延納の條件を変更することが適当であると認められるとき。

7　税務署長は、前項の規定により延納の許可を取り消した場合においては、その取り消した旨及びその理由を記載した書面により、これを当該延納の許可を受けた者に通知する。

8　第三項の規定は、第六項の規定により延納の許可を取り消した場合について準用する。

（延納税額の納付）

**第三十九條**　前條第一項の規定により延納の許可を請しようとする者は、その延納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金銭で一時に納付することを困

ては、その者の弁明を聞いた上、その許可を取り消し、又は延納期間の短縮その他延納の條件の変更をすることができる。

6　税務署長は、担保物の価額が減少し、又は保証人の資力が延納税額の納付にたえないこととなつたと認める場合においては、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求めることができる。

7　税務署長は、第五項の規定により延納の許可を取り消し、若しくは延納の條件を変更した場合又は前項の規定により増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めようとする場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを納税義務者に通知する。

8　延納の許可があつた場合に提供する担保の種類及びその提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

**第四十條**　税務署長は、前條第一項の規定による申請書の提出があつた場合において相当の事由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴收を猶予することができる。

2　税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額（当該税額に係る利子税額を含む。）の滯納その他延納の條件に違反したとき又は前條第六項の規定による求めに応じなかつたときは、その者の弁明を聞いた上、その許可を取り消し、その未納に係る延納税額を一時に徴收することができる。

3　税務署長は、前項の規定により延納の許可を取り消した場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを納税義務者に通知する。

4　税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額その納期限までに完納しなかつた場合においては、国税徴收法第九條の規定により、これを督促する。

5　税務署長は、延納税額（当該税額に係る利子税額を含む。）を滯納し、国税徴收法第九條の規定による督促を受けた者が、期限までに当該税額を完納しなかつた場合においては、担保物を公売して延納税額、利子税額、延滯加算税額、督促手数料及び公売の費用を含む。以下本項において同じ。）に充て、又は保証人に通知して延納税額を納めさせる。この場合において、担保物の公売代金を延納税額に充てるときは、その差額を還付し、又は追過不足額があるときは、その差額を還付し、又は追徴し、保証人が延納税額を完納しないときは、まず納税義務者（連帶納付の責に任ずる者を含む。）に対し滯納処分を行い、不足額があるときに当該保証人に対し滯納処分を行うものとする。

（物納）

**第四十一條**　税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額（当該税額に係る利子税額を含む。）の滯納その他延納の條件に違反したとき又は前條第六項の規定による求めに応じなかつたときは、その者の弁明を聞いた上、その許可を取り消し、その未納に係る延納税額を一時に徴收することができる。

2　税務署長は、前項の規定により延納の許可を取り消した場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを納税義務者に通知する。

3　税務署長は、前項の規定により延納の許可を取り消した場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを納税義務者に通知する。

4　税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額その納期限までに完納しなかつた場合においては

査の請求」という。）があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

7　税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者に通知しなければならない。

一　再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二　再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三　再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決定

8　第三十二條第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（審査）

**第四十五條**　前條第一項但書（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者又は同條第七項の規定による通知を受けた者は、同條第一項若しくは第三項に規定する通知に係る事項又は同條第七項の規定による決定（以下「再調査の決定」という。）に対して異議があるときは、同條第一項若しくは第三項に規定する通知又は同條第七項の規定による通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をした税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をすることができる。

2　第二十七條第二項、第三十二條第六項及び前條第四項の規定は、前項の場合について準用する。

3　再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、各々当該各号に規定する日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求（以下「審査の請求」という。）があつたものとみなす。

一　税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をした者がこれに同意したときは、当該同意のあつた日

二　再調査の請求があつた日から三月以内に前條第七項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日

4　前條第六項の規定は、審査の請求について準用する。

5　国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者（第三項の再調査の請求をした者を含む。）に通知しなければならない。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてなされたものとみなされる場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてしなければならない。

一　審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前條第六項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二　審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三　審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決定

6　国税庁長官又は国税局長が、前條第七項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定によりあわせてなされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

7　国税庁長官又は国税局長は、前條第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をする場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。

8　第三十二條第五項の規定は、第五項の場合について準用する。

9　第七項に規定する協議団に関し必要な事項は、政令で定める。

（訴願法の不適用）

**第四十六條**　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の規定は、適用しない。

（訴訟）

**第四十七條**　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第四十五條第五項の規定による決定（以下「審査の決定」という。）を経た後でなければ、提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六月を経過して、なお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで、訴を提起することができる。

2　再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項但書の規定に該当する場合を除く外、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三月以内に、提起しなければならない。

3　第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六月を経過した後に当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合においては、当該訴を提起しなければならない。

4　前二項の期間は、不変期間とする。

5　前二項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第五條第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長又は国税局長の所部の職員とみなす。

6　第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされている場合には、これらの請求に対して決定をすることを妨げない。

（証拠申出の順序）

**第四十八條**　前條第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めたときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をし、その後に相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2　相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができる。

## 第八章　雑則

（申告書の公示）

**第四十九條**　税務署長は、申告書の提出があつたときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、課税価格が百万円をこえる者について、その者の氏名、納税地及び課税価格を少くとも一月間公示しなければならない。

（第三者通報）

**第五十條**　納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は課税価格若しくは相続税額に不足額があると認められる事実を、政令の定めるところにより、国税庁長官又は国税局長に報告した者がある場合において、税務署長がその報告に因つて課税価格又は相続税額を決定し、又は更正したときは、国税局長は、その報告者に対し、その報告が当該決定又は更正に寄与した程度等に応じ、当該決定又は更正に因り徴収することができた相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。）の百分の十以下に相当する金額を報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は、五十万円をこえることができない。

2　前項の規定は、その報告が不法の行為に因り知り得た事実又は国若しくは地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基くものであるときは、適用しない。